

50年 のあゆみ

令和 7 年 10 月

一般財団法人 日本消防設備安全センター

50年のあゆみ

一般財団法人 日本消防設備安全センター

目 次

創立50周年を迎えて	一般財団法人 日本消防設備安全センター 理事長 西藤 公司
創立50周年をお祝いして.....	消防庁長官 大沢 博
創立50周年に寄せて	都道府県消防設備協会連絡協議会 会長 安藤 俊雄 (公益財団法人 東京防災救急協会 理事長)
お祝いのことば	消防防災事業団体連絡協議会 会長 小西 一功 (一般財団法人 大阪消防振興協会 理事長)
設立50周年をお祝いして	一般社団法人 全国消防機器協会 会長 板倉 秀樹

第1章 総 説	1
1 日本消防設備安全センターの法人としてのあゆみ	3
(1) 財団法人日本消防設備安全センター設立の背景等	3
(2) 財団法人日本消防設備安全センター設立の動き	3
(3) 財団法人日本消防設備安全センターの設立	4
(4) 一般財団法人への移行に向けて	5
(5) 一般財団法人への移行	7
2 日本消防設備安全センター事業のあゆみ	7
(1) 設立当初及び設立後の積極的な業務展開	7
(2) 一般財団法人移行後の業務展開	15
3 安全センターの組織	17
4 安全センターの法定資格等の取得状況	18
第2章 安全センターの業務・活動の状況	19
第1節 消防設備等点検のプロフェッショナルを育成	21
1 登録講習機関としての講習の実施	21
(1) 消防設備点検資格者講習・再講習	21
(2) 防火対象物点検資格者講習・再講習	22
(3) 防災管理点検資格者講習・再講習	23
(4) 自衛消防業務新規講習・再講習	23
(5) オンラインによる講習の導入	24
(6) 物価の上昇等を踏まえた講習受講料等の改定	25
2 指定講習機関としての講習の実施	25
オンラインによる消防設備士講習	25

3	その他の講習の実施	26
	可搬消防ポンプ等整備資格者講習	26
4	効率的な講習の実施	27
	(1) 講習テキスト及び講習用資機材の充実	27
	(2) 講師の選任及び登録	27
5	資格取得者の適正な履歴管理	28
	(1) 資格取得者の履歴管理体制の整備	28
	(2) 不適正点検等に係る資格の喪失	28
第2節	信頼のマークで安心の情報を	29
1	認定、性能評定	29
	(1) 消防防災用設備機器等の認定	29
	(2) 認定制度の改善	30
	(3) 最近における認定制度	30
	(4) 消防防災用設備機器の性能評定	31
	(5) 今後の課題	31
2	推奨	32
	(1) 消防防災製品等の推奨	32
	(2) 最近における推奨	33
第3節	高度な技術の導入による防火安全性の向上	35
1	消防防災システムの評価及び特殊消防用設備等の性能評価	35
	(1) 消防防災システムの評価	35
	(2) 消防設備システム評価	36
	(3) 特殊消防用設備等の性能評価	37
	(4) 優良消防用設備等の消防庁長官表彰	37
	(5) 実績と今後の課題	38
2	総合操作盤の評価	38
	(1) 総合操作盤の評価	38
	(2) 実績	39
3	ガス系消火設備の評価	40
	(1) ガス系消火設備の評価	40
	(2) 実績と今後の課題	41
4	大規模防火対象物の防火安全性のあり方検討会〔平成23年度～26年度〕	41
第4節	迅速・確実な情報通信システムの構築	43
1	情報通信システムの設計受託	43
	(1) 市町村防災行政無線システム	43
	(2) 都道府県防災行政無線システム	44

(3) 高機能消防指令センター	44
(4) 消防救急無線のデジタル化	45
2 高度消防防災通信システムに関する調査研究	45
3 今後の課題	47
第5節 途上国の発展に寄与	48
1 消防の国際協力の推進	48
2 政府開発援助（ODA）関連事業	48
(1) 無償・有償資金協力	48
(2) 技術協力	50
3 消防事情調査	51
4 開発途上国への援助事業	51
第6節 火災による死者の減少を目指して	53
1 住宅用火災警報器等の義務設置とその後の推移	53
2 住宅用防災機器等の普及	53
3 今後の課題	54
第7節 研究成果を現実の施策につなぐ	55
1 総務省消防庁等、外部機関の行う調査研究への協力	55
(1) 飲食店等に設ける厨房等自動消火装置の実証実験に係る請負業務	55
(2) G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発	55
(3) 火災原因調査体制に関するアンケート調査	56
(4) 消防用設備等の定期点検における新技術等の導入のための実証実験等業務	57
(5) 消防用設備等のリモート点検の実効性の調査	58
2 自主研究	58
(1) 消防車両情報サイト	58
(2) 消防・危機管理用具研究協議会の設置と活動	58
(3) 消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法に関する検討	59
3 消防防災用設備等研究基金の設置と活用	61
(1) 消防業界有志による懇談会から安全センターへの要望	61
(2) 消防用設備等研究基金の設置	61
(3) 研究基金による助成	62
(4) 令和6年度までの研究助成事業	62
第8節 法令・知識、技術の精通に役立てる	64
1 安全センター発行の刊行物	64
(1) 刊行物の種類	64
(2) 頒布の方法	64
2 防火・防災セイフティマーク	65

3 機関誌「月刊フェスク」	66
(1) 発刊の目的及びあゆみ	66
(2) 誌面の構成	67
4 Webサイト「消防交流広場」の運営	67
5 展示会等への参加	68
第9節 消防防災業務の推進のために	69
1 都道府県消防設備協会	69
(1) 都道府県消防設備協会と緊密な連携	69
(2) 点検済表示制度の推進	69
(3) 消防設備協会事業への助成	71
2 消防防災事業団体	71
(1) 消防防災事業団体と緊密な連携	71
(2) 防火安全対策事業への助成	72
3 功労者等に対する表彰	72
(1) 消防設備保守関係功労者等の表彰	72
(2) 安全功労者の表彰	73
4 消防設備業総合保険の普及拡大	73
5 消防防災福利厚生支援事業の実施	74
第10節 消費者保護のために	75
1 PLセンターの設置	75
(1) 設置	75
(2) 構成団体	75
(3) 組織と業務	75
2 相談件数等	77
3 他のPLセンターとの情報交換等	77
4 消費者保護を今後も継続	77
第11節 違反是正の推進に向けた支援と法令遵守の普及啓発	78
1 違反是正支援センターの設置	78
2 支援事業	79
3 自主実施事業	80
第12節 国際的製品認証機関として	81
1 はじめに	81
2 JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) とは	82
3 FESC 製品認証制度の特色	83
(1) 認定制度審議会の設置	83
(2) 申請者が所有する試験設備による試験の実施	83

(3) FESC規格の制定	83
4 今後の課題	84
第13節 国際的な消防防災情報の普及を推進	86
1 海外の消防情報の収集・提供	86
2 海外への日本の消防防災に関する情報の紹介	86
3 消防英語の英和・和英単語集検索機能のWEBページへの搭載	87
第14節 大阪支所の事業活動	88
1 大阪支所の開設	88
2 大阪支所の体制・人員	88
3 大阪支所の業務概要	89
4 過去の実績	89
(1) 消防防災システム評価業務	89
(2) 消防防災通信業務	89
第15節 名古屋事務所の事業活動	91
1 名古屋事務所の開設	91
2 名古屋事務所の体制、人員等	92
3 名古屋事務所の事業活動概要	92
(1) 安全センターの講習会	92
(2) 名古屋市からの受託（施設管理と講習開催業務）	92
(3) 刊行物等の作成及び頒布	93
(4) 防火・防災管理教育担当者講習会	94
第3章 事業関連資料集	95
1 講習	97
第1－1表 消防設備点検資格者講習実施状況	97
第1－2表 消防設備点検資格者再講習実施状況	98
第1－3表 防火対象物点検資格者講習実施状況	99
第1－4表 防火対象物点検資格者再講習実施状況	99
第1－5表 防災管理点検資格者講習実施状況	100
第1－6表 防災管理点検資格者再講習実施状況	100
第1－7表 自衛消防業務新規講習実施状況	101
第1－8表 自衛消防業務追加講習実施状況	101
第1－9表 自衛消防業務再講習実施状況	101
第1－10表 可搬消防ポンプ等整備資格者講習実施状況	102
第1－11表 可搬消防ポンプ等整備資格者再講習実施状況	102
第1－12表 消防設備士講習実施状況	102

2 認定・性能評定・評価・推奨	103
第2-1表 消防用設備等の認定の実施	103
第2-2表 二次製品防火水槽等の認定の実施	105
第2-3表 消防防災用設備機器の性能評定の実施	106
第2-4表 消防用設備等の個別認定実施状況	109
第2-5表 消防防災用設備機器の個別性能評定実施状況	110
第2-6表 性能評価実施状況	111
第2-7表 消防設備システム評価実施状況	114
第2-8表 消防防災システム評価実施状況	121
第2-9表 地下街防火・安全計画評定実施状況	123
第2-10表 ガス系消火設備等評価実績	124
第2-11表 JIS Q 17065 (ISO/IEC17065) 認定取得状況	124
第2-12表 住宅防火対策推進事業実施状況	125
第2-13表 住宅用防災機器等推奨状況	125
第2-14表 住宅用防災機器等の推奨マーク使用状況	125
第2-15表 消防防災製品等推奨事業実施状況	126
第2-16表 消防防災製品等推奨状況	126
第2-17表 消防防災製品等の推奨マーク使用状況	126
3 消防防災情報通信システム等の調査・設計	127
第3-1表 市町村防災行政無線システムに係る調査・設計・監理業務の受託状況	127
第3-2表 市町村防災情報センター設計等業務受託状況	127
第3-3表 高機能消防指令センターの調査・設計・監理業務の受託状況	128
第3-4表 都道府県防災行政無線システム等の調査・設計・監理業務の受託状況	131
第3-5表 消防救急デジタル無線等の広域化・共同化等の調査・設計・監理業務の受託状況	132
第3-6表 保守委託に関する分析評価支援業務の受託状況	134
第3-7表 建設関係建設コンサルタントの調査・設計・監理業務の受託状況	134
第3-8表 消防庁防災無線通信設備設計等受託状況	135
第3-9表 その他の消防施設設計等受託状況	136
4 国際協力	137
第4-1表 国際協力コンサルタント業務実施状況	137
第4-2表 開発途上国援助事業実施状況	139
第4-3表 開発途上国消防事情調査実施状況	140
第4-4表 技術協力その他の国際協力事業	141
第4-5表 海外消防情報資料作成状況	143
5 刊行物	146

第5-1表 刊行物頒布状況	146
6 調査研究	147
第6-1表 各種調査研究実施状況	147
第6-2表 調査研究委員会等設置状況	150
7 研究助成	151
第7-1表 研究助成事業	151
8 違反是正支援・相談	153
第8-1表 違反是正支援関連刊行物配布状況	153
第8-2表 違反是正事例発表会実施状況	154
第8-3表 違反是正事例研究会実施状況	154
第8-4表 講演会等実施状況	154
第8-5表 セミナー実施状況	155
第8-6表 委員会等設置状況	155
第8-7表 違反是正等動画配信事業実施状況	155
9 防災製品のPL対策	156
第9-1表 防災製品PLセンターの相談受付状況	156
第9-2表 防災製品PLセンターのPL事故情報収受状況	156
第9-3表 防災製品団体PL総合補償制度加入実績	156
10 消防防災業務の推進	157
第10-1表 都道府県消防設備協会一覧	157
第10-2表 消防防災事業団体一覧	158
11 保険	159
第11-1表 消防設備業総合保険加入実績	159
第4章 定款その他関係資料	161
1 一般財団法人 日本消防設備安全センター定款	163
2 役員等名簿	172
3 賛助会員名簿	179
4 組織図及び事務局各部等分掌事務	181
5 決算の推移	184

創立50周年を迎えて



一般財団法人 日本消防設備安全センター

理事長 西藤 公司

一般財団法人日本消防設備安全センターは、昭和50年8月に財団法人として設立され、平成25年4月の一般財団法人への移行を経て、本年8月に創立50周年を迎えることができました。この50年のあゆみは、総務省消防庁をはじめとする関係行政機関のご指導、都道府県消防設備協会、消防防災事業団体、全国消防機器協会等、消防防災関係業界の皆様のご支援とご協力の賜物であり、深く御礼申し上げます。

当センターは、消防用設備等の保守業務に携わる消防設備点検資格者の養成と、消防防災用設備機器等の品質性能の確保・向上を図る認定及び性能評定という二つの柱をもって発足し、以来半世紀にわたり、時代の要請に応じた事業展開を進めてまいりました。現在は、定款に規定する①消防防災技術者の養成のための研修及び講習、②消防防災用設備機器等の認定、評定、評価、推奨等、③消防防災に関連した情報通信システムの調査、設計及び監理、④消防防災に係る国際協力、⑤消防防災に関する調査研究、調査研究等への助成及び技術開発の推進、⑥消防法令に関する違反是正の支援、⑦防火防災意識の啓発及び普及、⑧消防防災関係団体等への助言及び情報提供等、広範かつ多岐にわたる業務を実施しております。

近年では、社会環境の変化や技術革新に対応した新たな取組を進めてまいりました。特に令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大による影響に鑑み、オンライン講習を段階的に導入することとし、令和4年1月の消防設備点検資格者再講習を皮切りに、令和5年4月からは防火対象物点検資格者再講習と防災管理点検資格者再講習にも拡大、さらに令和6年10月には指定講習機関として新たにオンラインによる消防設備士講習を開始いたしました。

また、消防防災用設備機器等の品質確保に向けて、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）からJIS Q 17065（ISO/IEC 17065）の認定を取得するなど、国際的にも信頼される製品認証機関として、日本国内における安全・安心の確保に貢献しています。こうした取組は、社会全体の安全意識の高まりや品質保証に対する国際的なニーズの拡大に応えるものです。さらに、頻発する地震災害へ対応するため、消防防災製品等推奨制度においては、震災対策に資する製品の推奨を積極的に進めています。特に、地震時に自動的に電気を遮断することで火災を未然に防止する感震ブレーカーの推奨が増加しており、国民の生命・財産の保護に貢献する重要な取組として期待されています。

都市部においては土地利用の効率化や人口集中への対応、加えて建築技術の進歩により、建築物の高層化・複雑化が急速に進んでいることへの対応として、加圧防排煙設備の設計・審査に係

る運用ガイドライン策定や、緩衝帯を有する接続部の新たな評価基準の導入等、技術革新と安全性向上を積極的に推進してまいりました。

調査研究事業としては、消防庁等からの委託研究、自主研究、研究基金による助成を通じ多岐にわたる社会課題に取り組んでまいりましたが、特に少子高齢化による人材不足への対応として、ICTやG空間情報等の先進技術を活用した防火安全対策の研究開発、点検技術の高度化に向けた実証実験など、持続可能な消防防災体制の構築のための技術的・制度的な基盤づくりに貢献しています。

全国の消防機関による違反是正の推進を支援する違反是正支援センターでは、最近では広報用リーフレットのデータ提供や講習会のオンデマンド配信などを通じて、現場の課題に的確に対応した支援を心がけています。

情報発信の面では、「月刊フェスク」の発刊などを通じて、消防防災に関する知識の普及と社会全体の安全意識の向上に努めております。

また、長年拠点としてまいりました日本消防会館の建て替えに伴い、令和2年7月より東京事務所を一時移転しておりましたが、令和6年8月に新たな日本消防会館が竣工し、同年9月に移転を完了いたしました。新会館には、消防関係団体が集約され、また中央官庁にも近い利便性の高い立地にあることから、関係機関との情報共有や連携がより円滑に行える環境が整っています。

この度、創立50周年という大きな節目を迎え、私たちはこれまでのあゆみを礎に、今後も消防防災分野のさらなる発展と、社会の安全・安心の確保に向けて、より一層の努力を重ねてまいりますので、今後とも皆様の変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

創立50周年をお祝いして



消防庁長官 大沢 博

一般財団法人日本消防設備安全センターが、創立50周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

貴センターは、消防設備点検資格者の養成及び消防用設備等・機器の認定・評定という二つの業務を柱として、昭和50年8月1日に自治大臣の許可を得て設立されて以来、消防防災用設備等の信頼性向上に努めてこられました。

今日に至るまでの50年の間には、様々な災害事例があり、消防用設備等の設置基準の改正など、予防行政の充実・強化が進められました。これに伴い、貴センターは防火対象物点検資格者や自衛消防業務等の講習、特殊消防用設備等の性能評価、住宅防火対策、違反是正支援事業等の各種事業に加え、消防防災情報通信システム等に関する支援、消防防災に係る国際協力や調査研究に取り組まれ、近年では、オンラインによる消防設備士講習を開始するなど、我が国の消防防災行政の発展に大きく寄与してこられました。

また、消防防災用設備等研究基金により、消防業界共通の研究や製品の開発・普及に資するための研究テーマを選定し、所要の助成を行うほか、都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体との連携を緊密に保ち、防火対象物の防火安全維持に努めておられます。

このように、消防を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、消防防災に係る各種の事業に積極的に取り組まれることで、地方公共団体はもとより、地域住民や関係事業者をはじめとする関係各位から高く評価され、厚い信頼を得てこられたことに、心から敬意を表する次第であります。

さて、昨今の消防を取り巻く環境としては、地震や大雨による土砂災害など多くの自然災害のほか、岩手県大船渡市の大規模な林野火災が発生するなど、国民が安全に安心して暮らせる社会の実現が強く求められています。

貴センターにおかれましては、長年の経験と実績を活かし、今後とも時代の要請に柔軟に応じた事業をより一層推進していただき、安心・安全な社会の構築のため御尽力いただくことを期待しております。

最後になりましたが、貴センターのますますの御発展を心よりお祈り申し上げて、挨拶とさせていただきます。

創立50周年に寄せて



都道府県消防設備協会連絡協議会

会 長 安 藤 俊 雄

(公益財団法人 東京防災救急協会 理事長)

一般財団法人日本消防設備安全センターが、創立50周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

昭和40年代に、旅館・ホテル、百貨店、病院等で多くの犠牲者を伴う大規模な火災が相次いで発生したことから、昭和49年6月には消防用設備等の遡及適用を含めた設置基準の強化及び消防用設備等の点検報告の制度化等を含む消防法の大幅な改正が行われました。

貴安全センターは、消防用設備等点検報告制度を推進するため、各都道府県消防設備保守協会と連携し、消防用設備等の保守業務に携わる多数の消防設備点検資格者を養成するとともに、消防用設備等の維持管理の適正化を図る多くの事業に取り組んでこられました。その後、平成3年6月には安全センター内に都道府県消防設備保守協会等連絡協議会を発足し、協議会と連携して法令に基づく適正な点検が行われた証である点検済証を貼付する消防用設備等点検済表示制度の運用に取り組むなど、消防用設備等点検報告制度を推進してこられました。

また、社会的に影響を与えた火災事故等の再発防止や地震等の自然災害への備えの充実等を図るため、新たに創設された防火対象物点検資格者講習、防災管理点検資格者講習及び自衛消防業務講習等の総務大臣による登録講習機関として資格者を着実に育成するとともに、コロナ禍を機に、各種講習にオンライン講習を導入し、受講者が対面講習とオンライン講習を選択できるようにするなど、社会環境の変化にも的確に対応し、事業を推進してこられました。

さらに、建物の大規模、複雑化に伴い消防用設備等の性能規定化を求める社会ニーズには、特殊消防用設備等の性能評価の登録検定機関として消防用設備等の高度化にも適切に対応するとともに、ガス系消火設備等評価等を行うなど、我が国の建物の防火安全性向上に大きく貢献されています。

このように、貴安全センターは、今日までの50年の長きにわたり、建物の防火安全等に関わる各種施策に積極的に取り組まれてこられました。ここに深く敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

私ども、都道府県消防設備協会連絡協議会といたしましても、貴安全センターとの連携をさらに強化し、安全・安心な社会の構築に向けて、今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、50周年を一つの契機とされ、消防防災の推進に引き続きご貢献いただきますとともに、益々ご発展されますことを祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



お祝いのことば

消防防災事業団体連絡協議会

会 長 小 西 一 功

(一般財団法人 大阪消防振興協会 理事長)

一般財団法人日本消防設備安全センターが創立50周年という輝かしい記念の年を迎えられることに対しまして、心からお祝い申し上げます。

半世紀の長きにわたり、消防設備の安全性向上と防火・防災事業の推進に重要な役割を果たしてこられましたことに対し敬意を表します。

50年前の日本を顧みますと、高度経済成長のピークは過ぎつつあったものの、経済は好調で多くのインフラ整備や都市化が進んでいる時代で、貴センターは創立時から消防用設備・機器の品質と性能の確保を目的とした認定・評定業務を積極的に推進され、現在までのたゆまぬ取組は、消防設備の信頼性向上と安全性の確保に不可欠なものとなっています。

こうしたハード面の事業を推し進める一方で、消防用設備等の技術者養成等を目的とした各種講習の実施を通じて専門技術者の育成に努める等、ソフト面でも重要な事業を行ってこられました。これにより、建物にとって適切な消防用設備等の設置や維持管理が促進され、火災や災害における被害軽減に大きく寄与していることは、我々消防防災に携わる団体にとって大変心強い道しるべであります。

近年の消防防災を取り巻く現状は、都市化の進展や気候変動の影響、また超高齢社会の到来により、火災や自然災害のリスクが多様化・複雑化していることが特徴です。こうした変化に対応するためにも、IoTやAIを活用したスマート消防設備の普及や、災害時の迅速な対応を可能にする新たな技術が進展しています。このことから日本の安全・安心にとって、最先端の防火安全知識と技術を有する貴センターが果たす役割はますます重要になっています。

私たち消防防災事業団体連絡協議会は、貴センターと連携しながら、防火・防災思想の普及啓発に努めるとともに、消防用設備等の技術者の育成等を通じて、火災や災害の未然防止に寄与することが、共通の使命と考えています。今後も貴センターの専門的な知識と経験をご教授いただきながら、より安全で安心な社会の実現に向けて団結して努力してまいりたいと存じます。

最後になりますが、50年という節目は、これまでのご努力と実績の証であり、今後の社会の安全・安心のための次なる発展の出発点でもあると考えます。

今後も貴センターが我々協議会にとって、リーダーとして、またパイオニアとして一層飛躍されますようお願い申し上げましてお祝いのことばとさせていただきます。

設立50周年をお祝いして



一般社団法人 全国消防機器協会

会 長 板 倉 秀 樹

一般財団法人日本消防設備安全センターが設立50周年を迎えられましたことを、消防機器業界を代表いたしまして心からお祝い申し上げます。

貴センターにおかれましては、昭和50年8月の設立以来、消防機器等に係る品質性能の確保向上を図るための認定・評価等の業務をはじめ、消防用設備等の保守業務に係る点検基準・要領の検討、消防設備点検資格者の講習、さらには、最新の知識と技術を活用し複雑多様化する災害への的確な対応に備えた建物の防火安全性能評価など各種の事業を積極的に展開され、防火対象物における火災等の災害から国民の生命、財産等を守るために重要な役割を果たしてこられました。更に、この間、消防機器業界に対しまして多方面にわたりご指導ご鞭撻を賜り、感謝とともに厚く御礼申し上げます。

本年は、戦後80年という節目を迎えましたが、この間に我が国の社会・経済は飛躍的に発展を続け、社会の高度化に合わせて建築物も高層化、複雑化してまいりました。また、高齢化や人口の集中と過疎の偏在化など社会構造の変化に伴って火災等の災害も多元化しており、その潜在的危険性も益々高まりつつあります。

このような状況におきまして、貴センターが実施されています消防機器等の認定・評価等の業務、消防用設備等の維持管理等に係る業務等幅広い業務を通じて、永年にわたり蓄積された消防防災に関する知見は、今後益々必要不可欠なものと考えられます。その知見が火災等の災害の未然防止や拡大防止などの消防防災対策に活かされ、安全・安心な社会構築につながりますことをご期待申し上げます。

結びといたしまして、貴センターの今後益々のご発展を心よりお祈り申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

第1章 | 総説

1	日本消防設備安全センターの法人としてのあゆみ	3
(1)	財団法人日本消防設備安全センター設立の背景等	3
(2)	財団法人日本消防設備安全センター設立の動き	3
(3)	財団法人日本消防設備安全センターの設立	4
(4)	一般財団法人への移行に向けて	5
(5)	一般財団法人への移行	7
2	日本消防設備安全センター事業のあゆみ	7
(1)	設立当初及び設立後の積極的な業務展開	7
(2)	一般財団法人移行後の業務展開	15
3	安全センターの組織	17
4	安全センターの法定資格等の取得状況	18

第1章 総 説

1 日本消防設備安全センターの法人としてのあゆみ

(1) 財団法人日本消防設備安全センター設立の背景等

- ① 建築物の火災危険の増大に対処するための消防用設備等の規制については、昭和36年の消防法の改正以来、消防法施行令の改正による消防用設備等技術基準の強化が逐次行われてきたが、昭和41年水上町菊富士ホテル（群馬県）、昭和43年神戸市池之坊満月城（兵庫県）、昭和44年郡山市磐光ホテル（福島県）等の大火が相次ぎ、さらに昭和47年5月に大阪市千日デパートビル火災、昭和48年11月に熊本市大洋デパート火災（熊本県）等の大惨事が相次いで発生した。

当時これらの原因について、建物の構造、避難誘導の問題等があげられたが、最大の原因は消防用設備等の不備、欠陥と維持管理面への無関心であったと指摘された。

この惨事を契機に、消防用設備等の保守義務強化の必要性が認識され、新たに消防設備点検制度と、その業務を担う資格者制度が創設された。これにより、定期的な点検・整備の実施と、消防機関への報告が義務付けられた。

- ② 昭和49年6月に消防法の大改正が行われ、特定の用途で一定規模以上の防火対象物については、既存のものについても、遡及して改正後の基準に基づき消防用設備等の設置が義務付けられることとなった。この改正は昭和50年4月1日から施行された。

これらの消防用設備等は日頃使用されるものではないため、万一の際に確実に作動するよう、定期点検の実施と消防機関への報告が義務付けられ、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者等の有資格者によって点検を行うことが求められる制度となった。

- ③ 当時、消防防災用設備機器等の品質・性能の管理は、一部の主要な機器について国家検定が行われ、国家検定対象品目以外の多くの消防防災用設備機器等は、日本消防検定協会の鑑定制度のほか、関係工業会の自主的な認定業務により行われていた。また、新開発の機器・装置やコンピューターを活用した新しい防災システムに対する評定等が課題となり、消防用設備等の品質・性能の向上を図る必要性が高まっていた。

(2) 財団法人日本消防設備安全センター設立の動き

- ① 昭和49年2月、業界の発意により「全国消防設備保守協会」が発足し、㊦保守業務の法制化の推進 ㊧保守基準の作成 ㊨保守業者の認定基準の作成 ㊩保守業務関係者に対する指導育成と教育訓練 ㊪保守業務の普及宣伝とコンサルタント ㊫保守業務に関する研究会・講習会の開催 ㊬保守業務に関する資料の収集と頒布等の諸業務を実施し、

将来的に、消防法の改正による消防設備点検制度に定める点検資格者養成の実施機関となるべく、財団法人化する準備が進められた。

- ② 一方、全国消防機器協会は、各工業会が自主的に行ってきた消防防災用設備機器等の認定業務を含めて、新たな独立した団体「認定協会の設立」の構想を持っていた。しかし、消防用設備等の品質・性能の確保、向上と維持管理は密接に関連しており、2団体に分かれて運営するよりも、諸業務を一本化して推進することが実情に即しているとの考えもあり、関係者の積極的な取組により、一本化の方向で理解されることとなった。
- ③ 昭和50年4月からの消防設備点検制度の施行を控え、自治省消防庁の指導の下、全国消防機器協会が中心となって、消防業界及び損害保険業界に協力を呼びかけ、新団体の設立の準備を行うこととなった。

昭和50年3月、全国消防設備保守協会役員会において、消防用設備等の保守に関する業務、消防用設備等の品質の性能向上に関する業務及び消防用設備等に関する広報業務を内容とする「財団法人日本消防設備安全センターの設立要綱」がまとめられた。

- ④ この要綱は、消防法等の改正により消防用設備等の設置、維持の基準が強化され、定期点検及び報告が義務付けられたが、制度の適正・円滑な実行には、保守業者の行う業務内容の標準化、保守業者の育成指導、保守契約の徹底等が必要との認識に基づき整理されている。

併せて、各都道府県に保守業務に関する指導機関の設立が求められた。

- ⑤ 新団体の位置付けについては、その使命と事業内容から全国的な中央団体であるべきとの方針が示された。基金は4億円とされ、消防業界と損害保険業界の折半拠出とすることとなったが、当時の経済状況を考慮して、5年間の年賦方式で、維持会員の負担金として拠出されることとなり、創設時の基金は1千万円と定められた。

自治省消防庁の指導の下に、全国消防設備保守協会を母体として関係業界に賛同を求め、会員として消防業界84社、損害保険業界20社の参加を得て設立されることとなった。

- ⑥ 昭和50年6月25日、全国消防設備保守協会役員会が開催され、財団法人日本消防設備安全センター（以下、「安全センター」という。）の設立発起人が決定された。続いて、7月3日に第1回設立発起人会議が開催され、発起人代表として木村逸朗氏が選出された。その後、7月14日に自治大臣あて設立趣意書を添えて「設立許可申請書」を提出、7月30日には申請どおり許可する旨の内示があった。

(3) 財団法人日本消防設備安全センターの設立

昭和50年8月1日、「自治許第566号」をもって自治大臣の設立許可を受け、同日、安全センターが設立され、事務所を「東京都港区芝西久保明舟町25番地 秋山ビル8階」に開設した。

同月4日、設立許可後、最初の理事会が開催され、初代の理事長として山崎達三氏が選任され、常務理事として青山満夫氏が就任した。また、併せて初年度の事業計画等が承認された。

設立当初の事務局の構成は、事務局長（常務理事事務取扱）、総務主幹、業務主幹、職員2名の5人体制であった。

(4) 一般財団法人への移行に向けて

① 公益法人制度改革

国は、平成13年以降、公益法人制度の抜本的な改革に向けた取組を進め、平成18年の通常国会に関連3法案（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）を提出し、同年5月成立、6月公布された。新制度は、平成20年12月1日より施行され、安全センターも、特例民法法人と位置づけられ、平成25年11月末までに公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行しなければならないこととされた。

② 安全センターの移行に向けた動き

安全センターでは、平成22年1月の理事会・評議員会において、以下の理由により、税制上の優遇措置を受けつつ、認定法に則った運営を維持しなければならない公益財団法人ではなく、比較的自由な立場で公益的事業が展開可能な一般財団法人に移行するのが当面の選択であるとして、一般財団法人への移行に関する方針決定を承認した。

ア 創設以来、社会情勢の変化に応じて新たな事業に取り組んできており、業務活動の自由度の高い法人が望ましいこと。

イ 公益財団法人となった場合、公益認定を取り消されると残った財産を贈与しなければならない、団体として継続することが実質的に不可能であること。

ウ 公益財団法人となった場合、役員が属している公益財団法人が公益認定を取り消された際には安全センターの公益認定も取り消されること。

また、同時に、最初の評議員の選任については、内閣府が示した2つの例のうちの、移行認定・認可を受けた法人の事例に基づき、中立的な立場にある者が参加する機関（評議員選定委員会等）を設置し、その決定に従って最初の評議員を選任する方法によることとされた。

なお、一般財団法人への移行に向けて必要な、新たな定款策定の考え方及び公益目的支出計画の素案についても説明された。

③ 安全センターの移行の手続

平成23年3月の理事会・評議員会において、平成22年11月に総務大臣の認可を受けた最初の評議員の選任方法により、最初の評議員を選任するため、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名で構成される最初の評議員選定委員会の設置を柱とする「最初の評議員選定委員会設置要綱」を制定するとともに、最初の評議員選定委員会の委員5人を選任した。

また、新法における評議員及び理事の役割や設立当時の経緯などを考慮し、評議員及び理事の定数を縮小することのほか、移行に当たっては、保有有価証券は原則時価評価をすることが必要であること及び公益法人会計基準により時価評価が50%を超えて下落している保有有価証券について時価をもって貸借対照評価額とすることが了承された。

移行期限とされる平成25年11月末まで2年余りとなった平成23年6月の理事会において、平成24年4月1日からの一般財団法人への移行を念頭に、一般財団法人日本消防設備安全センターの定款（案）が提案され、審議の結果、移行認可申請後、審査の過程で修正を求められた場合は、軽微な変更については理事長に一任することを前提として、全会一致で承認された。

また、一般財団法人日本消防設備安全センターにおける最初の評議員候補者の推薦（案）についても提案され、17名の評議員候補者が承認された。

平成23年12月の理事会・評議員会において、一般財団法人への移行認可申請について、認可基準の大きな要素である公益目的支出計画を承認した。この計画は、平成22年度決算数値を基礎に算定された公益目的財産額を実施中の継続4事業の単年度所要額で36年間継続して実施していくこととしていた。

また、一般財団法人日本消防設備安全センター定款に、代表理事及び重要な使用人である事務局長の規定を加える等の改正を行った。

さらに、移行に向けて複数の代表理事を置くこととしたため、業務の適法かつ効率的な執行を図るため「理事の職務権限規程」を定めた。また、維持会員及び賛助会員を整理し賛助会員に一本化することから「賛助会員及び賛助会費に関する規程」を制定した。一般財団法人への移行後の評議員及び役員の報酬等については、評議員会において別に定める基準に基づくこととされ「評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」を定めた。

安全センターでは、平成24年4月1日からの一般財団法人への移行を目途に諸準備を整えていたが、前年暮れに、役員選任手続きのほか、国等からの補助金等新たに移行審査に当たっての確認事項が示されたこと、さらには関係団体の移行申請及び公益認定等委員会の認定状況を見極めることなどから、同年3月の理事会・評議員会において、認可申請は慎重かつ適切に行うこととした。

同年6月の理事会・評議員会において、一般財団法人への移行認可申請について、移行認可申請を行う年度が平成23年度から24年度に移行していることから、平成23年12月に承認された公益目的支出計画を平成23年度決算額に基づき変更を行う必要があることや今後の移行手続きは速やかな変更手続きが望ましいことから、具体的数値等は理事長に一任することとなった。

また、安全センター理事長交代に伴う一般財団法人日本消防設備安全センター定款の代表理事の改正が行われた。

平成24年9月5日、一般財団法人への移行認可申請書を電子申請により、内閣総理大臣

(内閣府公益認定等委員会事務局)へ提出し、平成25年3月21日内閣総理大臣の認可書が交付された。

(5) 一般財団法人への移行

平成25年4月1日に一般財団法人へ移行し、「一般財団法人日本消防設備安全センター」の名称変更登記が行われた。一般財団法人への移行後は、同日制定・施行の定款に基づき、事業が運営されることとなった。

一般財団法人への移行に伴い、法人運営で変わった主なものは次のとおりである。

- ① 業務執行最終決定機関は評議員会
- ② 評議員は、定数を削減するとともに評議員会で選任
(30名以上50名以内→10名以上20名以内)
- ③ 理事及び監事の選任又は解任は評議員会の決議
- ④ 理事の定数を削減(20名以上30名以内→10名以上20名以内)
- ⑤ 会長及び顧問は、理事会の選定により理事長が委嘱し、任期は2年

なお、一般財団法人日本消防設備安全センター定款は、第4章に掲載している。

2 日本消防設備安全センター事業のあゆみ

安全センターは、昭和50年8月に消防用設備等の保守業務に携わる消防設備点検資格者の養成と消防防災用設備機器等の品質性能の確保向上を図る認定及び性能評定という二つの業務を柱として発足した団体である。以来、安全センターは数多くの消防設備点検資格者を輩出し、消防防災用設備機器等の品質性能の確保や向上を図るための認定及び性能評定業務を着実に進めてきた。これにより、消防用設備等の安全性と信頼性が向上し、多くの国民の生命と財産を守ることに貢献している。

さらに、制度改革や技術の進歩、また変わりゆく社会ニーズに対応するため、最新の消防用設備等や法改正、制度改革に関するセミナーや講習会を開催するなど積極的な事業展開を図ってきた。創立50年を迎えた安全センターは、設立当初からの使命を果たしつつ、時代の変化に柔軟に対応し、常に進化し続けている。

(1) 設立当初及び設立後の積極的な業務展開

安全センターは、消防設備点検資格者の養成と消防防災用設備機器等の認定・評定を基幹的な業務として出発したが、その後、情報化、国際化、高齢化などの社会経済の潮流や建築物の大規模化、高層化、用途の複雑多様化など消防をめぐる環境の変化に機動的、弾力的に対応しながら、業務の領域を拡充し、積極的に取り組んできた。

以下に安全センター設立から一般財団法人化前までの事業展開について記述する。

① 講習

安全センター設立目的の一つであった講習事業は、昭和50年11月から開始された消防設備点検資格者講習を皮切りに、その後の社会の要請に応じて、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、自衛消防業務従事者及び可搬消防ポンプ等整備資格者を養成する講習を増やし実施してきた。

ア 消防設備点検資格者講習は、昭和49年の消防法の改正により創設された消防設備点検報告制度の施行に伴い、全国の主要都市で実施するとともに、昭和55年からは消防設備点検資格者の知識、技術の維持向上を図るための5年ごとの消防設備点検資格者再講習を実施している。

イ 防火対象物点検資格者講習は、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした平成14年4月の消防法の改正により創設された防火対象物定期点検報告制度の施行に伴い、全国各地で実施するとともに、平成20年からは5年ごとの再講習を実施している。

ウ 防災管理点検資格者講習は、平成19年6月の消防法の改正により創設された防災管理点検報告制度の施行に伴い、全国各地で実施するとともに、平成26年からは5年ごとの再講習を実施している。

エ 自衛消防業務講習は、平成19年6月の消防法の改正により、大規模建築物等については、自衛消防業務講習の修了者等を統括管理者及び本部隊の各班の班長として配置した自衛消防組織の設置が義務付けられたことに伴い、全国各地で実施するとともに、平成26年からは5年ごとの再講習を実施している。

オ 可搬消防ポンプ等は、ポンプと内燃機関が一体となって構成され、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において重要な消防用設備等として設置されている。その機能を維持するためには、エンジンを中心とした点検、整備について高度な技能を有する技術者が定期的な点検を行う必要があることから、平成5年から可搬消防ポンプ等整備資格者講習を実施するとともに、平成10年から5年ごとの再講習を実施している。

② 認定・性能評定

昭和51年1月、安全センターに認定業務研究委員会を設置して認定業務に係るルール化と認定対象とする品目について検討を開始した。

同年8月、「二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」について消防庁告示が出され、これによって初めて認定業務を開始することとなり、同年12月、第1次合格品の通知を行った。また、性能評定については、昭和53年7月から、避難用の機器で検定又は認定対象外のものについて業務を開始した。

その後、技術の進歩や社会的要請とあいまって様々な消防用設備等が開発されるに伴い、認定及び性能評定品目も逐年増加している。

また、昭和59年4月に消防庁長官から二次製品防火水槽の認定を行う者として安全セン

ターが指定を受け、同月から認定業務を行ってきた。平成7年1月16日に発生した阪神・淡路大震災の直後、安全センターでは同地域の防火水槽の被害状況調査を行い、二次製品防火水槽の認定品に係る性能については、震度7の状況下にかかわらず被害が皆無で有効に活用されることが判明した。こうした経験を生かし、消防庁において「災害に強い安全なまちづくり」の観点から防火水槽の設置が積極的に進められたことに対応し、同年11月から、安全センターで二次製品耐震性貯水槽の認定を開始し、その普及が図られることとなった。その後、耐震性貯水槽に関しては、飲料水兼用型、地上設置型についても認定を開始し、工場における十分な品質管理の下で製造されていることを保証し、これを設置する市町村における工事管理の容易さ、工期の短縮等に資している。

安全センターとしては、認定・評定を通じ、専門的な第三者機関として新たに開発される機器の品質を客観的に評価し、ユーザーに対して的確な情報の提供に努めている。

③ 評価

ア 消防防災システムの評価

大規模な建築物や特殊構造で複雑な建築物は、火災の形態も複雑、多様化し、従来のような消防法令に基づく画一的な基準での規制だけでは不十分で、最新の技術を活用した総合的な消防防災システムを構築することが必要となってきた。安全センターでは、昭和62年に定められた消防庁の「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」に基づき、「消防防災システム評価委員会」を設置し、東京ドームを初めとして、東京都新庁舎、横浜ランドマークタワー、関西国際空港旅客ターミナルビル等の消防防災システムの評価を実施してきた。なお、平成16年8月以降は、消防設備システム評価に移行している。

イ 特殊消防用設備等の性能評価

平成15年6月に消防法が改正され、超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する施設等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物を建築する場合には、その防火安全性の向上を目指し、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等（特殊消防用設備等）」の性能の同等性を認定し、その設置を円滑に認めていくことにするため、消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

安全センターは、平成16年6月1日に消防法第21条の48第2項に規定する登録検定機関として総務大臣の登録を受け、総務大臣認定の前提となる性能評価を行うこととし、同日をもって新たに「性能評価業務規程」及び「性能評価実施規則」を定めて特殊消防用設備等の性能評価を開始した。

ウ 総合操作盤の評価

平成5年度から、一定規模以上の防火対象物に設置する総合操作盤について、消防庁の定める「総合操作盤に関するガイドライン」に基づき、安全センターに設置した「総

合操作盤評価委員会」において評価を実施してきた。その後、平成8年2月に消防法の一部が改正され、高層の建築物、大規模な建築物等には総合操作盤又は操作盤を常時人のいる防災センター等に設置することとされ、平成9年4月1日から施行された。これに伴い安全センターでは総合操作盤に係る評価制度の見直しを行い、総合操作盤の性能・機能等に着目した基本型評価と個別確認検査を実施した。さらに平成16年5月に消防法施行規則の一部が改正され、一定規模以上の防火対象物に設置される屋内消火栓設備等の消防用設備等に係る総合操作盤を当該設備が設置されている防火対象物の防災センター等に設けることとした「総合操作盤の基準及び総合操作盤の設置方法」が示された。これを受けて、同年9月17日、総合操作盤が認定品目に追加され、以来、登録認定機関として総合操作盤の認定を実施してきた。

エ 地下街の防火・安全計画の評価

昭和55年8月16日に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故を契機に地下街の新増設は原則として禁止された。その後、昭和61年10月にやむを得ない場合には、地下街の新設又は増設が可能となり、その際に「地下街防火・安全計画」を作成するよう指導することとされた。これを受けて安全センターは、財団法人日本建築防災協会と共同で「地下街防火・安全計画評定規程」を制定し、「地下街防火・安全評定委員会」を設置し、評定を実施した。

その後、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により関係事務委任制度が廃止されたこと、関与の法定主義が明確化されたことを踏まえ、安全センターでは平成17年7月に「地下街防火・安全計画評定規程」を廃止し、新たに「地下街防火・安全計画消防防災評定規程」を制定し、自主的な評定を開始した。

オ ガス系消火設備の評価

ハロンは、高絶縁性、低毒性、高浸透性等の利点をもつ消火剤として、通信機械室、電気室、駐車場等の消火システムに幅広く使用されてきたが、オゾン層を破壊するとしてモントリオール議定書締結国の議決を受けた「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に基づき、平成6年1月1日から生産が全廃された。このことから、世界的にハロン代替ガス系消火剤の研究開発が行われ、新ガス系消火剤が相次いで商品化された。

このような状況を踏まえ消防庁では、新ガス系消火剤の物理的性質、消火性能、毒性等の評価と併せて、設置場所の用途、使用形態、空間容積、設置方法及び消火剤の放出方法等について総合的な評価を行うこととした。

安全センターでは、これを受けて平成7年5月からガス系消火設備等の機能、性能等について総合的な評価を開始した。その後、消防法施行令が改正され、ハロン代替消火剤が消防法施行規則に取り込まれ、平成13年5月以降自主的な評価制度に移行した。

④ 製品認証

わが国においては、国際標準化が推進され、品質マネジメントシステムについては、関連するISO9000シリーズなどを導入する動きが活発となった。

安全センターとしても、国際的に信頼される製品認証機関を目指すこととし、平成10年から、当面の対応として消火設備及び警報設備のうち8品目について、国際規格であるISO/IECガイド65の認定を目指すこととし、ここに定められた一般的要求事項に従って認証業務に関する品質システムの整備・確立を進め、オランダの認定機関であるRvAによる実地審査を経て、平成12年1月、わが国では2番目の製品認証機関としての認定を取得した。

これにより、安全センターは世界の認証機関と肩を並べることができ、信頼性の向上と併せ、よりの確な認証業務の遂行が可能となった。結果として関係メーカーへのサービスの向上が図られるほか、安全センターの交付する型式認定証には、安全センターのロゴマークにRvAのロゴマークも併記されることとなり、国際間の貿易の促進、国際競争力の向上にも寄与できるようになった。

なお、平成27年3月にISO/IECガイド65からISO/IEC 17065に移行することが認められた。

⑤ 消防防災情報通信システムの調査・設計等

災害時における情報の迅速・確実な収集、分析、伝達は、防災対策において不可欠、かつ、重要な要素である。安全センターでは、消防庁による都道府県及び市町村の防災行政無線設備の整備促進に対応して、昭和56年度から、これら防災行政無線設備の基本調査や実施設計について受託をするようになった。

また、消防通信指令システムの設計業務については、昭和61年度の東京消防庁からの基本設計受託を契機に、長年にわたり多数の案件に携わってきた。

さらに、平成16年4月の緊急消防援助隊の法定化による消防救急無線の広域化・共同化、消防指令業務の共同運用の検討及び消防救急無線のデジタル化移行に伴う調査・設計・施工監理を受託し、以来、実績を積んでいる。

近年、大地震、集中豪雨等大災害が頻発し、消防防災通信機能の充実強化が求められており、安全センターとしては、ICT等の技術革新に支えられた通信システムの構築による消防防災業務の高度化、効率化に寄与している。

⑥ 住宅防火対策

平成3年当時の建物火災による死者のうち90%は住宅火災によるもので、特に65歳以上の高齢者がその半数を占めていた。このような現状と高齢化の進展を考えれば、火災による死者が以降急増することになりかねない。そこで、平成3年3月、消防庁から「住宅防火対策の推進について」が通知され、当面10年後における住宅火災による死者を半数以下に抑えることを目指し、住宅防火対策を国民運動的に推進していくため、「住宅防火対策

推進協議会(会長：石原 俊(社)経済同友会前代表幹事)が設置された。

安全センターは、この推進協議会(平成15年6月から「住宅防火対策推進懇談会」に改組)の庶務を処理するとともに、関係団体の助成・拠出を得て、住宅防火診断の実施、広報資料の作成・配布、防火機器モデル展示への助成など各種の事業を実施してきたが、平成19年4月に当該業務を財団法人日本防火研究普及協会(現一般財団法人日本防火・危機管理促進協会)に移管した。

その後、安全センターでは住宅用防災機器等推奨事業として、一定の要件を満たす住宅用防災機器・防災製品に「住宅防火安心マーク」を貼付して広く消費者に情報を提供し、その普及を図ってきた。

なお、平成16年6月に消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律が公布され、一般住宅に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられた。この改正により、新築住宅については平成18年6月、既存住宅については遅くとも平成23年6月1日までに住宅用火災警報器等を設置しなければならないこととなった。

⑦ 防災製品PL対策

消費者保護を目的とした製造物責任法(PL法)が平成6年7月1日付けで公布され、平成7年7月1日から施行された。消防用設備・機器、防災物品・製品、危険物容器等の防災製品は、国民生活の安全を確保するためのものであるが、特殊な製品が多く、種類も多様で一般消費者の馴染みの薄いものも多数製造されている。このため、防災製品に関する製造物責任対策の一環として、消費者保護のより一層の充実を図るために、同年6月15日、安全センターに「防災製品PLセンター」を設置し、防災製品の欠陥により生じた被害についての窓口相談と苦情処理及び紛争解決のための斡旋・仲介等に当たることとなった。また、平成16年7月から消防車両及び消防装備品の不具合情報を収集し、公表するための事故情報室が併設された。

PLセンターでは、その業務を広く消費者に周知するため、パンフレットを作製し、関係者に配布するほか、フリーダイヤル0120-553-119番で防災製品に係る相談業務に直ちに対応できるようにしている。幸い、各関係工業会及びメーカーの適切な対応により、今まで紛争処理に該当するようなPL事故は発生していないが、今後ともPL法の趣旨に即して、消費者の保護に努めていくこととしている。

さらに、製品事故への対応として、スケールメリットを生かした安定的な保険料や割引保険料が適用できる「防災製品PL団体保険制度」を導入するとともに、事故が起こった場合、一定金額を「一時金」として加入者に支払い、後日、保険金が支払われたときこの金額を差し引いた額を支払うという「PL共済事業」を併せて実施している。

⑧ 消防用設備等点検済表示制度

昭和63年度に安全センターに設置した「消防用設備等点検制度検討委員会」において、一部の消防設備協会が任意で行っている点検済ラベルを貼付する仕組みの全国的な普及に

ついて検討が進められ、消防用設備等の点検実施者の責任を明確化し、適正な点検を確保すること等を目的として、平成3年5月に安全センターにおいて「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」を作成し、全国的に普及することとした。

その後、より効果的な制度として定着することを目指し、本普及要綱を改正し、平成8年4月、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」として、以後、全国統一的に実施され、消防用設備等の適正な点検の実施と点検報告率の向上に寄与している。

⑨ 消防防災用設備等研究基金

最近における災害の多様化等に対応して、消防防災用設備機器等について質の高い研究を行い、高度の技術を導入して新製品を開発し、これを広く普及していくことは重要である。

これに関連して、平成9年3月、消防業界の有志から業界共通のテーマの研究や製品の開発普及のため、安全センターの運用財産を活用した「消防防災用設備等研究基金」の設置について強い要望があった。

安全センターでは、この要望を踏まえ、同年6月の理事会に諮り、当初の資産として8億円をもって研究基金を設置し、その利子をもって消防関係工業会が行う各種研究事業に要する経費の一部に助成している。研究結果は、各業界が抱える諸問題の解決のために有効に活用されている。

また、消防防災用設備機器等の開発・促進を図るため、平成26年12月に「消防防災研究助成金交付要綱」を改正し、平成27年度からは助成金の交付対象者を「法人若しくは法人で構成される団体又はグループ」として、個別の法人にも門戸を開くこととし、研究助成事業の対象については、安全センターが示す「テーマ設定型」と「テーマ自由型」の2種類とした。

⑩ 国際協力

わが国の政府開発援助（ODA）は消防の分野でも、従来の集団研修や専門家の派遣といった技術協力に加え、無償資金協力による消防資機材の整備計画などが援助案件として取りあげられるようになった。安全センターでは、昭和63年に国際協力事業団（JICA）に専門的立場から活動するコンサルタントとして登録し、基本設計調査、実施設計調査の業務を受託してきた。これまでに中国、グアテマラ、アルメニア、モンゴル、ジブチなど相手国の実情にあった消防機材や消防通信指令システムなどを供与するためのコンサル業務を実施した。

また、安全センターは、民間の海外援助団体（NGO）としても活動を行い、平成3年度から郵政省の「国際ボランティア貯金」の利子の配分を受けてスリランカ国コロomboやベトナム国ホーチミン等に対して小型消防ポンプ車や救急救助資機材の援助を行ってきた。

なお、安全センターは、平成3年度から途上国の消防事情調査も実施している。

⑪ 海外消防情報センター

消防分野における国際化の進展に伴い増加する海外情報の需要に対応するため、平成8年4月に、消防庁と消防関係7団体が協力して「海外消防情報センター」が設立され、安全センターが事務局を担うこととなった。

設立後は、諸外国における消防に関する情報の収集、分類整理や日本の消防法令の英訳を中心に行っていたが、平成24年3月からは、日本の消防に関する情報を海外向けに編集活用することも行っている。また、平成27年3月から刊行物をPDF化し、ホームページでの公開に切り換えている。

⑫ 違反是正支援センター

平成13年9月1日深夜に発生した東京都新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災は、44名の犠牲者を出す大惨事となった。消防庁及び東京消防庁の火災調査結果によると多数の消防法令違反行為があり、そのことが被害の拡大に大きな影響を及ぼしたことが判明した。

この火災の重要性から、全国の消防機関は消防庁の要請を受けて、小規模雑居ビルの安全確保とその実態を調査するため、一斉立ち入り検査を実施した。その結果、防火管理関係違反、消防用設備等の点検報告違反、消防用設備等関係違反等90%以上のビルで何らかの消防法令違反が指摘された。

小規模雑居ビルの防火安全対策を推進するためには、「消防機関による違反是正の徹底」、「防火対象物の関係者による防火管理の徹底」及び「避難・安全基準の強化」を図ることが急務となり、これを支援するための体制整備が求められた。

このような経過を踏まえ、全国の消防機関が行う違反処理を側面的に支援する体制として、財団法人全国市町村振興協会の助成のもと、平成14年4月1日に安全センター内に「違反是正支援センター」が設置された。違反是正支援センターでは、違反是正に係る研修会、普及広報、参考図書の発行、ホームページの運営等の各種事業を行っている。

なお、平成21年度からは安全センターの自主事業として、消防庁の指導の下、全国消防長会及び各消防機関の支援と協力を得て、違反是正に資するための事業に取り組んでいる。

⑬ 関係団体との連携

ア 保守業務の適正化・都道府県消防設備協会との連携

消防用設備等の適正な保守業務を推進するため、各都道府県の消防設備協会と緊密な連携を図っている。

消防設備協会には、消防設備点検資格者講習及び可搬消防ポンプ等整備資格者講習の事務を委託するとともに、各消防設備協会が消防用設備等保守業務関係者の資質向上による保守体制の強化を図ることを目的として開催する研修会等への助成を通じて技術者の養成を支援している。

また、毎年度、各消防設備協会の代表者による会長会議や事務局長会議等を開催し、情報交換や共通の懸案事業に係る協議検討を行っている。

イ 防火安全の適正化・消防防災事業団体との連携

防火対象物の防火安全の徹底を図るため、12の政令指定都市にある消防防災事業団体と緊密な連携を図っている。

消防防災事業団体には、防火対象物点検資格者講習、防災管理点検資格者講習及び自衛消防業務講習の事務を委託している。

また、毎年度、各防災事業団体で構成する「消防防災事業団体連絡協議会」の運営委員会等を開催し、情報交換や共通の懸案事業に係る協議検討を行っている。

⑭ 広報

昭和56年より発行している安全センターの機関誌であり、消防関係者を対象とする情報誌でもある「月刊フェスク」は、昭和51年に創刊された季刊誌「フェスク」と、昭和52年から毎月発行されていた「センター時報」を統合し、改題したものである。

(2) 一般財団法人移行後の業務展開

安全センターは、平成25年の一般財団法人移行後において、一層加速する社会・経済の変化に対応すべく、柔軟かつ迅速に多様な業務に取り組んできた。

以下に、一般財団法人移行後の安全センターの主な動きについて記述する。

① 消防防災関係技術者の養成における新たな形（オンライン講習）の導入

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」を受け、政府において講習のオンライン化に向けた本格的な検討が開始された。一方、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、安全センターでは様々な感染防止対策を講じながら各種講習を実施してきたが、実施に際しては一定の制約が避けられない状況が続いていた。

これらの状況を踏まえ、安全センターではオンラインによる講習を段階的に導入することとし、まずは、令和4年1月から消防設備点検資格者再講習において試行的に実施するとともに、令和4年度においては、本格実施への移行に加え、新たに防火対象物点検資格者再講習及び防災管理点検資格者再講習においてもオンラインによる講習を開始した。

また、都道府県が実施する消防設備士講習についても、令和6年3月、オンラインによる消防設備士講習を行う指定講習機関としての総務大臣指定を受け、同年10月より講習を開始した。

これら社会の変化に応じた受講環境の整備は、受講者のニーズに応えるとともに、継続的な消防防災関係技術者の養成において重要な取組となっている。

② 消防防災用設備機器等の品質確保

安全センターは、消防防災用設備機器等の認定・性能評定制度的を通じて、消防防災用設備機器等の品質を客観的に評価し、信頼性及び安全性の確保に努めている。また、消防防災設備メーカーや一般ユーザーからの信頼性向上を目指し、平成10年にオランダの認定機

関RvAから国際規格であるISO/IEC 17065（当時はISO/IECガイド65）の認定を取得したが、その後、自国の機関から認定を取得するというEUの方針に従い、令和元年12月にJAB（公益財団法人日本適合性認定協会）から国家規格であるJIS Q 17065（ISO/IEC 17065）の認定を取得した。

現在、安全センターは登録認定機関として、26品目の設備機器等について認定を行っているほか、主要48品目の設備機器等について性能評定を行っている。

消防防災製品等推奨制度では、消防防災分野で有効に活用できる製品や高度な情報通信技術を用いたシステムを推奨している。最近では、震災対策関連製品の申請が増加しており、内閣府のガイドラインに適合した感震ブレーカーの推奨が増えている。感震ブレーカーは地震時に自動的に電気を遮断し、火災を防止する装置であり、その導入により国民の安全確保と社会公共の福祉の増進が期待されている。

③ 建築物の複雑化に対応する消防設備評価の進化

防火安全性向上のため、高度な技術を導入した消防防災システム評価や特殊消防用設備等の性能評価を実施してきたが、近年の建築物の高層化・大規模化・複雑化に対応し、平成25年3月には消防庁予防課が「消防用設備等に係る執務資料の送付について」を発表し、「加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン」が公開された。これにより、加圧防排煙設備が排煙設備の代替設備として広く活用されるようになった。さらに、平成27年3月には「緩衝帯を有する接続部の評価方法」が確立され、新たな評価基準が導入された。これらの取組は、消防防災分野における技術革新と安全性の向上に大きく寄与するものである。

④ 時代に対応する消防防災技術の研究と実証

安全センターは、消防防災分野での調査研究を重要な役割と位置づけ、消防庁等からの委託研究、自主研究、研究基金による助成を通じて、火災原因調査、点検技術の向上、ICT活用、設備の経年劣化対応など多岐にわたる課題に取り組み、その成果を政策や制度改善に反映している。特に少子高齢化による人材不足が深刻化する中、消防防災分野においても持続可能な体制構築が急務であることから、G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発、消防用設備等の定期点検における新技術等の導入のための実証実験等業務など、先進的な取組に協力してきた。

⑤ 多様な媒体を通じた情報発信

安全センターでは、「月刊フェスク」の発刊の他、消防防災関係者等への情報提供を目的とした様々な広報事業を展開している。

昭和56年の創刊以来、紙媒体で発行してきた「月刊フェスク」は、令和2年より電子版へと移行し、フルカラー化や各種リンクの設定、動画掲載など、時代に即した誌面づくりに取り組んでいる。

令和6年から安全センターのホームページ上で閲覧できるようにしたことで、全国の消

防行政関係職員、消防防災事業者、防火・防災管理者等の防火対象物関係者、消防関係団体及び企業の関係者等、幅広い層に閲覧されている。

また、消防業務に携わる方々が、情報の共有化等を目的としたWebサイト「消防交流広場」の運営、東京国際消防防災展などの展示会への参加などを通じて、消防設備の重要性や安全センターの活動内容を広く発信している。これらの取組により、消防防災に関する知識の普及と技術の向上を図り、社会全体の安全意識の向上に貢献している。

3 安全センターの組織

平成25年4月に一般財団法人に移行した安全センターの組織は、次のようになった。

役員等名簿及び事務局組織図等は第4章に掲載している。

① 評議員及び評議員会

評議員の定数は、10名以上20名以内とされており、令和7年9月現在の評議員数は、17名となっており、消防設備協会関係、消防防災事業団体関係、消防機器工業会関係及び消防関連団体の代表者、消防機関関係、学識経験者等が選任されている。

評議員会は、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認、定款の変更、理事及び監事の選任又は解任等の法人の方針に関わる重要な決定を行う機関でありすべての評議員により構成されている。

② 役員及び理事会

安全センターに、任期2年で定数10名以上20名以内の理事及び任期4年で2名以内の監事を置くこととされ、評議員会の決議によって選任されることとなっている。令和7年9月現在の理事数は14名で、監事は2名となっており、消防設備協会関係、消防防災事業団体関係、消防機器工業会関係及び消防関連団体の代表者、学識経験者等が選任されている。

代表理事である理事長及び専務理事、また、業務執行理事である常務理事及び執行理事は、理事の中から理事会の決議によって選定されることとされている。

理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等、具体的な執行の決定が中心的な機関でありすべての理事により構成されている。

③ 事務局

安全センターの事務局は、本部（東京）のほか中部地方以西の認定・評定等を所掌する大阪支所と防火管理研修施設等の管理・運営等を所掌する名古屋事務所で組織されている。

本部の事務局は、総務部、企画研究部、業務部、製品認証部、技術部の5部と、違反是正支援センター、防災製品PLセンターの体制となっている。

令和7年8月1日現在の職員数は、66名となっている。

④ 事務所移転

日本消防会館の建て替えに伴い、令和2年7月に東京事務所を一時的に西新橋（港区西

新橋三丁目7番1号 ランディック第2新橋ビル）に移転した。令和6年8月には新しい日本消防会館（港区虎ノ門二丁目9番16号）が竣工し、同年9月に移転を完了。新たな事務所にて事業を再開した。

4 安全センターの法定資格等の取得状況

安全センターは、次のような法定資格を得て、業務を行っている。

- ① 独立行政法人国際協力機構（JICA）のコンサルタントとして登録（昭和63年7月11日762／国際協力機構）
- ② 特殊消防用設備等の性能評価の登録検定機関として登録（平成16年7月13日総務省告示第544号登録第1号／総務大臣）
- ③ 消防用設備機器の登録認定機関として登録（平成16年9月17日総務省告示第722号登録第1号・平成18年4月3日登録第8号（認定品目の追加）・平成21年3月9日登録第10号（認定品目の追加）／総務大臣）（平成19年、平成22年、平成25年、平成28年、令和元年、令和4年、令和7年更新）
- ④ 消防設備点検資格者講習の登録講習機関として登録（平成16年9月17日総務省告示第723号登録第1号／消防庁長官）（平成19年、平成22年、平成25年、平成28年、令和元年、令和4年、令和7年更新）
- ⑤ 防火対象物点検資格者講習の登録講習機関として登録（平成16年9月17日総務省告示第720号登録第1号／総務大臣）（平成19年、平成22年、平成25年、平成28年、令和元年、令和4年、令和7年更新）
- ⑥ 自衛消防業務講習の登録講習機関として登録（平成20年12月19日総務省告示第65号登録第1号／総務大臣）（平成23年、平成26年、平成29年、令和2年、令和5年更新）
- ⑦ 防災管理点検資格者講習の登録講習機関として登録（平成20年12月19日総務省告示第67号登録第1号／総務大臣）（平成23年、平成26年、29年、令和2年、令和5年更新）
- ⑧ JIS Q 17065（ISO/IEC 17065）における製品認証機関として認定（令和元年12月9日 P0190／公益財団法人日本適合性認定協会）（令和6年更新）
- ⑨ 消防設備士講習の指定講習機関として指定（令和6年3月1日 消防庁予第709号／総務大臣）

第2章 | 安全センターの業務・活動の状況

第1節	消防設備等点検のプロフェッショナルを育成	21
第2節	信頼のマークで安心の情報を	29
第3節	高度な技術の導入による防火安全性の向上	35
第4節	迅速・確実な情報通信システムの構築	43
第5節	途上国の発展に寄与	48
第6節	火災による死者の減少を目指して	53
第7節	研究成果を現実の施策につなぐ	55
第8節	法令・知識、技術の精通に役立てる	64
第9節	消防防災業務の推進のために	69
第10節	消費者保護のために	75
第11節	違反是正の推進に向けた支援と法令遵守の普及啓発	78
第12節	国際的製品認証機関として	81
第13節	国際的な消防防災情報の普及を推進	86
第14節	大阪支所の事業活動	88
第15節	名古屋事務所の事業活動	91

第2章 安全センターの業務・活動の状況

第1節 消防設備等点検のプロフェッショナルを育成

— 一点検資格者講習及び再講習等 —

1 登録講習機関としての講習の実施

(1) 消防設備点検資格者講習・再講習

昭和40年代に相次いで発生した大規模なビル火災の教訓等を踏まえ、昭和49年6月、消防法が一部改正され、防火対象物における消防用設備等の点検報告制度が創設された。特に一定の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検については、専門的な技術と知識を持った消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとされた。これにより、昭和50年4月、消防用設備等の点検を行うための有資格者を養成する消防設備点検資格者講習制度が創設された。

安全センター設立目的の一つは、こうした点検資格者を養成するための講習会の実施であり、設立直後の同年8月26日付けで消防庁長官から消防設備点検資格者講習の実施機関に指定され、同年11月以降、全国各地で講習を実施している。

また、防火対象物や消防用設備等は、技術の進歩、社会態様の変化とともに複雑・高度化してきており、その点検技術等についても常に見直しが必要とされ、関係法令の改正等も適宜行われている。消防設備点検資格者は、これらに的確に対応した最新の技術、知識を得ていくことが求められることから、5年以内ごとの再講習の受講が義務付けられており、昭和55年10月以降、全国各地で実施している。

平成16年3月には、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）」に基づき、消防庁長官の登録講習機関としての登録を受け、講習を実施している。この消防設備点検資格者講習及び再講習にかかる受講申請書類の受付や会場管理などの事務の一部は、各都道府県消防設備協会に委託している。

消防設備点検資格者となるために必要な知識及び技能を修得させるための講習として、従前は、点検できる消防用設備等を第1種（主として機械系統の設備）及び第2種（主として電気系統の設備）に区分し、それぞれ3日間の講義を行い、修了考査合格者に消防設備点検資格者免状を交付してきた。また、平成15年6月の消防法の一部改正により、消防用設備等の技術基準に性能規定化が導入されるとともに、新たに特殊消防用設備等の点検を行う特種消防設備点検資格者が創設され、その育成のための講習を平成17年3月から開始した。

再講習は、特種、第1種及び第2種の免状の区分に応じ、各1日ずつの受講が義務付けられており、おおむね、過去5年間における関係法令等の改正概要やこれに伴う点検方法等に

ついでに講義を行っている。

なお、再講習においては、令和4年1月からオンラインによる講習を試行的に導入し、令和4年度から本格的に実施している。加えて、全国各地で実施する講習の質の水準を均一に保つことを目的として、令和4年10月から対面による再講習に動画による講義を導入した。

消防設備点検資格者講習においては、昭和50年11月に第1回目の講習を実施して以来、令和6年度末までの累計で、特種831人、第1種176,341人、第2種165,573人、合わせて342,745人の消防設備点検資格者を養成してきた。

また、再講習は、昭和55年11月に第1回目を実施して以来、令和6年度末までの累計で、特種1,175人、第1種356,361人、第2種338,705人、合わせて696,241人が受講し、消防設備点検資格者としての資質の向上を図ってきた。

(2) 防火対象物点検資格者講習・再講習

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災は、44名の死者と3名の負傷者を出す大惨事となった。この教訓から、消防庁長官の諮問を受けた消防審議会においては、防火対象物の防火安全対策として、消防機関による違反ビルの是正指導、ビル関係者による防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化について答申した。これを受け、平成14年4月に消防法が一部改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づく防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとされた。

これに基づき、防火対象物点検資格者講習制度が創設され、安全センターでは、同年12月12日に総務大臣の登録講習機関として登録を行い、平成15年1月から全国各地で講習を実施している。

防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複合化等が年々進む中において、防火管理体制のあり方についても変化が予想され、防火対象物点検資格者には、これらに対応した最新の知識・技能の習得が求められるため、5年以内ごとの再講習の受講が義務付けられており、平成20年2月から再講習を実施している。

なお、再講習においては、令和4年度からオンラインによる講習を導入するとともに、全国各地で実施する講習の質の水準を均一に保つことを目的として、対面による再講習に加えて令和4年10月から動画による講義を導入した。

防火対象物点検資格者講習においては、平成15年1月に第1回目の講習を実施して以来、令和6年度末までに累計で37,271人の防火対象物点検資格者を養成してきた。

また、再講習は、平成20年2月に第1回目を実施して以来、令和6年度末までに累計で59,141人が受講し、防火対象物点検資格者としての資質向上を図ってきた。

(3) 防災管理点検資格者講習・再講習

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、68万棟にも及ぶ建物が被害を受け、死者6,400余名、出火件数293件、総焼損棟数も7,574棟を数える未曾有の大惨事となった。

さらに、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されており、このような大規模地震発生時には、数多くの建物やライフラインが被害を受けるだけでなく多数の死傷者の発生が予測される。また、地震の揺れそのものによる被害のほか、二次的に起こる火災でも多くの被害の発生が危惧されている。

特に、大規模・高層の防火対象物においては、人命の安全を確保することが非常に困難であると予測されることから、地震による被害の軽減のため、事業所における消防防災体制の強化、自衛消防力の確保が喫緊の課題であった。そこで、平成19年6月に消防法の一部改正が行われ、一定の防火対象物については、消防計画その他防災管理上必要な業務に関する事項を定期的に防災管理点検資格者が点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、この制度の充実の必要性が再認識される結果となった。

安全センターでは、防災管理点検資格者講習について、平成20年12月19日に総務大臣の登録講習機関としての登録を行い、平成21年4月から全国各地で講習を実施している。

防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複合化等が進む中において、防災管理体制のあり方についても変化していくことが予想され、防災管理点検資格者は、これに対応した最新の知識・技能の習得が求められるため、5年以内ごとの再講習受講が義務付けられており、平成26年4月から再講習を実施している。

なお、再講習においては、令和4年度からオンラインによる講習を導入するとともに、全国各地で実施する講習の質の水準を均一に保つことを目的として、令和4年10月から対面による再講習に動画による講義を導入した。

防災管理点検資格者講習においては、平成21年4月に第1回目の講習を実施して以来、令和6年度末までに累計で11,900人の防災管理点検資格者を養成してきた。

また、再講習は、平成26年4月に第1回目を実施して以来、令和6年度末までに累計で13,771人が受講し、防災管理点検資格者としての資質の向上を図ってきた。

(4) 自衛消防業務新規講習・再講習

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災における教訓や東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等発生 of 切迫性の指摘を受け、多数の人々が利用する大規模・高層の防火対象物においては、地震災害特有の極めて困難な状況下、自衛消防活動（初期消火・通報連絡・避難誘導等）の実施に当たり高度で複雑な対応が求められたことから、平成18年度の消防審議会において、大規模・高層の防火対象物における災害発生時の被害の軽減を図ることを目

的とした「大規模地震等に対応した自衛消防の確保に関する答申」が出された。これを受け、平成19年6月に消防法の一部が改正され、多数の者が利用する一定規模以上の防火対象物については、自衛消防組織を設置し、大規模地震に対する災害対応力の強化を図ることとされ、自衛消防業務講習制度が創設された。

安全センターでは、平成20年12月19日に総務大臣の登録講習機関として登録を行い、平成21年3月から全国各地で講習を実施している。

防火対象物の高層化、深層化、大規模化、複合化等が進む中において、自衛消防組織の体制のあり方についても変化していくことが予想され、自衛消防組織の要員は、これに対応した最新の知識・技能の習得が求められるため、5年以内ごとの再講習の受講が義務付けられており、平成26年3月から再講習を実施している。

なお、平成21年3月まで実施されていた防災センター要員講習制度は廃止され、経過措置として、防災センター要員講習修了者は安全センターが実施する追加講習を受講することにより、自衛消防業務講習を修了した者とする事とされ、平成26年5月末日まで追加講習を実施した。

自衛消防業務講習においては、平成21年3月に第1回目の講習を実施して以来、令和6年度末までに累計で211,504人の自衛消防業務講習修了者を養成してきた。

追加講習は、平成22年4月に第1回目を実施して以来、平成26年5月末までに累計で36,176人を数え、また、再講習は、平成26年3月に第1回目を実施して以来、令和6年度末までに累計で123,578人が受講し、自衛消防組織要員の資質の向上を図ってきた。

(5) オンラインによる講習の導入

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、「デジタル技術の活用を前提とした書面・対面規制や業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換など、デジタル時代に向けて、重点的な見直し事項を定めて、規制・制度の見直しを行う。」とされ、政府において、講習のオンライン化に向けた本格的な検討が開始された。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し続ける中、安全センターにおいても様々な感染防止対策を講じながら各種講習を実施してきたが、コロナ禍における講習の実施状況を検証したところ、感染防止対策の一環として会場定員を減らすなどの対策を講じたことにより、受講希望者に対し十分な受講枠を確保できない状況となった。

これらを踏まえ、安全センターにおいては、段階的にオンラインによる講習を導入していくこととし、まずは第1種及び第2種消防設備点検資格者の再講習において、令和4年1月から試行的に実施した。

令和4年度においては、試行の結果等を踏まえ、本格的な実施に移行するとともに、消防設備点検資格者再講習に加え、新たに防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者の再講

習にも導入した。

このオンラインによる再講習は、受講申込～受講料払込～受講～領収書・修了証発行までをオンライン上で完結するなど、利便性の向上を図るとともに、AI技術による顔認証機能の活用によるなりすまし防止対策等を講じるなど、適正な受講管理に努めてきた。

このほか、令和5年度以降、オンラインによる再講習の受講回数を順次増やすとともに、受講料の納付に関し、これまでのクレジット決済に加え、コンビニ納付も可能にするなど、受講しやすい環境の整備に努めている。

なお、令和4年1月にオンラインによる再講習を実施して以来、令和6年度末までに累計で16,792人が受講している。

(6) 物価の上昇等を踏まえた講習受講料等の改定

各講習の受講料等については、平成23年度以降、消費税率の改定を反映した改定以外、実質的な改定は行われていなかったが、急激な物価の上昇、特に紙代や印刷費の高騰が講習事業の収益に大きな影響を与えていることを踏まえ、令和6年度受講分から13年ぶりに改定した。

これにより、安全センターの経営の安定化を図るとともに、消防庁長官及び総務大臣の登録講習機関として確実に責務を果たすための体制を整えた。

2 指定講習機関としての講習の実施

オンラインによる消防設備士講習

令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針を踏まえ、デジタル臨時行政調査会（以下、「デジタル臨調」という。）において、対面講習規制について、デジタル対応の実現に向けた取組を進め、着実に見直しを実施することとする「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、消防設備士講習も見直しの対象とされた。また、その実施時期については、同年12月のデジタル臨調において、当初の計画から1年前倒しされ、令和6年6月までとされた。

これらを受け、総務省消防庁においては、都道府県の意見等を踏まえ、「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（消防設備士講習）」について、これまでの実施主体である都道府県に加え、オンラインによる消防設備士講習を行う指定講習機関を新たに指定できるようにするため、令和6年1月26日、消防法施行規則の一部を改正し、同日、施行公布された。

安全センターにおいては、都道府県が実施している消防設備士講習に対して教材を提供していることに加え、既に各点検資格者再講習にオンラインによる講習を導入していること等、安全センターが持つノウハウを活用して、国が進めるデジタル化の推進に貢献できるものと

判断し、総務大臣の指定を受けるべく令和6年2月に申請し、3月に指定講習機関として指定された。

指定後、直ちに講習受講システムの構築等に着手し、同年10月からオンラインによる消防設備士講習の受講を開始した。

初年度に当たる令和6年度は3,562人が受講した。



3 その他の講習の実施

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等（以下、「可搬消防ポンプ等」という。）は、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において、初期消火のための重要な消防用設備等として設けられており、その適正な維持管理が重要である。

これを踏まえ、可搬消防ポンプ等の点検・整備に関する十分な知識と技能を有した者を養

成するため、安全センターの独自講習として、平成5年11月から可搬消防ポンプ等整備資格者講習を実施している。

また、可搬消防ポンプ等整備資格者は、可搬消防ポンプ等の点検・整備に関する最新の知識・技能の習得が求められるため、5年以内の再講習の受講を義務付けており、平成10年11月から再講習を実施している。

平成5年11月に第1回目の講習を実施して以来、令和6年度末までに累計で、一般を対象とした講習1,947人、消防職団員等を対象とした特例講習3,684人、合わせて5,631人の可搬消防ポンプ等整備資格者を養成してきた。

また、再講習は、平成10年11月に第1回目を実施して以来、令和6年度末までに累計で5,068人が受講し、可搬消防ポンプ等整備資格者としての資質の向上を図ってきた。

4 効率的な講習の実施

(1) 講習テキスト及び講習用資機材の充実

講習テキスト及び視聴覚教材は、新たに資格を取得し消防用設備等の点検業務に従事しようとする者が必要な知識及び技術の基本的な内容を容易に修得することができるよう、イラストや図表等をできるだけ多く取り入れ、視覚的にも理解しやすいよう工夫をしている。

また、再講習に用いるテキストには、最近における関係法令、技術基準の改正概要、関係する最新の情報を掲載し、再講習受講者が最新の知識技術を修得し、専門技術者としてその責務をよりの確に果たすために必要な事項を中心に編集している。

さらに、パソコンやビデオプロジェクター等の視聴覚機材を活用し、受講者の理解を深めるよう努めている。

(2) 講師の選任及び登録

資格者の資質の向上を図るためには、教育の任にあたる講師が重要な役割を果たすことになる。このため、講習に係る関係規定等の整備を行い、関係工業会や消防防災関係企業のほか、消防防災事業団体等の協力を得て、高い知識と技術を有し、卓越した教授方法を備え、かつ、一定の要件を満たしている優秀な講師を多数選任し、登録している。

また、法令に関する科目を担当する講師には、国、地方公共団体の職員又は職員であった者で、担当する講習科目に係る行政事務に関し3年以上の実務の経験を有する者を委嘱している。

5 資格取得者の適正な履歴管理

(1) 資格取得者の履歴管理体制の整備

資格取得者に係るデータベースを整備し、氏名、住所及び勤務先等の最新情報を管理して、資格者や消防機関等からの照会に対応するとともに、免状の書換えや再交付、再講習受講該当者への案内の送付などに活用している。

(2) 不適正点検等に係る資格の喪失

消防設備点検資格者の資格喪失要件のうち、消防法施行規則第31条の6第8項第4号に規定されている「消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判明したとき。」の運用については、平成10年2月に全国消防長会予防委員会においてとりまとめられた「消防設備点検資格者の不適正点検に対する指導指針」及び同年3月に安全センターが定めた「消防設備点検資格者の資格喪失に係る運用について」に基づき行ってきた。

また、行政機関の代表者等で構成する「消防設備点検資格者調査委員会」を設置し、消防設備点検資格者の資格喪失に係る処分等についての調査・審議等を行うなど、適正かつ公平な対処に努めている。

第2節 信頼のマークで安心の情報を

—消防防災用設備機器等の認定と性能評定、消防防災製品等推奨—

1 認定、性能評定

(1) 消防防災用設備機器等の認定

消防用設備等又はこれらの部分である機械器具（以下「設備等」という。）は、その特殊性から、一定水準以上の品質・性能が保証されたものでなければならず、このため、消防法施行令に定められた設備等（令和7年3月現在で12品目）は、検定制度に基づき規格省令に定める技術上の規格に適合し、合格表示が付されたものでなければ販売等をしてはならないとされている。

安全センター設立に当たっては、対象品目が一部の設備等に限られている検定制度と異なった面から、消防防災用設備機器等の品質性能の確保向上と、ユーザーへ信頼できる情報の提供を図ることを目的とする認定・評定制度の創設が消防設備点検資格者講習の実施と併せて、直ちに取り組まなければならない課題とされた。そこで、昭和51年に「認定業務研究委員会」を設置し、認定業務に係るルール化と認定対象とする品目について検討を開始し、同年6月に「消防の用に供する設備等認定規程」（現在の「消防用設備等認定規程」）を制定するとともに、学識経験者、消防行政機関の代表者、技術専門家等からなる認定委員会を設置し、認定対象として、昭和51年消防庁告示第9号「二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（現在の「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」）に基づく容器弁を最初にとりあげた。

この認定制度では、安全センターに設置した認定委員会において、設備等について消防庁長官が告示で定める機能・構造・強度などに関する基準（消防庁課長通知による基準を含む。）への適合性を判定し、適合しているものについて安全センター発行の信頼のマーク（認定証票。現在は、登録認定機関として登録した証票。）を交付することにより、安心の情報を提供する仕組みである。

なお、マークの付された設備等については、消防法第17条の3の2に規定する消防機関による設置時の消防検査が簡略化されることとなっている。

以来、行政指導上その技術基準を示す必要がある品目、使用者から性能保証の要望のある品目等について、同じく学識経験者、消防行政機関及び関係業界、使用者を代表する者等の参加を得た「技術基準検討委員会」で、その都度当該品目に要求される技術的内容についての検討を行い、それに基づき消防庁から示された一定の技術基準への適合性について認定することで、逐次認定品目を追加しながら制度の拡充を図ってきた。

(2) 認定制度の改善

昭和51年に開始した認定制度について、平成9年に関係業界の要望を取り入れて、個別検査のあり方を中心とした合理化を図り、また、翌平成10年には、認定規程及び認定細則について次に掲げる事項を中心に改正を行い、認定制度の透明化を高め、適正化を図った。

ア 型式認定等の試験及び個別認定の実施業務に従事する安全センター職員の資格要件を規定した。

イ 認定委員会の業務を、型式認定等の試験結果についての審査とし、個別認定業務は、安全センターの固有業務と明確にした。

ウ 立会い検査省略とする場合の条件（個別認定受験の実績及び工場等における品質管理体制の調査）、省略に係る手続き（規定様式による通知）及び個別認定申請（社内個別検査記録表の添付が義務）並びに省略時の可否の判定（社内個別検査記録表の内容確認により、5日以内に副本を返却）について明確にした。

エ 試験設備の維持管理について明確にし、特に設備等ごとに特殊な機能を要求している試験設備については、その機能を審査し、合格の表示を付すことを規定した。

オ 認定証票の前渡を行うための要件、申請、管理等についての規定を整備した。

(3) 最近における認定制度

平成12年に消防法施行規則の一部が改正され、安全センターの行う認定業務が大きく様変わりした。従前消防庁告示又は課長通知基準に基づき行っていた認定の範囲が「消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が、技術基準の全部又は一部に適合していること。」と定義された。この認定は、総務大臣又は消防庁長官が指定する法人（以下「指定認定機関」という。）が行い、指定認定機関が認定を行ったときは、その認定品に消防庁長官が定める表示を付すことができることとされた。

安全センターは、平成13年1月31日付けで指定認定機関の指定を受け、消防庁長官が定める安全センターの名称を入れた合格の表示を付すことで、技術基準に適合するものであることを証し、新たに消防法施行規則第31条の3第3項が設けられ、同法第17条の3の2に規定する消防機関による設置時の消防検査が省略されることが明確にされた。

このように、認定の範囲、認定を行う者及び認定表示を付した設備等の消防法上の取扱いが明確にされたことに伴い、安全センターは、従前運用していた認定に係る業務規程（消防用設備等認定規程、同認定細則、同認定委員会規程）について全面的な見直しを行い、認定機関としての業務の充実を図った。

また、新しい認定制度の施行とあわせて、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議決定）に基づき、平成13年3月に「公益法人の関与にかかる通知の取扱いについて」（平成13年消防予第103号。消防危第53号）において、消防庁告示基準又は

課長通知基準に基づき安全センターが認定等を行っていた設備等に係る通知のうち、法令に基づかないものについては当該部分（公益法人の名称）を削除することとされたが、火災予防上留意すべき技術的な基準が含まれている通知については存続したことに伴い、前述した新しい認定制度の範囲から外れた設備等については、従前同様に安全センターが行う性能評定制で対応することとし、性能評定した消防防災用設備機器等については「火災予防技術情報」（平成13年消防予第22号・消防危第78号）として、都道府県防災担当部局や消防機関の執務資料として有効に活用されることになった（現在は安全センターホームページ「認評定合格品・評価業務一覧検索」により情報提供を継続中）。

さらに、消防用設備等の性能規定化に関係して、平成15年6月に消防法改正、翌平成16年2月に同法施行令改正、同年3月に同法施行規則改正が行われた。安全センターは、これらの改正に伴い、「指定認定機関」から「登録認定機関」に移行し、令和7年3月現在において消火設備19品目、避難設備5品目、警報設備1品目、その他1品目、合計26品目の設備等について認定を行っている。

(4) 消防防災用設備機器の性能評定

消防防災の用に供するものとして多種・多様な設備機器が開発されているが、そのものの性能等を判断する基準等が定められていないものが多く、しかも新しい技術を取り入れたものに対する適切な基準を定めることは困難である。このように予め技術基準が定められていない、いわゆる新製品についてそのものの性能を評価することは、当該新製品が従来の消防用設備等と同等の性能を有するか否かについて、消防機関が消防法施行令第32条を適用するに当たっての判断資料を提供するためであり、同時に、火災予防上の指導に際して参考とすべき設備機器等の性能の良否に関する情報をユーザーなど関係者に提供するためでもある。

安全センターでは、昭和53年7月に避難用の機器で検定又は認定対象以外のものについて、申請者からの要請に基づく性能評定を開始し、昭和57年には性能評定に係る規程等を整備して性能評定制を確立した。

以来、消火、通報、避難、保守用機器及び消防活動用品など幅広い設備機器等についての開発製品を踏まえて性能評定を行ってきており、前述した新しい認定制度の運用により従前の認定品から性能評定品に切り替えを行ったものを含めて、令和7年3月現在において、消火設備・装置、警報設備・装置、避難設備・装置、消防防災活動用資機材、防火材等、試験装置及び防火安全機器等の主要48品目の設備機器について性能評定を行っている。

(5) 今後の課題

安全センターが登録認定機関として行う認定は、消防法令に規定する消防用設備等について、国が定める技術基準の全部又は一部に適合していることを製造時に確認し、品質の確保を図っているものであり、認定合格品については、設置時における消防機関の検査を省略す

ることができるのみでなく、認定合格品に関する情報を提供することにより製造者、設計者、施工者等の関係者の負担軽減を図っている。

認定の範囲は、「消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」とされており、国が技術基準を定めた設備等については、登録認定機関として積極的に対応していくこととしている。

また、性能評定についても、防火対象物の火災予防対策のための設備機器等を中心におくことに加え、テロ等の特殊災害や地震等の大規模災害に関した国民の安心・安全に寄与する設備機器について新技術が導入され、様々な新しい設備機器等が開発されているなど、その内容も多様化してきていることに柔軟に対応していくこととしている。

さらに、平成15年から16年にかけて消防法及び同施行令並びに同施行規則が改正され、消防用設備等の設置及び維持に関しての性能規定化が図られたことにより、一層の技術的改良や新技術、新素材等の開発導入が図られているところであり、防災関係企業の消防防災用設備機器等の開発意欲を向上させる意味からも、今後の認定及び性能評定制度の果たす役割は大きいものがある。

安全センターは、さらに審査能力の向上を図り、消防防災用設備機器等に係る性能規定化の中にあって、専門的な第三者機関として、技術進歩に伴い開発される様々な設備機器等の品質を客観的に評価し、消防機関及びユーザーに対して的確な情報を提供していく大きな任務を持っており、その任務を着実に果たしていくこととしている。

2 推奨

(1) 消防防災製品等の推奨

急速な情報通信技術の発展に伴い、消防防災の分野においてより一層の活用が見込まれる中、安全センターでは、消防防災業務の効率化や災害現場活動の迅速化、安全性の向上、各種情報処理の正確性向上を目的としたITシステム機器を推奨する制度を平成17年に確立した。

この消防ITシステム等推奨制度には、審査を付託するため、消防ITシステム等推奨委員会を設置し、これらの分野について高度な専門的知識を有する学識経験者や消防機関等で構成された委員の間で審議が行われた。

この制度の推進に伴い、ITシステム機器以外の製品も審査対象として欲しいという申請者からの声上がり、翌年の平成18年より、消防ITシステム等推奨制度とは別に、消防防災製品等の普及を図り、安全・安心な地域社会づくりに役立てることを目的とした消防防災製品等推奨制度を立ち上げた。

平成21年には、消防ITシステム等推奨制度の対象となるITシステム機器を消防防災製品等推奨制度内で審議できるように、消防防災力向上機器等推奨規程を改正し、2つの推奨制

度が統合された。

新たな推奨制度は、消防防災分野において有効に活用できると認められる製品及び高度な情報通信技術を用いたシステムを推奨するもので、推奨の要件に適合したものには、「消防防災製品等推奨証」が交付され、推奨を受けた製品には、消防防災製品等推奨マーク（図1）を表示し、購入者が推奨品であることを容易に認識できるようにしている。

また、推奨品の普及を図るために安全センターの情報誌「月刊フェスク」やホームページ等を活用し、全国の消防機関や各都道府県消防設備協会等に情報提供を行い、推奨品の広報を実施している。



図1 消防防災製品等推奨マーク

なお、この推奨制度に適合するためには、表1に示す①から⑤の要件をすべて満たしている必要があり、安全センターに設置した「消防防災製品等推奨委員会」の審査により適合性の確認を行っている。

表1 推奨の要件

①	消防防災の分野において、利便性、効率性又は安全性の向上に寄与するものであること。
②	新たに考案され、若しくは改良・開発されたものであること。
③	供給が適切に行われ、導入又は施工が容易で、かつ、操作又は使用マニュアル等が整備されているものであること。
④	検証試験等において、一連の機能又は性能と運用面の効果が確認されたもの、又は第三者機関により一連の機能又は性能と運用面の効果が確認されたものであること。
⑤	安全センターが別に定める基準に適合しているものであること。

(2) 最近における推奨

最近では震災対策関連製品の申請が多く、内閣府のガイドラインに適合した感震ブレーカー等（分電盤を除く簡易タイプやコンセントタイプ等）や文化財等の伝統的構造物・木造住宅密集地域の火災に対し、着火遅延効果や燃焼抑制効果を発揮する高粘度液体を放射する装置、社会的に影響のある事件事故等を対象とした火災を抑制する放射器などが推奨されている。

この他にも、消防防災分野で推奨を受けたものもあり、高齢者や聴覚障害者等が緊急時に通報する通信システム等は、一部の消防機関に採用され、FAXや携帯電話等のインターネット機能を活用して緊急通報や情報交換が行われている。

また、クラウドサーバーを利用し、災害時に自衛消防隊員等のスマートフォンへプッシュ

通知で伝え初動対応（現場確認・通報連絡）を迅速化するとともに、公設消防隊への引き継ぎ時間を短縮することができるシステム等があげられる。

このように、一般市民から消防機関まで幅広い範囲を対象とした様々な種別の製品が推奨制度で認められており、安全センターでは、これらを普及することにより国民の安全の確保と社会公共の福祉の増進に資することを期待している。

第3節 高度な技術の導入による防火安全性の向上

—消防防災システム評価、特殊消防用設備等の性能評価等—

1 消防防災システムの評価及び特殊消防用設備等の性能評価

(1) 消防防災システムの評価

昭和50年代に、大規模ビルが多く建設されるようになり、これらのビルでは、従来の安全対策より高度化された消防防災システムを構築することが求められた。また、大規模ビルでは防火管理を一体的に行うことが困難なため、防火安全対策を総合的かつ有効に行うことが必要となってきた。

消防庁では、昭和61年12月「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を制定し、行政的にも消防防災システムのインテリジェント化を積極的に推進した。

安全センターでは、昭和62年2月「消防防災システム評価規程」を制定し、この規程に基づき設置された「消防防災システム評価委員会」において、防火対象物関係者からの申請に基づき、消防防災システム評価を実施してきた。

評価委員会は、電気通信、コンピュータ技術、安全工学、建築防災、燃焼・消火理論、消防技術等各分野からの学識経験者及び行政機関の職員をもって構成し、評価対象物件を管轄する消防機関を代表する者が特別委員として審議に参加する枠組みで実施してきた。

当初の評価対象は、火災覚知、警報、消火、排煙、避難誘導、その他火災対応上必要な機能を有機的に組み合わせたシステムや新技術等を用いた特殊な消防防災の装置・設備が多く、必ずしも総合消防防災システムとしての評価は多くなく、評価の対象となる防火対象物の規模も明確ではなかった。

消防庁は、平成5年5月「消防防災システムのインテリジェント化の推進について（通知）」で改正を行い、①高さ60mを超える特定防火対象物、②延べ面積80,000㎡以上の特定防火対象物、③延べ面積1,000㎡以上の地下街を消防防災システム評価の対象とすることとして、制度の明確化を図ってきた。

その後、平成9年9月、これまでの実績を踏まえ、総合消防防災システムを防火対象物の実情に即したものとして構築するための基本的な考え方、具体的な達成手段としての「総合消防防災システムガイドライン」を制定し、①現行の消防法令で予想しない特殊な新技術による消防防災システム又は高度な消防防災システムを設置する防火対象物、②軒高100mを超える防火対象物又は延べ面積80,000㎡以上の防火対象物、③防火対象物の用途、規模、構造等を勘案してインテリジェント化を進める必要性が高いと認められる消防防災システム、④副防災監視場所等において監視操作等を行う消防防災システムを評価対象にするとされた。

平成13年5月、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成8年9月20日閣議

決定)の中で、公益法人が行っている検査等への行政の関与については、法令に基づくものに限ることとされたことを受け、インテリジェント化推進要綱から安全センターの名称が削除された。以降は、安全センターが行う自主的な制度として、専門家により構成された組織により消防防災システムについてその機能の有効性を評価することとした。

平成15年6月、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入する消防法の改正が行われた。改正では、消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物には、その防火安全性の向上を目指し、通常用いられる消防用設備等の基準に適合しない特殊の消防用設備等その他の設備等の性能の同等性を認定し、その設置を円滑に認めていくこととするため、消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

これに伴い、消防庁では昭和61年に制定した、「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を廃止し、平成16年4月、新たに「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」を制定した。これにより、消防防災システムの高度化を図り、もって大規模化、高層化等された防火対象物の総合的な安全性の一層の向上を図ることとされた。

安全センターでは、このことを受け、同年6月1日付けで「消防防災システム評価規程」を廃止し、新たに「消防設備システム評価規程」を制定して、評価業務の一部を継続することとした。

(2) 消防設備システム評価

消防防災システム評価業務の一部を引き継ぎ、総務大臣の認定を受けるものを除く消防用設備等、消防防災システムで、高度な技術を活用した建物の消防用設備等について、その適合性、安全性、機能性などについては、前述のとおり「消防設備システム評価規程」を制定して評価を開始した。

評価は次のような事柄を対象として行うこととした。

- ① 消防法施行令第29条の4第1項の規定に基づく客観的検証法によって、申請に係る防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性が通常用いられる消防用設備等の防火安全性と同等以上であると認める評価
- ② 「総合消防防災システムガイドライン」(平成9年消防予第148号)に照らして、申請に係る防火対象物に設置する総合消防防災システムが十分な防火安全性能を有しているものと認める評価
- ③ 申請に係る防火対象物に設置する消防用設備等が消防法令に定める防火安全性能を上回っている場合において、当該消防用設備等有する高度な防火安全性能の有効性を判定する評価
- ④ 消防長又は消防署長が消防法施行令第32条の規定の適用を判断するにあたり参考となる情報として、申請に係る防火対象物の位置、構造又は設備の状況についてその防火安全性の有効性を判定する評価

- ⑤ その他、防火対象物に設置する消防用設備等の防火安全性能の有効性について防火対象物の関係者から判定を求められる評価（当該消防用設備等の運用に関連する維持管理の有効性等の判定を含む。）

(3) 特殊消防用設備等の性能評価

平成15年6月に消防法が改正され、超高層ビル、巨大複合建築物、大空間を有する施設等で、現行の消防用設備等の技術上の基準では想定していないような防火対象物を建築する場合には、その防火安全性の向上を目指し、「通常用いられる消防用設備等」の基準に適合しない「特殊の消防用設備等その他の設備等（特殊消防用設備等）」の性能の同等性を認定し、その設置を円滑に進めるため、同法第17条第3項に基づく総務大臣認定制度が設けられた。

これに伴い、消防庁では、昭和61年に制定した「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を廃止し、新たに「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」（平成16年消防予第66号消防庁次長通知）を定め、消防防災システムの高度化を図ることをもって大規模化、高層化等が進んだ防火対象物の総合的な安全性の一層の向上を図ることとした。

これは、技術基準が確立されていない「特殊消防用設備等」を設置しようとする場合には、防火対象物ごとに、高度な技術的識見を有する性能評価機関の評価結果に基づき、総務大臣がその性能を審査し、認定を行うものである。

安全センターは、平成16年6月1日に同法第21条の48第2項に規定する登録検定機関として総務大臣の登録を受け、同日をもって新たに「性能評価業務規程」及び「性能評価実施規則」を定めて特殊消防用設備等の性能評価業務を開始した。

(4) 優良消防用設備等の消防庁長官表彰

消防庁が制定した「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」により、評価を受けた消防防災システムのうち、インテリジェント化の観点から見て特に優れた消防防災システムについては、消防庁が制定した「優良消防防災システム表彰規程」（昭和62年消防庁規程）に基づき消防庁長官表彰を実施することとされている。

安全センターでは、システム表彰上申選考委員会を開催して、理事長から提案された消防防災システムの先駆・創意工夫性、機能性、模範性、地域性に関して審査を行い、特に優れた消防防災システムに係る設置者、設計者、開発者及び施工者に対して消防庁長官表彰が受けられるよう上申を行ってきた。

なお、平成16年度の特消防用設備等の性能評価の開始により消防庁では「優良消防防災システム表彰規程」を廃止し、「優良消防用設備等表彰要綱」を制定して、評価機関から上申された特殊消防用設備等又は消防防災システムについて「優良消防用設備等審査会」において審査されることとなった。

表彰は昭和63年度から開始され、受賞件数は令和6年度までに231件となっている。

(5) 実績と今後の課題

安全センターでは、「消防防災システム評価」として昭和61年に東京ドームのアリーナ火災覚知消火システムについて評価を行って以来、平成17年3月までに270件の評価を行っている。

また、平成16年度途中から評価を開始した「消防設備システム評価」では、「横浜ランドマークタワー設備更新」、「京都駅ビル設備更新」、窒素消火設備の2分放射など132件の評価を行っている。

平成15年6月には消防法が改正され、同法第17条第3項に基づく新しい技術によって設置される特殊消防用設備等については、総務大臣の認定を受けることにより同条第1項に定める消防用設備等に代えて設置できることとなり、また、「特殊消防用設備等に係る消防防災システムの高度化推進要綱」により複数の総合操作盤を有する防火対象物等の消防用設備等も特殊消防用設備等に該当することとされた。このことにより、複数の防火対象物からなる大規模建築物群についても消防用設備等の集約化を図り、経費の節約を図るとともに、防火水準の向上を目指した高度化された消防防災システムが開発され、特殊消防用設備等に係る評価制度が活用されてきている。

土地の高度利用、高層大規模ビルの増加といった最近の動向を踏まえれば、今後とも多くの防火対象物についての評価がなされるものと予測される。

平成16年度の特種消防用設備等の性能評価開始から令和7年3月までに67件の評価を行っている。

消防設備システム評価及び性能評価の評価制度は、消防防災システムの高度化を推進する上で、大きな役割を果たすことが期待されているものであり、安全センターとしても、最新の技術をいち早く消防用設備等に導入することを目指して評価制度の充実を図っていくことにしている。

2 総合操作盤の評価

(1) 総合操作盤の評価

高層、大規模な建築物における防火安全対策を推進する上で、総合操作盤は、消防用設備等に係る監視操作等を集中して行うとともに、火災発生時における措置を迅速に行うことができる等重要な役割を果たしている。

平成5年5月、総合操作盤について、CRT等に表示されるシンボルマークを統一し、その機能、性能の確保を図るために、消防庁は「総合操作盤に関するガイドラインの制定、評価について」を各都道府県に通知、これにより総合操作盤の評価については安全センターに

設けられた「総合操作盤評価委員会」又は「消防防災システム評価委員会」において行う旨が示された。

これを受けて安全センターでは、平成5年6月に「総合操作盤評価規程」を制定し、「総合操作盤評価委員会」を設置して、防火対象物の関係者からの申請に基づき、個々の防火対象物に設置される総合操作盤が当該防火対象物の規模、形態等を勘案しながらガイドラインに該当するか否かの評価を実施することとなった。

その後、高層の建築物、大規模な建築物、その他の防火対象物が増加する傾向にあること、消防防災システム及び総合操作盤の設置が消防防災対策の充実に相当の効果があることを踏まえ、平成8年2月に消防法の一部が改正され、これらの防火対象物については、消防用設備等に係る監視操作等を集中して行うとともに、火災発生時における必要な措置を迅速に行うことのできる総合操作盤又は操作盤を常時人のいる防災センター等に設置することとし、平成9年4月1日より施行された。

これに伴い、安全センターでは効率よく総合操作盤の評価を行うために、総合操作盤に係る評価制度の見直しを行い、新しい評価制度では総合操作盤の性能・機能等に着目した総合操作盤の基本型評価を行うこととした。基本型評価は、消防庁告示に定める基準と適合するか否かの審査を行うとともに、当該基本型の範囲内で製造された総合操作盤の主要機能について個別確認検査を行うこととし、申請者のニーズに応じた迅速、円滑な対応ができる体制を確保してきた。

消防庁は、近年の操作盤及び総合操作盤の設置状況を踏まえ、平成16年5月31日同法施行規則の一部改正を行い、一定の規模以上の防火対象物に設置される屋内消火栓等の消防用設備等に係る総合操作盤を当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けることとし、「総合操作盤の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第7号）及び「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成16年消防庁告示第8号）が示された。このことにより、安全センターでは、「総合操作盤評価規程」を廃止するとともに、平成16年9月17日より登録認定機関として認定することとした。

(2) 実績

平成5年6月に開始した総合操作盤の評価は平成9年12月末日までに131件、平成9年4月に基本型総合操作盤の申請受付を開始して以来、平成16年5月までに30種類（7社）の基本型総合操作盤評価が行われ、平成9年7月に開始した基本型総合操作盤の個別確認評価は、平成16年5月までに1,344件の個別確認試験を行った。また、消防防災システム評価を申請した防火対象物に含まれる総合操作盤の評価は、平成12年3月までに13件行われ、合計1,357件の総合操作盤評価が行われた。

3 ガス系消火設備の評価

(1) ガス系消火設備の評価

ハロンは、高絶縁性、低毒性、高浸透性等の利点をもつ消火剤として通信機械室、電気室、駐車場等の消火システムに幅広く使用されてきたが、オゾン層を破壊するとしてモントリオール議定書締結国の議決に基づき、平成6年1月1日より生産が全廃された。このことから、世界的にハロン代替ガス系消火剤の研究開発が行われ、HFC-227ea、HFC-23、IG-541、IG-55、窒素等の新ガス系消火剤が相次いで商品化された。

このような状況を踏まえ、消防庁では、平成7年5月「ガス系消火設備等に係る取扱いについて」（消防予第89号）を通知し、新ガス系消火剤の物理的性質、消火性能、毒性等の評価と併せて、設置場所の用途、使用形態、空間容積、設置方法及び消火剤の放出方法等について総合的な評価を行うこととした。

安全センターでは、これを受けて「ガス系消火設備等評価規程」を定め、「ガス系消火設備等評価委員会」を設置して評価を開始した。

当初の評価は、防火対象物又はその部分ごと個別に評価を行う「設備等評価」及び任意に設置されるガス系消火設備等のうち小規模部分に設置するものを対象とする「設備等個別評価」に区分して開始されていたが、平成8年12月には「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」（消防予第265号、消防危第169号）により、危険物保安技術協会と共同して危険物施設へのガス系消火設備等設置についても評価を行うこととされた。

その後、評価実績が積み重ねられ、防護区画の用途によっては設備設計の基本的な考え方がまとまってきたことから、消防庁では、平成9年5月「ガス系消火設備等の評価等について」（消防予第95号、消防危第62号）により、ガス系消火設備の総合的な評価区分として相当の評価実績を有するガス系消火剤の種類及び設置場所の用途ごとに、その使用形態、防護区画の規模、設置方法、放出方法、維持管理等についてのみ評価を行う「設備等基本類型評価」を追加した。これにより、防火対象物に設置するガス系消火設備が、設備等基本類型評価を受けた用件の範囲内にあるときは、ガス系消火設備等評価委員会の審議を受けることなく、消防法施行令第32条の規定を適用して、消防法令上義務づけられている消火設備の代替設備として個別の防火対象物又はその部分に設置することが認められることとなった。

ガス系消火設備等評価が開始されてほぼ5年が経過した平成13年4月1日「消防法施行令の一部を改正する政令」等の施行により、ハロン消火剤の代替として開発された消火剤を用いるガス系の消火設備のうち、それまでに有効性が確認され、一定の設置実績を有しているものについては基準化されることとなり、設備等基本類型評価で扱っていたものは規則に取り込まれる結果となった。

また、この改正に伴い、「ガス系消火設備等に係る取扱いについて（通知）」（平成7年消防予第89号）は廃止されたことから、安全センターでは、同年5月に「ガス系消火設備等評

価規程」を改正し、自主的な評価制度として評価を継続させ、消防法令に規定する消火設備等の基準による場合と同等以上であることの評価を行い、消防法施行令第32条の適用を受けてガス系消火設備を設置する場合の参考に資することとした。

(2) 実績と今後の課題

ガス系消火設備の評価は、平成7年7月より実施し、平成13年3月末日までに設備等評価791件、設備等個別評価30件の実績で、平成9年7月より評価を開始した設備等基本類型評価は平成12年3月末日までの間に49件の実績であった。これまでの評価実績をもとに消防法施行令の改正が行われ、ハロン消火剤の代替となる消火剤が規則に取り込まれたことにより、自主的な評価制度に移行した平成13年4月以降、令和7年3月末日まででは、設備等評価1,017件の実績となっている。

消防法施行令の改正により、ハロン消火剤の代替となる消火剤を使用する消火設備を規則に基づき設置できることとなったが、防火対象物の大規模化、設備のIT化に伴い、ガス系消火設備を設置する場所の大規模化、複雑化が進み、規則によらないガス系消火設備の設置を要求される例も少なくない。

このような要求に対し十分な評価を行えるよう、各種の調査研究により得られた知見の集積、実験等を積み重ね、より一層評価内容を充実するよう努力することとしている。

4 大規模防火対象物の防火安全性のあり方検討会[平成23年度～26年度]

近年の防火対象物が大規模化・複雑化していることから、高い防火安全性のあり方を総合的に調査検討することを目的として、平成23年度から安全センター内に「大規模防火対象物の防火安全性のあり方検討会」が設けられた。

第1回の検討会において、「加圧防排煙設備に係る課題」を早期に検討し運用指針を作成することが決められ

た。これを受けて、「加圧防排煙設備に係る検討作業部会」が設置され、その結果として「加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン」が作成された。

当該ガイドラインは、ホームページ上で公開されており、さらに、平成25年3月消防庁予防課事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」により「問5 排煙設備に代えて用いることができる・・・加圧防排煙設備については、・・・技術上の基準の全部又は一部に適合しない場合に、同等の防火安全性能を有することが確認されれば、消防法施行令第32条を適用すること、又は特殊消防用設備等として総務大臣の認定を受けることにより、排煙設備の代替として当該設備を設置することは可能と考えてよいか。」「答 差し支えない。なお、加圧防

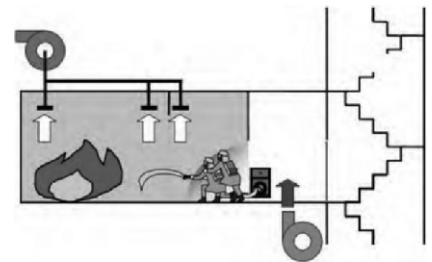


図1 加圧防排煙設備の設置イメージ

排煙設備に係る技術上の基準について、(財)日本消防設備安全センターより『加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン』が示されているので、参考とされたい。」となり活用が定着している。

さらには、第2回の検討会において、“緩衝帯を有する接続部”の課題が取り上げられ、この課題を検討するため「緩衝帯を有する接続部の評価方法作業部会」が設置された。本作業部会では、消防庁の報告書「大規模・複雑化する建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保について」(平成24年2月)に示された「緩衝帯を有する接続部」の課題に対し、火災工学的見地からの安全性確保の評価方法について検討され、その成果として「緩衝帯を有する接続部の評価方法」が報告書に取りまとめられた。

当該評価方法は、従来都心部の再開発による大規模、複雑化した建築物や駅舎などの既存建築物と一体をなす大規模建築物の接続部では緩衝帯を設ける施工に変わりつつある等の時流を踏まえた先駆的な接続部の評価方法を組み立てたものであり、平成27年3月からは安全センターの消防防災システム評価の対象として、緩衝帯を有する接続部の評価を実施している。

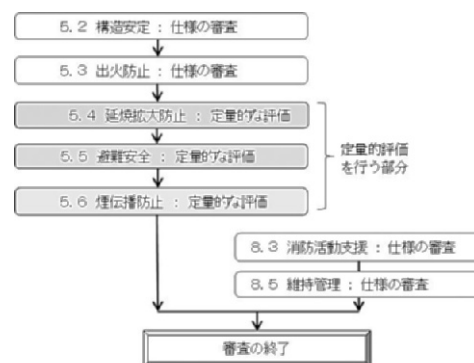
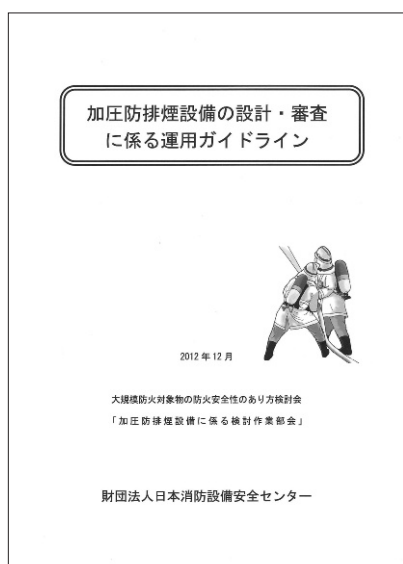


図2 地下通路型緩衝帯の評価フロー(報告書27p)



第4節 迅速・確実な情報通信システムの構築

—消防防災情報通信システムの調査・設計等受託—

1 情報通信システムの設計受託

(1) 市町村防災行政無線システム

市町村防災行政無線には、①災害時に地域住民に対して気象情報や避難指示、国民保護情報等を迅速・的確に一斉伝達し、平時には行政放送を行う同報系システム、②災害時に防災関係機関や生活関連機関との情報交換や指示・命令を伝達し、平時には一般行政連絡に使用する移動系システムがある。

近年、地震、台風、局地的集中豪雨などの自然災害が頻発しており、令和3年7月に発生した大雨による静岡県熱海市土石流災害や令和6年1月に発生した能登半島地震は記憶に新しいが、観測記録を更新する規模の降雨による災害は以後も続発している。

このような自然災害による被害を未然に防ぎ最小限に抑えるためには、迅速・確実に情報を収集・分析し、地域住民や関係機関に伝達することが必要であり、情報通信システムの充実・強化が、防災対策上極めて重要である。

防災行政無線システムについては、総務省が、平成13年4月に「60MHz帯の防災行政用デジタル同報無線システム」へ、同年7月に「260MHz帯市町村デジタル移動通信システム」への移行を制度化し、データ通信等の高度利用や複数チャネルの利用が可能なデジタル防災行政無線システムの整備を推進している。

更に、総務省消防庁では、FM放送や地上デジタル放送波を活用した同報系の代替えシステムの整備についても財政支援措置を講ずるなど、伝達手段の多様化、多重化にも力を入れている。

安全センターでは、昭和56年度から「市町村防災行政無線システム」及び「都道府県防災行政無線システム」の基本設計（調査）、実施設計及び施工監理について市町村及び府県から委託を受け、中立公正な専門コンサルタントとして、その整備、充実・強化に寄与してきた。

また、防災行政無線等により収集した災害関連情報を集約し、防災情報を一元的に管理運用するための中枢機能である「市町村防災情報システム」（被害情報の収集・集計システム、映像情報システム等）を整備する自治体も増加しており、安全センターにおいても、防災行政無線システムと連動する防災情報システムの基本設計、実施設計及び監理業務も受託してきた。

令和6年度までに安全センターが受託した市町村防災行政無線システムの調査・設計業務等の件数は、944件に及んでおり、平成27年度以降の受託実績は、次のとおりである。

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数	11	5	5	3	4	2	0	0	0	0

(2) 都道府県防災行政無線システム

都道府県防災行政無線システムは、①都道府県と出先機関、市町村、消防本部等を結ぶ固定系、②都道府県と車両に搭載された移動局及び移動局相互間を結ぶ移動系、③水位・雨量等の観測データを電送するテレメータ系、④地域衛星通信ネットワークを活用し、災害時には、固定系のバックアップや回線不足への対応などのため、都道府県と出先機関、市町村、消防本部等を結ぶ衛星通信系から構成され、電話及びファクシミリによる相互通信、データ通信、都道府県から関係防災機関への一斉伝達を可能としている。

近年においては、光ネットワークへの対応や急速に進展しているICTを有機的に防災行政無線システムへ取り込んだ総合的な防災行政情報通信システムとしての構築が進んでいる。

衛星通信系についても、従来システムと比べて整備コストを大きく削減でき、大雨による通信障害が発生しにくい、災害現場での設置・運用が容易、映像の高画質化など性能面が向上した第三世代システムへの移行が進められている。

安全センターでは、こうした状況の中で、従来から実施している地上系設備を中心とした防災行政無線システムに加え、第三世代衛星通信系設備を含めた総合的な防災行政情報通信システムやヘリコプターテレビ電送システムの調査・設計及び施工監理業務を受託してきた。

令和6年度までに安全センターが受託した都道府県防災行政無線システムの調査・設計業務等の受託件数は、144件に及んでおり、平成27年度以降の受託実績は、次のとおりである。

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数	7	4	3	2	1	2	0	1	0	0

(3) 高機能消防指令センター

高機能消防指令センターは、119番通報を受付し、通報内容に応じて最適な消防部隊に対し災害出動の指令や出動した部隊の運用管理を行うための指令管制システムである。

最近のシステムにおいては、通信技術と情報処理技術の急速な進展を受けて、発信地表示、地図検索、出動車両の自動編成、車両の動態管理等の高度な情報処理機能のほか、携帯電話やIP電話からの119番通報も組み込んだものとなっている。

消防救急無線のデジタル化に合わせて消防の広域化、消防指令業務の共同運用が推進され、規模の大きな消防指令センターの整備の増加がみられたが、整備後10年が経過して更新の時期を迎えている。

この間、消防庁では、システム更新時のベンダーロックインを排除して適正な競争を確保するため、「消防指令システム等の相互接続に関する研究会」を設置して検討（安全センターが受注）を行ったほか、令和3年1月には「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」を設置して、緊急通報手段の多様化への対応、消防業務システムの標準化・クラウド活用、

システム更新に係る財政負担軽減等について検討が進められた。

安全センターでは、これらの動向を踏まえ、各消防機関の基本構想に基づく、システム構成（人口区分による種別〔離島型・Ⅱ型・Ⅲ型〕、オプション機器の選別）、構成機器の機能・性能及び市町村、消防団、都道府県医療センター等外部機関との関係やOAシステムとの連携並びに建築物及び建築物設備の仕様等について検討し、設計を行ってきた。

令和6年度までの受託件数は、470件に及んでおり、平成27年度以降の受託実績は、次のとおりである。

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数	15	6	5	5	6	7	4	1	0	0

(4) 消防救急無線のデジタル化

消防救急無線は、消防本部や消防署と消防車・救急車間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行うための無線網である。

消防救急無線は、従来、アナログ方式を使用していたが、平成28年5月31日までに260MHz帯への移行に合わせ、高い秘匿性によるプライバシーの保護、データ通信による確実かつ効率的な情報伝達、無線チャネルの増加等のメリットがあるデジタル方式とすることとされた。

安全センターでは、消防救急無線デジタル化のための実験機の仕様作成、実験機によるフィールド試験及びその有効性の確認から参画し、デジタル無線の電波伝搬特性等に関する調査研究、デジタル無線の共通仕様の策定に関する調査研究業務を受託して、デジタル化推進に寄与した。

デジタル消防救急無線システムの整備に際しては、消防本部等の構成や管轄地域の特性を踏まえた基本設計（調査）、実施設計及び施工監理業務を受託して、これまで携わった実験及び研究の成果を業務に反映させることができた。

平成18年度の県レベルでのデジタル無線広域化検討業務から令和6年度までの消防本部デジタル無線整備に係る実施設計等の受託件数は、173件であり、平成27年度以降の受託実績は、次のとおりである。

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
件数	13	1	1	1	2	1	0	0	0	0

2 高度消防防災通信システムに関する調査研究

安全センターでは、消防庁から消防防災分野における各種調査研究の受託など、消防防災通信システムの高度化に寄与してきた。

消防救急無線のデジタル化に合わせて消防指令システムとの一括更新が多くみられたが、

事業費の増大や将来的な分割更新時の課題も指摘されることとなった。

こうした中、安全センターでは消防庁から「消防救急無線と消防指令システムとの間の接続に関する調査研究」を受託し、報告書として取りまとめた。

以下にその内容を紹介する。

消防救急無線と消防指令システムとの間の接続に関する調査研究

[平成29年度]

消防救急無線のデジタル化は平成28年5月末の期限までに完了したが、消防指令システムとの間のインタフェースがメーカー毎に異なることから、適正な競争の妨げとなり、事業費の増大など、将来的な次期システム更新時の課題が指摘された。

このため、本調査研究では、以下の2点について検討を行った。

① 消防指令システムと消防救急無線の間の共通インタフェース仕様

共通インタフェース仕様については、極めて技術的な検討となることや技術の進展に伴い継続的なメンテナンスが必要になることから、情報通信に関する国内標準を策定してきた実績を持つ一般社団法人情報通信技術委員会（TTC）において進めることとした。

検討は、システムメーカー以外にも広く参画を受け付け、指令システムメーカー5社及び消防救急無線メーカー4社が参加して複数の組合せによる相互接続試験により動作を確認しながら進められ、令和2年4月に「TS-1023消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様（第1版）」が制定され、以降、定期的な見直しが継続され、令和6年6月には第2.3版に改訂されている。

② 消防救急無線及び消防指令システムの発注の在り方に関するガイドライン

発注の在り方に関する検討については、事業の構想から基本計画、調達までの作業について、全国の消防本部へのアンケート調査及びヒアリング調査を行い、現状の課題を抽出・整理し、進められた。

事業構想では、適切な発注範囲を設定したうえで一括発注、分割発注のメリット、デメリットについて明示し、運用保守業務等のランニングコストも重要な要素であることが示されている。

また、基本計画、調達では、RFI、RFCといった最新の技術を適切に仕様書に反映するための方策について示し、各種契約方式の特徴、メリット、デメリットを比較・整理して、適正な競争の確保と事業費の低廉化に必要なポイントを示した。

さらに、他の情報システムとの接続、移行作業、現システム事業者との調整などについてもその重要性を示したガイドラインとなっている。

3 今後の課題

高機能消防指令センター（高機能消防指令システム）は、消防救急業務の多様化や高度化に加え近年におけるICTの急速な進展から高度な情報処理機能を組み込んだシステムへと進化し続けている。

また、消防救急無線のデジタル化に合わせて消防指令システムとの一体更新が進められた各システムも更新の時期を迎え、そのピークは令和6年度から8年度とみられている。

消防庁では、このような状況の中、更新費用の削減、緊急通報手段の多様化への対応、システム更新担当者の負担軽減等を目的として検討を進め、令和7年3月までに消防指令システム調達仕様書ひな形サンプル及び外部システムと接続するためのインターフェイス標準仕様書等を策定し公表している。

安全センターとしては、これらを踏まえ令和6年度から経験者の少ない中小の消防本部を中心に指令システムの更新等に関する各種相談に対応する支援業務に取り組んでいる。

第5節 途上国の発展に寄与

—国際消防協力コンサルタント業務等—

1 消防の国際協力の推進

安全センターは、消防防災に関する国際協力事業を実施している。

その内容は、① 消防庁等が行う国際協力業務の受託及び協力事業、② 政府開発援助（ODA）に関する消防専門のコンサルタント業務、③ 安全センターの自主事業に大別される。

消防庁は、開発途上国への技術協力事業として、開発途上国の消防関係者を対象とする研修員の受入れ（集団研修、個別研修等）や消防専門家の派遣及びプロジェクト方式技術協力事業等を実施している。また、開発途上国の消防技術協力のニーズを把握するための調査（プロジェクト形成調査及びフォローアップ調査等）や海外の消防関係者との交流事業としてセミナーの開催等も行っている。

安全センターは、消防庁の指導を受けながら、これらの事業に関連してカウンター・パートの受入れ、専門家の派遣、調査団への参加等を行ってきた。

ODAに関するコンサルタント業務は、昭和63年に国際協力事業団（現 独立行政法人 国際協力機構/JICA）にコンサルタントとして登録して以来、消防関係の無償・有償資金協力案件のほか、技術協力に関する各種調査等の業務を受託している。

また、安全センターの自主事業としては、国内消防本部の参加を得て、消防機材の供与と消防技術の指導を行う開発途上国に対する消防の国際協力推進事業（開発途上国援助事業）を実施している。

さらに、消防関係者との交流や消防ニーズ把握のための現地消防事情調査及び資料の収集分析等を必要に応じて行っている。

2 政府開発援助（ODA）関連事業

(1) 無償・有償資金協力

ア コンサルタント業務

我が国の消防の組織制度、技術、装備機材等に関する国際的な関心が高まるにつれて政府開発援助（ODA）の無償・有償資金協力として開発途上国からの消防・防災に係る案件が要請され、これらの事業を適切に実施するためには、専門的な知識・技術・要員を有するコンサルタントの存在が必要とされる。

安全センターは、JICAにコンサルタントとして登録して以来、主として消防に係る無償・有償資金協力案件のコンサルタント業務を実施している。

これは、JICAから委託を受けて実施する準備調査や概略設計（O/D）と、JICAの推薦

を受け被援助国との契約に基づく詳細設計（D/D）、調達監理及び技術指導を行うソフト・コンポーネントが主な業務である。

コンサルタント業務を実施するためには、相手国の消防・防災のみならず諸事情に幅広く精通しているほか、消防施設・機材の配備・技術仕様・運用取扱・維持管理等に関する専門かつ高度な知識、経験及び語学力が必要であり、併せて無償・有償資金協力事業に関する豊富な実績と経験が求められている。

安全センターはこれまで、17カ国、26件の無償資金協力業務を実施している。

イ 最近における無償・有償資金協力業務の実績

平成17年度 ホンジュラス国消防庁消防機材整備計画

対象地域 テグシガルパ以下13都市

供与内容 消防車両3機種30台、積載機材、無線システム、ソフト・コンポーネント等

概要 昭和63年度無償資金協力による消防車両の供与の実績を踏まえ、主要13都市への消防車両、機材及び車両修理用機材等の整備についての要請である。主要都市への急激な人口集中が進む中、増大する高層大規模施設への対応とともに、周辺に拡大する貧困地域の狭隘路、傾斜地の走行に適合する車種の選定が課題であった。

平成19年度 アルメニア共和国エレバン市消防機材整備計画

対象地域 エレバン市

供与内容 消防車両4機種28台、積載機材、ソフト・コンポーネント等

概要 人口の1／3が集中し都市化が進行するエレバン市において、老朽化した消防車両、機材を更新する要請である。寒暖差の激しい気候に対応できる車両の設計に加え、急峻な坂道、悪路に適合する車種の選定に高度な調査と設計・施工技術が必要とされた。

平成22年度 モンゴル国ウランバートル市消火技術及び消防機材改善計画

対象地域 ウランバートル市

供与内容 消防車両5機種22台、積載機材、無線システム、ソフト・コンポーネント等

概要 平成13年度無償資金協力による消防車両の供与の実績を踏まえ、急激な都市化と人口集中が進むウランバートルの消火技術と消防機材の改善を行ったものである。厳寒な気候に対応できる車両の寒冷地仕様の設定と、丘陵地域に適合する車種の選定及び消防無線システムの改善に高度な調査と設計・施工技術が必要とされた。

平成23年度 ジブチ共和国ジブチ市消防・救急機材改善計画

対象地域 ジブチ市

供与内容	消防・救急車両9機種26台、積載機材、無線システム等
概要	熱帯乾燥地域に属し、人口密集地における火災延焼危険及び幹線道路における交通事故増大に対処する消防・救急車両等の整備についての要請である。高気温、塩分を含む消火用水、狭隘かつ未舗装の悪路等への対応が課題であった。
平成28年度	ベトナム社会主義共和国 消防・救助能力強化事業 準備調査
対象地域	ベトナム社会主義共和国 紅河デルタ地域10省市
概要	紅河デルタ地域10省市において、消防車両等関連機材及び訓練センターの整備を行うことにより、対象地域における消防・救助能力の向上を図り、もって住民生活の安全性の向上に寄与することを目的とした事業の準備調査
平成29年度	ベトナム社会主義共和国 消防・救助能力強化事業に関する準備調査(継続)
令和2年度	ベトナム社会主義共和国 消防・救助能力強化事業に関する情報整理・資料作成業務
対象地域	ベトナム社会主義共和国 紅河デルタ地域10省市
概要	平成28・29年度に実施した消防・救助能力強化事業準備調査報告から時間の経過があり、概算事業費の再積算等再調査・情報の取りまとめが必要となったことからJICAの委託を受け、これを実施した。
令和6年度	ベトナム社会主義共和国 消防・救助能力強化事業に関する情報整理・資料作成業務(2)
対象地域	ベトナム社会主義共和国 紅河デルタ地域10省市
概要	前回(令和2年度)報告から時間の経過があり、概算事業費の再積算等再調査・情報の取りまとめが必要となったことからJICAの委託を受け、これを実施した。
令和7年度	ベトナム社会主義共和国 消防・救助能力強化事業に関する情報整理・資料作成業務(2)(継続)

(2) 技術協力

ア 各種調査の受託

安全センターは、消防・防災に関する専門技術と実績を有するコンサルタントとして評価を得ており、開発調査、フォローアップ調査、プロジェクト評価調査等のJICAからの受託事業のほか、他のコンサルタントとの共同事業を実施している。

イ 専門家派遣と研修生の受入れ

消防に関する専門家派遣の要請は、消防の組織制度、整備計画、消防教育及び技術指導等に関するものが多く、消防庁又消防本部の職員が派遣要請されることが多い。

一方、安全センターでは、消防の国際協力の実績、海外消防に関する資料収集に加え、国際協力業務に精通した人材を擁していることから、専門家としてはもとより、派遣される消防職員への協力・補完を行うことができる体制を有している。このことから消防庁からの委託又は推薦を受け、各国の消防機関へ専門家を派遣している。

また、安全センターは国際協力業務のほか消防に関する幅広い業務を行っていること、消防庁・消防本部及び防災関係機関等との交流があること等の理由から、消防庁及びJICAの依頼等により多くの研修生の受入れを行っている。

3 消防事情調査

開発途上国に対する協力事業の推進に当たっては、当該国の消防体制の現況と問題点、消防防災分野の整備計画、我が国に対する要望等を幅広く把握することが必要である。

安全センターでは、平成3年から消防庁の委託事業として、また平成10年からはJICAの委託事業として現地調査を実施してきた。

平成13年度からはJICAのプロジェクト形成調査の一つとして扱われるところとなり、案件形成を前提として対象国が選定されることとなった。

また安全センターでは、開発途上国からの要請により、あるいは必要に応じ自主事業としての調査も実施している。

最近の調査国・都市は次のとおりである。

- 平成16年度 ヨルダン（アンマン他）自主
- 平成17年度 ベトナム/ラオス/カンボジア自主
ホンジュラス（テグシガルパ他）自主
- 平成19年度 キルギス/アルメニア（エレバン他）自主
- 平成21年度 ラオス（ビエンチャン）自主
- 平成22年度 モンゴル（ウランバートル）自主
- 平成23年度 ジブチ（ジブチ）自主
- 平成28年度 ベトナム社会主義共和国消防設備改善情報収集・確認調査
（ハノイ市を中心とする紅河デルタ地域10省市）自主
- 令和2年度 モルドバ共和国消防事情調査 自主

4 開発途上国への援助事業

安全センターは、開発途上国に対する消防の国際協力推進事業（開発途上国援助事業）と

して、平成3年度から平成12年度まで「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄付の委託に関する法律」に基づく寄付金の配分を受けて、合計7カ国、10回にわたり、開発途上国のボランティア消防団等に対し、消防車両を始めとする消防機材、救助・救急機材等を供与し、併せて供与機材の取扱訓練や技術指導等を行ってきた。

平成13年度から17年度までは財団法人全国市町村振興協会の助成金、平成21年度には独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の国際ボランティア貯金に係る寄附金を原資とし、新たに技術指導者として市町村の消防職員の参加を得て事業を実施したところ、現職の消防職員による救助技術や機材の実戦的な活用技術・戦術等の指導は好評を博し、対象国から消防技術移転の効果が高く評価されている。

以下のような実施例がある。

平成17年度

対象都市	カンボジア/プノンペン
協力消防本部	相模原市消防本部（職員派遣、水槽付消防車（中古）、機材搬送車（中古）提供）
協力内容	技術指導、水槽付消防車（中古）、機材搬送車（中古）及び消防・救助機材の供与

平成21年度

対象都市	ベトナム/ハノイ
協力消防本部	東京消防庁、千葉市消防局（職員派遣）
協力内容	技術指導、訓練機材の供与

第6節 火災による死者の減少を目指して

—住宅防火対策の推進—

1 住宅用火災警報器等の義務設置とその後の推移

住宅火災による死者の発生状況を見ると、平成14年までは高齢者人口の増加等を踏まえても、死者の総数は概ね抑制されていた。しかし、平成15年からは年間1,000人を超える死者が発生するようになり、平成17年には1,220人と過去最多を記録した。

平成16年6月に消防法の一部が改正され、一般住宅に住宅用火災警報器の設置等が義務付けられた。この設置基準等については政令で定める基準に従い市町村の火災予防条例で規定することとされた。また、施行期日は、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については新築住宅への適用の日から原則として2年後、遅くとも5年後（平成23年6月1日）までに設置することが必要とされた。

平成19年には、消防庁は、住宅防火対策の推進体制の見直しを行い、学識経験者、関係行政機関、関係団体等で構成する「住宅防火対策推進懇談会」を設置し、推進体制の強化が図られた。

さらに、平成23年6月時点で、住宅用火災警報器等を設置していない世帯が約3割、地域によっては設置率が5割程度という状況であったことから、同年9月7日に設置された「住宅用火災警報器設置対策会議」において、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」が示され、基本方針として、住宅用火災警報器等の未設置世帯に対する働きかけの強化をすることとなり、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、法令遵守を徹底することとなった。

安全センターは、平成19年までパンフレットなどの啓発資料の作成配布や展示会、住宅防火対策推進シンポジウムの開催などを通して積極的に取り組んできたところであるが、同年4月1日をもって「住宅防火対策推進協議会」の事務局が安全センターから財団法人日本防火普及協会（現一般財団法人日本防火・危機管理促進協会）に移管されたこともあり、安全センターは住宅防火対策の具体的実践方策の一つとして、住宅用防災機器等推奨制度及び住宅防火安心マーク表示制度の周知を図り、住宅防火安心マークを活用した住宅用防災機器等の設置・使用の促進を図ってきたところである。

2 住宅用防災機器等の普及

平成3年9月に消防庁予防課より示された「住宅用防災機器等推奨制度の創設について」に基づき、安全センターでは、同年10月に「住宅用防災機器等推奨委員会」を設置し、以降、住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する機器等又

はこれらを組み合わせたもので、消防庁が示したガイドラインに適合するものに「安心マーク」の使用認定を行っているほか、これらの機器等を取り扱う店舗等の店頭にも、安心マークを表示する住宅防火安心マーク表示店制度の周知・促進を図っている。この、優良住宅用防災機器等の推奨制度に基づいて、「安心マーク」の使用認定を受けている住宅用防災機器等は、令和7年3月末で24型式、その販売数は、防災関係、感知・通報・警報関係及び消火関係を合わせて年間約287,000個（令和7年3月末）となっている。住宅用防災機器等の設置を促進するためには、この「安心マーク」の普及が不可欠の要素となっていることから、今後も関係業界等の協力のもとに、その周知を図っていくこととしている。



3 今後の課題

住宅用火災警報器の設置率を見ると、平成26年6月は79.6%であったが、令和6年6月には84.5%と向上している。しかしながら、住宅火災による死者数は一時的に900人を切るまで減少したものの、令和3年以降は再び増加傾向に転じている。特に65歳以上の高齢者の死者数が7割を超えるようになっており、超高齢社会を見据えた住宅火災による死者数の一層の低減を図るための積極的な対応が喫緊の課題となっている。殊に住宅防火に係る技術開発の推進は、大いに検討に値するものである。

各研究機関等による実用的かつ安価な住宅用防災設備機器の研究開発を積極的に促進するなど、安全センターとしても住宅防火対策に今後も取り組むことが必要である。

第7節 研究成果を現実の施策につなぐ

—消防防災に関する各種調査研究—

1 総務省消防庁等、外部機関の行う調査研究への協力

火災をはじめ各種災害の防止・被害の軽減・原因究明のために科学的な調査研究が果たす役割は極めて重要であることから、安全センターでは、消防防災に関する調査研究を重要課題と捉えている。

安全センターは、消防設備に係る深い理解と知見を有する職員が多数在籍する専門家集団であり、また全国の消防機関、国内外の消防防災事業者とのネットワークを有することから、高度で専門性の高い調査の実施が可能である。

これまでも消防防災に関する専門研究機関として、消防庁をはじめとする国の機関や都道府県・市町村等から各種テーマの調査研究を受託し幅広い分野で質の高い調査研究を実施している。

最近の受託業務は、以下のとおりである。

(1) 飲食店等に設ける厨房等自動消火装置の実証実験に係る請負業務〔令和元年度〕

平成28年の糸魚川大規模火災をきっかけに、全国の木造の建築物が多い地域においては、強風下で火災が発生し大規模な火災になり得るという可能性が指摘され、消防庁では、平成29年度より3年間、早期覚知対策や出火・延焼防止対策などの検討を行ってきた。特に小規模な飲食店においては、自動消火装置等の安全装置を設けることが有効とされ、3年目の令和元年度には自動消火装置等の安全装置の課題と求められる機能についての検討が行われた。

この検討の一環で安全センターは、消防庁より業務を受託し、小規模飲食店の厨房に設ける自動消火装置等の安全装置の課題を整理し、自動消火装置等に必要とされる性能やその他厨房設備の防火安全対策について検討を行うことを目的とした実証実験を実施した。

実験は、業務用ガスレンジを用い、規定量の食用油を発火炎上させ消火を行うもので、小規模飲食店等に設置されるレンジ及びフライヤーからの火災に対応する自動消火装置に求められる消火性能を確認するものであった。

(2) G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発〔令和元年度～令和2年度〕

安全センターは、平成26年度から平成30年度まで、自主研究として防災メーカー、大学、行政機関、消防本部等の参画のもと、消防隊員の活動負担の軽減及び要救助者の早期救出を目的とした消防活動を支援するシステムについて検討した。

当該検討から得られた知見を基に、防災メーカー等と本研究開発を進め、自衛消防隊向けの「G空間自衛消防支援システム」と公設消防隊向けの「現場活動支援システム」の2つか

ら構成される「G空間情報消防活動支援システム」を開発し、「東京国際消防防災展2018」では、未来の救助システムSTAR RESCUE SYSTEM® のプロトタイプとして展示したほか、パネルや動画での技術紹介を行った。

また、令和元年度には、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発を委託する消防庁の競争的資金制度「消防防災科学技術研究推進制度」の公募事業に応募し、「G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発」が採択された。

この「消防防災科学技術研究推進制度」は、自然災害の増加や高齢社会の到来、社会資本の老朽化などを踏まえて、消防防災分野における課題を解決するため、ICT等を活用した研究開発を行うことを目的とした制度であり、令和2年度までの2年間、大規模防火対象物におけるG空間情報（屋内測位システム）やICTの活用により在館者や消防隊員等の屋内位置情報を防災センター等で把握し、スマートマスク（地図情報や赤外線画像等を表示できる面体）やタブレットにより現場の隊員と情報を共有することで、効率的かつ安全に消防活動を行うためのシステム開発を行った。



(3) 火災原因調査体制に関するアンケート調査〔令和2年度〕

消防機関は消防法第31条に基づき、火災要因を分析し解明することで類似火災の根絶に努めているが、一方で、近年の製品の複雑化や国民生活の多様化に伴い、火災の原因も複雑・多様化し、原因究明は困難性が増している。また、火災件数の減少に伴い、火災調査業務に携わる機会も減り、実務に精通した職員を育成しにくい状況があり、これらの複合的な要因

により、業務に対する負担が増大する傾向にある。

そこで消防庁は、火災調査業務及び事務の効率化を図ることで質の高い火災調査の実施を推進することを目的とし「火災調査の業務効率化に向けた検討」を行った。「火災原因調査体制に関するアンケート調査」はその調査の一環で消防庁より受託したものである。

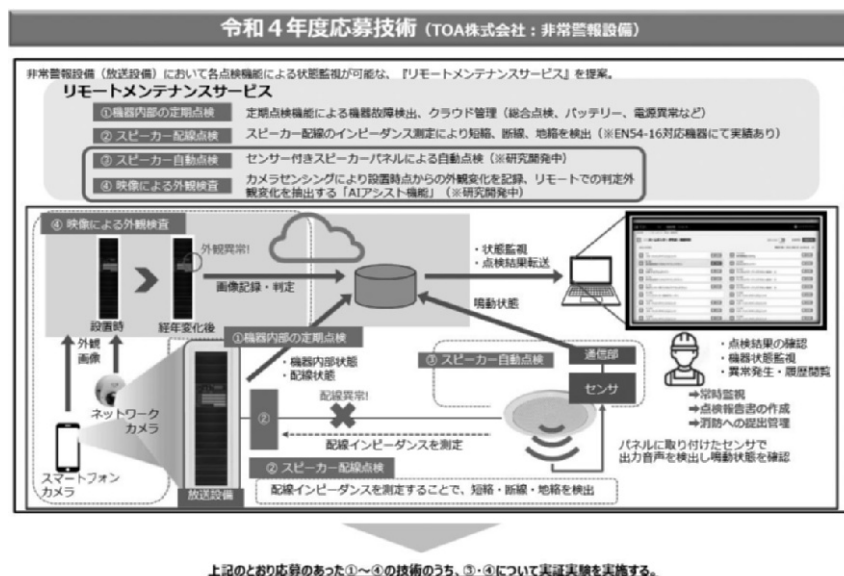
アンケート調査は、全国726の消防本部を対象に実施したものであり、火災調査体制、火災調査担当者の育成状況、火災調査の業務効率化に係る取組等の実態について確認を行った。

(4) 消防用設備等の定期点検における新技術等の導入のための実証実験等業務〔令和5年度〕

消防庁では、消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会において、消防用設備等の定期点検について、現行の点検手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度のあり方を検討してきた。令和4年度には、消防用設備等の点検に活用可能なデジタル技術等を保有する企業、消防用設備等メーカーなどを対象に技術公募を行った。令和5年度には、令和4年度の公募技術である自動点検機能等により、各点検項目に係る点検作業の有効性を確認するための、実証実験等を行い、代替可能と判断できる項目については、点検基準や点検要領等の見直しを行うこととした。

安全センターは、新たなデジタル技術等が現在の点検基準と同等以上の安全を担保することの確認及び新たな設置基準の検討に資するための実証実験等に係る業務を受託し、非常警報設備（放送設備）を対象に、デジタル技術を活用した新たな点検手法の有効性を確認するため、「デジタル技術を活用したスピーカーの自動点検」、「映像による外観検査」の実証実験を行った。

その結果、効率的かつ効果的に点検を行うための諸課題が明らかになり、また新たな点検手法として一定の有効性が確認された。



(5) 消防用設備等のリモート点検の実効性の調査〔令和6年度〕

消防用設備等の点検及び報告は、消防用設備等の適正な維持管理のため、重要な役割を担っている。しかし、大都市など一部の地域では、消防設備士及び消防設備点検資格者の不足により点検を十分に実施できない状況に直面しているという意見も散見される。その一方で、近年では情報通信技術の進展により、離れた場所であってもリアルタイムで解像度の高い映像を安価に共有することが可能になった。このような状況を踏まえると、限られた有資格者が消防用設備等の点検を確実かつ効率的に実施する上で、ビデオ通話ツール等を用いることによる消防用設備等のリモート点検を導入する方法が考えられた。

そこで、消防庁の委託を受け、各関係機関の専門家で構成される意見聴取会を開催したほか、全国における有資格者不足の状況や、消防用設備等のリモート点検の可能性と課題について確認するためのアンケート調査を都道府県消防設備協会等の協力のもと実施した。意見聴取会の主要な意見や発言、アンケート調査結果を報告書にとりまとめ消防庁へ報告した。

2 自主研究

安全センターでは、これまで様々な事業を推進する中で培われたノウハウを生かし、実戦的かつ具体的なテーマに重点をおいて、自主的に調査研究を行ってきた。自主研究で得られた成果については、消防庁をはじめ関係機関への情報発信を行うことで、安全な社会づくりに寄与している。

(1) 消防車両情報サイト〔平成20～29年度〕

平成17年より2ヵ年にわたって実施した「消防ポンプ自動車の仕様を標準化するための調査研究」の結果、全国の消防本部及び消防団において調達実績のある消防車両の情報や仕様書等が容易に閲覧できる仕組みを構築することで、車両調達事務の簡素化及び事務負担の軽減を図るとともに、車両性能の全国的な底上げを図ることができるとの考えに至った。

そこで、総務省消防庁、全国消防長会、関係団体の協力のもと、平成19年度事業で消防車両情報サイトの構築に着手し、平成20年度から29年度まで「消防車両情報サイト」の運営を行った。

(2) 消防・危機管理用具研究協議会の設置と活動〔平成14～令和2年度〕

20世紀の終わりから21世紀初頭、アメリカでの9.11同時多発テロ、国内の地下鉄サリン事件などにより、「テロ災害」への危機意識が急速に高まるとともに、阪神・淡路大震災など大規模地震が相次ぎ、火山活動の活発化などから、大規模災害に対する防災意識も同様に高まりを見せた。しかし、これらの特殊災害や大規模災害発生時に消防機関が使用する「消防

活動用資機材」や市民が避難時に使用する「呼吸用保護具」等の防災製品に関する明確な基準が定まっていなかった。

そこで、消防庁の指導・助言のもと、平成14年12月に安全センターを事務局とする「消防・危機管理用具研究協議会（Council of Fire Appliances Standard for Disaster Management 略称CFASDMシーファスダム）」が設立され、防災製品の適切な基準及び品質・性能の評価について調査・研究を行うこととされた。

消防・危機管理用具研究協議会（CFASDM）が自主規格（CFASDM規格）として制定したCFASDM規格は、JIS（日本産業規格）、EN（ヨーロッパ規格）、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格、NFPA（全米防火協会）規格などを精査して、海外規格に適合する製品を排除しない方向で検討したものである。

既に実行している規格としては、「救助隊用ろ過式呼吸用保護具」「救助隊用給気式呼吸用保護具」「救助隊用化学防護服」「避難用ろ過式呼吸用保護具」「避難用給気式呼吸用保護具」がある。

消防・危機管理用具研究協議会は、平成23年9月に一度、解散したが、その後の東京オリンピック開催を控えた需要の高まりを受け、関係機関からの強い要望により、平成25年3月から改めて安全センター内に一委員会として復活した。国民生活の安定に寄与するため調査・研究などの活動強化を図り、消防・危機管理分野において貢献してきたが、令和2年3月末日をもって一定の役割を果たしたとし本協議会は解散した。

(3) 消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法に関する検討〔平成25年度～〕

消防用設備等の経年劣化等に対処するための方策を検討するため、「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会」を平成25年4月に設置して、経年劣化が原因と思われる消防用設備等の事故事例や点検結果等を収集・分析し、安全性の向上を図るための点検方法等の検討を開始した。

平成25年5月に開催した第1回の検討会では、経年劣化に関する情報を収集するための方策を検討し、消防機関・点検事業者・メーカー等に情報提供を呼びかけるとともに、安全センターホームページ上でインターネットを活用した情報収集を行うこととした。

また、消防用設備等の種別が多岐にわたることから検討会の下に専門部会を設置し、種別ごとに経年劣化等に対処するための点検基準（案）を検討することとした。

平成26年8月に第2回の検討会を開催し、専門部会から上申された「移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器弁の点検基準（案）」について審議を行い、「加圧用ガス容器弁のバルブの開閉に関する点検方法（案）」を策定し、同年9月に消防庁へ提言した。

平成27年11月に第3回検討会を開催し、一般社団法人日本照明工業会の3年にわたる誘導灯各部品の経年劣化調査データを基に検討結果をまとめ、表示灯や蓄電池、部品等について点検基準の改正を行うよう消防庁へ提言した。

また、一般社団法人全国避難設備工業会が告示基準施行前の救助袋について実施した引張り強さ試験の結果を踏まえ、消防庁に対し、これらの救助袋の更新の必要性や文部科学省を通じて小中学校等へ注意喚起を行うこと等を提言した。

平成28年11月に第4回検討会を開催し、一般社団法人日本消火装置工業会の泡消火設備の経年劣化等の調査データを基に検討結果をまとめ、PFOS含有泡消火薬剤を使用する泡消火設備の点検時期の合理化及び総合点検における放射試験について泡消火設備の点検基準等の改正を行うことを消防庁へ提言した。

平成29年11月に第5回検討会を開催し、一般社団法人日本内燃力発電設備協会からの情報を基に自家発電設備の点検方法の改善について審議検討した結果、①製造年から5年間、負荷運転を省略できること、②負荷運転に替えて分解整備等による新たな点検を行うことができること、③自家発電設備の総合点検において停電せずに負荷運転を行うことができる消防用設備等専用の開閉器を設置すべきこと等について、消防庁へ提言した。

平成30年11月に第6回検討会を開催し、加圧送水装置について、適正点検の再徹底及び電動機過電流自動停止機能の追加、消防設備用の圧力上昇防止措置等に関する点検方法の改善について、消防庁へ提言した。

令和元年12月に第7回検討会を開催し、PFOS、PFOAの含有・非含有に関わらず泡消火設備の点検方法等の合理化、効率化を図るための改善策として、一斉開放弁の作動確認において泡の放出を抑える方法や放射試験に替わる点検方法の導入について、消防庁へ提言した。

令和7年2月5日に第8回検討会を開催し、令和5年から一般社団法人日本消防ホース工業会へ委託した加熱促進試験アレニウス則を用いた劣化促進試験結果を基に保形ホースの耐圧試験の必要性について検討を行い、点検基準は現行のままで問題ないが、設置後20年経過したものは、耐圧性能を確認することが望ましいこと等について、消防庁へ報告した。

	年度	設備種別	検討内容
第1回	平成25年度	全般	経年劣化情報の収集方策
第2回	平成26年度	移動式粉末消火設備	加圧用ガス容器弁の点検基準及び要領
第3回	平成27年度	誘導灯	耐用限度の研究成果及び点検方法
第4回	平成28年度	泡消火設備	PFOS含有泡消火剤の取扱い及び点検基準
第5回	平成29年度	自家発電設備	負荷運転に代わる点検方法
第6回	平成30年度	スプリンクラー設備	加圧送水装置の技術基準
第7回	令和元年度	泡消火設備	泡消火設備（PFOS等含有泡消火剤）の点検方法の改善
第8回	令和6年度	屋内消火栓設備	保形ホースの耐圧試験基準化



経年劣化により不具合が発生した消防用設備等の事例

3 消防防災用設備等研究基金の設置と活用

(1) 消防業界有志による懇談会から安全センターへの要望

平成9年の初めから消防関係業界の果たすべき役割を踏まえ、消防防災設備の更新・充実・発展を期するための課題について協議を続けてこられた「消防業界有志による懇談会」(座長：中村健二郎氏)より、同年3月、次のような趣旨の要望書が安全センター理事長宛に提出された。

ア 災害の多様化等に対応して防火安全対策の一層の充実強化を図るため、業界あげて、消防防災用設備・機器について質の高い研究を行い、高度の技術を導入して新製品を開発し、これらを広く普及していくことが強く要請されていること。

イ 一方、最近における厳しい経済環境からして、防災業界各社とも、徹底したリストラが求められ、業界共通の課題に経費を注ぎ込むことが困難な状況にあること。

ウ 安全センターは、健全経営に徹し、その経営努力に負うところが多いのは事実であるが、設立当初より基本財産を出損し、その後も一貫して協力してきたわれわれ業界の協力も大いに力があつたものと考えること。

エ 業界各社は、自社の研究開発のための投資を惜しむものではないが、共通のテーマにつき公益的観点からの研究開発は必ずしも十分であったとは言い難く、この際、安全センターの運用財産の相当額をもって「消防防災用設備・機器研究基金」を設置し、その運用益をこれらのテーマの研究や製品の開発普及のために使用することとし、業界の活性化を図る一助とすること。

(2) 消防用設備等研究基金の設置

安全センターでは、こうした関係者の要望を踏まえ検討した結果、消防防災用設備・機器等の研究・開発・普及に資するため、「消防防災用設備等研究基金」を設置することとし、平成9年4月「消防防災用設備等研究基金に関する規程」を制定した。

この規程では、基金の資金は、安全センターが平成8年度の運用財産のうちから基金として積み立てることを決定した資産を持って充て、その資産の運用から生ずる利益を充てて、消防防災用設備・機器の研究・開発・普及に資する事業を行うこととされた。

また、研究基金の管理運営を適切に行うため、「研究基金運営委員会」を新たに置き、研究基金の運営に関する重要事項について審議し、理事長に対して提言をすることとなった。

その後、基金設置のための諸手続きは、平成8年度の決算処理の一環として行い、平成9年6月に開催された理事会で承認を得て、設置当初の資産として8億円を積み立て、令和7年度時点で12億円が積み立てられている。

(3) 研究基金による助成

研究基金運営委員会の決定を経て、研究基金から生ずる利子を用いて各工業会が行う研究事業等に要する経費の一部を助成してきた。

このように消防用設備等研究基金は、業界が抱える共通の諸問題の解決のために有効に活用されているとともに、関係工業会の発展にも役立っているものと考えており、今後とも研究基金の充実と適正な運営に努め、関係者の期待に応えていくことにしている。

(4) 令和6年度までの研究助成事業

研究助成は工業会を対象としていたが、平成26年12月に消防防災研究助成金交付要綱を改正し、平成27年度から交付対象者を「法人若しくは法人で構成される団体又はグループ」として門戸を開くとともに、交付対象事業の審査にあたっては、審査方法等をより厳格なものとした。また、事業の対象については、安全センターが示すテーマ設定型とテーマ自由型とし、より災害の多様化に対応するものとした。

平成27年度以降の助成の実績は次のとおりである。

年度	助成団体等	研究助成事業
平成27	モリタ宮田工業株式会社	住宅用自動消火装置（テーマ設定型（住宅防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの）
	能美防災株式会社	エアロゾル消火装置の消火性能と適用用途に関する研究（テーマ自由型）
	（一社）全国消防機器販売業協会	消火器使用法訓練装置（システム）の研究開発（テーマ自由型）
	（一社）日本消防放水器具工業会	地下式消火栓と互換性のある堅牢な装着具の開発研究（テーマ自由型）
28	株式会社初田製作所 株式会社花田設備	一般住宅に於ける火災予防「自動消火システム」の開発（テーマ設定型（住宅防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの）
	能美防災株式会社	エアロゾル消火装置の消火性能と適用用途に関する研究（テーマ自由型）
	（一社）全国消防機器販売業協会	消火器使用法訓練装置（システム）の研究開発（テーマ自由型）
	（一社）日本消防放水器具工業会	地下式消火栓と互換性のある堅牢な装着具の開発研究（テーマ自由型）

29	トーヨー消火器工業株式会社	高齢者にも使いやすい住宅向け避難はしごの開発（テーマ設定型（住宅防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの））
	（一社）全国消防機器販売業協会	「自動火災報知設備熱感知器用の加熱試験器」の研究開発（テーマ設定型（消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの））
	（一社）全国避難設備工業会	救助袋等の帆布点検に使用する引張試験機の研究開発（テーマ設定型（消防用設備等に係る経年劣化に対応する技術に関するもの））
	（一社）日本消防ポンプ協会	可搬消防ポンプ性能試験器の開発と普及促進（テーマ設定型（消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの））
30	トーヨー消火器工業株式会社	高齢者にも使いやすい住宅向け避難はしごの開発（テーマ設定型（住宅防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの））
	（一社）日本消防ポンプ協会	可搬消防ポンプ性能試験器の開発と普及促進（テーマ設定型（消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの））
	能美防災株式会社	エアロゾル消火装置の消火性能と適用用途に関する研究（テーマ自由型）
令和元	（一社）日本消防放水器具工業会	屋外消火栓の機能向上のための研究（テーマ自由型）
	（一社）全国消防機器販売業協会	「屋外消火栓用移動式化学消火ユニット」の研究開発（テーマ自由型）
2	（一社）全国消防機器販売業協会	簡単操作でホースを傷めないホース端末部耐圧試験機の研究開発（テーマ設定型（消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの））
3	（一社）日本消防放水器具工業会	屋外消火栓の機能向上のための研究（テーマ自由型）
4	該当なし	該当なし
5	日本ドライケミカル株式会社	ガソリン等の放火火災を未然に防ぐ遠隔起動式火災抑制剤放射装置の研究開発（テーマ設定型（消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの））
6	ナカ工業株式会社	火災時の降下避難及び水災害時の上階避難を可能とする新たな垂直避難器具の研究・開発（テーマ設定型（消防防災用設備等の分野において社会課題・環境課題に対応した製品開発に関するもの））
	アークリード株式会社	消防設備点検用加熱試験器（高温対応）の研究と開発（テーマ設定型（消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの））
	（一社）全国消防機器販売業協会	易操作性1号消火栓用化学消火ユニットの開発（テーマ自由型）

第8節 法令・知識、技術の精通に役立てる —各種刊行物の発行及び頒布—

1 安全センター発行の刊行物

(1) 刊行物の種類

ア 法令集及び各種テキスト

最新の法令改正等を反映した消防設備六法を毎年度発行するとともに、消防設備士法定講習及び自衛消防業務講習用のテキストを講師や学識経験者の協力を得ながら適時改訂している。

また、各種試験に向けた準備のための図書として、消防設備士試験準備用テキスト及び予防技術検定試験準備用テキストを適時発行している。

イ 参考図書

消防用設備等の適正な設置及び維持管理の適正化を推進するための参考図書として、消防用設備等点検実務必携、消防用設備等試験実務必携及び防火対象物・防災管理点検実務必携を発行している。

ウ 啓発及び広報資料

消防用設備等の適正な設置や維持管理のほか、防火対象物の防火安全に係る広報・啓発パンフレットとして、消防用設備等の点検・報告制度を周知するリーフレットや住宅防火を広報するリーフレット等を作成し、関係者に配布している。

エ 法令様式

消防機関に提出するための法令様式である消防用設備等設置届出書・同着工届出書・同試験結果報告書、同点検結果報告書・同点検票、防火対象物点検結果報告書・同点検票、防災管理点検結果報告書・同点検票を安全センターホームページ上から無料でダウンロードできるようにして、全国の消防防災関係者の利便に供している。

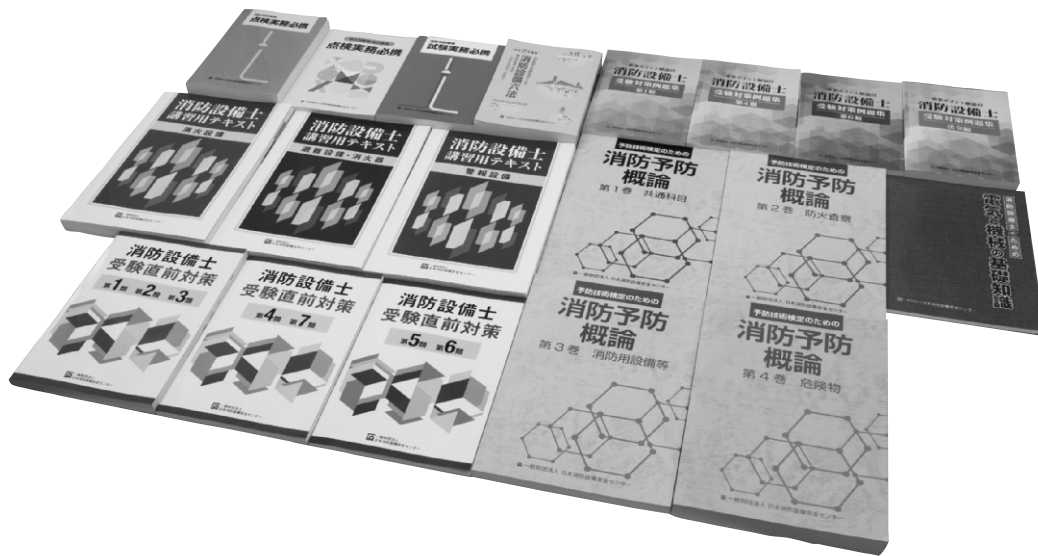
(2) 頒布の方法

各種刊行物は、都道府県消防設備協会を通じ頒布しているほか、平成19年度からオンラインショップを開設し、インターネット上で注文できるようにしている。

なお、消防設備士法定講習用テキストは都道府県消防設備協会に対し、また、自衛消防業務講習テキストは都道府県消防設備協会を通じて又は直接消防本部等に頒布している。

令和7年3月現在発行している刊行物は、次のとおりである。

区 分	種 類
法令集	消防設備六法
講習用テキスト	消防設備士講習用テキスト ～消火設備、警報設備、避難設備・消火器、特殊消防用設備等 自衛消防業務新規講習テキスト 自衛消防業務再講習テキスト
消防設備士試験準備用テキスト	消防用設備等基本テキスト ～消火設備、警報設備、避難器具・消火器具 消防設備士受験直前対策 ～第1類・第2類・第3類、第4類・第7類、第5類・第6類 消防設備士受験対策例題集 ～法令編、第1類、第4類、第6類 消防設備士のための電気と機械の基礎知識
予防技術検定試験準備用テキスト	予防技術検定のための消防予防概論 ～第1巻共通科目、第2巻防火査察、第3巻消防用設備等、第4巻危険物
その他の参考図書	消防用設備等点検実務必携 消防用設備等試験実務必携 防火対象物・防災管理点検実務必携



2 防火・防災セイフティマーク

平成15年7月から施行された防火対象物定期点検報告制度及び平成21年6月から施行された防災管理定期点検報告制度に基づき、定期点検によりすべての点検項目が法令に適合している場合に表示するための「防火基準点検済証」、「防災基準点検済証」、「防火・防災基準点検済証」を作成し頒布している。

また、過去3年間に於いて、すべての点検項目について法令に適合していることが消防機関の検査によって認定された場合の表示として「防火優良認定証」、「防災優良認定証」、「防火・防災優良認定証」を表示することができるようになったことに伴い、これらの表示のための複

製マークを作成し頒布するなど、防火対象物関係者の利便に供している。



3 機関誌「月刊フェスク」

(1) 発刊の目的及びあゆみ

全国の消防職員、消防設備事業者をはじめとする消防防災関係者等に消防防災関係法令の改正状況等や消防防災業界の動向、安全センター業務等の最新情報を幅広く提供することを目的として、機関誌「月刊フェスク」を毎月25日に発行している。

「月刊フェスク」は、昭和52年から毎月発行していた「センター時報」を改題し、昭和51年4月から発行していた「フェスク（季刊）」と合体させたもので、昭和56年10月から発行している。

また、令和2年5月号からは電子版へと移行し、「消防交流広場」の登録会員を対象に無料公開するとともに、フルカラー化や各種リンクの設定、動画掲載など、より読みやすく新しい誌面作りを行っており、令和5年6月号で通巻500号を迎えた。

さらに、令和6年4月号からは、幅広い層への情報提供を目的に安全センターホームページ上で会員登録なしで閲覧できるようにし、幅広い層に情報発信を行うとともに、メールマガジンにより月刊フェスクの発行に加えて各種お知らせ情報を発信している。

(2) 誌面の構成

「月刊フェスク」は、毎月開催する編集委員会において編集内容を検討し、適時適切な記事を掲載して誌面の充実に努めている。

掲載内容は、消防防災関係の専門家に執筆いただく特別寄稿をはじめ、消防庁及び安全センターのうごき、エッセイ、消防防災に係る研究及び調査報告、現場レポート、違反是正事例や火災事例、消防用設備等の奏功事例、事故事例及び新技術、優良事例の紹介、工業会だより等の記事を満載して、読者の要望に応じている。



4 Webサイト「消防交流広場」の運営

消防設備点検資格者・消防設備士・消防職員・消防関係事業者等の消防業務に携わる方々が、情報の共有化及び意見交換を行うことを目的としたWebサイト「消防交流広場」を、平成26年10月に開設した。

有料の会員制サイトとしてスタートしたが、令和2年4月より完全無料化し、会員登録を不要とするとともに、誰でも簡単にアクセス・利用ができるようデザインを刷新、利便性の向上を図った。

消防交流広場

一覧 |

交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

並べ替え 最新の投稿

検索フリーキーワード 検索

消火設備の補助加圧装置について

投稿者 YSO 投稿日時 2025/01/31 16:21:23

いいね 1件

コメントする 0件

ミニローリーによる運搬行為について

投稿者 カーディガンびちお 投稿日時 2025/01/30 16:34:41

いいね 0件

コメントする 2件

軽微な工事の範囲について

投稿者 しんちゃんライダー 投稿日時 2025/01/21 11:06:55

いいね 1件

コメントする 0件

5 展示会等への参加

展示会などの機会を通じ、防火安全に関する情報発信を行っている。

5年毎に東京ビッグサイトで開催される「東京国際消防防災展」にブースを出展しており、「東京国際消防防災展2018」では、未来の救助システムSTAR RESCUE SYSTEM®のプロトタイプを展示したほか、安全センター業務をパネルや動画で紹介した。「東京国際消防防災展2023」では、安全センター業務紹介のほかに、消防設備が社会の安全のために果たしている役割について学べる消防設備クイズを用意した。



東京国際消防防災展2018



東京国際消防防災展2023

第9節 消防防災業務の推進のために

—都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体との連携—

1 都道府県消防設備協会

(1) 都道府県消防設備協会と緊密な連携

昭和50年4月の消防用設備等点検報告制度の施行に伴い、消防用設備等の適正な設置及び維持管理を推進するための機関として、同年8月に財団法人日本消防設備安全センターが創設され、各都道府県において消防設備協会（以下「設備協会」という。）の設立が進められた（平成7年までに全都道府県で設立）。

設備協会は、消防設備士や消防設備点検資格者などの専門技術者の指導育成、消防用設備等の点検報告制度及び点検済表示制度の推進、参考図書の頒布、消防設備業総合保険及び消防防災福利厚生支援事業の推進、住宅防火対策の推進等、防火安全の推進に係る諸事業を行っている。

安全センターでは、都道府県の設備協会との連携を図るために、毎年度、各設備協会の代表者による会長会議を開催するとともに、事務局長会議を開催し、情報交換や共通の懸案事項に係る協議検討を行っている。

また、設備協会の事務職員を対象として、法人のあり方、協会事務、講習事務等をテーマとした研修会を毎年度開催している。

平成3年6月から、設備協会の連携協調の場として、「都道府県消防設備保守協会等連絡協議会（平成19年3月都道府県消防設備協会連絡協議会に改組）」を設置し、安全センターに事務局を置いている。この協議会は、公益財団法人東京防災救急協会理事長を会長とし、全国を7ブロックに分け、各ブロックの代表者を委員とする代表者会議により運営されている。この定例の会議として、毎年2月に代表事務局長会議を、3月に代表者会議を開催し、当年度の事業経過報告及び次年度の事業計画を決定している。

なお、公益法人制度改革に伴い、都道府県の設備協会においては、平成25年4月までに公益財団法人、一般財団法人又は一般社団法人へと移行している。

(2) 点検済表示制度の推進

消防用設備等の点検実施者の責任を明確化し、適正な点検を確保するとともに、点検未実施の防火対象物関係者に対する広報啓発を行う等により、消防用設備等点検報告制度の推進に資することを目的とした「消防用設備等点検済表示制度」を都道府県の設備協会ごとに実施している。

この制度を全国統一的に推進するため、平成3年5月、安全センターにおいて、「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」を定め、点検済票デザインの統一化を図るとともに、設備協会において定める実施規程例を示した。

点検済票の種類及び様式



45mm

消火器用

点検事業者用



50mm

消火器以外の消防用設備等用

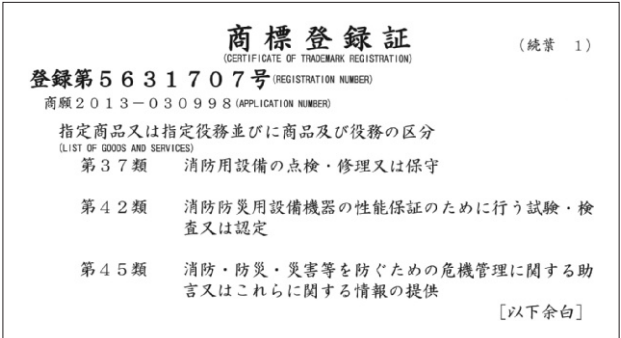
安全センターでは、当面解決すべき課題や今後一層の普及促進を図るための枠組み等について、設備協会と協議検討を重ねつつ、普及要綱の改正を行い、平成8年4月1日からは「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」（以下「推進要綱」という。）として、関係者の連携・役割を明確化するとともに、点検済票のデザイン・種類・表示位置の統一、設備協会内への「消防用設備等点検済表示管理委員会」の設置、点検制度・点検済表示制度に関する相談窓口の設置等について定め、当該制度の適正な運営を推進している。

また、推進要綱に基づき、同年5月、安全センターに学識経験者や専門的知識を有する者等で組織する「消防用設備等点検済表示推進委員会」を設置し、毎年度、点検済表示制度の普及方策をはじめ、当該制度の推進に必要な事項について審議・検討するとともに、設備協会に所属する点検推進指導員を対象とした研修会を毎年度開催し、関係する情報の提供や共有を通じて当該制度の推進に努めている。

この点検済表示制度は、「消防用設備等点検報告制度」を推進する消防行政を補完する役割をも有することから、ラベルが表示されている防火対象物については、点検結果報告書提出時及び消防機関による立入検査時における事務の簡素化が図られているところであり、平成13年度までにすべての設備協会では推進要綱に基づく点検済表示制度が実施されている。

その後、平成16年3月には、表示登録会員の責務を更に明確化するため、推進要綱において、会員は設備協会発行の点検済票のみを貼付し他のラベルを貼付してはならないことや違反した場合には登録抹消等の処分を課す等の規定を盛り込んだ。

また、類似ラベルの貼付防止を図るため、平成23年7月に点検済票を商標登録し、平成25年11月、一般財団法人への移行に伴い、商標権者の名称を変更し、以降、10年毎に更新している。



点検済票の種類は、消火器用と消火器以外用の2種類があり、令和6年度における交付枚数は、47の設備協会で総数3,887万枚に上っている。

安全センターでは、今後とも設備協会と連携してラベル制度を推進し、消防用設備等点検報告制度の一層の充実強化に寄与していくこととしている。

(3) 消防設備協会事業への助成

昭和52年度から、消防用設備等保守業務関係者の資質向上による保守体制の強化を図ることを目的として設備協会が実施する点検報告制度の推進に関する研修会等や工事、整備又は点検実務に関する研修事業等に対して助成金を交付し、技術者の養成等を支援している。

2 消防防災事業団体

(1) 消防防災事業団体と緊密な連携

総務大臣の登録講習機関として安全センターが行う防火対象物点検資格者講習、防災管理点検資格者講習及び自衛消防業務講習の事務の一部を消防防災事業団体（全国12団体）（以下「防災事業団体」という。）に委託している。安全センターは、これら12団体と連携して防火対象物の防火安全の推進及び徹底を図っている。

平成15年2月から防災事業団体の連絡協調の場として「消防防災事業団体連絡協議会」を

設置し、安全センターに事務局を置いている。この協議会は、各防災事業団体の委員により運営され、毎年3月に開催される運営委員会及び事務局長会議において当年度の事業経過報告及び次年度の事業計画を決定している。

(2) 防火安全対策事業への助成

平成15年度から防火対象物の防火安全の推進に資するため、防災事業団体が行う防火安全対策に係る広報等の事業に対し助成金の交付を通じて支援してきたが、支援開始から20年が経過し一定の役割を果たしたと判断し、令和5年度をもって本事業を廃止した。

3 功労者等に対する表彰

(1) 消防設備保守関係功労者等の表彰

ア 安全センター理事長表彰

昭和59年度から毎年度、永年にわたり消防用設備等の適正な保守業務を行った者や設備協会の役員又は職員として保守業務の適正化の推進に尽力してきた者を対象に、設備協会からの推薦に基づき理事長表彰を実施しており、令和6年度までの受賞者は3,665名に達している。

また、平成11年度からは点検済表示制度の推進に尽力した優良事業所に対する表彰を開始し、当該制度を開始して10年以上経過した設備協会の会員事業所を表彰してきており、令和6年度までに1,052事業所が受賞している。

イ 消防庁長官表彰

昭和60年度からは、安全センター理事長表彰受賞者のうち、特に顕著な功績があった者について消防庁長官表彰が行われている。

毎年度の受賞者数枠は、当初の4名から平成2年度に15名に、平成23年度には25名に拡大され、さらに安全センターが創立40周年を迎えた平成27年度には30名に拡大された。令和6年度までに739名が受賞している。

ウ 叙位・叙勲・褒章

全国の保守関係者の永年の念願であった消防用設備等の保守業務に従事する者に対する叙勲については、平成3年によりやく実現した。以降、受章者は春秋各2名とされ、その後、高齢者叙勲が加わり、令和6年度までに95名が受章している。

平成5年からは藍綬褒章、平成18年からは黄綬褒章の道が開かれ、春秋各4名が受章し、令和6年度までに147名が受章している。

また、叙位については、令和6年度までに3名が従六位に叙せられた。

今後とも、消防用設備等の保守業務の推進に尽力し特に顕著な功績があった者等に対する

表彰制度を通じ、関係者の努力に報い、その地位向上に努めることとしている。

(2) 安全功労者の表彰

ア 内閣総理大臣表彰

安全功労者総務大臣表彰を受賞し、受賞後も功績が顕著であった者について安全功労者内閣総理大臣表彰が行われており、平成18年度以降、令和6年度までに8団体が受賞している。

イ 総務大臣表彰

安全センター理事長表彰（防災安全関係者表彰）を受賞し、受賞後も功績が顕著であった者について安全功労者総務大臣表彰が行われており、平成18年度以降、令和6年度までに19名、21団体が受賞している。

今後とも、安全思想の普及や安全水準の向上等のために尽力し特に顕著な功績があった者等に対する表彰制度を通じ、関係者の努力に報い、その地位向上に努めることとしている。

4 消防設備業総合保険の普及拡大

安全センター設立当初からの課題であった消防用設備等の点検に起因する損害を補てんするための保険に関しては、長期間にわたる議論・検討が重ねられた結果、昭和53年7月、「消防用設備保守業者賠償責任保険」として大蔵省（現金融庁）からの認可を受け、同年10月から消防用設備保守業者賠償責任保険の団体保険契約が開始された。

本保険業務の実施に当たっては、安全センターが公益法人であること等により、自らが保険代理店業務を行えないことから、新たに保険代理店業務を行う会社として同年3月に設立した「日本フェスクサービス株式会社」が担うこととされた。

なお、「日本フェスクサービス株式会社」は、資本金250万円で設立され、その後、平成2年6月の商法改正に伴い、平成6年3月には資本金を1千万円に増資した。

「消防用設備保守業者賠償責任保険」は、制度開始以降、関係者の理解を得て、年を追うごとに保険加入者が増加の一途をたどってきたところであり、さらに、平成6年10月から新たに労災上乗せ保険を加えるとともに、保険の名称を「消防設備業総合保険」に改め、その後も逐次補償の充実を図ってきたところである。

現在では、設備保守業務用の賠償保険の他に、設備工事用の保険、消防防災訓練指導者用の保険、防火対象物定期点検・防災管理定期点検用の保険、販売業者用のPL保険、さらにはサイバー攻撃や情報漏えいによる損害を補償するサイバー保険、役員・従業員の業務中・通勤中の身体障害やそれに起因する企業の法律上の損害賠償責任を補償する業務災害総合保険など、多岐にわたる補償を提供している。

令和7年3月末時点での加入事業者数は、延べ4,412社、保険料総額6億1千万円となっており、消防設備業を営む事業者の経営の安定化に寄与している。

5 消防防災福利厚生支援事業の実施

安全センターでは、昭和59年4月に消防用設備等の設置、工事並びに点検・整備を業としている消防設備業者やその従業員の生活を保障し、退職後や老後の生活の安定など、より豊かな生活をおくるための福利厚生事業を行うことを目的とした「全国消防設備共済会」を設立し、弔慰金や災害見舞金の贈呈をはじめ、生命傷害共済、積立年金共済、医療共済及び余暇施設利用サービス等の事業を昭和60年から開始した。

本共済会は、安全センターとは別の任意組織として経営に当たってきたが、その運営基盤をより確かなものとするため、平成8年度から安全センターの事業に取り込み、各都道府県消防設備協会の代表者等で構成する「消防設備共済事業運営委員会」を設立するとともに、平成25年度からは「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」に改組し、毎年度の事業運営について審議検討を行うなど、公正かつ適切な事業実施が図られてきたところである。

現在では、消防防災福利厚生支援事業として、生命傷害保険、積立年金保険、医療保険、業務災害保険のほか、中小企業退職金共済制度、福利厚生サービス、自動車リース斡旋の各種サービスを提供している。

令和7年3月末時点での加入事業者数は、延べ266社、掛金総額8千9百万円となっており、消防設備業者及びその従業員の福利厚生の充実を図り、社会的地位の安定・向上に寄与している。

第10節 消費者保護のために

—製造物責任対策—

—防災製品PLセンターの設置と活動—

1 PLセンターの設置

(1) 設置

消費者保護の観点から制定された製造物責任法（いわゆるPL法）が平成7年7月に施行されたことに伴い、消防庁や防災製品を製造する各工業会等を含む消防関係者による協議を経て、防災製品の欠陥により生じた被害に関する相談受付や苦情処理及び裁判外の紛争事案を一元的に処理するため、安全センターに「防災製品PLセンター」（以下「PLセンター」という。）が設立され、平成7年8月から業務を行っている。

平成22年から、消防用設備等及び消防関係製品などの不具合・事故等で重大な被害が発生したもの又は重大な被害が発生するおそれが高いものについては、消防関係者が消防庁へ情報提供を行うことになり、防災製品の欠陥により生じた被害に関する相談及び苦情は、PLセンターのPL相談室が受けている。

また、消防車両及び装備品の事故情報は、PLセンターのPL事故情報室が情報の収集・公表を行い、類似・関連事故の再発防止に向けて、迅速・適切な対応をとっている。

(2) 構成団体

PLセンターは、次の各団体で構成され、これらの団体に属する会員事業所が製造する製造物（防災製品）に係る製造物責任への対応を一元的に処理することとしている。

（一社）日本火災報知機工業会	（一社）日本消防ホース工業会
（一社）日本消火器工業会	（一社）全国消防機器販売業協会
（一社）日本消火装置工業会	（一社）日本消防服装・装備協会
（一社）日本消防ポンプ協会	（一社）日本内燃力発電設備協会
（一社）全国避難設備工業会	（一社）電池工業会
（公財）日本防災協会	（一社）日本照明工業会
二次製品等防火水槽等連絡協議会	（一社）電線総合技術センター
（一社）日本消防放水器具工業会	日本ガソリン計量機工業会

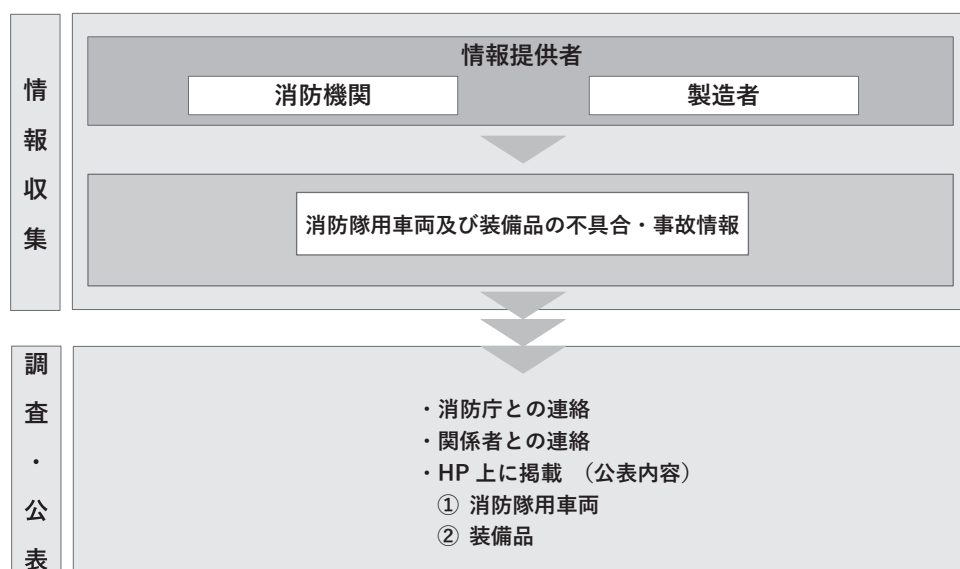
(3) 組織と業務

PLセンターにセンター長を置くとともに、次の各機関を設置し、業務運営及び推進を図っている。

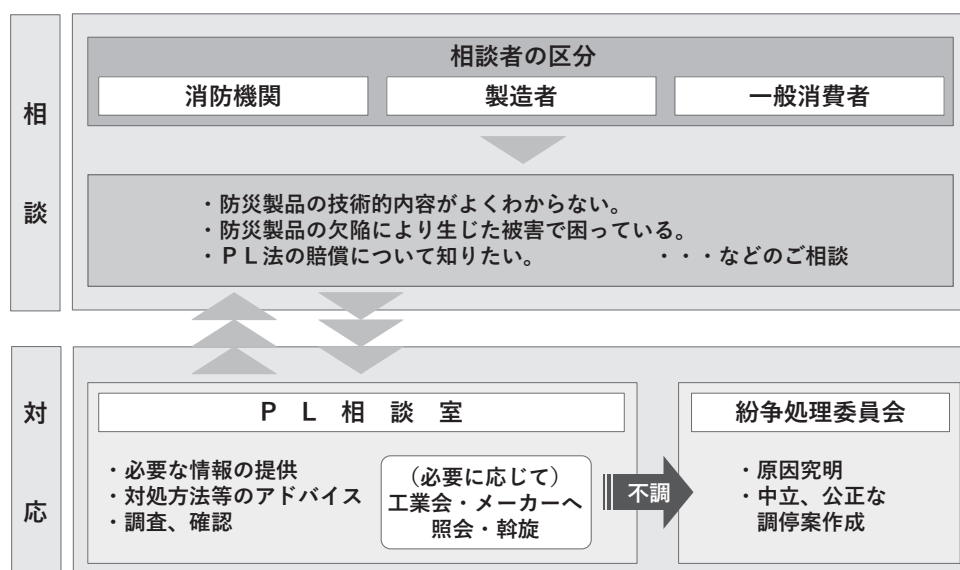
- ・ 防災製品紛争処理委員会（防災製品に係る紛争事案につき裁判外調停）
- ・ PL相談室（防災製品に係る相談・苦情処理・紛争処理等）
- ・ PL事故情報室（消防車両等事故情報の収集・公表）



- ・ 消防隊用車両・装備品に係るPL事故情報の収集から公表までの流れ



- ・ 防災製品PLセンターのトラブル解決までの流れ



2 相談件数等

平成7年の設置以来、令和7年3月までの相談等の件数は累計797件となった。

幸い、紛争処理に該当する事案は発生していないが、これは、事故相談に対して、関係工業会及び該当メーカーの迅速的確な対応によるところが大きい。

また、PL事故情報については、これまでに累計で673件収受している。

3 他のPLセンターとの情報交換等

他の分野におけるPLセンターとの情報交換を行うため、「民間の製品分野別裁判外紛争処理機関」の交流会に参加し、相談内容や事案処理の方法等に関する情報交換等を行っている。

4 消費者保護を今後も継続

PLセンターでは、今後とも、消防庁や関係工業会等と密接な連携を図りつつ、防災製品に係る苦情や相談に迅速に対応し、PL法の趣旨に即して消費者の保護に努めていくこととしている。

第11節 違反是正の推進に向けた支援と法令遵守の普及啓発

1 違反是正支援センターの設置

平成13年9月1日に東京都新宿区歌舞伎町で発生した小規模雑居ビル火災は、多数の犠牲者を出す大惨事となった。この火災を教訓として、小規模雑居ビルに対する法令等の改正と消防機関の厳格な違反是正の推進がなされることとなり、消防機関の実施する違反是正の推進等を支援することを目的として、財団法人全国市町村振興協会（以下「振興協会」という。）の助成により安全センター内に「違反是正支援センター」（以下「支援センター」という。）が設置され、平成14年4月から事業が開始された。

支援業務は、同年から平成21年までの8年間は、違反是正に関する研修会、データベースの構築、消防関係判例集・リーフレット・視聴覚教材の作成、相談業務など多彩な事業を振興協会の助成事業として進めていたが、初期の目的を達成したとして助成事業が終了した。しかし、その間も平成18年1月大村市認知症グループホーム火災、平成20年10月大阪市個室ビデオ火災などの発生を受けて消防法令の改正が行われた。このような法改正等の流れから消防機関の厳正な違反是正の要請がさらに求められ、支援センターの存続に強い要望がなされることとなり、平成22年度から安全センターの自主事業として支援事業が継続されることとなった。

安全センターの自主事業として継続するうえで、消防職員に限られた事業からすそ野を広げ、消防用設備等の点検・設置工事等事業者、防火管理者等消防関係者を対象とする消防法令遵守の普及啓発を組み込んだ事業も行うこととなった。

平成22年度からは、表1のとおり事業内容を整理し、違反是正事例発表会、違反是正事例研究会、相談業務、広報用リーフレットの作成配布、違反是正のホームページの運営等を継続するとともに、消防用設備等セミナー（令和6年度で終了）や消防用設備等の講演会などを実施している。また、既刊の判例集、視聴覚教材等は、有用な資産として現在も支援センターのホームページにおいて消防職員限定で公開するなど活用を図っている。

表1 支援センター事業内容

事業区分	事業内容
支援事業	違反是正事例発表会
	違反是正事例研究会
自主実施事業	消防用設備等セミナー（令和6年度で終了）
	消防用設備の講演会等
	リーフレット等の作成・配布
	ホームページによる資料提供等
	電話等による相談業務

2 支援事業

違反是正事例発表会では、消防本部の違反是正事例の発表や専門家による基調講演等が行われ、全国消防長会9支部のすべてで実施されている。

違反是正事例研究会についても、現在、すべての都道府県（北海道は5か所）で実施され、平成24年度までは助言者の派遣を支援センターの業務としていたが、平成25年度からは助言者の派遣はすべて消防庁アドバイザー制度に集約されることとなった。

違反是正事例研究会で用いるテキストとして「違反是正に関する事例集」を毎年度作成して参加者に配付し、検討事例として活用するとともに、各消防本部の資料として活用できるようにしている。令和6年度は、立入検査、警告、命令、告発、特例認定取消、危険物等のジャンルに分けて36事例と違反処理に係る事務資料を掲載した。



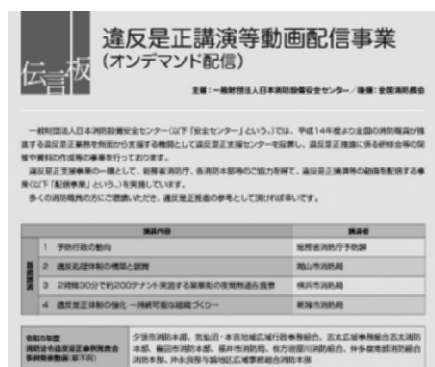
違反是正事例発表会



違反是正事例研究会

令和4年度からは、違反是正講演等動画配信事業を開始し、消防庁や代表消防本部による違反是正に関する基調講演、違反是正事例発表会の発表の一部を消防職員対象に動画配信するなど違反是正支援を更に充実させている。

また、違反是正に向けた効果的な手段として、建物関係者による法令遵守を啓発するためのリーフレットを作成し、ホームページからダウンロードして自由に活用できるようにしており、現在、38種類のリーフレットをアップし、広範囲な消防法関係の普及啓発の役割を担っている。



違反是正講演等動画配信事業

3 自主実施事業

平成22年度からは、消防用設備等講演会や消防用設備等セミナーなど消防職員のみならず消防用設備等関係者全般を対象とすることで、違反是正促進のすそ野を拡大する事業を推進している。

消防用設備等講演会は、平成22年度から令和元年度までは東京と大阪の2会場で実施していたが、令和2年度からはオンデマンド配信による講演会とし、全国から大勢の消防防災関係者が聴講している。



消防設備等講演会（東京会場）



消防用設備等講演会（オンデマンド配信）

平成23年度からは各都道府県消防設備協会との共催により、消防用設備等の適正な維持管理をテーマとした消防用設備等セミナーを開始し、講習テキストとして「消防設備の業務読本」を作成・配布した。

なお、本事業については、概ね全都道府県で実施し事業目的を達成したことから令和6年度をもって終了した。

また、支援センターのホームページを安全センターのホームページ内に開設し、違反是正関係事例や消防用設備等講演会講義資料、違反調査要領及び立入検査シミュレーション動画、火災事件関係等判例文、リーフレット等の資料を掲載し、違反是正に活用できるようにしている。

第12節 国際的製品認証機関として

—JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) の取得—

1 はじめに

わが国においては、近年、国際標準化が推進されており、製品認証の分野においても「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項（国際規格ISO/IEC 17065：国家規格JIS Q 17065）」の認定を取得する機関が増えてきているが、安全センターが消防分野における日本を代表する製品認証機関として、国際的にも信頼される製品認証機関を目指し、ISO/IEC 17065の前身であるISO/IEC ガイド65の認定取得を目指した平成10年当時は、日本では1団体が外国の認定機関から認定を取得したばかりであった。

安全センターは、同年11月にISO/IEC ガイド65推進室を設置し、ガイドラインに従って認証業務に関する品質システムの整備・確立を進めるとともに、認定機関の選定を開始したが、当時は、日本の認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）が、まだ製品認証機関の認定を実施していなかったため、外国の認定機関を対象に検討を行った結果、欧州で古くから多くの製品認証機関の認定を行った実績を持ち、日本においても活動しているオランダのRaad voor Accreditatie（以下、「RvA」という。）から認定を取得することとし、平成11年3月の理事会で説明を行い、同年4月にRvAに対し正式申請を行った。

申請品目については、当時、比較的ISOに対する取組が進んでいた業界を中心に選定し、消火設備として不活性ガス消火設備等（容器弁等・放出弁・選択弁・噴射ヘッド）、粉末消火設備の定圧作動装置、加圧送水装置等の6品目、警報設備として火災通報装置、緊急通報装置の2品目の合わせて8品目について登録申請を行った。

同年12月13日から16日にかけて2名の審査員により審査が実施され、翌年1月26日付けで認定を取得した。

その後、RvAによるISO/IEC 17065への移行審査を始め、毎年のサーベイランス審査、4年に1度の更新審査を経て、更に認定対象の品目拡大申請により、平成13年には、不活性ガス消火設備等の音響警報装置、移動式の不活性ガス消火設備等のホース等、開放型散水ヘッド、加圧送水装置の制御盤、二次製品防火水槽、二次製品耐震性貯水槽、二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽、二次製品耐震性貯水槽地上設置型、FRP製二次製品防火水槽、FRP製二次製品耐震性貯水槽の10品目、平成22年には、合成樹脂製の管及び管継手、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、屋内消火栓設備等、パッケージ型消火設備の4品目を加えた22品目まで拡充した。

一方、平成29年にEU（欧州連合）方針により、安全センターは自国（日本）の認定機関から国家規格であるJIS Q 17065の認定を速やかに取得するようRvAから指導を受け、以降、初回認定についてJABと協議を重ね、事務所審査、実地審査、認定委員会及び認定制度審議会

への立会による審査を受け、令和元年12月に実施されたJAB認定委員会において合格と判定された。この審査において二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型の品目拡大申請が承認され、現在は23品目の認定を受けている。

JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) の認定取得後、令和2年1月から令和5年12月末日までとする第1期認定審査プログラム期間中に2回のサーベイランス審査及び更新審査を受け、安全センターが製品認証機関として引き続き認証サービスを提供する能力及び製品認証を行う能力が認められ、認定の維持を承認された。

現在は、令和9年12月末日までとする第2期認定審査プログラム期間中であり、令和6年10月に1回目のサーベイランス審査を受け、今後2回目のサーベイランス審査及び更新審査を受ける予定である。

引き続き、公正中立で客観性と信頼性を兼ね備えた製品認証機関として、製品認証制度を適正に運用・維持し、消防用設備機器の信頼性及び安全性を確保し、社会公共の福祉の増進に寄与していく。

2 JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) とは

JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) は、製品認証機関が第三者認証システムを一貫した信頼できる方法で確実に運営するために遵守すべき要求事項を規定しており、これによって認証システムの国内外における受け入れ、さらには国際間貿易を促進するものである。

製品認証機関は、ISO/IEC 17011 (JIS Q 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項) の要求事項を満たす認定機関（原則各国1機関）により特定製品の製品規格への適合性の認証を行う能力があることを認定された機関であり、製品認証機関により認証を受けた組織は、個々の製品に認定機関のロゴマークを貼付することができる。

また、製品認証分野の国際相互承認については、平成10年第11回IAF総会において17カ国、16機関の間で、国際相互承認協定 (MLA) に調印することが承認された。このIAF相互承認グループには、RvAやJABも参加しており、グループ内においては適合性評価の結果が相互に受け入れられている。

JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) の要求事項の主要な点を要約すれば、次のとおりである。

- ・すべての申請者がサービスを受けられること（公表した分野の範囲内）。
- ・組織運営機構は、製品認証に信頼を与えるものであること（公平評価、財務、要員等）。
- ・経営管理者は、製品認証の品質の目標、方針を確立すること。
- ・品質システムを確立し、文書化し、実施すること。
- ・定期的な内部監査を実施すること。
- ・製品認証を行うために必要な技術的基礎、能力を有すること（試験、検査、関連システム審査等）。

- ・要員は遂行する職務に関して適格であること、要員の適格性に関する資格基準を設定すること。

3 FESC 製品認証制度の特色

(1) 認定制度審議会の設置

安全センターでは、FESC 認証制度に係る団体の利害を調整し、認証制度を利用する関係者に対して公平性を確保するため、学識経験者、行政機関、製造者、設置者及び消費者を代表する者からなる認定制度審議会を設置しており、認証制度の基本的事項について意見を求めている。

(2) 申請者が所有する試験設備による試験の実施

FESC 認証制度では、試験設備等審査実施規程及び試験規程を制定し、JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項、以下同じ）の該当する要求事項を網羅した試験品質計画書を定め、申請者に提出させることとし、これにより、試験品質計画書に基づいて安全センターが申請者の所有する試験設備（必要な試験設備は安全センターが指定する。）を審査し、その設備を使用して同計画書により試験を実施すれば JIS Q 17025（ISO/IEC 17025）に準じた試験結果が得られる仕組みを構築した。

(3) FESC 規格の制定

設備機器ごとの試験基準及び判定基準、実施細目などを体系的にまとめた FESC 規格を制定し、公表している。

FESC 規格一覧表

規格番号	規 格 名
A001	消防用設備機器認定基本規程
B001	不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の試験基準及び判定基準
B002	容器弁等の認定実施細目
B003	不活性ガス消火設備等の放出弁の試験基準
B004	不活性ガス消火設備等の選択弁の試験基準
B005	不活性ガス消火設備等の放出弁及び選択弁の認定実施細目
B006	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの試験基準
B007	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの認定実施細目
B008	粉末消火設備に設ける定圧作動装置の試験基準
B009	粉末消火設備の定圧作動装置の認定実施細目
B010	ポンプ方式加圧送水装置等の試験基準及び判定基準
B011	ポンプ方式加圧送水装置等の認定実施細目

B012	不活性ガス消火設備等の音響装置の試験基準及び判定基準
B013	不活性ガス消火設備等の音響装置の認定実施細目
B014	移動式の不活性ガス消火設備等のホース等の試験基準及び判定基準
B015	移動式の不活性ガス消火設備等のホース等の認定実施細目
B016	開放型散水ヘッドの試験基準及び判定基準
B017	開放型散水ヘッドの認定実施細目
B018	合成樹脂製の管及び管継手の試験基準及び判定基準
B019	合成樹脂製の管及び管継手の認定実施細目
B020	屋内消火栓等の試験基準及び判定基準
B021	屋内消火栓等の認定実施細目
B024	不活性ガス消火設備等の制御盤の試験基準及び判定基準
B025	不活性ガス消火設備等の制御盤の認定実施細目
B045	パッケージ型消火設備の試験基準及び判定基準
B046	パッケージ型消火設備の認定実施細目
B101	特定施設のポンプ方式加圧送水装置等の試験基準及び判定基準
B102	特定施設のポンプ方式加圧送水装置等の認定実施細目
D001	火災通報装置の試験基準及び判定基準
D002	火災通報装置認定実施細目
D003	緊急通報装置の試験基準及び判定基準
D004	緊急通報装置認定実施細目
G001	二次製品防火水槽認定基準
G002	二次製品防火水槽認定審査基準及び判定基準
G003	二次製品防火水槽等認定細則
G004	FRP製二次製品防火水槽認定基準
G005	FRP製二次製品防火水槽認定審査基準及び判定基準
G006	二次製品耐震性貯水槽認定基準
G007	二次製品耐震性貯水槽認定審査基準及び判定基準
G008	二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽認定基準
G009	二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽認定審査基準及び判定基準
G010	二次製品耐震性貯水槽地上設置型認定基準
G011	二次製品耐震性貯水槽地上設置型認定審査基準及び判定基準
G012	FRP製二次製品耐震性貯水槽認定基準
G013	FRP製二次製品耐震性貯水槽認定審査基準及び判定基準
G014	二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型認定基準
G015	二次製品等飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型試験基準及び判定基準

4 今後の課題

JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) 導入の効果を確かなものにしていくためには、品質管理体制及び試験設備の審査並びに基準適合性の検査に関して効率的で確実な作業手順を作成し、適正に運用することが重要となる。

従って、安全センターにおいても人材教育・訓練の充実を図り、特に検査員の審査技能の維持・向上を図ることが必要となる。加えて、対象品目の拡大を図り、消防分野における製品認証機関としての国際的信頼性の更なる向上を図ることが大きな課題となっている。

第13節 国際的な消防防災情報の普及を推進 —海外消防情報センター—

1 海外の消防情報の収集・提供

海外消防情報センターでは、諸外国の消防に関する情報を収集しWEBサイトで公開している。

これまでに、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、中国、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ベトナム、オーストラリア、タイ、シンガポール、台湾の消防情報を独自取材しWEBサイトで公開している。公開情報はWEBサイトから無料でダウンロードもでき、日本での海外消防情報の普及に貢献している。

「海外消防事情」シリーズは今後も適時内容の更新、追加を行っていく計画である。

また、平成30年以降、世界の大規模火災、世界の自然災害を独自に取りまとめ、継続的にWEB公開している。

2 海外への日本の消防防災に関する情報の紹介

日本の消防防災に関する制度、法令、論説、消防関連団体などの資料を作成し、邦文、英訳文をWEBサイトで公開している。

これまでに、消防白書概要・抜粋の邦文・英訳文（平成27年版～令和6年版）、日本と6つの大都市の火災と消防の歴史（邦文、英訳文）、自治体消防70年の歩み（邦文、英訳文）を論説として公開するとともに、日本の消防関連制度として、火災予防行政、消防制度、FDMA消防庁、消防法令上の防火安全対策、危険物規制の概要、救急業務の概要、救助行政、日本の消防、点検報告制度、消防用機械器具の検定制度を紹介している。

また、日本の消防関連団体の情報として、消防団員公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、危険物保安技術協会、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人消防試験



研究センター、一般財団法人救急振興財団を紹介するほか、東日本大震災時の活動（英語版）や消防関連法令の英訳文の参考公開を行っている。これらは、国内外の消防関係者や興味を抱く人々に対して日本の消防に関する理解を深めることの一助となることを目的に参考資料としてWEB公開しているものである。

3 消防英語の英和・和英単語集検索機能のWEBページへの搭載

消防防災関係用語の英和・和英単語集をWEB公開し、追加充実するとともに、検索機能を実装している。これにより、消防防災関係の記事の翻訳に活用が広がり、情報通信研究機構の推進する多言語音声翻訳VoiceTraに消防関連用語の辞書として日英単語を追加されるなどの活用事例がある。今後も海外消防情報センターとして校正、精査等に努めていく。

第14節 大阪支所の事業活動

1 大阪支所の開設

安全センターが財団法人として設立されて5年後の昭和55年7月、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具、その他の消防防災用設備機器等に係る認定・評定に係る関西地区の製造会社の検査等を担当する必要から、大阪出張所が「大阪市東区北久宝寺町」に開設され業務を開始した。

その後、関西地区等における①認定・評定品目及び数量の増加に伴う業務の増大、②市町村防災行政無線及び消防緊急通信指令施設設計等の受託数量の拡大、③消防用設備等点検業務に関連する設備協会との連絡協調の強化、④消防防災システム評価対象物の掘り起こし等、業務の拡大・拡充に伴う組織の強化・充実を図る必要から、出張所を大阪支所に改組し、平成3年4月、支所としての業務を開始した。

また、増加する認定・評定申請等に係る申請者等の利便性と事務室の狭小さを解消するため、平成6年7月に「大阪府中央区南船場3-11-18郵政福祉心斎橋ビル（令和7年12月より「Osaka Metro心斎橋ビル」に名称変更）」に大阪支所を移転した。

なお、消防防災システム評価は平成29年度、消防防災通信関係業務は令和元年度をもって東京本部に一元管理され、大阪担当は認定・評定業務のみである。

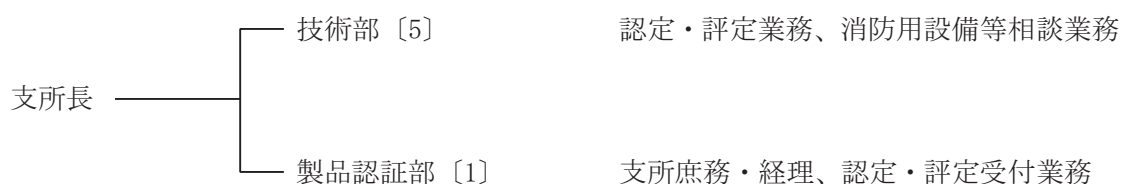


提供：大阪市高速電気軌道株式会社

2 大阪支所の体制・人員

当初、認定・評定業務を行うため担当者2名で発足した大阪出張所も、その後、業務の拡大・拡充により支所に改組され、現在、次のような体制で運営されている。

〈現行体制〉



〈配置人員経緯〉 出張所

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
職員数	2	3	3	3	5	3	3	4	4

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
職員数	4	4	7	9	9	9	10	13	14	15	12	13	13	10	12

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
職員数	12	14	13	15	14	12	12	10	12	14	14	14	14	13	10

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
職員数	11	9	9	9	7	8	7

3 大阪支所の業務概要

昭和55年7月に業務を開始して以来、認定・評定業務に従事する資格を有する職員が複数名在籍し、主に愛知県、岐阜県及び福井県以西を拠点とする事業所に係る型式試験、サーベイランス、個別検査を担当している。

4 過去の実績

(1) 消防防災システム評価業務

平成4年度から平成29年度までの性能評価件数は次のとおりである。

年度	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
評価件数	1	2	2	2	8	3	7	5	14	11	3	16	3

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
評価件数	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	81

(2) 消防防災通信業務

平成3年度から令和元年度までの消防防災通信関係業務全体の受託件数は、次のとおりである。

第2章 安全センターの業務・活動の状況

年度	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
受託件数	2	4	7	10	20	19	22	23	21	19	12	15	10	12

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受託件数	16	16	10	13	19	13	16	37	25	22	14	10	5	4

年度	R元	合計
受託件数	4	420

第15節 名古屋事務所の事業活動

1 名古屋事務所の開設

平成24年3月、名古屋市の外郭団体（100%出捐）である「財団法人名古屋市防災管理公社」が解散した。この公社は、名古屋市消防局から防火・防災管理講習の開催など消防関係のさまざまな事業を受託していた。また、安全センターも、この公社に防火対象物点検資格者講習をはじめ複数の講習事務を委託していた。

公社解散後も名古屋市内でこれまでどおり各種講習が開催されるよう、同年4月、名古屋市中区に「業務部名古屋事務室」を設置し、所要の職員をそろえ業務を開始した。

平成29年4月には組織変更により「業務部名古屋事務室」から「名古屋事務所」に改組した。

名古屋事務所は、名古屋市中消防署が入る合同庁舎の「伏見ライフプラザ」（名古屋市中区栄1丁目23番13号）の14階に事務所を構え、「伏見ライフプラザ」6階の「防火管理研修センター」において施設管理や来場者の防火防災指導を、さらに名古屋市消防局長が実施する防火・防災管理講習の業務の一部を行っている。

14階に名古屋事務所
6階に防火管理研修センター（施設管理受託）
5階に鯉城ホール（防火・防災管理講習会場）



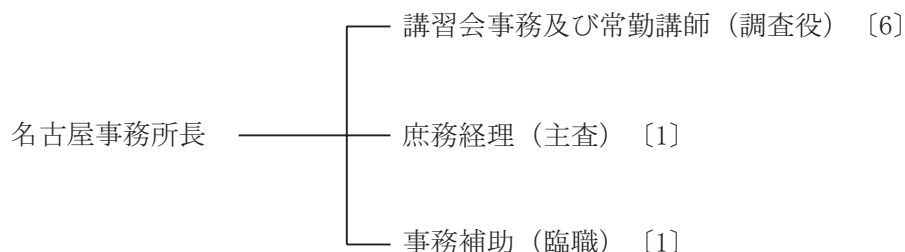
5階鯉城ホールでの講習風景



「伏見ライフプラザ」
（1階～4階は名古屋市中消防署）

2 名古屋事務所の体制、人員等

平成24年4月から現在まで、職員数は名古屋事務所長以下9名の体制で運営している。
〈現行体制図〉



※その他、名古屋事務所として外部講師を現在12名委嘱し、講習区分に応じて出場依頼している。
令和7年度は予防系講義講師兼訓練指導員9名と救急系訓練指導員3名（救急救命士）を登録している。

3 名古屋事務所の事業活動概要

(1) 安全センターの講習会

登録講習機関として次の講習を実施している。

- ア 防火対象物点検資格者講習及び再講習
- イ 防災管理点検資格者講習及び再講習
- ウ 自衛消防業務新規講習及び再講習

(2) 名古屋市からの受託（施設管理と講習開催業務）

名古屋市から次の業務を受託している。

- ア 防火管理研修センターの維持管理

防火管理研修センターの日常的な管理、来館者への防火防災知識の普及、問い合わせ対応などを行っている。

- イ 防火管理研修センターにおける防火・防災管理に係る研修指導

事業所の防火管理者や従業員などの希望者に行う無料の研修で以下の4種類の研修（2時間程度/回）を実施している。また、年間計画による公募型以外に臨時の研修も行うこととしている。

事業所防火・防災ベーシック研修

事業所の従業員が火災等から大切な命や財産を守るために必要な防火・防災知識や技術を習得する研修です。

**まず
基本から
学ばならこちら!!**



防火管理業務実践サポート講習

防火管理業務の実践方法や消防法令の改正等の把握など、事務所の防火管理業務を適正に実施又は維持していくために必要な知識や技能の向上を図る講習です。

**防火管理の、
実務担当者にはこちら!!**



消防訓練アシスト研修

消火・通報連絡・避難誘導など火災等発生時の行動要領を、消防訓練を通じて習得する研修です。

**消防訓練の
レベルアップには
こちら!!**



防災センター勤務員マスター研修

事業所の防災センター勤務員が火災等災害発生時の行動要領を習得する研修です。

**防災センター
勤務の方はこちら!!**



ウ 防火管理及び防災管理に関する講習（法定講習）に関する業務

名古屋市消防局長が実施する講習（7種類）に関する業務を行っている。

（講習会場の設営と復旧、当日の受付、手数料の収納、テキストの調達販売、講習会の進行管理、講義の講師、消防設備の取扱実技の指導、効果測定の実施、修了証の印刷交付など）

ア 甲種防火管理新規講習

イ 乙種防火管理講習

ウ 甲種防火管理再講習

エ 防災管理新規講習

オ 防災管理再講習

カ 甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習

キ 甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習

(3) 刊行物等の作成及び頒布

名古屋事務所では、「防火管理の基本」、「消防用設備等の使い方」、「防火管理台帳」、「自衛消防手帳」の刊行物を発行しており、甲種防火管理新規講習等のテキストとして使用するほか、講習受講生以外にも販売している。

また、「名古屋市火災予防条例関係法規集」を作成し、主に事業所向けに頒布している。



(4) 防火・防災管理教育担当者講習会

愛知県消防長会から認定を受け、平成24年度から令和5年度において講習会を開催した。

第3章 | 事業関連資料集

1	講習	97
2	認定・性能評定・評価・推奨	103
3	消防防災情報通信システム等の調査・設計	127
4	国際協力	137
5	刊行物	146
6	調査研究	147
7	研究助成	151
8	違反是正支援・相談	153
9	防災製品のP L 対策	156
10	消防防災業務の推進	157
11	保険	159

第3章 事業関連資料集

※年度は基本的に西暦で表記しており、例えば「75年度」は「1975年度」、「24年度」は「2024年度」を指すものである。

1 講 習

第1－1表 消防設備点検資格者講習実施状況

年度別累計

種別 年度	第1種				第2種				特 種				合 計		
	回数	受講者 数	合格者 数	合格率	回数	受講者 数	合格者 数	合格率	回数	受講者 数	合格者 数	合格率	受講者 数	合格者 数	合格率
75～79	104	33,070	30,393	91.9%	107	32,941	30,972	94.0%					66,011	61,365	93.0%
80～84	96	17,771	16,629	93.6%	96	15,675	14,857	94.8%					33,446	31,486	94.1%
85～89	122	16,032	14,979	93.4%	122	13,994	13,238	94.6%					30,026	28,217	94.0%
90～94	162	18,081	16,905	93.5%	161	16,502	15,609	94.6%					34,583	32,514	94.0%
95～99	194	19,912	18,990	95.4%	195	18,517	17,872	96.5%					38,429	36,862	95.9%
00～04	231	20,030	18,534	92.5%	231	18,240	17,546	96.2%	2	226	218	96.5%	38,496	36,298	94.3%
05～09	228	17,799	16,438	92.4%	228	16,161	15,107	93.5%	14	386	343	88.9%	34,346	31,888	92.8%
10～14	226	15,342	13,665	89.1%	226	13,692	13,001	95.0%	5	108	91	84.3%	29,142	26,757	91.8%
15～19	234	15,609	14,516	93.0%	234	13,942	13,481	96.7%	5	80	75	93.8%	29,751	28,702	96.5%
20	43	2,384	2,321	97.4%	43	2,323	2,272	97.8%	1	12	10	83.3%	4,719	4,603	97.5%
21	48	3,254	3,179	97.7%	48	2,941	2,906	98.8%	1	25	25	100.0%	6,220	6,110	98.2%
22	44	3,359	3,299	98.2%	44	2,920	2,886	98.8%	1	21	21	100.0%	6,300	6,206	98.5%
23	48	3,286	3,252	99.0%	48	2,973	2,943	99.0%	1	18	17	94.4%	6,277	6,212	99.0%
24	46	3,285	3,241	98.7%	46	2,920	2,883	98.7%	1	31	31	100.0%	6,236	6,155	98.7%
計	1,826	189,214	176,341	93.2%	1,829	173,741	165,573	95.3%	31	907	831	91.6%	363,862	342,745	94.2%

第1－2表 消防設備点検資格者再講習実施状況

年度別累計

種別 年度	第1種		第2種		特 種		合 計	
	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数	回数	受講者数
80～84	146	23,599	154	23,589			300	47,188
85～89	191	30,370	195	29,041			386	59,411
90～94	254	34,695	254	32,369			508	67,064
95～99	307	39,494	306	37,112			613	76,606
00～04	376	44,158	376	41,884			752	86,042
05～09	403	46,519	406	44,355			809	90,874
10～14	416	47,426	418	44,687	16	440	850	92,553
15～19	412	45,500	412	43,277	12	389	836	89,166
20	85	8,024	85	7,828	6	156	176	16,008
21	88	9,606 (933)	87	9,183 (902)	3	75	178	18,864 (1,835)
22	84	9,352 (813)	84	8,720 (802)	1	40	169	18,112 (1,615)
23	81	9,136 (2,147)	81	8,616 (2,044)	1	31	163	17,783 (4,191)
24	74	8,482 (2,604)	74	8,044 (2,504)	1	44	149	16,570 (5,108)
計	2,917	356,361 (6,497)	2,932	338,705 (6,252)	40	1,175	5,889	696,241 (12,749)

※（ ）は、オンライン講習受講者数であり、内数である。

第 1－3表 防火対象物点検資格者講習実施状況

年度別累計

区分 年度	回数	受講者数	合格者数	合格率
02～06	291	22,353	20,057	89.7%
07～11	99	5,390	5,152	95.6%
12～16	88	5,372	4,755	88.5%
17～21	83	4,730	4,318	91.3%
22	16	1,068	1,041	97.5%
23	16	1,033	993	96.1%
24	16	993	955	96.2%
計	609	40,939	37,271	91.0%

第 1－4表 防火対象物点検資格者再講習実施状況

年度別累計

区分 年度	回数	受講者数
07～11	202	15,898
12～16	183	16,313
17～21	180	15,965
22	24	2,147 (255)
23	54	5,472 (1,452)
24	40	3,346 (1,181)
計	683	59,141 (2,888)

※（ ）は、オンライン講習受講者数であり、内数である。

第1－5表 防災管理点検資格者講習実施状況

年度別累計

区分 年度	回数	受講者数	合格者数	合格率
09～13	100	6,993	6,718	96.1%
14～18	59	2,818	2,595	92.1%
19	10	462	449	97.2%
20	9	313	314	100.3%
21	10	465	456	98.1%
22	10	495	491	99.2%
23	10	424	414	97.6%
24	10	473	463	97.9%
計	218	12,443	11,900	95.6%

第1－6表 防災管理点検資格者再講習実施状況

年度別累計

区分 年度	回数	受講者数
14～18	75	5,477
19	22	2,461
20	13	1,107
21	14	955
22	12	868 (108)
23	12	799 (281)
24	21	2,104 (766)
計	169	13,771 (1,155)

※（ ）は、オンライン講習受講者数であり、内数である。

第 1－7 表 自衛消防業務新規講習実施状況

年度別累計

年度 \ 種別	回数	受講者数	修了者数
08～12	1,221	57,920	57,920
13～17	1,348	65,244	65,244
18	281	12,932	12,932
19	258	12,190	12,190
20	251	10,023	10,023
21	296	12,846	12,846
22	285	13,064	13,064
23	294	13,613	13,613
24	297	13,672	13,672
計	4,531	211,504	211,504

第 1－8 表 自衛消防業務追加講習実施状況

年度別累計

年度 \ 種別	回数	受講者数	修了者数
09	173	13,978	13,978
10	150	7,690	7,690
11	109	4,945	4,945
12	86	4,581	4,581
13	95	4,972	4,972
14	7	10	10
計	620	36,176	36,176

※ 2015年度（平成27年度）以降は実施なし。

第 1－9 表 自衛消防業務再講習実施状況

年度別累計

年度 \ 種別	回数	受講者数	修了者数
13～17	848	43,829	43,829
18	167	8,710	8,710
19	223	12,441	12,441
20	213	11,494	11,494
21	238	12,079	12,079
22	231	11,606	11,606
23	232	11,344	11,344
24	235	12,075	12,075
計	2,387	123,578	123,578

第1-10表 可搬消防ポンプ等整備資格者講習実施状況

年度別累計

種別 年度	講習（2日間）				特例講習（1日間）				合 計		
	回数	受講者数	合格者数	合格率	回数	受講者数	合格者数	合格率	受講者数	合格者数	合格率
93～94	10	930	929	99.9%	8	305	305	100.0%	1,235	1,234	99.9%
95～99	10	270	269	99.6%	30	1,204	1,195	99.3%	1,474	1,464	99.3%
00～04	6	111	110	99.1%	25	744	739	99.3%	855	849	99.3%
05～09	5	115	115	100.0%	11	446	432	96.9%	561	547	97.5%
10～14	6	195	195	100.0%	5	362	351	97.0%	557	546	98.0%
15～19	5	199	199	100.0%	5	342	328	95.9%	541	527	97.4%
20	1	14	14	100.0%	1	64	64	100.0%	78	78	100.0%
21	1	15	15	100.0%	1	66	65	98.5%	81	80	98.8%
22	1	32	32	100.0%	1	66	64	97.0%	98	96	98.0%
23	1	33	33	100.0%	1	69	68	98.6%	102	101	99.0%
24	1	37	36	97.3%	1	73	73	100.0%	110	109	99.1%
計	47	1,951	1,947	99.8%	89	3,741	3,684	98.5%	5,692	5,631	98.9%

第1-11表 可搬消防ポンプ等整備資格者再講習実施状況

年度別累計

種別 年度	回 数	受 講 者 数
98～02	23	1,211
03～07	29	1,125
08～12	28	928
13～17	28	726
18	7	246
19	7	167
20	3	70
21	3	111
22	4	106
23	7	213
24	7	165
計	146	5,068

第1-12表 消防設備士講習実施状況

年度別累計

年度	受 講 者 数	修了者数
24	3,562	3,562
計	3,562	3,562

2 認定・性能評定・評価・推奨

第2-1表 消防用設備等の認定の実施（26品目）

消防法施行規則第31条の4第1項に規定する登録認定機関として消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行った。

(単位：件)

品目		区 分	2024年度	参 考	
				2023年度	累 計
消	屋内消火栓及び連結送水管の放水口	型 式	1	0	394
		型式変更	0	0	9
		個 別	124,685	133,689	6,336,572
	スプリンクラー設備等の送水口	型 式	0	0	2
		型式変更	0	0	0
		個 別	8,057	8,916	36,491
	合成樹脂製の管及び管継手	型 式	2	0	74
		型式変更	0	0	13
		個 別	2,089,320	1,640,372	35,051,673
	ポンプを用いる加圧送水装置等	型 式	2	3	319
		型式変更	4	2	582
		個 別	8,594	8,998	494,440
火	圧力水槽方式の加圧送水装置	型 式	0	0	2
		型式変更	0	0	6
		個 別	14	12	807
	加圧送水装置の制御盤	型 式	0	1	92
		型式変更	0	0	1
		個 別	517	397	8,435
設	金属製管継手及びバルブ類	型 式	0	0	29
		型式変更	0	0	1
		個 別	36,674	34,744	1,050,896
	水系消火設備用管継手	型 式	1	6	309
		型式変更	3	2	76
		個 別	2,829,183	3,129,424	94,843,336
	バルブ類	型 式	0	2	134
		型式変更	0	2	24
		個 別	61,928	69,183	2,291,774
備	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド	型 式	0	0	42
		型式変更	0	0	10
		個 別	35,506	40,522	1,369,924
	不活性ガス消火設備等の音響警報装置	型 式	0	0	49
		個 別	2,327	2,628	70,938
	不活性ガス消火設備等の容器弁等	型 式	0	0	196
		型式変更	0	0	27
		個 別	99,433	149,017	5,378,534

不活性ガス消火設備等の放出弁			型 式	0	0	16
			個 別	24,721	26,609	902,866
不活性ガス消火設備等の選択弁			型 式	0	0	60
			個 別	2,525	1,969	86,696
不活性ガス消火設備等の制御盤			型 式	2	0	70
			個 別	1,604	1,641	50,240
不活性ガス消火設備の閉止弁			型 式	0	10	10
			型式変更	0	0	0
			個 別	1,007	3,465	41,640
移動式の不活性ガス消火設備等の ホース等			型 式	0	0	110
			型式変更	0	0	10
			個 別	23,576	24,220	1,171,431
粉末消火設備の定圧作動装置			型 式	0	0	7
			個 別	218	115	7,504
開放型散水ヘッド			型 式	0	0	8
			個 別	1,690	1,400	225,695
パッケージ型自動消火設備	Ⅰ 型	型 式	1	0	9	
		個 別	693	658	7,547	
	Ⅱ 型	型 式	0	0	9	
		個 別	670	404	16,423	
パッケージ型消火設備	Ⅰ 型	型 式	0	2	44	
		個 別	7,493	8,656	186,622	
	Ⅱ 型	型 式	0	0	17	
		個 別	18	14	23,975	
避難設備設置	避難はしご		型 式	0	0	8
			型式変更	0	0	6
			個 別	2,075	2,012	176,744
	避難ロープ		型 式	0	0	3
			型式変更	0	0	2
			個 別	650	810	185,487
	すべり台		型 式	2	0	263
			型式変更	0	0	40
			個 別	141	163	20,126
	救助袋		型 式	0	0	26
			型式変更	0	0	472
			個 別	2,993	3,193	172,383
	誘導標識	高輝度蓄光式	型 式	0	0	51
			型式変更	0	0	1
個 別			35,930	35,759	554,579	
中輝度蓄光式		型 式	0	0	15	
		個 別	126,076	130,910	2,567,404	
通報装置	火災通報装置		型 式	1	0	73
			型式変更	0	0	8
			個 別	8,998	7,182	305,726

操作盤 総合	総合操作盤	型 式	1	0	38
		個 別	448	415	9,353

注1) 加圧送水装置用可撓管継手の個別認定数には、平成21年度までに性能評定で実施した個別検査数を含む。
注2) 水系消火設備用管継手の個別認定数には、平成21年度までに性能評定で実施した個別検査数を含む。
注3) バルブ類の個別認定件数には、平成21年までに性能評定で実施した弁類の個別検査数を含む。
注4) 火災通報装置の個別認定数には、平成8年度までの非常通報装置の個別検査数を含む。
注5) 不活性ガス消火設備の閉止弁の個別認定数には、令和4年度までに性能評定で実施した個別検査数を含む。

第2－2表 二次製品防火水槽等の認定の実施（5品目）

消防防災施設整備費補助金交付要綱別表第4の注5に規定する二次製品防火水槽等の認証業務を行う第三者機関として二次製品防火水槽等の認定を行った。

（単位：件）

品 目		区 分	2024年度	参 考	
				2023年度	累 計
二 次 製 品 防 火 水 槽 等	防火水槽	型 式	0	0	385
		型式変更	0	0	128
		個 別	286	318	77,491
	耐震性貯水槽	型 式	0	0	325
		型式変更	0	0	67
		個 別	2,121	2,331	59,921
	飲料水兼用耐震性貯水槽	型 式	1	0	65
		型式変更	0	0	18
		個 別	6	3	857
	地上設置型耐震性貯水槽	型 式	0	0	9
		型式変更	0	0	2
		個 別	29	40	289
	新素材耐震性貯水槽等	型 式	0	0	16
		型式変更	0	0	4
		個 別	22	17	936

第2-3表 消防防災用設備機器の性能評価の実施（48品目）

第2-1表により認定した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具以外の消防防災用設備機器について性能評定を行った。

(单位:件)

品 目		区 分	2024年度	参 考		
				2023年度	累 計	
消	加圧送水装置等（内燃機関駆動）	型 式	0	3	55	
		型式変更	0	0	7	
		個 別	1	3	257	
	不活性ガス消火設備等の操作箱	型 式	1	0	46	
		個 別	5,632	5,904	134,824	
	粉末自動消火装置	型 式	0	0	6	
		個 別	0	10	5,313	
	住宅用自動消火装置	型 式	1	1	53	
		型式変更	0	0	4	
		個 別	18,080	16,350	375,065	
火	簡易自動消火装置	フード等用	型 式	0	0	148
			型式変更	0	0	16
			個 別	22,699	19,013	752,248
	下引ダクト用	型 式	0	0	5	
		型式変更	0	0	0	
		個 別	3,860	2,950	87,975	
簡易消火装置（天ぶら用）	型 式	0	0	16		
	個 別	570	380	304,534		
設	火炎伝送防止装置	型 式	0	0	13	
		個 別	1,594	1,667	44,772	
	容器弁開放器等	型 式	0	0	18	
		個 別	894	102	24,067	
	フォームヘッド	型 式	0	1	84	
		個 別	47,158	124,751	10,703,677	
	危険物施設用可撓管継手	型 式	5	0	699	
		型式変更	0	0	32	
		個 別	10,200	11,388	482,530	
	ガス系消火設備用管	型 式	0	0	9	
個 別		7,074	35,234	179,001		
備	消火設備等個別制御盤	型 式	0	0	33	
		個 別	111	187	21,335	
消火栓等開閉弁	型 式	0	0	24		
	個 別	3,100	2,727	120,967		
工作機械用自動消火設備	型 式	0	0	5		
	個 別	1,767	1,514	36,483		
採水口	型 式	0	0	44		
	型式変更	0	0	2		
	個 別	1,144	1,294	5,219		

警 報 設 備	緊急通報装置		型　　式	0	0	29
			型式変更	0	0	4
			個　　別	5,970	6,720	1,000,105
	試 験 器	加熱	型　　式	0	1	8
			型式変更	0	0	1
			個　　別	3,678	3,920	121,726
		メーターリレー	型　　式	0	0	9
			個　　別	210	180	6,354
		加煙	型　　式	1	0	17
			型式変更	0	0	2
			個　　別	2,715	2,685	97,013
		煙感知器用感度	型　　式	0	1	9
			個　　別	650	852	15,249
		減光フィルター	型　　式	0	0	2
			個　　別	72	110	5,979
		加ガス	型　　式	0	0	2
			個　　別	46	36	3,578
		炎感知器用作動	型　　式	0	0	12
			型式変更	0	0	1
			個　　別	449	275	7,940
		火災通報装置用	型　　式	0	0	6
			個　　別	220	100	4,428
避 難 設 備	避難ロープ装置		型　　式	0	0	5
			個　　別	11,960	14,085	470,289
	すべり装置		型　　式	0	0	60
			個　　別	0	1	598
	火災避難用保護具	自給式	型　　式	0	0	16
			型式変更	0	0	3
			個　　別	4,940	3,458	187,160
		簡易型	型　　式	0	0	26
			型式変更	0	0	5
			個　　別	5,674	2,853	560,800
	避難用ろ過式呼吸用保護具		型　　式	0	0	4
			個　　別	515	398	8,600
消 防 防 災 活 動 用 資 機 材	携帯警報器		型　　式	0	0	3
			個　　別	0	0	21,035
	放水用具		型　　式	0	0	5
			個　　別	0	0	309
	自動膨張救命浮輪		型　　式	0	0	1
			個　　別	0	0	2,023
	大型油圧切断機		型　　式	0	0	10
			個　　別	0	0	286
	大型油圧スプレッダー		型　　式	0	0	14
個　　別			0	0	367	

第3章 事業関連資料集

消防防災活動用資機材	動力式ポンプ		型 式	0	0	16		
			個 別	0	0	332		
	手動式ポンプ		型 式	0	0	9		
			個 別	0	0	251		
	大型ブロアー装置		型 式	0	0	1		
			個 別	0	0	5		
	ウォーターカッター装置		型 式	0	0	1		
			個 別	0	0	8		
消防活動用装備品	救助隊用保護具	ろ過式	型 式	0	0	17		
			個 別	3,709	2,374	66,297		
		給気式	型 式	0	0	5		
			個 別	0	0	207		
		化学防護服	型 式	0	0	5		
			個 別	0	0	113		
		その他の	防火水槽等用鉄蓋		型 式	0	0	4
					個 別	1,832	2,123	45,445
蓄光材等			型 式	0	0	15		
			個 別	0	30	44,301		
防火区画貫通配管			型 式	20	15	664		
			型式変更	0	0	22		
			個 別	5,260,642	5,424,199	130,989,264		
ホース耐圧試験器等			型 式	0	0	13		
			個 別	30	56	4,467		
シャッター等の水圧開放装置			型 式	0	0	54		
			型式変更	0	0	21		
			個 別	27,843	26,121	1,133,049		
防火薬液			型 式	0	0	26		
			個 別	0	0	38,978		
その他			型 式	0	0	13		
			個 別	935	995	40,940		

第2—4表 消防用設備等の個別認定実施状況

年 度			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	累 計
消 火 設 備	屋内消火栓及び連結送水管の放水口		143,916	139,229	131,367	123,300	123,990	133,689	124,685	6,336,572
	スプリンクラー設備等の送水口		—	—	1,320	10,193	8,005	8,916	8,057	36,491
	合成樹脂製の管及び管継手		1,823,364	2,248,201	1,711,957	1,701,254	1,805,153	1,640,372	2,089,320	35,051,673
	ポンプを用いる加圧送水装置		9,922	8,929	9,282	8,930	8,966	8,998	8,594	494,440
	圧力水槽式加圧送水装置		47	24	20	31	15	12	14	807
	加圧送水装置の制御盤		143	149	262	202	260	397	517	8,435
	金属製 管継手及び バルブ類	加圧送水用可撓管継手	36,291	35,528	36,793	34,216	35,227	34,744	36,674	1,050,896
		水系消火設備用管継手	3,463,762	3,692,070	2,854,458	2,872,264	3,074,253	3,129,424	2,829,183	94,843,336
	バルブ類		79,423	109,630	76,826	72,629	79,264	69,183	61,928	2,291,774
	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド		37,167	38,005	45,899	37,552	37,728	40,522	35,506	1,369,924
	不活性ガス消火設備等の音響警報装置		2,019	3,159	2,233	2,476	2,505	2,628	2,327	70,938
	不活性ガス消火設備等の容器弁		128,192	144,457	115,590	120,130	137,640	149,017	99,433	5,378,534
	不活性ガス消火設備等の放出弁		29,170	27,644	24,229	25,784	28,040	26,609	24,721	902,866
	不活性ガス消火設備等の選択弁		1,777	3,502	2,712	2,149	3,127	1,969	2,525	86,696
	不活性ガス消火設備等の制御盤		1,749	1,757	1,519	1,601	1,355	1,641	1,604	50,240
	不活性ガス消火設備の閉止弁							3,465	1,007	4,472
	移動式ホース等		27,950	27,330	26,472	24,825	27,113	24,220	23,576	1,171,431
	粉末消火設備の定圧作動装置		149	244	234	183	365	115	218	7,504
	開放型散水ヘッド		1,850	2,900	2,100	2,440	3,200	1,400	1,690	225,695
	パッケージ型自動消火 設備	I 型	1,245	576	595	645	675	658	693	7,547
		II 型	3,839	755	330	475	440	404	670	16,423
	パッケージ型消火設備	I 型	12,498	8,853	8,550	7,982	8,574	8,656	7,493	186,622
		II 型	60	27	25	22	74	14	18	23,975
避 難 設 備	避難はしご		4,346	3,437	2,955	2,958	2,464	2,012	2,075	176,744
	避難ロープ		780	1,360	1,000	1,020	1,190	810	650	185,487
	すべり台		397	324	273	248	198	163	141	20,126
	救助袋		3,638	3,602	3,735	3,171	3,404	3,193	2,993	172,383
	誘導標識	高輝度蓄光式	33,532	35,815	34,815	33,269	44,662	35,759	35,930	554,579
		中輝度蓄光式	143,049	149,919	105,343	149,290	159,940	130,910	126,076	2,567,404
装 置 通 報	火災通報装置		13,788	6,355	8,090	7,328	7,838	7,182	8,998	305,726
他 の	総合操作盤		473	471	404	394	465	415	448	9,353
二 次 製 品 防 火 水 槽 等	防火水槽		547	445	383	425	361	318	286	77,491
	耐震性貯水槽		2,655	2,460	2,393	2,348	2,296	2,331	2,121	59,921
	飲料水兼用耐震性貯水槽		13	9	7	10	8	3	6	857
	地上設置型耐震性貯水槽		16	32	30	26	30	40	29	289
	新素材耐震性貯水槽		40	10	17	9	11	17	22	936

注) ※1 2015年度から登録認定機関として認定を開始

第2—5表 消防防災用設備機器の個別性能評定実施状況

年度			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	累 計
品目										
消火設備	加圧送水装置（内燃機関駆動）		4	2	6	1	2	3	1	257
	不活性ガス	操作箱	4,074	5,309	5,409	3,604	5,093	5,904	5,632	134,824
	消火設備等	閉止弁	795	873	764	625	813			37,168
	粉末自動消火装置		1	30	0	10	0	10	0	5,313
	住宅用自動消火装置		2,083	3,990	6,722	21,177	31,747	16,350	18,080	375,065
	簡易自動消火装置	フード等用	26,492	23,755	19,270	18,681	17,178	19,013	22,699	752,248
		下引ダクト用	3,154	5,200	2,604	4,600	8,724	2,950	3,860	87,975
	簡易消火装置（天ぶら用）		539	1,230	858	576	945	380	570	304,534
	火炎伝送防止装置		3,053	2,439	1,345	1,532	1,492	1,667	1,594	44,772
	容器弁開放器等		987	1,087	450	1,421	450	102	894	24,067
	フォームヘッド		139,750	153,625	111,433	100,070	189,840	124,751	47,158	10,703,677
	危険物施設用可撓管継手		11,876	11,516	11,968	11,038	12,133	11,388	10,200	482,530
	ガス系消火設備用管		22,006	22,989	8,506	28,565	6,478	35,234	7,074	179,001
	消火設備等個別制御盤		592	391	90	103	99	187	111	21,335
	消火栓等開閉弁		3,112	2,556	3,480	2,480	2,856	2,727	3,100	120,967
	工作機械用自動消火装置		1,811	1,651	913	1,912	2,400	1,514	1,767	36,483
警報設備	緊急通報装置		20,650	16,850	17,060	21,870	26,850	6,720	5,970	1,000,105
	試験器	加熱	4,081	3,805	3,829	3,611	3,510	3,920	3,678	121,726
		メーターリレー	150	240	237	227	190	180	210	6,354
		加煙	3,372	3,007	3,024	3,003	2,770	2,685	2,715	97,013
		煙感知器用感度	1,160	460	454	829	1,011	852	650	15,249
		減光フィルター	122	156	77	125	99	110	72	5,979
		加ガス	37	37	66	65	39	36	46	3,578
		炎感知器用作動	358	570	305	350	395	275	449	7,940
		火災通報装置用	160	160	130	140	110	100	220	4,428
避難設備	避難ロープ装置		13,112	12,129	13,248	13,155	11,925	14,085	11,960	470,289
	すべり装置		3	0	0	1	1	1	0	598
	火災避難用保護具等	自給式	3,458	3,941	5,928	4,940	1,976	3,458	4,940	187,160
		簡易型	3,472	9,597	6,351	15,094	6,190	2,853	5,674	560,800
	避難用ろ過式呼吸保護具		384	438	299	577	346	398	515	8,600
救助資機材	携帯警報器		0	0	0	0	0	0	0	21,035
	放水用具		0	0	0	0	0	0	0	309
	自動膨張救命浮輪		0	0	0	0	0	0	0	2,023
	大型油圧切断機		0	0	0	0	0	0	0	286
	大型油圧スプレッダー		0	0	0	0	0	0	0	367
	動力式ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	332
	手動式ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	251
	大型ブローア装置		0	0	0	0	0	0	0	5
	ウォーターカッター装置		0	0	0	0	0	0	0	8
消防活動用装備品	救助隊用保護具	ろ過式	2,826	3,622	2,836	2,559	2,355	2,374	3,709	66,297
		給気式	0	0	0	0	0	0	0	207
		化学防護服	7	0	0	0	0	0	0	113
その他	防火水槽等用鉄蓋		1,897	2,021	1,676	1,922	2,265	2,123	1,832	45,445
	蓄光材等		52	40	0	40	0	30	0	44,301
	防火区画貫通配管		6,217,356	9,126,854	3,598,059	5,637,557	5,579,430	5,424,199	5,260,642	130,989,264
	ホース耐圧試験器等		132	65	70	126	25	56	30	4,467
	シャッター等の水圧開放装置		33,253	27,571	25,879	28,398	29,518	26,121	27,843	1,133,049
	防火薬液		0	0	0	0	0	0	0	38,978
	その他		1,172	1,235	708	925	877	995	935	40,940

第2-6表 性能評価実施状況

1 年度別実績

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
案件	10	2	10	9	3	0	1	1	7	3
累計	10	12	22	31	34	34	35	36	43	46

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
案件	3	2	3	2	3	1	2	2	3
累計	49	51	54	56	59	60	62	64	67

2 個別対象

年度	防火対象物	評価内容
05	住友スリーエム(株)本社ビル (PBX 室) (東京都世田谷区)	ハロカーボン系FK-5-1-12 (Novec1230) を消火剤とするパッケージタイプの消火設備
	ラゾーナ川崎プラザ (神奈川県川崎市)	加圧防煙設備
	イオン喜連瓜破ショッピングセンター (大阪府大阪市)	加圧防煙設備
	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎 (東京都千代田区)	火災フェイズ管理型防災システム
	山形スリーエム(株)第1工場 (サーバー室) (山形県東根市)	ハロカーボン系FK-5-1-12 (Novec1230) を消火剤とするパッケージタイプの消火設備
	ノースポート・モール (神奈川県横浜市)	加圧防煙設備
	イオン奈良登美ヶ丘SC (奈良県生駒市、奈良市)	加圧防煙設備
	イオンモールむさし村山ミュー (東京都武蔵村山市、立川市)	加圧防煙設備
	新横浜中央ビル (神奈川県横浜市)	一の防火対象物の火災関連情報を二カ所の総合操作盤により監視・制御するシステム
	イオンモール鶴見リーファ (大阪府大阪市)	加圧防煙設備
06	ららぽーと柏の葉 (千葉県柏市)	加圧防煙設備
	ららぽーと横浜 (神奈川県横浜市)	加圧防煙設備
07	青山OM - SQUARE (東京都港区)	加圧防煙設備
	学研本社ビル (東京都大田区)	火災フェイズ管理型防災システム
	総曲輪フェリオ (富山県富山市)	加圧防煙等の手法を用いた消防活動支援システム
	丸の内パークビルディング・三菱一号館 (東京都千代田区)	閉鎖型スプリンクラー設備のインバーター制御 (揚程)
	ソララプラザ (宮城県仙台市)	加圧防煙設備
	COCOE あまがさき緑遊新都心 (兵庫県尼崎市)	加圧防煙設備
	住友3M(株)富士小山事業所 (静岡県駿東郡小山町)	ハロカーボン系FK-5-1-12 (Novec1230) を消火剤とするパッケージタイプの消火設備

第3章 事業関連資料集

年度	防火対象物	評価内容
07	JR東日本 新橋地下配電所 (東京都港区)	大規模な配電室に設けるハロカーボン系FK-5-1-12 (Novec1230)を消火剤とする消火設備
	銀座三越共同ビル (東京都中央区)	加圧防煙設備
	サウスゲートビルディング (大阪府大阪市)	加圧防煙設備
08	TOCみなとみらい (神奈川県横浜市)	加圧防煙設備
	日経ビル・JAビル・経団連会館 (東京都千代田区)	複数の総合操作盤を用いた設備
	丸井・喜多ビル (東京都新宿区)	加圧防煙設備
	梅田阪急ビル (大阪府大阪市)	加圧防煙設備
	イオンモールKYOTO Sakura館 (京都府京都市)	加圧防煙設備
	イオンモールKYOTO Kaede館 (京都府京都市)	加圧防煙設備
	南海ターミナルビル (大阪府大阪市)	加圧防煙設備
	博多駅 (福岡県福岡市)	加圧防煙設備、複数の総合操作盤を用いた設備、音声警報によるきめ細かな放送を行う放送設備
09	博多駅新地下街 (福岡県福岡市)	加圧防煙設備
	ヨドバシカメラマルチメディア京都 (京都府京都市)	加圧防煙設備
	二子玉川ライズ (Ib街区) (東京都世田谷区)	加圧防煙設備
11	(仮称)京橋二丁目16地区A棟計画 (東京都中央区)	空調配管兼用スプリンクラー設備
	中央合同庁舎第8号館 (東京都千代田区)	火災フェイズ管理型防災システム
12	順天堂大学キャンパス・ホスピタル再編事業 (仮称) B棟 (東京都文京区)	火災フェイズ管理型防災システム
13	(仮称)大手町1-1計画A棟 (東京都千代田区)	NFシステム、消火システムNN100-2M
	JR名古屋駅新ビル他計画 (愛知県名古屋市中区)	複数の総合操作盤を用いた設備
	銀座六丁目10地区計画 (東京都中央区)	空調ダクト兼用加圧防排煙設備
	イオンモール京都桂川 (京都府京都市)	大空間自然給排煙設備
	新鉄鋼ビル (東京都千代田区)	消火システムNN100-2M
	(仮称)大手町1-1計画B棟 (東京都千代田区)	NFシステム、消火システムNN100-2M
	小児医療センター及びさいたま赤十字病院 (埼玉県さいたま市)	複数の総合操作盤を用いた設備
14	大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業 (東京都千代田区)	NFシステム、消火システムNN100-2M
	イオンモールむさし村山2期増築工事 (東京都武蔵村山市、立川市)	加圧防煙設備

年度	防火対象物	評価内容
14	福岡空港国内線ビル (福岡県福岡市)	複数の総合操作盤を用いた設備
15	福岡空港国内線ビル (福岡県福岡市)	大空間における排煙設備
	東京ビッグサイト東側仮設展示場 (東京都江東区)	大空間自然排煙設備
	銀座六丁目10地区計画 (東京都中央区)	NFシステム
16	(仮称) 丸の内3-2計画 (東京都千代田区)	NFシステム、消火システム NN100-2M
	さいたま新都心ビル (仮称)・NTT ドコモ 埼玉ビル (埼玉県さいたま市)	火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操 作盤を用いた設備
17	(仮称) 麹町新スタジオ棟建設プロジェクト (東京都千代田区)	消火システム NN100-2M
	13号地客船ターミナル施設 (仮称) (東京都江東区・品川区)	大空間における排煙設備
	有明アリーナ (仮称) (東京都江東区)	大空間自然給排煙設備
18	(仮称) 丸の内1-3計画 (東京都千代田区)	NFシステム
	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開 発事業A棟新築工事 (東京都千代田区、中央区)	NFシステム
19	有明北3-1地区B街区 (東京都江東区)	火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操 作盤を用いた設備
	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発 事業/東京メトロ日比谷線虎ノ門ヒルズ駅 (東京都港区)	火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操 作盤を用いた設備
	名古屋市国際展示場新第1展示館 (愛知県名古屋市)	大空間自然給排煙設備
20	東京駅前八重洲一丁目東B地区第一種市街 地再開発事業施設建築物等 (東京都中央区)	大規模地下バスターミナルに設置する加圧防排煙設備
21	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事 業施設建築物 (東京都港区)	火災に関する情報を相互に伝達する機能を有する複数の総合操 作盤を用いた設備
	(仮称) Kアリーナプロジェクト (神奈川県横浜市)	アリーナ棟の大空間機械排煙設備
22	(仮称) 晴海三丁目計画 (オフィス棟) 新 築計画 (東京都中央区)	NFシステム
	大井町駅周辺広町地区開発計画A-1地区 (東京都品川区)	駐車場排気ダクト兼用排煙設備
23	(仮称) 神戸アリーナプロジェクト (兵庫県神戸市)	アリーナの大空間自然排煙設備
	(仮称) 内神田一丁目計画 (東京都千代田区)	NFシステム

(2025年03月末現在)

第2-7表 消防設備システム評価実施状況

1 年度別実績

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
案件	3	2	10	3	3	2	0	0	0	2	0
累計	3	5	15	18	21	23	23	23	23	25	25

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
案件	2	2	2	8	8	10	17	19	22	17
累計	27	29	31	39	47	57	74	93	115	132

2 個別対象

年度	防火対象物	評価内容
04	NEC玉川ルネッサンスシティ (神奈川県川崎市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	スズキ(株)相良工場 機械加工・エンジン組立工場 (静岡県相良町)	GR型受信機を中心とした消防防災システム
	東京ビルディング (東京都千代田区)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム (防災センター管理計画を含む)
05	イオンモール熊本クレア (熊本県上益城郡嘉島町)	大規模商業施設の総合消防防災システム
	日研化学(株)真岡工場 (栃木県真岡市)	屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備に附置する非常電源としてのNAS電池非常電源システム
06	北8西3東地区第一種市街地再開発事業 (北海道札幌市)	大規模防火対象物の総合消防防災システム
	日本生命札幌ビル (北海道札幌市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	イオン大日ショッピングセンター (大阪府守口市)	大規模防火対象物の総合消防防災システム
	北野田駅前B地区第一種市街地再開発事業 に伴う施設建築物 (大阪府堺市)	高層防火対象物の総合消防防災システム
	イオンモールむさし村山ミュー (東京都武蔵村山市及び立川市)	火災予防条例（昭和37年3月31日東京都条例第65号）第55条の2の2に定める防災センター
	イオンモール名取エアリ (宮城県名取市)	大規模防火対象物の総合消防防災システム、放送設備の区分鳴動
	栃木県庁舎 (栃木県宇都宮市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	神戸芸術センター (兵庫県神戸市)	高層防火対象物の総合消防防災システム
	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎 (東京都千代田区)	火災予防条例（昭和37年3月31日東京都条例第65号）第55条の2の2に定める防災センター
	長崎大学病院 (長崎県長崎市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
07	岐阜シティ・タワー43 (岐阜県岐阜市)	高層防火対象物の総合消防防災システム

年度	防火対象物	評価内容
07	アーバンライフ神戸三宮ザ・タワー (兵庫県神戸市)	高層防火対象物の総合消防防災システム
	横浜ランドマークタワー (防災・中央監視設備更新工事) (神奈川県横浜市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
08	日経ビル・JAビル・経団連会館 (東京都千代田区)	火災予防条例(昭和37年3月31日東京都条例第65号)第55条の2の2に定める防災センター
	みらい長崎ココウォーク (長崎県長崎市)	大規模防火対象物の総合消防防災システム
	(仮称)北2条西4丁目計画 (北海道札幌市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
09	東京国際エアカーゴターミナル (東京都大田区)	大規模防火対象物の総合消防防災システム
	丸の内永楽ビルディング・三井住友信託銀行本店ビル・三菱東京UFJ銀行丸の内1丁目ビル (東京都千代田区)	閉鎖型スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備のインバーター制御(揚程)
13	広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業 (広島県広島市)	高層、大規模な防火対象物の総合消防防災システム
	京都駅ビル(設備更新工事) (京都府京都市)	大規模な防火対象物の総合消防防災システム
15	(仮称)新・第二豊田ビル (愛知県名古屋市中区)	シネマ向け避難誘導システム
	イオンモール広島府中増床計画 (広島県安芸郡府中町)	総合消防防災システム
16	横浜市庁舎 (神奈川県横浜市)	緩衝帯を有する接続部の火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認
	(仮称)横浜市中区北仲通5丁目計画 (神奈川県横浜市)	緩衝帯を有する接続部の火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認
17	MARK IS 福岡ももち (福岡県福岡市)	商業施設棟と駐車場棟の放送設備の鳴動方法並びにシネマ及び劇場を含む大規模商業施設の避難誘導システム
	(仮称)はとバス港南ビル・港南一丁目市街地住宅の共同建替事業 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
18	(仮称)宇田川町14・15番地区第一種市街地再開発事業 (東京都渋谷区)	消火システム NN100-2M
	みなとみらい線新高島駅展示場整備工事 (神奈川県横浜市)	展示場の避難誘導システム
	(仮称)天神ビジネスセンター (福岡県福岡市)	「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を用いた火災の相互影響を防ぐ防火性能の確認について
	K-ICTプロジェクト (香川県高松市)	消火システム NN100-2M
	(仮称)SDCプロジェクトPhase 1-1 (千葉県白井市)	消火システム NN100-2M
	虎ノ門一丁目第一種市街地再開発事業施設建築物(高層棟) (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	竹芝ウォーターフロント開発計画B棟(劇場棟) (東京都港区)	発報表示装置による感知器発報放送の代替を用いた商業施設を有する劇場の避難誘導システム

第3章 事業関連資料集

年度	防火対象物	評価内容
18	(仮称)新宮下公園等整備事業(北街区) (東京都渋谷区)	消火システム NN100-2M
19	(仮称)赤坂5丁目プロジェクト (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	(仮称)丸の内1-3計画 (東京都千代田区)	消火システム NN100-2M
	(仮称)MM21地区47街区開発計画 (神奈川県横浜市)	劇場を含む複合用途防火対象物の避難誘導システム
	CDⅡプロジェクト (東京都西東京市)	消火システム NN100-2M
	東京駅前常盤橋プロジェクトA棟 (東京都千代田区・中央区)	消火システム NN100-2M
	福岡ヤフオク!ドーム新ビル (福岡県福岡市)	消火システム NN100-2M
	名古屋城天守閣整備事業 (愛知県名古屋市)	避難誘導システム
	S・LOGI新座West (埼玉県新座市)	早期火災検知システム
20	(仮称)日本橋兜町7地区開発計画 (東京都中央区)	消火システム NN100-2M
	(仮称)虎ノ門二丁目計画 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	みなとみらい44街区計画 (神奈川県横浜市)	消火システム NN100-2M
	アーバンネット横浜ビル (神奈川県横浜市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	(仮称)天神一丁目11街区 開発プロジェクト新福岡ビル (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	熊本都市計画桜町地区第一種市街地再開発 事業施設/桜町花畑オープンスペースサー ビス棟 (熊本県熊本市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	(仮称)横濱ゲートタワープロジェクト プラネタリウム (神奈川県横浜市)	LEDパネル式プラネタリウムドーム施設の火災安全性における 消防設備システム評価
	(仮称)彩都栗生北ビル新築工事 (大阪府箕面市)	不活性ガス消火設備(窒素)AWN-120
	名古屋市国際展示場新第1展示館 (愛知県名古屋市)	火災の状況に対応した動的避難誘導システム
21	新曽根崎ビル(仮称)新築工事 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	(仮称)千葉第3ビル新築工事 (千葉県印西市)	不活性ガス消火設備(窒素)AWN-120
	(仮称)歌舞伎町一丁目地区開発計画 (東京都新宿区)	消火システム NN100-2M
	虎ノ門・麻布台地区再開発事業B-2街区 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	神宮前六丁目地区第一種市街地再開発事業 新築工事 (東京都渋谷区)	消火システム NN100-2M

年度	防火対象物	評価内容
21	勝どき東地区第一種市街地再開発事業 A1棟 (東京都中央区)	消火システム NN100-2M
	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業 A 街区 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	虎ノ門・麻布台地区 特定送配電事業施設・地域冷暖房事業施設 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 青果市場跡地活用事業新築工事 (福岡県福岡市)	シネマを含む複合用途防火対象物の避難誘導システム
	メゾンカルム日本橋馬喰町 (東京都中央区)	消火システム NN100-2M
	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業 D棟新築計画 (東京都千代田区)	消火システム NN100-2M
	天神一丁目北14番街区ビル (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	ヒューリック福岡ビル (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	ヤフー北九州データセンター7号棟増築工事 (福岡県北九州市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) SUMA 新築工事 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	NEW CONSTRUCTION OF OSAKA KEIHANNA DATA CENTER (京都府相楽郡精華町)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
	虎ノ門二丁目地区 (再) 特定業務代行施設建築物 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
22	虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 A-1 街区施設建築物・A-2 街区施設建築物 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	EQUINIX TY13x 新築工事 (千葉県印西市)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
	(仮称) MBK 大阪事務センター建替計画 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) TTM プロジェクト (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	(仮称) NEC 神戸システムセンター4号棟建設工事 (兵庫県神戸市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 住友生命福岡ビル・天神西通りビジネスセンター建替計画 (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	新網島駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物B再開発ビル (神奈川県横浜市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	(仮称) 神田御幸ビル (東京都千代田区)	不活性ガス消火設備 (IG-541) 消火システム IG-541 II
	エクイニクス・ジャパン (仮称) 彩都粟生北ビル増築工事 (大阪府箕面市)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120

第3章 事業関連資料集

年度	防火対象物	評価内容
22	うめきた2期南街区賃貸棟工事 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	OM計画 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	神奈川DC 2期棟建設工事 (神奈川県相模原市)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
	天神ビジネスセンター2期新築工事 (北別館跡地活用事業) (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	(仮称) 天神1-7計画 (イムズ) (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	SDCプロジェクト2期棟新築工事 (千葉県白井市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 新宿南口計画 (東京都渋谷区)	不活性ガス消火設備 (IG-541) 消火システム IG-541 II
	(仮称) 晴海三丁目計画 (オフィス棟) 新築計画 (東京都中央区)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 赤坂二丁目計画 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	NEW CONSTRUCTION OF OSAKA KEIHANNA DATA CENTER (Ⅱ期工事) (京都府相楽郡精華町)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
23	Sプロジェクト (旧渋沢家住宅) (東京都江東区)	文化財建築物火災抑制自動消火散水システム
	芝浦再開発計画 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 芝浦一丁目計画第Ⅰ期 (S棟) 新築工事 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	JRタワーと地下鉄東豊線さっぽろ駅の接続部 (北海道札幌市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	(仮称) 御堂筋ダイビル建替計画 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) ESR南港データセンターOS1新築工事 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	新日本消防会館建設工事 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	㈱両毛システムズDC棟建設 (群馬県太田市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) JR三ノ宮新駅ビル (兵庫県神戸市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	(仮称) Walkプロジェクト新築工事 (福岡県福岡市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	再開発ビルとJRタワーとの接続部 8か所 (北海道札幌市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	再開発ビルと地下街 (アピア) との接続部 2か所 (北海道札幌市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	再開発ビルと地下鉄東豊線さっぽろ駅との接続部 2か所 (北海道札幌市)	緩衝帯を有する接続部の評価

年度	防火対象物	評価内容
23	(仮称) ZED 石狩新築工事 (北海道石狩市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) TKY01データセンター新築工事 (千葉県印西市)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
	(仮称) 品川港南ビル新築工事 (東京都港区)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
	SunriseInzai 4 新築工事 (千葉県印西市)	不活性ガス消火設備 (窒素) AWN-120
	(仮称) 内神田一丁目計画 (東京都千代田区)	消火システム NN100-2M
	長崎スタジアムシティプロジェクト (長崎県長崎市)	総合消防防災システム (多段階放送鳴動方式)
	AT TOK 1-D Project (千葉県印西市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 大同生命広島ビル新築計画 (広島県広島市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 芝浦一丁目計画第Ⅰ期 (S 棟) 新築工事 <Phase Ⅱ> (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 本町四丁目プロジェクト (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
24	(仮称) 春日ビル建替計画 建物新築工事 (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	ジオタワー大阪十三 新築工事 (大阪府大阪市)	消火システム NN100-2M
	札幌駅南口北 4 西 3 地区第一種市街地再開 発事業 (北棟) (北海道札幌市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	札幌駅南口北 4 西 3 地区第一種市街地再開 発事業 (南棟) (北海道札幌市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再 開発事業施設建築物等新築工事 (兵庫県神戸市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 芝浦一丁目計画 第Ⅰ期 (S 棟) 新築工事 <Phase Ⅲ> (東京都港区)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 小舟町プロジェクト (東京都中央区)	消火システム NN100-2M
	エクイニクス・ジャパン (仮称) 彩都栗生 北ビル増築工事 (大阪府箕面市)	不活性ガス消火設備 (窒素) (AWN-120)
	神戸市役所本庁舎 2 号館再整備事業 (兵庫県神戸市)	緩衝帯を有する接続部の評価
	AT OSK1 Project (兵庫県尼崎市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) 茨木データセンター新築工事 (大阪府茨木市)	消火システム NN100-2M
	(仮称) セコム三鷹第4センター新築工事 (東京都三鷹市)	消火システム NN100-2M
	松江データセンターパーク システムモ ジュール棟建設工事 (島根県松江市)	消火システム NN100-2M

第3章 事業関連資料集

年度	防火対象物	評価内容
24	(仮称) 関西新センター A 棟建築工事 (奈良県生駒市)	消火システム NN100-2M
	浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業 (C 地区) (東京都港区)	発報表示装置による感知器発報放送の代替を用いた劇場を有する複合用途防火対象物の避難誘導システム
	京阪奈ビル増築工事 (京都府相楽郡精華町)	消火システム NN100-2M
	(仮称) Walk プロジェクト新築工事 (福岡県福岡市)	消火システム NN100-2M

(2025年03月末現在)

第2-8表 消防防災システム評価実施状況

1 年度別実績

年度	2002	2003	2004
件数	12	27	6
累計	237	264	270

※件数については、防火対象物ごとにカウントするため☆は件数に含めない。

2 個別対象

年度	防火対象物	評価内容
02	大宮鐘塚A地区第一種市街地再開発事業施設建築物 (埼玉県さいたま市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	広島大学霞団地 (広島県広島市)	大学キャンパスの総合消防防災システム
	万代島再開発事業 (新潟県新潟市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	川崎駅北口地区第3西街区再開発 (神奈川県川崎市)	テナント商業用途の防火対象物の総合消防防災システム
	ジョイフル本田千葉ニュータウン店 (千葉県印西市)	大規模商業施設の総合消防防災システム
	丸の内1丁目1街区開発計画A街区 (東京都千代田区)	複数の防災センターを設ける高層・大規模防火対象物の総合消防防災システム
	九州大学(元岡)研究教育棟Ⅱ・Ⅲ、実験研究棟(概要申請) (福岡県福岡市)	学校施設の総合消防防災システム (概要評価)
	(仮称)江東区越中島計画 (東京都江東区)	火災感知システム(火災フェイズ管理型防災システム)
	夕陽丘イクス (大阪府大阪市)	SPヘッド破損による放水時の水損軽減を考慮した緊急停止機能付共同住宅スプリンクラーシステム
	福岡市交通局地下鉄3号線 (福岡県福岡市)	複数回線に附置する非常電源としてのNAS電池システム
03	中部国際空港旅客ターミナルビル (愛知県常滑市)	大規模な国際航空旅客ターミナルの総合消防防災システム
	(仮称)イオン熱田 大同ショッピングセンター (愛知県名古屋市中区)	大規模商業施設の総合消防防災システム
	丸の内1丁目1街区開発計画B街区 (東京都千代田区)	複数の防災センターを設ける高層・大規模防火対象物の総合消防防災システム
	JR高槻駅北地区第一種市街地再開発事業 (大阪府高槻市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	札幌プリンスホテルニュータワー (北海道札幌市)	高層ホテルの総合消防防災システム
	ゆめタウン久留米 (福岡県久留米市)	大規模商業施設の総合消防防災システム
	シンボルタワー(仮称) (香川県高松市)	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	(仮称)ダイヤモンドシティ奈良橿原ショッピングセンター (奈良県奈良市)	大規模商業施設の総合消防防災システム
	大阪市交通局 (大阪府大阪市)	大規模な事務所ビルの総合消防防災システム
	(仮称)イオン香椎浜ショッピングセンター (福岡県福岡市)	大規模商業施設の総合消防防災システム

第3章 事業関連資料集

年度	防火対象物	評価内容
03	大阪駅前西地区ビル（ウエスト棟） （大阪府大阪市）	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業施設 （神奈川県川崎市）	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	（仮称）ダイヤモンドシティ広島ショッピングセンター （広島県安芸郡府中町）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	呉市海事博物館（仮称） （広島県呉市）	レドックスフロー電池非常電源兼用システム
	大阪大学「中之島センター」・「キャンパス・イノベーションセンター」 （大阪府大阪市）	レドックスフロー電池非常電源兼用システム
	新関電ビル（仮称） （大阪府大阪市）	レドックスフロー電池非常電源兼用システム
	（仮称）ダイヤモンドシティ五条ショッピングセンター （京都府京都市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	ProLogis Parc Osaka Project （大阪府大阪市）	7階建て、大規模なテナント倉庫の総合消防防災システム
	しもきた克雪ドーム（仮称） （青森県むつ市）	スポーツを中心とした多目的施設の総合消防防災システム
	佐賀市役所 （佐賀県佐賀市）	NAS電池非常電源兼用システム
	京都迎賓館（仮称） （京都府京都市）	迎賓施設における総合消防防災システム （環境監視システム、降下式誘導灯を含む）
	富士重工宮原ショッピングセンター （埼玉県さいたま市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	（仮称）イオン旭川西ショッピングセンター （北海道旭川市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	ゆめタウン光の森 （熊本県菊池郡菊陽町）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	（仮称）ダイヤモンドシティ福岡かすやショッピングセンター （福岡県糟屋郡粕屋町）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	キャノン（株）平塚事業所D棟 （神奈川県平塚市）	NAS電池非常電源兼用システム
	名駅四丁目7番地区再開発ビル （愛知県名古屋市）	始動用補助燃料装置を設けた都市ガス専焼ガスタービン非常用兼用発電設備
	大宮駅防災設備改良工事 （埼玉県さいたま市）	大規模防火対象物の総合消防防災システム
	鹿島OBPビル （大阪府大阪市）	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
04	岡山駅元町地区第二種市街地再開発事業 （第2工区）特定施設建築物 （岡山県岡山市）	高層、大規模防火対象物の総合消防防災システム
	（仮称）ダイヤモンドシティ堺北花田SC （大阪府堺市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	（仮称）くずはモール新店舗 （大阪府枚方市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	大宮スカイビル・大宮そごうパーキング館 （埼玉県さいたま市）	大規模商業施設の総合消防防災システム （消防用設備等一部改修計画）
	南船橋ビビットスクエア （千葉県船橋市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	（仮称）イオンさいたまショッピングセンター （埼玉県さいたま市）	大規模商業施設の総合消防防災システム
	☆名駅四丁目7番地区再開発ビル （愛知県名古屋市）（分離申請）	シネマ向け避難誘導システム（放送設備及び客席誘導灯）

（2004年07月末現在）（消防設備システム評価へ移行）

第2-9表 地下街防火・安全計画評定実施状況

1 年度別実績

年度	1996～2000	2001	2007	2009	2016
件数	9	1	1	1	1
累計	32	33	34	35	36

※件数については、防火対象物及び評価内容ごとにカウントする。

2 個別対象

年度	防火対象物名	評 定 概 要
96	長堀地下街（変更）	長堀地下街の防火・安全計画の一部変更に係る安全性の評定
	ホワイティうめだ地下街（接続）	ホワイティうめだと（仮称）阪急ファイブとの接続に係る防火・安全性について評定
	長堀地下街（変更）	長堀地下街の防火・安全計画の防火区画を一部拡大することに係る安全性について評定
	札幌駅南口広場地下街（概要）	札幌駅南口広場地下街の増改修に係る防火・安全性について評定
97	札幌駅南口広場地下街（詳細）	既存の札幌駅南口広場地下街を全面改修するとともに一部増築する計画に際しての防火・安全性について評価
	新天神地下街（仮称）（概要）	既設の天神地下街と接続して設置する地下街の防火・安全性の基本事項について評定
98	広島紙屋町地下街（仮称）（接続）	広島紙屋町地下街（仮称）とそごうビルとの接続に係る防火・安全性について評定
	新天神地下街（詳細）	前年度に概要評定を行った新天神地下街の防火・安全性について評定
99	広島紙屋町地下街（仮称）（変更）	3ヶ所の店舗において、耐火構造の壁による区画を200㎡を超えて最大312㎡までに一部拡大する変更計画に係る防火・安全性について評定
	札幌駅南口広場地下街（接続）	札幌駅南口広場地下街と札幌駅南口総合開発計画ビルとの接続に係る防火・安全性について評定
	広島紙屋町地下街（仮称）（接続）	広島紙屋町地下街（仮称）とデオデオ本店との接続に係る防火・安全性について評定
01	新天神地下街（接続）	新天神地下街とソラリアターミナルビル中央部との接続に係る防火・安全性について評定
07	広島紙屋町地下街（接続）	広島紙屋町地下街と（仮称）新広電ビルとの接続に係る防火・安全性について評定
09	博多駅新地下街（防煙区画）	北地下広場の防煙区画面積の拡大に係る防火・安全性について評定
16	広島紙屋町地下街（接続）	広島紙屋町地下街と（仮称）エディオン広島本館との接続に係る防火・安全性について評定

（注）01年度から「地下街防火・安全計画消防防災評定」

第2-10表 ガス系消火設備等評価実績（消火剤別）

年度 消火剤名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	累計
IG-541	1	1	4	2	1	0	3	4	2	0	4	5	2	1	308
窒素	41	38	27	43	28	26	38	32	23	24	31	33	40	32	1,226
IG-55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
HFC-227ea	2	2	5	4	2	5	2	2	1	1	2	1	3	2	172
HFC-23	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
FK-5-1-12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	45	42	37	49	31	31	43	38	26	25	37	39	45	35	1,808

(FK-5-1-12は2010年8月26日付けでハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として基準化された)

第2-11表 JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065) 認定取得状況

認定機関	取得状況	認定範囲	認定番号
RvA (オランダ)	ISO/IEC ガイド65 初回認定（8品目） 2000年1月26日	不活性ガス消火設備等の容器弁等 不活性ガス消火設備等の放出弁 不活性ガス消火設備等の選択弁 粉末消火設備等の定圧作動装置 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド ポンプを用いる加圧送水装置 火災通報装置 緊急通報装置	C324
	品目拡大（8→18品目） 2001年12月19日	不活性ガス消火設備等の音響警報装置 移動式の不活性ガス消火設備等のホース等 開放型散水ヘッド 加圧送水装置の制御盤 二次製品防火水槽 FRP製二次製品防火水槽 二次製品耐震性貯水槽 二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽 二次製品用耐震性貯水槽地上設置型 FRP製二次製品耐震性貯水槽 の追加	
	品目拡大（18→22品目） 2010年12月21日	屋内消火栓及び連結送水管の放水口 合成樹脂製の管及び管継手 不活性ガス消火設備等の制御盤 パッケージ型消火設備 の追加	
	ISO/IEC 17065へ移行 2015年3月11日	上記22品目 の移行	
	認定返納 2020年2月1日		
JAB (日本)	JIS Q 17065 初回認定（22→23品目） 2019年12月9日	二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型 の追加	P0190

※自国の認定機関からRvAと同じ認定範囲で取得するようRvAより指導があり、認定機関を日本適合性認定協会（JAB）に切り替えた。

第2-12表 住宅防火対策推進事業実施状況

事業項目	事業の概要
住宅防火推奨マークの使用認定	住宅用防災機器等に貼付する「住宅防火安心マーク」使用認定を行った（現有認定型式数は、24型式）。

第2-13表 住宅用防災機器等推奨状況

品 目		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024		現有 認定 型式数
		新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	新規	更新	
防災機器関係	住宅用火災警報器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用火災・ガス漏れ警報器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用自動火災報知設備	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用消火器	4	13	3	9	0	8	2	4	3	8	2	2	1	8	1	3	0	8	2	3	0	7	12
	エアゾール式簡易消火具	3	0	1	0	0	3	0	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用自動消火装置	0	5	0	3	0	2	0	3	0	2	2	2	0	2	1	2	1	1	0	3	0	1	4
	住宅用スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定型消火機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天ぷら油消火用簡易装置	0	3	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1
小 計		7	22	4	13	0	14	2	9	3	13	5	6	1	11	2	6	1	9	2	7	0	8	17
防災関係	寝具類	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	3
	衣服類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カーテン・布製ブラインド	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
	じゅうたん等	0	2	1	0	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	0	1	0	2	3
小 計		0	4	0	2	0	4	0	4	0	4	0	3	0	4	0	3	0	4	0	3	0	4	7
合 計		7	26	7	15	0	18	2	13	3	17	5	9	1	15	2	9	1	13	2	10	0	12	24

(注) 2025年3月末現在（現有認定型式数は、失効したものを除いた数）

第2-14表 住宅用防災機器等の推奨マーク使用状況

品 目		2014		2015		2016		2017		2018		2019		2020		2021		2022		2023		2024	
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
感知・通報・警報関係	住宅用火災警報器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用火災・ガス漏れ警報器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用自動火災報知設備	0	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅用消火器	190,006	308,361	324,015	274,212	259,751	222,152	257,985	241,704	253,440	246,618	261,285	190,006	308,361	324,015	274,212	259,751	222,152	257,985	241,704	253,440	246,618	261,285
	エアゾール式簡易消火具	243,218	169,539	280,888	210,928	262,473	35,869	0	0	0	0	0	243,218	169,539	280,888	210,928	262,473	35,869	0	0	0	0	0
	住宅用自動消火装置	1,058	1,297	945	881	1,214	1,830	2,819	8,185	9,465	13,030	14,420	1,058	1,297	945	881	1,214	1,830	2,819	8,185	9,465	13,030	14,420
	住宅用スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定型消火機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天ぷら油消火用簡易装置	1,376	1,300	688	1,335	773	512	239	816	560	790	620	1,376	1,300	688	1,335	773	512	239	816	560	790	620
小 計		435,658	480,647	606,536	487,356	524,211	260,363	261,043	250,705	263,465	260,438	276,325	435,658	480,647	606,536	487,356	524,211	260,363	261,043	250,705	263,465	260,438	276,325
防災関係	寝具類	26,740	30,500	36,000	25,000	25,000	21,492	26,430	12,100	33,700	13,200	10,000	26,740	30,500	36,000	25,000	25,000	21,492	26,430	12,100	33,700	13,200	10,000
	衣服類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カーテン・布製ブラインド	2,300	3,800	3,100	600	300	500	500	600	0	500	0	2,300	3,800	3,100	600	300	500	500	600	0	500	0
	じゅうたん等	750	1,200	1,200	600	450	2,400	1,350	1,530	1,750	74	1,009	750	1,200	1,200	600	450	2,400	1,350	1,530	1,750	74	1,009
小 計		29,790	35,500	40,300	26,200	25,750	24,392	28,280	14,230	35,450	13,774	11,009	29,790	35,500	40,300	26,200	25,750	24,392	28,280	14,230	35,450	13,774	11,009
合 計		465,448	516,147	646,836	513,556	549,961	284,755	289,323	264,935	298,915	274,212	287,334	465,448	516,147	646,836	513,556	549,961	284,755	289,323	264,935	298,915	274,212	287,334

(注) 2025年3月末現在

第2-15表 消防防災製品等推奨事業実施状況

事業項目	事業の概要
消防防災製品等推奨マークの使用認定	消防防災製品等に貼付する「消防防災製品等推奨マーク」使用認定を行った(現有認定製品数は、32製品)。

第2-16表 消防防災製品等推奨状況

年度 分類	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	現有認定 型式数
消防設備等	0	2	1	1	0	0	0	1	1	2	0	9
情報通信等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
出火防止対策	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	4
防災対策	3	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
感震ブレーカー等	0	2	2	3	0	1	1	1	1	3	1	14
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
合 計	5	5	4	6	0	3	2	3	2	6	1	32

(注) 2025年3月末現在(現有認定型式数は、失効したものを除いた数)

第2-17表 消防防災製品等の推奨マーク使用状況

年度 分類	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
消防設備等	1,964	2,235	10,546	13,948	9,481	36,083	162,641	313,790	374,301	340,831	432,128
情報通信等	0	6	0	16	15	35	79	35	24	40	12
出火防止対策	10,000	93,038	89,604	112,163	119,273	135,727	104,444	116,295	100,265	99,616	107,096
防災対策	109,087	151,574	61,325	44,255	6,539	4,065	2,352	7,719	1,902	1,913	586
感震ブレーカー等	0	153,855	134,298	151,856	69,869	77,458	37,572	41,137	33,512	128,212	120,930
その他	6	6	3	3	0	0	50	260	0	0	0
合 計	121,057	400,714	295,776	322,241	205,177	253,368	307,138	479,236	510,004	570,612	660,752

(注) 2025年3月末現在

3 消防防災情報通信システム等の調査・設計

第3－1表 市町村防災行政無線システムに係る調査・設計・監理業務の受託状況

1 受託件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2024
件数	16	11	5	5	3	4	2	0
累計	914	925	930	935	938	942	944	944

2 団体名

年度	市 町 村 名
14	(岩手) 一関市 (4件) (埼玉) 春日部市 ふじみ野市 (山形) 山形市 鶴岡市 (兵庫) 川西市 赤穂市 養父市 (2件) (長野) 松本市 (愛媛) 今治市 (奈良) 五條市 (島根) 出雲市 計16市町村 (16市)
15	(兵庫) 赤穂市 川西市 養父市 (2件) (岩手) 一関市 (福島) 郡山市 (山形) 鶴岡市 (滋賀) 長浜市 (東京) 豊島区 (埼玉) 春日部市 (島根) 出雲市 計11 市区町村 (10市、1区)
16	(埼玉) 春日部市 久喜市 (大阪) 貝塚市 (兵庫) 養父市 (島根) 出雲市 計5市町村 (5市)
17	(大阪) 大阪市 貝塚市 (兵庫) 西宮市 (埼玉) 久喜市 (島根) 出雲市 計5市町村 (5市)
18	(兵庫県) 西宮市 (埼玉) 久喜市 越生町 計3市町村 (2市1町)
19	(埼玉) 久喜市 越生町 (大阪) 堺市 (岡山) 瀬戸内市 計4市町村 (3市、1町)
20	(埼玉) 越生町 (岡山) 瀬戸内市 計2市町村 (1市1町)

第3－2表 市町村防災情報センター設計等業務受託状況

年度	市 町 村 名
95	(東京) 北区 計1件 (1区)
96	(東京) 北区 計1件 (1区)
03	(愛媛) 松山市 計1件 (1市)
04	(愛媛) 松山市 (兵庫) 姫路市 計2件 (2市)

第3-3表 高機能消防指令センターの調査・設計・監理業務の受託状況

1 受託件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2024
件数	21	15	6	5	5	6	7	4	1	0
累計	421	436	442	447	452	458	465	469	470	470

2 団体名

年度	事業	委託機関
14	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備工事施工監理	諏訪広域連合
	消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る施工監理業務	太田市
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備工事監理業務	弘前地区消防事務組合
	高機能消防指令センター総合整備事業施工監理業務委託	鳥栖・三養基地区消防事務組合
	津市消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備工事監理業務委託	津市
	小山市消防署絹分遣所通信機器実施設計業務	小山市
	姫路市消防情報通信指令設備製造及び施工管理業務委託	姫路市
	通信指令設備実施設計業務委託	赤穂市
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター実施設計業務委託	松原市
	高機能消防通信指令システム実施設計業務	長門市
	通信指令システム整備工事及びデジタル無線機整備工事施工監理業務委託	三島市
	消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センター整備工事監理業務委託	下松市
	消防指令システム改修工事監理業務委託	周南市
	高機能消防指令装置更新整備工事 工事監理業務委託	上田地域広域連合
15	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備工事施工監理業務委託	埼玉東部消防組合
	高機能消防指令施設整備事業施工監理業務委託	十和田地域広域事務組合
	岩手県央消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備整備工事施工監理業務委託	盛岡地区広域消防組合
	緊急消防指令システム実施設計業務委託	益田地区広域市町村圏事務組合
	消防救急デジタル無線及び指令システム整備工事施工監理業務	山鹿植木広域行政事務組合
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター監理業務委託	松原市
	高機能消防指令システム整備及びネットワークシステム整備に伴う監理に関する業務	鳥取県西部広域行政管理組合
	消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る施工監理業務	太田市
15	通信指令システム整備工事及びデジタル無線機整備工事施工監理業務委託	三島市
	消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センター整備工事監理業務委託	下松市

年度	事業	委託機関
15	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備工事監理業務 高機能消防指令施設整備事業施工監理業務委託 岩手県央消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備整備工事施工監理業務委託 消防救急デジタル無線及び指令システム整備工事施工監理業務 姫路市消防情報通信指令設備製造及び設置等業務の施工管理業務委託 消防緊急通信指令システム整備施工監理業務委託 高機能指令センター基本設計業務委託 高機能消防通信指令システム実施設計業務委託 消防行政統合システム基本設計業務 消防・救急デジタル無線設備及び高機能消防指令システム整備工事監理業務委託 長門市消防本部 高機能消防通信指令装置整備工事監理業務 小山市消防署絹分遣所通信機器整備監理業務委託	弘前地区消防事務組合 十和田地域広域事務組合 盛岡地区広域消防組合 山鹿植木広域行政事務組合 姫路市 倉敷市 杵藤地区広域市町村圏組合 八幡市 堺市 津久見市 長門市 小山市
16	高機能指令センター実施設計業務委託 山口市消防用高所監視装置整備事業実施設計業務 山口市消防用高所監視装置整備工事に伴う施工監理業務委託 高機能消防通信指令システム整備管理業務委託 高機能消防指令システム整備事業監理業務委託 長門市消防本部高機能消防通信指令装置整備工事監理業務	杵藤地区広域市町村圏組合 山口市 山口市 八幡市 甲賀広域行政組合 長門市
17	石狩振興局管内消防指令共同運用基礎調査業務 消防指令センターの共同運用に関する基本構想調査業務委託 指令システム部分更新支援業務委託 消防指令システム部分更新支援業務 高機能消防指令システム整備事業監理業務委託	札幌市 神奈川県 八戸地域広域市町村圏事務組合 千歳市 甲賀広域行政組合
18	指令台部分更改見積額分析評価業務委託 高機能消防指令センター実施設計業務委託 かながわ消防初動対応力強化システム「Kアラート（仮称）」連携データ等設計等業務委託 一関市消防本部高機能消防指令センター基礎調査等業務 新高機能消防指令システム実施設計業務	藤沢市 長崎市 神奈川県 一関市 大津市
19	指令システム部分更新に係る分析評価業務委託 高機能消防指令センター中間改修工事設計業務 高機能消防指令センター部分更新に係る分析評価業務委託 消防指令システム等部分更新に係る分析評価業務委託 山口県央連携都市圏域共同運用高機能消防指令システム整備に係る整備経費等算出業務 備中地区6消防本部消防通信指令業務の共同運用に係る基本計画作成調査等業務委託	菊池広域連合 埼玉東部消防組合 津市 諏訪広域連合 山口市 倉敷市

年度	事業	委託機関
20	通信指令装置部分更新工事施工監理業務委託 指令システム機能評価に係る調査業務委託 札幌圏消防通信指令共同運用基本設計業務 高機能消防指令センター中間更新工事施工監理業務 高機能消防指令センター等中間更新評価分析等業務委託 消防指令部分更新に係る分析評価業務委託 消防指令システム中間更新分析評価業務	春日部市 南信州広域連合 札幌市 埼玉東部消防組合 太田市 駿東伊豆消防組合 弘前地区消防事務組合
21	札幌圏消防通信指令共同運用実施設計業務 高機能消防指令センター部分更新・保守契約に係る分析評価業務委託 高機能消防指令システム部分更新分析評価業務委託 消防救急デジタル無線及び消防指令台設備の保守管理費用算定等支援業務委託	札幌市 可茂消防事務組合 富士山南東消防組合 八丈町
22	AVM装置の更新に伴う分析評価業務委託	駿東伊豆消防組合

第3-4表 都道府県防災行政無線システム等の調査・設計・監理業務の受託状況

1 受託件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2022	2024
件数	6	7	4	3	2	1	2	1	0
累計	124	131	135	138	140	141	143	144	144

2 団体名

年度	事業	委託機関
14	長崎県防災行政無線高度再整備事業基本設計業務委託 山形県防災行政通信ネットワーク再整備実施設計業務委託 埼玉県衛星系防災行政無線再整備工事監理業務委託 富山県防災行政無線再整備実施設計業務委託 次期総合防災情報システム整備工事施工監理業務委託 三重県防災ヘリコプター無線通信設備設計業務委託	長崎県 山形県 埼玉県 富山県 秋田県 三重県
15	富山県防災行政無線再整備実施設計業務委託 三重県防災ヘリコプター無線通信設備設計業務委託 山口県防災行政無線更新整備事業実施設計業務 山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事監理業務委託 広域防災拠点防災行政無線整備実施設計委託 埼玉県衛星系防災行政無線市町村局ほか再整備工事施工監理業務委託 富山県防災行政無線再整備工事監理業務	富山県 三重県 山口県 山形県 大分県 埼玉県 富山県
16	ヘリコプターテレビ電送システム地上設備更新工事実施設計委託 富山県防災行政無線再整備工事監理業務 衛星系防災行政無線市町村・消防ほか再整備工事監理業務委託 三重県防災ヘリコプター無線通信設備工事監理業務委託	大分県 富山県 埼玉県 三重県
17	震度情報ネットワークシステム更新整備工事施工監理業務委託 三重県防災ヘリコプター無線通信設備工事監理業務委託 ヘリコプターテレビ電送システム実施設計業務委託	秋田県 三重県 東京消防庁
18	埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事監理業務委託 さいたま市民医療センター地上系・衛星系防災行政無線設備実施設計業務委託	埼玉県 埼玉県
19	埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事監理業務委託	埼玉県
20	埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事監理業務委託 和歌山県総合防災情報システム（衛星系、映像系その他付帯設備）調査及び設計業務委託	埼玉県 和歌山県
22	大分県防災情報通信システム更新実施計画策定業務委託	大分県

第3-5表 消防救急デジタル無線等の広域化・共同化等の調査・設計・監理業務の受託状況

1 受託件数

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2024
件数	28	13	1	1	1	2	1	0
累計	154	167	168	169	170	172	173	173

2 団体名

年度	事業	委託機関
14	消防救急無線デジタル化整備工事に伴う施工監理業務委託	京都中部広域消防組合
	無線装置（基地局用送受信機本体）ほか8点の製造監理業務委託	東京消防庁
	消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る施工監理業務	太田市
	津市消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備工事監理業務委託	津市
	消防救急無線デジタル化整備事業施工監理業務	京丹後市
	消防救急デジタル無線整備工事監理業務	貝塚市
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター実施設計業務委託	松原市
	消防救急デジタル無線整備工事監理業務	富山県東部消防組合
	高機能消防指令システム整備及びネットワークシステム整備に伴う監理に関する業務	鳥取県西部広域行政管理組合
	尾道市・三原市消防救急デジタル無線共同整備工事監理業務	尾道市・三原市
	消防救急無線デジタル化整備事業施工監理業務委託	豊岡市
	消防救急無線デジタル化整備事業港基地局実施設計業務委託	豊岡市
	消防救急デジタル無線整備工事監理業務委託	男鹿地区消防一部事務組合
	消防救急デジタル無線整備工事監理業務委託	射水市
	消防救急デジタル無線整備工事施工監理業務委託	三条市
	通信指令システム整備工事及びデジタル無線機整備工事施工監理業務委託	三島市
	消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センター整備工事監理業務委託	下松市
	消防救急デジタル無線設備工事監理業務委託	竹田市
	高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備工事施工監理業務委託	埼玉東部消防組合
	消防救急デジタル無線施設整備事業（3消防本部分）施工監理業務委託	十和田地域広域事務組合
	消防救急デジタル無線施設整備事業（北部上北広域事務組合分）施工監理業務委託	十和田地域広域事務組合
	菊池広域連合消防本部消防・救急無線デジタル化整備工事施工監理業務委託	菊池広域連合
	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備工事監理業務	弘前地区消防事務組合
	岩手県央消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備整備工事施工監理業務委託	盛岡地区広域消防組合
	消防救急無線デジタル化整備事業監理業務委託	御殿場市・小山町広域行政組合
	無線機（卓上用）の製造監理業務委託	東京消防庁

年度	事業	委託機関
14	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター監理業務委託 消防救急デジタル無線及び指令システム整備工事施工監理業務	松原市 山鹿植木広域行政事務組合
15	消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター整備工事に係る施工監理業務 消防救急デジタル無線整備工事監理業務委託 通信指令システム整備工事及びデジタル無線整備工事施工監理業務委託 消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センター整備工事監理業務委託 尾道市・三原市消防救急デジタル無線共同整備工事監理業務 消防救急無線デジタル化整備事業施工監理業務委託 菊池広域連合消防本部消防・救急無線デジタル化整備工事施工監理業務委託 消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター総合整備工事監理業務 岩手県央消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備整備工事施工監理業務委託 消防救急無線デジタル化整備事業監理業務委託 消防救急デジタル無線及び指令システム整備工事施工監理業務 消防・救急デジタル無線及び指令システム整備工事施工監理業務 無線機（卓上用）の製造監理業務委託	太田市 射水市 三島市 下松市 尾道市・三原市 豊岡市 菊池広域連合 弘前地区消防事務組合 盛岡地区広域消防組合 御殿場市・小山町広域行政組合 山鹿植木広域行政事務組合 津久見市 東京消防庁
16	消防救急デジタル無線（TDMA 方式）実施設計業務委託	東京消防庁
17	消防救急デジタル無線（TDMA 方式）設備の更新に係る業務支援委託	東京消防庁
18	消防救急デジタル無線（TDMA 方式）設備の更新に係る業務支援委託	東京消防庁
19	消防救急デジタル無線（TDMA 方式）設備の更新に係る業務支援委託 消防救急無線基地局整備工事実施設計業務委託	東京消防庁 大分県
20	多重無線システム改修外実施設計業務委託	周南市

第3-6表 保守委託に関する分析評価支援業務の受託状況

1 受託件数

年度		2015	2016	2017	2018	2021	2024
件数		1	6	2	1	1	0
累計		1	7	9	10	11	11

2 団体名

年度	事業	委託機関
15	高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム保守管理仕様書作成支援業務	埼玉東部消防組合
16	岩手県央消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備保守委託費用算定業務委託 上十三地域4消防本部消防通信指令事務協議会高機能消防指令施設及び消防救急デジタル無線施設保守点検等積算内容審査業務委託 消防救急デジタル無線設備及び高機能消防指令センター保守管理支援業務委託 消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター保守委託算定・仕様書策定業務 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム保守業務の分析評価支援業務 無線設備保守業務委託仕様書策定の支援業務委託	盛岡地区広域消防組合 十和田地域広域事務組合 太田市 弘前地区消防事務組合 奈良県広域消防組合 八戸地域広域市町村圏事務組合
17	消防救急デジタル無線（活動波）システム及び情報指令システム保守業務に関する分析評価業務委託 高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線保守分析評価支援業務委託	鈴鹿市 長野市
18	消防救急無線・通信指令台保守点検に係るコンサルティング業務委託	岳北広域行政組合
21	消防救急デジタル無線及び消防指令台設備の保守管理費用算定等支援業務委託	八丈町

第3-7表 建設関係建設コンサルタントの調査・設計・監理業務の受託状況

1 受託件数

年度	2014	2015	2016	2017	2019	2020	2024
件数	4	2	1	1	1	2	0
累計	4	6	7	8	9	11	11

2 団体名

年度	事業	委託機関
14	山形市防災行政無線（移動系）及び消防救急無線デジタル整備工事監理業務委託 消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備工事施工監理業務委託 消防救急デジタル無線鉄塔建設工事監理業務委託 八戸広域消防救急無線デジタル化整備工事監理業務委託	山形市 諏訪広域連合 埼玉西部消防組合 八戸地域広域市町村圏事務組合
15	消防救急デジタル無線施設整備事業（3消防本部分）施工監理業務委託 八戸広域消防救急無線デジタル化整備工事監理業務委託	十和田地域広域事務組合 八戸地域広域市町村圏事務組合
16	山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事監理業務委託	山形県
17	山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事監理業務委託	山形県
19	消防救急無線基地局整備工事実施設計業務委託	大分県
20	和歌山県総合防災情報システム（衛星系、映像系その他付帯設備）調査及び設計業務委託 消防救急無線基地局整備工事実施設計業務委託	和歌山県 周南市

第3－8表 消防庁防災無線通信設備設計等受託状況

年度	事業	委託機関
96～97	消防大学校地上系通信施設及び防災研修室映像音響設備等建築工事实施設計・監理業務	消防庁
98	消防防災活動用広域地図検索システムの検討・開発	消防庁
98～99	消防大学校大規模災害等対応訓練室マルチメディア設備設計業務	消防庁
99	消防・救急無線デジタル実験機の詳細検討及び仕様書等の作成	消防庁
99～00	消防大学校大規模災害等対応訓練室マルチメディア設備工事施工監理業務	消防庁
00	広域応援支援システムの整備・拡充 消防・救急無線デジタル化検討フィールド実験 緊急支援情報システムの検討 緊急消防援助隊動態情報システムの整備 携帯電話を用いた119番通報における位置特定技術及び発信者番号表示技術の検討	消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
01	消防大学遠隔教育モデル事業（地上系）の仕様書等の作成・通信機器設置及び撤去施工監理業務 災害時における119番通報の集中状況を把握する仕組みの検討 地下街等の無線通信補助設備に係る実験 緊急消防援助隊動態情報システムに関する実証実験業務 防災行政無線高機能化検討アンケート調査等の実施・報告書作成 携帯電話からの119番通報を各消防本部で受信するための直接接続システムの研究調査及びPHS位置特定精度検証実験	消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
02	緊急消防援助隊指揮支援システムの開発に関わる業務支援 緊急消防援助隊動態情報システム可搬型車載端末の整備に関わる業務支援 消防・救急無線デジタル化の検討 携帯電話からの119番通報を管轄消防本部で受信するための直接受信システムの導入に係る消防緊急通信指令施設の改造等に関する調査検討 総務省・消防庁 消防防災・危機管理センター（仮称）の機能設計業務委託	消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
03	消防救急デジタル無線の標準設計 防災情報多重通報システムの検討委託 消防救急デジタル無線（TDMA方式）の基本性能調査実験 危機管理情報等秘匿通信システム検討委託	消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
04	消防救急無線の広域化・共同化の推進検討に関する事業 災害時要援護者に対応した緊急通報のあり方に関する検討 緊急地震速報の消防分野における検討委託	消防庁 消防庁 消防庁
05	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の実証実験の実施 都市部における消防本部のデジタル無線共同整備・共同運用の検討 消防救急無線（SCPC方式）共通仕様書検討 消防防災関係通信に関する懇談会	消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
06	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の自動起動装置ソフトウェアの改修事業 消防救急デジタル無線の広域共同整備に関する調査研究事業	消防庁 消防庁

06	消防救急デジタル無線の電波伝搬特性等に関する調査研究委託 防災行政無線（同報系）の整備に関する啓発資料作成	消防庁 消防庁
07	消防救急デジタル無線の共通仕様に関する調査研究 消防車両動態システムの高度化に関する調査研究 総務省消防庁における消防機関の緊急通報受信箇所に関する調査 消防救急デジタル無線の共同整備に関する調査研究 全国瞬時警報システム（J-ALERT）関連機器のソフトウェアの改修について 消防救急デジタル無線機器の相互接続性に関する調査研究	消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁 消防庁
08	消防救急デジタル無線の整備に関するアドバイザー派遣業務 無線通信補助設備の消防救急デジタル化対応に関する調査研究業務	消防庁 消防庁
09	消防救急デジタル無線の整備に関するアドバイザー派遣業務 消防救急デジタル無線システム実証試験に係る実施設計書策定業務（鳥取県西部広域）	消防庁 消防庁
14	消防防災・危機管理センター機器移設に伴う機能設計業務	消防庁
16	平成28年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣支援及び調査業務の請負	消防庁
17	平成29年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣支援及び調査業務の請負 消防救急無線と消防指令システムとの間の接続に関する調査研究（総合評価方式）	消防庁 消防庁
18	平成30年度災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣支援及び調査業務の請負	消防庁

第3－9表 その他の消防施設設計等受託状況

1 受託件数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2024
件数	1	2	2	2	1	0
累計	1	3	5	7	8	8

2 団体名

年度	事業	委託機関
03	訓練塔システムほか再構築調査業務	東京消防庁
04	伝送路調査等業務 城山ダム水防無線（260MHz帯）エリア調査	神奈川県内広域水道 企業団 神奈川県水道企業庁
05	ヘリコプターテレビシステム整備工事設計 ヘリコプターテレビシステム整備工事監理業務	埼玉県警察本部 埼玉県警察本部
06	千葉県防災行政無線（千葉県水道局分）実施設計業務委託 400MHz帯固定系無線局のデジタル化設計業務委託	千葉県水道局 神奈川県内広域水道 企業団
07	供給点（260MHz帯防災無線システム）回線調査及び設計業務	神奈川県内広域水道 企業団

4 国際協力

第4-1表 国際協力コンサルタント業務実施状況

年度	援助対象国／都市名／案件名	供 与 機 材				事業費 百万円	備 考
91	中国（第Ⅰ期）／北京 消防機材整備計画（車両）	はしご車	4台	救助工作車	4台	1,239	91基本設計調査
		水槽車	6台	高発砲排煙車	2台		92設計監理
		重化学車	6台	通信指揮車	6台		
		電源照明車	3台				
92	中国（第Ⅱ期）／北京 消防機材整備計画（通信）	自動出動指定装置	1式	気象情報表示盤	1式	1,246	91基本設計調査
		指令台	4台	指令端末装置	26台		92設計監理
		指揮台	1台	地図等検索装置	1式		
		非常用指令装置	1台	地図情報管理装置	1台		
		車両運用表示盤	1式	無線ファックス	7台		
	パキスタン／イスラマバード 消防機材整備計画	はしご車	1台	指揮車	1台	520	91基本設計調査
		水槽車	11台	機材搬送車	1台		92設計監理
		救助工作車	1台	救助資機材	1式		
	グアテマラ／グアテマラほか 自治消防団機材整備計画	救急車	27台	救助工作車	1台	597	91基本設計調査
		水槽車	19台	スノーケル車	1台		92設計監理
		化学車	1台	救助資機材	1式		
94	エジプト（第Ⅱ期）／ギザ ギザ県消防機材整備計画	はしご車	1台	化学車（小型）	15台	901	93基本設計調査
		スノーケル車	1台	空気呼吸器	58台		93設計監理
		救助工作車	1台	消防通信装置	1式		
		化学車（中型）	12台				
95	シリア／ダマスカス 消防機材整備計画	はしご車	1台	多目的消防車	8台	703	94基本設計調査
		化学車（大型）	8台				94設計監理
97	パレスチナ／ガザ地域 ガザ地域消防機材整備計画	水槽付消防車	4台	小型水槽付消防車	1台	311	96基本設計調査
		化学車	3台	無線システム	1式		97設計監理
		救助工作車	3台	他			
98	ヨルダン／アンマン 消防機材整備計画	化学車	12台	救急車	11台	667	97基本設計調査
		先行消防車	8台	水槽車	6台		98設計監理
01	モンゴル／ウランバートル 消防機材及び維持修繕作業施設改善計画	水槽付消防車	8台	防火服セット	98式	739	01基本設計調査
		タンク車	6台	背負式簡易消火器具	66台		02設計監理
		化学車	1台	無線システム	1式		
		はしご車	1台	メンテナンス機材	1式		
		照明電源車	1台	他			
03	エジプト／アスワン・紅海・南シナイ 消防車両整備計画	化学車（中型）	27台	車載無線機	18台	746	03基本設計調査
		防火服セット	108式				04設計監理
		空気呼吸器	54台				
04	ヨルダン／南部4県・北部4県 消防救急機材整備計画	消防ポンプ車	14台	先行消防車	15台	973	04基本設計調査
		救助車	2台	梯子車	1台		05設計監理
		救急車	13台				
05	ホンジュラス／テグシガルパほか 消防機材拡充計画	先行消防車	11台	維持管理指導車	1台	814	05基本設計調査
		タンク車	16台	消防署用無線機	4台		06-07設計監理
		空中作業車	2台				
07	アルメニア／エレバン 消防機材整備計画	水槽付消防車	26台			881	07-08基本設計調査
		はしご車	2台				09-10設計監理

※備考欄の数字は暦年を表す。

第3章 事業関連資料集

年度	援助対象国／都市名／案件名	供 与 機 材				事業費 百万円	備 考
10	モンゴル／ウランバートル 消火技術及び消防機材改善計画	水槽付消防車	8台	はしご車	2台	843	10-11協力準備調査
		水槽車	8台	照明救助車	3台		12-13調達監理
		化学車	1台				
11	ジブチ／ジブチ市 消防・救急機材改善計画	10000L水槽車	4台	はしご車	2台	736	11-12協力準備調査
		3500Lポンプ車	4台	救急車	4台		12-14調達監理
		1300Lポンプ車	3台	救助車	2台		
		大型化学車	1台	消防機材搬送車	4台		
		普通化学車	2台				
16	ベトナム国／紅河デルタ地域10省市 ベトナム国 消防・救助能力強化事業（有償）	円借款による事業が計画されているが未完了				予定 17,800	16-18協力準備調査 20 資料作成業務 24 資料作成業務2

(注) 87～90年度にバングラデシュ／ダッカ空港・スーダン／ハルツーム空港・パプアニューギニア／ラバウル、ポートモレスビーほか・ホンジュラス／テグシガルバほか・エジプト／カイロ・ラオス／ビエンチャン・インド／デリー、マドラス、ナグプール・インドネシアでも実施している。

第4-2表 開発途上国援助事業実施状況

年度	援助対象国名／都市名	援 助 窓 口 ／ 協 力 機 関	主 な 供 与 機 材
91	ネパール／バラトゥプール	Kathmandu, Jaycees	水槽付消防車 1台 消防機材
92	スリランカ／コロンボ	Rotary Club of Colombo Mid-City	水槽付消防車 1台 消防機材
93	同上	同上	水槽付消防車 1台 消防機材
94	ベトナム／ホーチミン	Women's Charity Association of Ho Chi Minh City	水槽付消防車 1台 機材搬送車 1台 消防機材・救助機材・救急機材
95	カンボジア／プノンペン	The Human Rights and Community Outreach Projects of Cambodia	水槽付消防車 1台 機材搬送車 1台 消防機材
96	ラオス／ルアンパバン	The Young Group Revolution Lao	水槽付消防車 1台 消防機材
97	モンゴル／ウランバートル	Ulaanbaatar Lions Club	機材搬送車 1台 消防機材
98	ベトナム／ホーチミン	Women's Charity Association of Ho Chi Ming City	技術指導（応急救護技術、初期消火技術） 消防機材・救急機材
99	モンゴル／ウランバートル	Ulaanbaatar Lions Club 東京消防庁 京都市消防局	技術指導（応急救護技術、初期消火技術） 水槽付消防車 1台 救助機材・救急機材
00	インドネシア／ワイカンバス国立公園	Way Kambas National Park Office	技術指導（初期消火技術） 消防機材
01	モンゴル／ウランバートル	Ulaanbaatar Fire Fighting Section 船橋市消防局（職員派遣） 堺市高石市消防本部（消防車提供）	技術指導（消火技術、救助技術、応急救護技術） 水槽付消防車 1台 消防機材・救助機材・救急機材
02	タンザニア／ダルエスサラーム	Dar es Salaam City Council 堺市高石市消防本部（職員派遣）	技術指導（消火技術、救助技術、応急救護技術） 消防機材・救助機材・救急機材
03	マダガスカル／マジュンガ	Mahajanga City Government 相模原市消防本部（職員派遣） 水戸市消防本部（消防車提供）	技術指導（消火技術、救助技術、応急救護技術） 水槽付消防車 1台 消防機材・救助機材・救急機材
04	スリランカ／コロンボ	Colombo Fire Brigade 横須賀市消防局（職員派遣） 川崎市消防局（消防車提供）	技術指導（消火技術、救助技術、応急救護技術） 水槽付消防車 1台 消防機材・救助機材・救急機材
05	カンボジア／プノンペン	Municipality of Phnom Penh 相模原市消防本部（職員派遣） 相模原市消防本部（消防車提供）	技術指導（消火技術、救助技術） 水槽付消防車 1台 機材搬送車 1台 消防機材・救助機材・救急機材
09	ベトナム／ハノイ	Vietnam Handicraft Research and Promotion Center 東京消防庁、千葉市消防局（職員派遣）	技術指導（初期消火技術、応急救護技術、火災予防技術） 消防機材・救急機材

第4-3表 開発途上国消防事情調査実施状況

年度	受 託 調 査		自 主 調 査	
	国名	都市名	国名	都市名
92	バングラデシュ	ダッカ		
	エジプト	カイロ		
	ベトナム	ハノイ ホーチミン		
	ラオス	ビエンチャン		
93	インド	カルカッタ ハイデラバード	エジプト	カイロ
		ボンベイ ニュー・デリー	ベトナム	ホーチミン
	グアテマラ	グアテマラ・シティ	タイ	バンコク
	ホンジュラス	テグシガルバ		
94	中国	西安	シリア	ダマスカス
	インドネシア	ジャカルタ ウジュンパンダン	カンボジア	プノンペン
		パレンバン デンパサール	タイ	バンコク
	モロッコ	ラバト カサブランカ		
95	セネガル	ダカール		
	フィリピン	マニラ		
	ヨルダン	アンマン		
	ペルー	リマ カジャオ		
96	モンゴル	ウランバートル		
	ジブチ	ジブチ		
	パキスタン	イスラマバード ラホール		
97	中国	昆明		
	マダガスカル	アンタナナリボ		
	エジプト	ギザ アレキサンドリア		
98	カザフスタン	アルマティ アスタナ		
	カンボジア	プノンペン シェムリアプ		
99	マレーシア	クアラルンプール	フィリピン	マニラ
	タンザニア	ダルエスサラーム		
00	ラオス	ビエンチャン ルアンパパン		
	ベトナム	ハノイ ホーチミン		
01			フィリピン	マニラ
02			モンゴル	ウランバートル他
03			フィリピン	マニラ
04			エジプト	アスワン カイロ他
05			ヨルダン	アンマン アカバ イルビッド他
			ホンジュラス	テグシガルバ他
			ベトナム	ハノイ ホーチミン
			ラオス	ビエンチャン
06			カンボジア	プノンペン
			ベトナム	ハノイ ホーチミン
			インドネシア	ジャカルタ バントゥール
07			アルメニア	エレバン他
			キルギス	ビシュケク他
			ベトナム	ハノイ
08			ベトナム	ハノイ
09			ラオス	ビエンチャン・ルアンパパン
10			モンゴル	ウランバートル
11			ジブチ	ジブチ
15	ベトナム	ハノイ、ハイフォン他5省		
16	ベトナム	ハノイ、ハイフォン他8省		
17	ベトナム	ハノイ、ハイフォン他8省		
19			モルドバ	キシナウ、バルツイ他
20	ベトナム	ハノイ他		
24	ベトナム	ハノイ他		

(注) 受託調査は1997年度までは消防庁から、1998年度以降はJICAからの受託である。また2001年度からはプロジェクト形成調査となった。(2001年度以降は、第4-4表「技術協力その他の国際協力事業」(1) JICA プロジェクト形成調査参照)

第4-4表 技術協力その他の国際協力事業

(1) JICA プロジェクト形成調査

対象国名	案件名	時 期	人員	内 容
キルギス共和国及び アルメニア共和国	消防事情調査	06.10～07. 9	3 名	キルギス共和国及びアルメニア共和国における消防防災の現状を把握し、消防防災体制の整備・強化に係る協力条件を発掘・形成する
ラオス国	消防事情調査	09. 5～10. 4	3 名	ラオス国における消防防災の現状を把握し、消防防災体制の整備・強化に係る協力条件を発掘・形成する
モンゴル国	消防事情調査	10. 4～11. 3	2 名	モンゴル国における消防防災の現状を把握し、消防防災体制の整備・強化に係る協力条件を発掘・形成する
ジブチ共和国	消防事情調査	11. 6～12. 5	3 名	ジブチ共和国における消防防災の現状を把握し、消防防災体制の整備・強化に係る協力条件を発掘・形成する

(2) JICA 個別専門家派遣

対象国名	案件名	時 期	人員
フィリピン	消防学校カリキュラム等の指導助言	00. 2～ 3	1 名
フィリピン	フィリピン消防（消防学校を含む）体制整備のための指導助言	01. 6～ 9	1 名
ベトナム	消防大学校カリキュラム施設等への指導助言	04. 12	1 名

(3) JICA フォローアップ調査

対象国名／都市名	案件名	現地調査時期
エジプト／カイロ	カイロ州消防機材整備計画フォローアップ調査	94. 8 ～ 9
ホンデュラス／テグシガルパほか	消防機材整備計画フォローアップ調査	95. 8 ～ 9

(4) JICA カウンターパート研修

時 期	対象国名	案件名	研修員
94. 6 ～ 8	エジプト	ギザ県消防機材整備計画……………無償資金協力案件	1 名
94. 8 ～ 9	パキスタン	首都圏消防機材整備計画…………… 〃	1 名
98. 2 ～ 04. 7	中国	北京消防訓練センタープロジェクト……………プロジェクト方式技術協力案件	35名
98. 6 ～ 7	パレスチナ	ガザ地域消防機材整備計画…………… 〃	1 名
98.11 ～12	ヨルダン	アンマン首都圏消防機材整備計画 ……………無償資金協力案件	1 名
00. 2 ～ 3	インドネシア	森林火災予防計画……………プロジェクト方式技術協力案件	2 名
02. 2 ～ 3	マダガスカル	市民保護・消防防災……………長期専門家	1 名
02.11 ～12	中国	住宅性能と部品認定の研究プロジェクト…技術協力案件	2 名
03. 3	バルバドス	カリブ災害管理プロジェクト……………長期専門家	1 名
03. 5 ～ 6	モンゴル	モンゴル国消防機材及び維持修繕作業施設改善計画……………無償資金協力案件	2 名
03. 8	バルバドス	カリブ災害管理プロジェクト……………長期専門家	1 名

(5) その他

対象国名/都市名	案件名	時 期	内 容
ベトナム国/ホーチミン カンボジア国/プノンペン ラオス国/ビエンチャン	消防事情調査	05. 5	派遣者：1名 内容：現地調査及び今後の事業展開をするための体制検討
インドネシア共和国 /ジャカルタ特別州	消防・防災事情調査	07. 2	派遣者：2名 内容：現地調査及び消防防災体制の強化策の提案
ベトナム国/ハノイ、 ハイフォン他5省	消防事情調査	16. 3	派遣者：4名 内容：現地調査及び将来の消防体制の提案
ベトナム国/ハノイ、 ハイフォン他8省	消防・救助能力強化 事業準備調査	16.11 ～18. 3	派遣者：6名×2回、5名×1回、3名×1回 内容：円借款事業実施の審査に必要な調査及び技術協力事業の実施可能性を検討する調査・提案
	消防・救助能力強化 事業に関する情報整理・資料作成業務	20.9 ～20.11	国内業務 内容：消防・救助能力強化事業準備調査結果を活用し、審査に必要な事業費の再積算に必要な情報の整理及び資料作成
	消防・救助能力強化 事業に関する情報整理・資料作成業務	24.12～	国内・海外業務 内容：消防・救助能力強化事業準備調査結果を活用し、審査に必要な事業費の再積算に必要な情報の整理及び資料作成

第4－5表 海外消防情報資料作成状況

1 海外消防情報

刊行物（WEB公開）		発行等年月
海外消防情報シリーズ ①	イギリスの消防事情（新版）	2012年5月
〃 ②	ドイツの消防事情（新版）	2010年3月
〃 ③	フランスの消防事情（新版）	2011年3月
〃 ④	アメリカの消防事情（改訂版）	2008年3月
〃 ⑤	韓国の消防事情（新版）	2014年3月
〃 ⑥	中国の消防事情（新版）（WEB公開のみ）	2015年3月
〃 ⑦	フィリピンの消防事情	2002年3月
〃 ⑧	マレーシアの消防事情	2002年8月
〃 ⑨	インドネシアの消防事情	2003年2月
〃 ⑩	ベトナムの消防事情（新版）	2019年5月
〃 ⑪	オーストラリアの消防事情	2004年3月
〃 ⑫	タイの消防事情（新版）	2018年8月
〃 ⑬	シンガポールの消防事情	2009年9月
〃 ⑭	台湾の消防事情	2019年11月
その他の海外消防情報	オーストラリアの消防－ニューサウスウェールズ州を例に－ ミャンマーの消防事情及び関連資料（WEB公開のみ）	2016年1月 2016年2月
〃	「国際消防防災フォーラム」（シンガポール、マルチ形式） 関連資料	2023年8月
〃	「国際消防防災フォーラム」（オンライン形式）関連資料	2022年7月
〃	日本・タイ国際消防防災フォーラム（2020年2月）関連資料	2020年10月
〃	日本・フィリピン国際消防防災フォーラム（2018年11月） 関連資料	2019年2月
〃	日本・マレーシア国際消防防災フォーラム開催（2016年11月） 及び関連資料	2017年5月
〃	日本・カンボジア国際消防防災フォーラム（2024年2月） 関連資料	2024年6月
〃	日本・インドネシア国際消防防災フォーラム（2025年5月） 関連資料	2025年5月
〃	ロンドングレンフェルタワー火災（英訳版）	2019年2月
〃	パリ（フランス）及びロンドン（イギリス）におけるテロ と消防の役割	2019年5月
〃	日本消防検定協会による12か国の調査報告書「消防用機器 に係る海外の認証制度及び認証機関等に関する調査研究事 業について」	2020年10月
〃	2024年世界の大規模火災	2025年2月
〃	2023年世界の大規模火災	2024年2月
〃	2023年世界の自然災害	2024年3月
〃	2022年世界の大規模火災	2023年2月
〃	2022年世界の主な自然災害	2023年3月
〃	2021年世界の大規模火災・自然災害	2021年12月
〃	2021年世界の大規模火災、自然災害（増補版）	2022年3月
〃	2021年世界の大規模火災・自然災害	2021年3月
〃	2018年の世界の大規模火災	2019年2月
〃	世界の主な大規模火災及び世界の主な自然災害（更新）	2018年5月

2 日本の消防防災関係法令及び制度に関する英文資料

(1) 法令

資料名（WEB公開）	公開年月
英訳 消防法施行規則 Ministerial Ordinance for Enforcement of the Fire Service Act	2016年7月
英訳 消防力の整備指針（WEB公開のみ） Guidelines for Maintenance of Fire Service Strength	2015年10月
英訳 消防法 Fire Service Act	2015年3月
英訳 消防組織法 Fire and Disaster Management Organization Act	2015年5月
英訳 消防法施行令 Cabinet Order for Enforcement of the Fire Service Act	2015年8月
英訳 危険物の規制に関する政令 Cabinet Order Concerning the Control of Hazardous Materials	2004年3月
英訳 国民保護法 Act Concerning the Measures for Protection of the Citizens in Armed Attack Situations, etc.	2009年3月

(2) 日本の消防白書

資料名（WEB公開）	公開年月
令和6年版消防白書概要 Overview of the 2024 White Paper on Fire Service	2025年4月
令和6年版消防白書抜粋 Extract of the 2024 White Paper on Fire Service	2025年6月
令和5年版消防白書概要 Overview of the 2023 White Paper on Fire Service	2024年4月
令和5年版消防白書抜粋 Extract of the 2023 White Paper on Fire Service	2024年5月
令和4年版消防白書概要 Overview of the 2022 White Paper on Fire Service	2023年4月
令和4年版消防白書抜粋 Extract of the 2022 White Paper on Fire Service	2023年5月
令和3年版消防白書概要 Overview of the 2021 White Paper on Fire Service	2022年3月
令和3年版消防白書抜粋 Extract of the 2021 White Paper on Fire Service	2022年7月
令和2年版 消防白書概要 Overview of the 2020 White Paper on Fire Service	2021年11月
令和2年版 消防白書-抜粋- Extract of the 2020 White Paper on Fire Service	2022年2月
令和元年版 消防白書概要 Overview of the 2019 White Paper on Fire Service	2021年3月
令和元年版 消防白書-抜粋- Extract of the 2019 White Paper on Fire Service	2021年3月
平成30年版 消防白書概要 Overview of the 2018 White Paper on Fire Service	2019年5月
平成30年版 消防白書-抜粋- Extract of the 2018 White Paper on Fire Service	2021年2月
平成29年版 消防白書概要 Overview of the 2017 White Paper on Fire Service	2018年3月
平成29年版 消防白書-抜粋- Extract of the 2017 White Paper on Fire Service	2018年10月
平成28年版 消防白書概要 Overview of the 2016 White Paper on Fire Service	2017年2月
平成28年版 消防白書-抜粋- Extract of the 2016 White Paper on Fire Service	2017年8月

平成27年版 消防白書概要 Overview of the 2015 White Paper on Fire Service	2016年 5 月
平成27年版 消防白書-抜粋- Extract of the 2015 White Paper on Fire Service	2016年10月

(3) 制度

資料名 (WEB 公開)	公開年月
日本の消防制度 (新形式・和英両文) Fire Service System in Japan	2023年10月
FDMA 消防庁 (和英併記) Fire and Disaster Management Agency	2021年 3 月
日本の消防関係団体 (和英両文)	2016年 1 月
日本の消防 (和英併記) Fire Service in Japan	2015年 3 月
日本の消防における点検報告制度 (和英両文) Inspection and Reporting System of Japan's Fire Service	2015年 3 月
日本の消防用機械器具の検定制度 (和英両文) Inspection System for Fire Protection Machinery and Tools in Japan	2014年 3 月
日本の火災予防行政 (和英併記) Fire Prevention Administration in Japan	2024年 4 月

(4) その他日本の消防情報

資料名 (WEB 公開)	公開年月
「トルコ共和国地震災害に対する国際消防救助隊の活動概要」(和文・英文)	2023年 6 月
論説「日本と6つの大都市の火災と消防の歴史」(日本語版)	2022年 9 月
The History of Fires and Firefighting in Japan and Six of its Major Cities (英訳版)	2022年 9 月
論説「自治体消防70年の歩み」(和英両文)	2018年 8 月

3 その他の資料

資料名 (WEB 公開)	公開年月
消防関係「英和・和英単語集」検索機能付加	2022年 3 月
「世界の消防局」	2020年 7 月
消防関係「英和・和英単語集」	2019年12月

5 刊行物

第5-1表 刊行物頒布状況

(1) 一般刊行物

(単位：冊)

刊行物名			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
法令集	消防設備六法		3,841	3,177	3,031	2,745	2,913	2,694
消防設備士試験準備用参考図書	消防用設備等基本テキスト（旧名称：消防設備等の実務）	消火設備	1,090	1,030	925	963	785	779
		警報設備	980	986	909	765	599	525
		避難設備・消火器	1,146	1,105	1,013	1,014	791	787
	消防設備士受験直前対策（旧名称：消防用設備等の知識）	第1・2・3類	1,875	1,500	1,992	1,374	1,337	1,166
		第4・7類	2,749	2,047	2,208	2,034	1,568	1,526
		第5・6類	1,489	1,222	1,393	1,158	1,009	1,026
	消防設備士受験対策例題集（旧名称：消防用設備等の演習）	法令編	1,258	1,039	1,232	1,180	918	832
		第1類	1,227	1,188	1,153	980	836	724
		第4類	1,230	1,046	963	918	572	639
		第6類	1,558	1,276	1,437	1,352	1,111	1,081
電気と機械の基礎知識		1,017	781	870	785	659	655	
予防技術者試験準備用参考図書／4点			3,812	3,164	2,640	2,085	1,720	1,482
参考図書	消防用設備等点検実務必携		2,779	2,487	2,608	383	2,843	966
	消防用設備等試験実務必携		1,063	727	470	-	-	-
	防火対象物・防災管理点検実務必携		650	400	766	279	436	327
	消防用機械器具等の型式失効一覧		62	—	—	—	—	—
	消防計画作成マニュアル		0	—	—	—	—	—
	防火管理に係る訓練指導マニュアル		0	—	—	—	—	—
	防災英和・和英用語集		10	—	—	—	—	—
	消防設備基準の解説		163	132	61	—	—	—
防火セーフティマーク	防火基準点検済証		252	223	219	177	144	124
	防災基準点検済証（防火・防災基準点検済証含む）		190	176	162	154	139	128
	防火優良認定証		1,007	388	692	695	344	460
	防災優良認定証（防火・防災優良認定証含む）		243	91	358	216	85	302
	文字プレート（H）		923	813	877	794	793	771
	小計（A）		30,614	24,998	25,979	20,051	19,602	16,994

(2) 講習用刊行物

(単位：冊)

刊行物名		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
消防設備士講習用参考 図書	消火設備編	11,762	11,660	11,276	11,699	11,691	11,275
	警報設備編	21,111	21,357	22,368	22,181	22,103	21,501
	避難設備・消火器編	15,787	15,395	15,960	16,712	16,909	17,095
	特殊消防用設備等	697	745	659	730	726	781
自衛消防業務講習テキスト／2点		3,953	2,576	3,085	3,561	3,836	3,907
防火管理・防災管理等講習テキスト（名古屋） ／10点		26,275	19,923	25,899	27,700	26,961	27,944
小計（B）		79,585	71,656	79,247	82,583	82,226	82,503
合計（A）＋（B）		110,199	96,654	105,226	102,634	101,828	99,497

6 調査研究

第6－1表 各種調査研究実施状況

1 2024年度までの調査・自主研究

区 分	年 度	研 究 課 題	委 託 機 関
調査研究	00	原子力施設等における消防用活動資機材の調査研究	消防庁
	00	耐震性貯水槽種類マニュアル作成	消防庁
	00	現場打ち防火水槽の標準設計例の作成	消防庁
	00～01	大深度地下等における消防隊員の位置特定システムの開発	消防庁
	00	救急ヘリコプター機内における感染防止対策と消毒のあり方に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	01	ヘリコプターのダウンウォッシュ等の影響に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	01～02	文化財の火災予防対策の充実	消防庁
	01～03	GPSを活用したヘリコプターの動態管理システムの研究開発	消防庁
	01～03	消防防災分野の申請・届出等の電子化システムの研究開発	消防庁
	01～04	消火器リサイクルの推進に関する調査研究	消防庁
	01～03	高齢者居住施設における火災予防のあり方	消防庁
	02	消防用車両緊急走行支援システムの研究開発	消防庁
	02～03	携帯電話等を活用した要救助者位置特定システムの研究開発	消防庁
	02	小規模防火対象物の防火安全対策に関する調査研究	消防庁
	02～06	消防活動が困難な空間における消防活動支援情報システムの開発	消防庁
	02	小断面道路における救急・消火活動の検討	財国土技術研究センター
	02～03	2.4GHz帯の電波による映像電送システムに関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	03	新消防防災総合情報通信端末システム事業	消防庁
	03	消防防災分野の新たな通信技術・システムの導入に関する検	消防庁
	03	高齢者居住施設における火災予防のあり方	消防庁
	03	緊急消防援助隊指揮支援システムの開発に関わる業務支援	消防庁
	03	緊急消防援助隊動態システム可搬型車端末の整備に関わる業務支援	消防庁
	03	総務省・消防庁 消防防災・危機管理センター（仮称）の機能設計業務委託	消防庁
	03～04	防災物品の品質維持管理について	消防庁
	03～04	燃料電池自動車の実用化に対応した防火安全対策の調査研究	消防庁
	03	視聴覚障害者の避難安全対策に関する研究	（独）消防研究所
	03	消防活動支援性能のあり方に関する調査検討	（独）消防研究所
	04	消防活動支援性能のあり方に関する調査検討	消防庁
	04～06	放火火災防止対策の調査検討	消防庁
	04	聴覚障害者への情報伝達手段のあり方に関する調査研究	消防庁
	04	消防防災ヘリコプターの更新に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	04～05	山岳遭難に対する消防防災ヘリコプターの運用に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	05～07	加圧防煙システムに関する客観的検証法の策定	消防庁
	05	消防防災ヘリコプターの部品の円滑な調達方法に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	06	消防防災ヘリコプター内でのAED使用に関する調査検討	全国航空消防防災協議会
	06～08	ヘリコプターベースの運用に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	06～07	火災発生危険性等を踏まえた防火対象物の用途のあり方についての検討	消防庁
	06～07	高齢者等災害時要援護者に適した消防用機械器具等に関する調査に係る支援業務	消防庁
	06～09	消防用設備等の点検制度のあり方についての検討	消防庁
	06	電磁誘導加熱式調理器等の安全対策に係る調査検討	消防庁
	07	携帯型化学剤検知器、携帯型生物剤検知装置の調査	消防庁
	07	現場急行支援システムに関する検討	
	07～08	消防防災航空隊に活用可能な資機材の調査研究	全国航空消防防災協議会
	07～08	消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討	消防庁
	08～09	救急業務におけるICT化に関する検討	消防庁
	08	災害時における消防と医療の連携に関する検討	消防庁
	08	小規模防火対象物の防火安全対策の検討に係る支援業務	消防庁
	08～09	大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討	消防庁
	08～09	高層建築物に設置する消火設備配管等の耐震基準に関する検討	消防庁
	09	個室型店舗等における消防訓練マニュアル等の作成に係る調査検討	消防庁
	09	ヘリコプターベース運用書式の電子モデル化等に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	09	夜間運行に係る民間委託の諸課題等に関する調査研究	全国航空消防防災協議会
	09	住宅用火災警報器を用いた防火安全教育・指導に関する検討	消防庁
	09	防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての調査検討	消防庁
	10	建築基準整備における消防活動支援性能検討会に係る支援業務	（独）竹中工務店技術研究所
	14	査察規程作成等の基本資料調査の受託業務	消防庁
	14	点検報告制度に関する実態調査事業	消防庁
	15	宿泊施設に対応する防火管理制度の手引き作成検討	消防庁
	18	消防用設備等の他法令に基づく点検内容に係る調査事業	消防庁
	19	火災原因調査体制に関するアンケート調査及び集計業務	消防庁
	19	飲食店等に設ける厨房等自動消火装置の実証実験に係る請負業務	消防庁
	19～20	G空間情報とICTを活用した大規模防火対象物における防火安全対策の研究開発	消防庁
	23	消防用設備等の定期点検における新技術等の導入のための実証実験等業務	消防庁
	24	消防用設備等のリモート点検の実効性の調査	消防庁

第3章 事業関連資料集

区 分	年 度	研 究 課 題	委 託 機 関
自主研究	00	非常開放面格子の操作性に関する性能基準の検討	—
	00～03	救急支援情報高度化システム検討報告書	—
	00～04	総合消防防災システム評価手法に関する研究	—
	05～	特殊消防用設備等の性能評価手法に関する研究	—
	01～03	総合消防防災情報システム調査研究	—
	02	ガス系消火設備等評価に係る諸課題の検討	—
	02	耐火性能に関する煙量の定量的な測定方法	—
	02	消防防災分野の近未来におけるIT化構想の検討	—
	03	消防団の無線・通信機器等の高度化に関する調査研究	—
	04～05	高規格救急自動車標準仕様検討	—
	04～05	高所監視カメラ画像解析システム調査研究	—
	05～06	消防車両標準仕様の検討	—
	06	屋内消火栓設備等に用いる管及び管継手等の性能基準の検討	—
	06～08	防火対象物の大規模、複雑化の進展を踏まえた防火安全対策に関する懇談会	—
	07～09	消防防災に係る新技術研究会	—
	07	消火設備配管等に対する耐震基準の検討	—
	07	加圧送水装置の技術基準・試験方法の検討	—
	07	緊急通報システムに関する検討	—
	11	消防用設備点検における不適正事案の防止対策等の調査研究	—
	11～14	大規模防火対象物の防火安全性のあり方検討会	—
	12	加圧防排煙設備の設計・審査に係る運用ガイドライン	—
	13～	消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等の検討	—
	13～14	緩衝帯を有する接続部の評価方法	—
	14～18	G空間情報を活用した救助システム及び消防活動に関する検討	—
	15	スプリンクラー設備等の耐震措置に関する調査検討業務	—
	20～	消防防災分野におけるIoT等最新技術の活用に関する調査研究	—

2 2024年度の自主・受託調査研究

研 究 項 目	関連機関	調 査 研 究 の 概 要
消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会	(一社) 日本消防 ホース工業会	消防用ホースは、製造年より10年以降に耐圧性能に関する点検を行い異常のあるホースは交換を行うが、保形ホースは耐圧性能に関する点検基準が定められておらず、耐圧試験が実施されていない状況である。 このため、消防用ホースの技術上の規格を定める省令に準じた性能試験結果を整理し、保形ホースの経年劣化による耐圧性能試験の必要性について検討するため、(一社)日本消防ホース工業会に委託し、保形ホース4種以上について設置後15～30年相当までの劣化促進試験を加熱促進試験アレニウス則に基づき令和5年11月から令和6年12月まで実施した。 この試験結果をもとに「保形ホースの点検方法等専門部会」、「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会」をそれぞれ開催し、令和7年3月、検討結果を報告書として消防庁予防課へ提出した。
消防防災分野におけるIoT等最新技術の活用に関する調査研究	消防庁	消防用設備等の設置維持業務を始めとする消防防災分野におけるAI、IoT等の最新技術の活用に関する調査研究を行い、消防防災業界の発展に資する情報提供・提案を行うことを目的とする。 令和6年度は、過去の新技術に関する基礎調査を踏まえ、消防防災分野において新技術を活用するにあたっての課題の検討、デジタル庁をはじめとする政府及び産業界のデジタル化の方向性を情報収集するとともに、「火災予防分野における点検技術評価会議」に係る運営支援に関する請負業務」を消防庁から受託し、会議の運営を支援した。
消防用設備等のリモート点検の実効性の調査	消防庁	一部地域において有資格者が不足する中、消防用設備等の点検を確実に効率的に実施するためにはリモート点検を導入する方法が考えられる。そこで、消防庁の委託を受け、各関係機関の専門家で構成される意見聴取会を開催したほか、全国における有資格者不足の状況や、消防用設備等のリモート点検の可能性と課題に関するアンケート調査を実施した。意見聴取会の主要な意見、発言及びアンケート調査の結果を報告書にとりまとめ消防庁へ提出した。

第6-2表 調査研究委員会等設置状況

年 度	委 員 会 等 名 称	部 会 ・ 幹 事 会 等
81～	月刊フェスク編集委員会	
84～	二次製品防火水槽等認定委員会	
84～	消防設備保守関係者表彰選考委員会	
88～	消防用設備等点検制度検討委員会	
91～	都道府県消防設備協会等連絡協議会代表者会議	
91～06	住宅防火対策推進協議会	
91～	住宅用防災機器等推奨委員会	
92～	消防設備点検資格者講習関係教材作成委員会	
93～	消防防災システム評価委員会	第1専門委員会・第2専門委員会
93～	消防防災システム表彰上申選考委員会	
94～	製造物責任対策連絡会議	
95～	ガス系消火設備等評価委員会	同左 専門委員会
95～	防災製品PLセンター紛争処理委員会	
96～	消防防災福利厚生支援事業運営委員会	
96～	消防設備等点検済表示推進委員会	
96～	海外消防情報センター運営委員会	
97～	消防防災用設備等研究基金運営委員会	
97～98	災害用トイレ製品等情報提供委員会	同左 作業部会
98	災害用浄水装置等情報提供委員会	同左 作業部会
98～	消防設備点検資格者調査委員会	
98～	地域防災情報システムのあり方に関する調査研究委員会	同左 作業部会
99～	認定制度審議会	
99～	各戸で防災情報を受信できる設備に関する調査研究委員会	
00～	消防IT研究推進協議会	同左 専門委員会
00～	緊急支援情報システム検討委員会	
01～	地下街防火・安全計画消防防災評定委員会	
01～	消防用設備等認定委員会	
01～	消防防災用設備機器性能評定委員会	
01～	水系消火設備等専門委員会	
01～	ガス系消火設備等専門委員会	
01～	警報設備等専門委員会	
01～	避難設備等専門委員会	
01～	消防防災活動用資機材等専門委員会	
01～	保守用機器等専門委員会	
01～	防火材等専門委員会	
01～	可撓管継手等専門委員会	
01～	防火安全機器等専門委員会	
02～04	屋内消火栓設備等に用いる管及び管継手等の性能基準の検討	
03～	消防防災関係資格者講習運営委員会	
03～	消防防災事業団体連絡協議会	
05～13	消防ITシステム等推奨委員会	
05～06	消防ポンプ自動車の標準仕様等に関する調査検討委員会	
06～	消防防災製品等推奨委員会	
06～08	防火対象物の大規模、複雑化の進展を踏まえた防火安全対策に関する懇談会	
07～09	消防防災に係る新技術研究会	
13～	消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会	同左 専門部会
13～18	G空間情報を利活用した救助システム及び消防活動に関する検討委員会	同左 作業部会
15	宿泊施設に対応する防火管理制度の手引き作成検討会議	

7 研究助成

第7-1表 研究助成事業

2024年度までの研究助成事業

年 度	研 究 項 目	助 成 団 体
01	自動火災報知設備等のネットワーク型防災システムに関する調査・研究	(社) 日本火災報知機工業会
	屋内消火栓の機能向上に関する調査・研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	消防車の儀装部材のFRP化に関する研究	(社) 日本消防ポンプ協会
02	自動火災報知設備等のネットワーク型防災システムに関する調査・研究	(社) 日本火災報知機工業会
	消防車の儀装部材のFRP化に関する研究	(社) 日本消防ポンプ協会
	既存の雑居ビル対策用非難設備等の研究開発	(社) 全国避難設備工業会
03	既存の雑居ビル対策用避難設備等の研究開発	(社) 全国避難設備工業会
	易操作性1号消火栓の高圧下での安全性の検証	(社) 日本消防放水器具工業会
	消防用保形ホースの経年劣化の実態調査と保形ホース用端末部耐圧試験機の開発研究	日本消防ホース工業会
	住宅防火・地震災害等の防災対策用設備、機器等普及促進にかかる関係者の資質向上対策の研究	(社) 全国消防機器販売業協会
04	改修易操作性1号消火栓の小型化と操作性の研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	消防用保形ホースの経年劣化の実態調査と保形ホース用端末部耐圧試験機の開発研究	日本消防ホース工業会
	住宅防火・放火防止対策用の設備・機器等の開発・研究	(社) 全国消防機器販売業協会
	住宅環境における火災警報のあり方に関する調査研究	(社) 日本火災報知機工業会
05	改修易操作性1号消火栓の小型化と操作性の研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	消防用保形ホースの経年劣化の実態調査と保形ホース用端末部耐圧試験機の開発研究	日本消防ホース工業会
	住宅防火・放火防止対策用の設備・機器等の開発・研究	(社) 全国消防機器販売業協会
	不活性ガス及びハロゲン化物消火設備等の管理に関する研究	(社) 日本消火装置工業会
	避難器具の操作性、安全性の向上に関する研究	(社) 全国避難設備工業会
06	改修易操作性1号消火栓の小型化と操作性の研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	性能規定化に対応した火災感知に関する調査研究	(社) 日本火災報知機工業会
	閉鎖型スプリンクラーヘッドの必要離間距離に関する研究	(社) 日本消火装置工業会
07	建物用途に合わせた最適警報システムの調査研究	(社) 日本火災報知機工業会
	改修易操作性1号消火栓の小型化と操作性の研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	住宅火災の死者数低減に貢献する住宅用消火機器の開発	(社) 日本消火器工業会
	エアーシューターの操作性の向上に関する研究	(社) 全国避難設備工業会
	住宅火災発生時の水道水使用による初期消火活動に有効な機器の研究・開発	(社) 全国消防機器販売業協会
08	消防用ホースの品質向上に関する調査研究（安全で安心な消火活動のために）	日本消防ホース工業会
	住宅火災発生時の水道水使用による初期消火活動に有効な機器の研究・開発	(社) 全国消防機器販売業協会
	建物用途に合わせた最適警報システムの実用化研究	(社) 日本火災報知機工業会
	小流量消火栓ノズルの開発研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	住宅火災の死者数低減に貢献する住宅用消火機器の開発	(社) 日本消火器工業会
09	ガス系消火設備の避圧措置における外気風の影響に関する検証実験と新たな避圧設計法の開発について	(社) 日本消火装置工業会
	住宅火災の死者数低減に貢献する住宅用消火機器の開発	(社) 日本消火器工業会
	小流量消火栓ノズルの開発研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	住宅火災発生時に水道水を利用した簡易型、室内消火道具の開発	(社) 全国消防機器販売業協会
	住宅火災の死者数低減に貢献する住宅用消火機器の開発	(社) 日本消火器工業会
10	結合金具付き吸管の有圧使用実態と耐用年数の調査、使用圧と耐圧点検基準の普及・制定	(社) 日本消防ポンプ協会
	住宅用途の小流量消火栓の開発研究	(社) 日本消防放水器具工業会
	住宅火災発生時に水道水を利用した簡易型、室内消火道具の開発	(社) 全国消防機器販売業協会
	高所設置の煙感知器に対応する加煙試験器の研究開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
11	防災設備等の地震時被害の実態と機能維持に関する研究	防災設備等の地震時信頼性研究会
	可搬消防ポンプの使用実態の調査及びメンテナンス基準と更新年数の提案・普及	(一社) 日本消防ポンプ協会
	誘導灯器具の60分間点灯への移行に対応した蓄電池点検方法の開発とこれに伴う点検要領改正の提案	(一社) 日本照明器具工業会
	防災設備等の地震時被害の実態と機能維持に関する研究	防災設備等の地震時信頼性研究会
	ユニバーサルデザイン消火器の開発	(社) 日本消火器工業会
	塵芥収集車の塵芥収容箱内火災防護の消火装置の研究開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
12	住宅用途の小流量消火栓の開発研究	(一社) 日本消防放水器具工業会
	ユニバーサルデザイン消火器の開発	(一社) 日本消火器工業会
	住宅用途の小流量消火栓の開発研究	(一社) 日本消防放水器具工業会
	塵芥収集車の塵芥収容箱内火災防護の消火装置の研究開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
	誘導灯の耐用年限調査の研究	(一社) 日本照明工業会
	可搬消防ポンプの使用実態の調査及びメンテナンス基準と更新年数の提案・普及	(一社) 日本消防ポンプ協会

第3章 事業関連資料集

年 度	研 究 項 目	助 成 団 体
13	災害時要援護者に向けた災害覚知と不安軽減のための情報配信補助設備に関する研究	個別配信型避難誘導システム研究会 (代表：佐野友紀早稲田大学準教授)
14	災害時要援護者を含む一時待機を考慮した安全避難情報の個別配信補助に関する研究	個別配信型避難誘導システム研究会 (代表：佐野友紀早稲田大学準教授)
	消火器使用方法訓練装置（システム）の研究開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
	誘導灯の耐用年限調査の研究Ⅱ	(一社) 日本照明工業会
15	住宅用自動消火装置	モリタ宮田工業株式会社
	エアロゾル消火装置の消火性能と適用用途に関する研究	能美防災株式会社
	消火器使用法訓練装置（システム）の研究開発Ⅱ	(一社) 全国消防機器販売業協会
	地下式消火栓と互換性のある堅牢な装着具の開発研究	(一社) 日本消防放水器具工業会
16	一般住宅に於ける火災予防「自動消火システム」の開発	(株) 初田製作所、(株) 花田設備
	エアロゾル消火装置の消火性能と適用用途に関する研究	能美防災株式会社
	消火器使用法訓練装置（システム）の研究開発Ⅱ	(一社) 全国消防機器販売業協会
	地下式消火栓と互換性のある堅牢な装着具の開発研究	(一社) 日本消防放水器具工業会
17	高齢者にも使いやすい住宅向け避難はしごの開発	トーヨー消火器工業株式会社
	自動火災報知設備熱感知器用の加熱試験器の研究開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
	救助袋等の帆布点検に使用する引張試験機の研究開発	(一社) 全国避難設備工業会
	可搬式ポンプの点検器具開発及び点検教育の普及	(一社) 日本消防ポンプ協会
18	高齢者にも使いやすい住宅向け避難はしごの開発	トーヨー消火器工業株式会社
	救助袋等の帆布点検に使用する引張試験機の研究開発	(一社) 全国避難設備工業会
19	可搬式ポンプ性能試験機の開発と普及促進	(一社) 日本消防ポンプ協会
	エアロゾル消火装置の消火性能と適用用途に関する研究	能美防災株式会社
	屋外消火栓の機能向上のための研究	(一社) 日本消防放水器具工業会
	「屋外消火栓用移動式化学消火ユニット」の研究開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
20	簡単操作でホースを傷めないホース端末部耐圧試験機の開発	(一社) 全国消防機器販売業協会
	屋外消火栓の機能向上のための研究（中止）	(一社) 日本消防放水器具工業会
21	屋外消火栓の機能向上のための研究	(一社) 日本消防放水器具工業会
23	ガソリン等の放火火災を未然に防ぐ遠隔起動式火災抑制剤放射装置の研究開発	日本ドライケミカル株式会社
24	火災時の降下避難及び水災害時の上階避難を可能とする新たな垂直避難器具の研究・開発	ナカ工業株式会社
	消防設備点検用加熱試験器（高温対応）の研究と開発	アークリード株式会社
	易操作性1号消火栓用化学消火ユニットの開発	(一社) 全国消防機器販売業協会

2 2024年度の研究助成事業

研 究 項 目	助成団体	調 査 研 究 の 概 要
【テーマ設定型】火災時の降下避難及び水災害時の上階避難を可能とする新たな垂直避難器具の研究・開発	ナカ工業株式会社	福祉施設における避難の実態調査をもとに、火災時には無電力で降下避難し、且つ、水害時には上階へ垂直避難を可能とする避難機器を試作・検証を行い、次年度以降の製品開発につなげる。（2か年度計画）
【テーマ設定型】消防設備点検用加熱試験器（高温対応）の研究と開発	アークリード株式会社	現在、高温タイプ（100℃～150℃）の定温式感知器を適切に点検するため、安全かつ信頼のおける高温対応の加熱試験器を開発する。（単年度計画）
【テーマ自由型】易操作性1号消火栓用化学消火ユニットの開発	一般社団法人 全国消防機器販売業協会	工場・倉庫等の難消火性物質による大規模火災のリスク低減を図ることを目的とし、既存の易操作性1号消火栓に対応できる、新型の消火能力向上用装置（化学消火ユニット）を開発する。（単年度計画）

8 違反是正支援・相談

第8-1表 違反是正支援関連刊行物配布状況

1 刊行物の発行

年 度	種 別	名 称	配布部数
15	研修用教材	違反是正に関する事例集	2,100部
	〃	緩衝帯を有する接続部の評価方法	500部
	リーフレット	医療施設の法令改正リーフレット	100,000部
	〃	旅館等の法令改正概要リーフレット	100,000部
	〃	社会福祉施設の法令改正概要リーフレット（増刷）	33,000枚
	〃	旅館等の法令改正概要リーフレット（増刷）	27,000部
16	研修用教材	違反是正に関する事例集	2,200部
	リーフレット	パッケージ型自動消火設備の技術基準一部改正リーフレット	100,000部
	〃	移動式粉末消火設備等の点検基準改正概要リーフレット	100,000部
17	研修用教材	違反是正に関する事例集	2,500部
	リーフレット	医療施設・社会福祉施設等の消防用設備等設置基準早見表	100,000部
	〃	違反対象物に係る公表制度のご案内	100,000部
18	研修用教材	違反是正に関する事例集	2,500部
	リーフレット	小規模飲食店消火器法改正リーフレット	150,000部
	〃	最近!?の面白用語集	70,000部
19	研修用教材	違反是正に関する事例集	2,500部
	〃	月刊フェスクよくあるQ & A集	150,000部
	リーフレット	小規模飲食店消火器法改正リーフレット	3,500部
	〃	消防法令違反罰則一覧リーフレット（危険物編）	800部
	〃	消防法令違反罰則一覧リーフレット（防火対象物編）	800部
20	研修用教材	違反是正に関する事例集	3,000部
	〃	消防設備の業務読本	1,300部
	〃	消防法令に基づく各種届出	600部
	〃	消防関係等判例集	1,300部
	リーフレット	避難施設の維持管理	10,000部
	〃	火災に備えて	10,000部
	〃	消防法令に基く各種届出	10,000部
21	研修用教材	違反是正に関する事例集	3,000部
	〃	消防設備の業務読本	1,700部
	〃	消防関係等判例集	1,300部
	リーフレット	火災に備えて（屋内消火栓設備）	10,000部
	〃	火災に備えて（消火器）	10,000部
	〃	火災発生 あなたはどうする？何をする？	10,000部
22	研修用教材	違反是正に関する事例集	3,000部
	〃	消防設備の業務読本	1,700部
	〃	消防関係等判例集	1,300部
	リーフレット	知っていますか？スプリンクラー設備のこと	10,000部
	〃	知っていますか？火災通報装置のこと	10,000部
23	研修用教材	違反是正に関する事例集	3,000部
	〃	消防設備の業務読本	1,700部
	リーフレット	知っていますか？パッケージ型消火設備のこと	10,000部
	〃	知っていますか？自動火災報知設備のこと	10,000部
24	研修用教材	違反是正に関する事例集	3,000部
	〃	消防設備の業務読本	1,700部
	リーフレット	知っていますか？二酸化炭素消火設備のこと	10,000部
	〃	火災に備えて（避難器具）	10,000部

第8－2表 違反是正事例発表会実施状況

年 度	実施回数	参 加 者 数
15	9 回	全国消防長会 9 支部 701本部 1,618名
16	9 回	全国消防長会 9 支部 627本部 1,588名
17	9 回	全国消防長会 9 支部 626本部 1,608名
18	9 回	全国消防長会 9 支部 695本部 1,890名
19	9 回	全国消防長会 9 支部 707本部 1,920名
20	6 回	全国消防長会 6 支部 493本部 1,430名
21	9 回	全国消防長会 9 支部 715本部 1,670名
22	9 回	全国消防長会 9 支部 686本部 1,960名
23	8 回	全国消防長会 8 支部 538本部 1,636名
24	9 回	全国消防長会 9 支部 612本部 1,613名

第8－3表 違反是正事例研究会実施状況

年 度	実施回数	参 加 者 数
15	47回	47会場 718本部 2,018名
16	47回	47会場 704本部 2,196名
17	49回	49会場 728本部 2,368名
18	49回	48会場 724本部 2,285名
19	48回	48会場 715本部 2,356名
20	35回	21会場・14書面 543本部 2,011名
21	35回	18会場・17オンライン又は書面 525本部 1,765名
22	49回	42会場・7 オンライン又は書面 698本部 1,956名
23	48回	48会場 653本部 1,829名
24	50回	50会場 707本部 2,065名

第8－4表 講演会等実施状況

年 度	実施回数	参 加 者 数
15	2 回	2 会場 235名（福岡・大阪）
16	2 回	2 会場 388名（東京・大阪）
17	2 回	2 会場 333名（東京・大阪）
18	2 回	2 会場 326名（東京・大阪）
19	2 回	2 会場 300名（東京・大阪）
20	1 回	Web 配信 1,187名 ※聴講者数
21	1 回	Web 配信 2,014名 ※聴講者数
22	1 回	Web 配信 2,087名 ※聴講者数
23	1 回	Web 配信 2,004名 ※聴講者数
24	1 回	Web 配信 4,413名 ※聴講者数

第8－5表 セミナー実施状況

年 度	実施回数	参 加 者 数
15	8 回	8 会場 816名（長野・愛知・福井・京都・和歌山・鳥根・高知・鹿児島）
16	7 回	7 会場 921名（福島・千葉・山梨・京都・岡山・広島・長崎）
17	7 回	7 会場 757名（岩手・千葉・神奈川・京都・兵庫・徳島・福岡）
18	9 回	9 会場 1265名（福井・富山・山形・静岡・長崎・宮崎・香川・京都・福島）
19	8 回	8 会場 1429名（群馬・山梨・東京・静岡・長野・福岡・鳥取・京都）
20	1 回	1 会場 59名（大分）
21	5 回	5 会場 541名（茨城・京都・三重・福岡・大分）
22	8 回	8 会場 795名（秋田・神奈川・静岡・奈良・京都・香川・大分・宮崎）
23	11回	11会場 1530名（青森・福島・千葉・神奈川・滋賀・京都・愛媛・広島・山口・福岡・宮崎）
24	11回	11会場 880名（千葉・山口・山梨・神奈川・静岡・沖縄・佐賀・大分・栃木・鳥取・京都）

第8－6表 委員会等設置状況

年 度	委員会等設置状況
15～	違反是正支援・相談事業調整会議

第8－7表 違反是正等動画配信事業実施状況

年 度	実施回数	聴講申込者数
22	1 回	1,164名
23	1 回	2,318名
24	1 回	3,358名

9 防災製品のPL対策

第9－1表 防災製品PLセンターの相談受付状況

年度	内容	事故	PL法の内容	PLセンターの内容	PL対策	その他	計
～07		42	263	60	62	164	591
08		1	0	0	0	0	1
09		5	0	0	0	0	5
10		2	0	0	0	0	2
11		1	0	0	0	8	9
12		6	0	0	0	0	6
13		27	0	0	0	0	27
14		19	0	0	0	0	19
15		19	0	0	0	0	19
16		9	0	0	0	0	9
17		9	0	1	0	4	14
18		2	0	0	0	2	4
19		4	0	0	0	2	6
20		8	0	0	0	11	19
21		5	1	1	0	11	18
22		4	2	2	0	12	20
23		5	3	0	0	3	11
24		3	3	2	2	7	17
計		171	272	66	64	224	797

第9－2表 防災製品PLセンターのPL事故情報収受状況

年度	～07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	累計
収受件数	145	71	64	49	23	23	27	42	20	20	14	16	31	36	34	19	20	19	673

第9－3表 防災製品団体PL総合補償制度加入実績

(補償制度保険料単位：千円)

年 度 保 険	P型（製造）		PS型（販売）		A型（保守）		B型（工事）		保険料
	加入企業数	保険料	加入企業数	保険料	加入企業数	保険料	加入企業数	保険料	(P+PS+A+B)
05	49	8,354	8	406	0	0	3	31	8,791
06	48	8,357	9	351	0	0	2	41	8,749
07	52	8,138	11	400	0	0	4	900	9,438
08	51	8,424	10	397	0	0	5	102	8,923
09	53	8,452	11	493	0	0	5	134	9,079
10	50	7,743	9	380	0	0	5	95	8,218
11	50	7,721	10	281	0	0	5	83	8,085
12	49	7,599	10	303	0	0	5	64	7,966
13	47	7,773	10	295	0	0	5	60	8,128
14	41	8,204	10	356	0	0	5	102	8,662
15	41	8,224	9	205	0	0	5	127	8,556
16	40	8,765	8	165	0	0	5	95	9,025
17	39	8,812	8	166	0	0	5	86	9,064

- (注) 1 保険期間は、毎年7月1日から1年間。
 2 A型は、すべて10月1日始期の総合保険に移行。
 3 B型は、防火水槽用（組立を含む）。

10 消防防災業務の推進

第10－1表 都道府県消防設備協会一覧

(令7.5.1現在)

都道府県協会名	郵便番号	所在地	電話番号
(一社) 北海道消防設備協会	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西5-1-4 大樹生命札幌共同ビル3階	011 (205) 5951
(一社) 青森県消防設備保守協会	030-0113	青森県青森市第二問屋町4-11-6 計量検定グループ庁舎2階	017 (757) 8220
(一財) 岩手県防災保安協会	020-0866	岩手県盛岡市本宮6-34-55	019 (631) 1625
(一社) 宮城県消防設備協会	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館2階	022 (223) 3650
(一社) 秋田県消防設備協会	010-0001	秋田県秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館内	018 (835) 5880
(一社) 山形県消防設備協会	990-2492	山形県山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁本庁舎1階	023 (629) 8477
(一社) 福島県消防設備協会	960-1106	福島県福島市下鳥渡字新町35-1	024 (529) 7120
(一社) 茨城県消防設備協会	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-4-19 茨城県酒造会館内	029 (226) 9611
(一財) 栃木県消防設備保安協会	320-0032	栃木県宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	028 (625) 4611
(一社) 群馬県消防設備協会	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル内	027 (210) 8222
(一社) 埼玉県消防設備協会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-21 高砂武蔵ビル401	048 (864) 8381
(一社) 千葉県消防設備協会	260-0005	千葉県千葉市中央区道場南1-9-15 千葉県電工会館2階	043 (306) 3871
(公財) 東京防災救急協会	102-0083	東京都千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎内	03 (3556) 3700
(一財) 神奈川県消防設備安全協会	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町1 シルクセンター4階408号室	045 (201) 1908
(一財) 新潟県消防設備協会	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ内	025 (284) 2420
(一財) 富山県消防設備保守協会	939-8201	富山県富山市花園町4-5-20 富山県防災センター内	076 (422) 1135
(一社) 石川県消防設備協会	920-8203	石川県金沢市鞍月2-3 石川県鉄工会館3階	076 (282) 9144
(一社) 福井県防災安全協会	910-0003	福井県福井市松本3-16-10 福井県福井合同庁舎5階	0776 (27) 3760
(一社) 山梨県消防設備協会	400-0851	山梨県甲府市住吉1-1-11 山梨県電気会館内	055 (223) 0119
(一社) 長野県消防設備協会	380-0936	長野県長野市中御所岡田178-2 長野ターミナル会館1階	026 (217) 3119
(一財) 岐阜県消防設備協会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良3-11-6 岐阜県防災交流センター内	058 (277) 7175
(一財) 静岡県消防設備協会	420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル内	054 (252) 5541
(一財) 愛知県消防設備安全協会	453-0016	愛知県名古屋市中村区竹橋町36-31 3階	052 (452) 0710
(一財) 三重県消防設備安全協会	514-0002	三重県津市島崎町314 三重県島崎会館2階	059 (226) 8726
(一社) 滋賀県防火保安協会連合会	520-0044	滋賀県大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館2階	077 (521) 3921
(一社) 京都消防設備協会	604-0932	京都府京都市中京区寺町通二条下る妙満寺前町450 京都共済消防会館内	075 (231) 7601
(一財) 大阪府消防防災協会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階	06 (6943) 7654
(一社) 兵庫県消防設備保守協会	651-0084	兵庫県神戸市中央区磯辺通3-1-2 大和地所三宮ビル4階	078 (894) 3303
(一社) 奈良県防災安全協会	630-8115	奈良県奈良市大宮町七丁目2番5号 田村ビル501号	0742 (81) 9788
(公財) 和歌山県消防設備保守協会	640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町52 南方ビル3階	073 (402) 2657
(一社) 鳥取県消防設備協会	680-0842	鳥取県鳥取市吉方183-4 佐竹ビル2	0857 (26) 5165
(一社) 島根県消防設備協会	690-0061	島根県松江市白潟本町13-4 大樹生命松江ビル3階	0852 (28) 7305
(一社) 岡山県消防設備協会	703-8278	岡山県岡山市中区古京町1-1-17 岡山県備前県民局古京庁舎内	086 (272) 9988
(一財) 広島県消防設備協会	730-0037	広島県広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ7階	082 (243) 2002
(一財) 山口県消防設備協会	753-0021	山口県山口市桜島3-2-1 山口県宮野庁舎2階	083 (923) 7778
(一財) 徳島県消防設備協会	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-14 沖洲マリンターミナルビル1階	088 (679) 8351
(一社) 香川県消防設備協会	760-0018	香川県高松市天神前5-30 高松市上下水道工事業協同組合ビル内	087 (833) 4797
(一財) 愛媛県消防設備協会	790-0811	愛媛県松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2階	089 (996) 7141
(一社) 高知県消防設備協会	780-8031	高知県高知市大原町87-8 高知県設備会館4階	088 (856) 8211
(一財) 福岡県消防設備安全協会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前4-13-18 CIRCLES音ノ葉博多7階	092 (409) 7936
(一社) 佐賀県消防設備安全協会	849-0925	佐賀県佐賀市八丁畷町11-8 電気工事会館内	0952 (30) 2190
(一財) 長崎県消防設備協会	850-0027	長崎県長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階	095 (827) 4756
(一社) 熊本県消防設備協会	862-0976	熊本県熊本市中央区九品寺1-11-4 熊本県教育会館内	096 (371) 1454
(一財) 大分県消防設備安全協会	870-0023	大分県大分市長浜町2-12-10 昭栄ビル4階	097 (537) 3125
(一財) 宮崎県消防設備協会	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東2-7-18 大淀開発ビル3階	0985 (27) 7348
(一社) 鹿児島県消防設備安全協会	892-0854	鹿児島県鹿児島市長田町1-16 NSビル3階	099 (226) 1780
(一社) 沖縄県消防設備協会	900-0012	沖縄県那覇市泊3-1-26	098 (943) 5574

第10-2表 消防防災事業団体一覧

(令7.5.1現在)

事業団体名	郵便番号	所在地	電話番号
(公財) 札幌市防災協会	003-0023	札幌市白石区南郷通6-北2-1 札幌市民防災センター内	011 (861) 1211
(公社) 仙台市防災安全協会	981-0933	仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台ビル3階	022 (271) 1211
(公社) さいたま市防火安全協会	330-0834	さいたま市大宮区天沼町1-893 さいたま市防災センター内2階	048 (640) 3011
(公財) 千葉市防災普及公社	261-0004	千葉市美浜区高洲4-1-16	043 (248) 7788
(公財) 東京防災救急協会	102-0083	千代田区麴町1-12 東京消防庁麴町合同庁舎内	03 (3556) 3700
(公社) 横浜市防火防災協会	232-0064	横浜市南区別所1-15-1 BML横浜ビル2階	045 (714) 0920
(公財) 川崎市消防防災指導公社	210-0846	川崎市川崎区小田7-3-1 川崎市南部防災センター内	044 (366) 8721
(公社) 相模原市防災協会	252-0239	相模原市中央区中央2-2-15 相模原市消防指令センター内	042 (753) 9971
(一財) 京都市防災協会	601-8445	京都市南区西九条菅田町7 京都市市民防災センター内	075 (662) 1849
(一財) 大阪市消防振興協会	550-0002	大阪市西区江戸堀1-24-18	06 (6459) 1451
(一財) 神戸住環境整備公社防災講習センター	653-8768	神戸市長田区二葉町5-1-32 新長田合同庁舎8階	078 (647) 9999
(一財) 広島市都市整備公社 (防災部)	739-1743	広島市安佐北区倉掛2-33-1	082 (843) 0918

11 保 険

第11－1表 消防設備業総合保険加入実績

(保険料単価：千円)

保険 期間	A型（保守）		B型（工事）		C型（労災上乘）		D型（消防訓練）		旧E型（傷・所得）		F型（パソコン）		G型（防犯）		J型（サイバー）		PS型（販売）		業務災害		保険料 総額 (A+B+C+D+ E+F+PS)
	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	加入企 業数	保険料 合 計	
1995～ 2001	23,480	974,768	8,007	547,084	1,284	59,369	504	7,821	1,353	14,765	17	590	0	0	0	0	496	2,773	0	0	1,607,170
02	4,221	184,234	1,214	69,427	159	7,800	179	2,699	179	4,631	12	307	-	-	0	0	87	402	0	0	269,500
03	4,317	185,374	1,251	71,190	163	8,464	196	3,122	0	0	12	331	106	626	0	0	93	468	0	0	269,499
04	4,449	186,978	1,291	72,111	169	8,637	199	3,134	0	0	13	337	109	632	0	0	95	469	0	0	269,577
05	4,534	190,404	1,337	73,802	179	9,687	213	3,365	0	0	20	549	331	2,121	0	0	91	568	0	0	272,297
06	4,663	198,595	1,399	82,990	178	9,443	237	3,743	0	0	23	616	361	2,504	0	0	96	603	0	0	280,496
07	4,685	204,684	1,471	96,827	175	9,405	255	4,159	0	0	25	727	390	2,759	0	0	101	687	0	0	298,496
08	4,679	224,405	1,548	111,450	134	6,370	268	4,370	0	0	33	1,015	383	2,790	0	0	112	771	0	0	351,171
09	4,753	231,814	1,589	118,741	116	5,539	278	4,621	0	0	29	858	403	3,286	0	0	115	749	0	0	365,608
10	4,760	236,591	1,615	113,898	119	5,622	290	4,959	0	0	25	802	404	3,917	0	0	125	759	0	0	365,608
11	4,822	238,078	1,672	119,419	112	5,390	294	5,154	0	0	28	825	423	4,437	0	0	138	791	0	0	366,548
12	4,807	240,465	1,709	130,972	118	5,656	304	5,276	0	0	32	1,025	439	4,796	0	0	149	940	0	0	374,094
13	4,797	243,149	1,776	138,742	114	6,268	320	5,604	0	0	32	1,007	438	4,916	0	0	154	979	0	0	389,130
14	4,791	248,153	1,815	148,208	115	6,748	348	6,033	0	0	34	1,052	435	5,084	0	0	163	1,029	0	0	400,665
15	4,751	253,230	1,827	158,639	117	6,826	377	6,651	0	0	34	1,171	442	5,318	0	0	173	1,212	0	0	416,307
16	4,723	258,849	1,865	170,548	120	6,834	376	6,751	0	0	38	1,283	453	5,807	0	0	171	1,140	0	0	433,047
17	4,730	266,364	1,900	184,415	125	7,292	390	7,159	0	0	39	1,279	469	6,241	0	0	171	1,050	0	0	473,800
18	4,672	268,884	1,919	197,822	108	6,992	388	7,224	0	0	0	0	461	6,187	27	1,411	163	995	47	2,856	492,371
19	4,667	279,820	1,961	214,883	74	5,144	400	7,569	0	0	0	0	474	6,629	26	1,442	163	929	85	7,138	523,554
20	4,606	290,393	1,964	216,699	62	4,389	406	7,641	0	0	0	0	492	6,861	33	1,718	166	891	89	9,863	538,455
21	4,570	295,265	1,971	219,647	61	4,439	408	7,497	0	0	0	0	501	7,014	32	1,719	171	961	96	10,717	547,260
22	4,493	298,758	1,950	218,307	55	3,957	412	7,584	0	0	0	0	505	7,092	41	2,178	171	889	97	11,260	550,025
23	4,446	306,010	1,959	236,671	55	4,314	416	7,748	0	0	0	0	509	7,229	50	2,590	170	951	106	11,909	577,422
24	4,393	312,649	1,967	261,021	54	4,511	417	7,837	0	0	0	0	515	7,380	59	3,139	167	998	110	13,360	610,896

(注) 2 C型は95年10月1日、PS型は96年10月1日、D・E型は98年10月1日、F型は2000年10月1日、G型は03年10月1日から開始。旧E型は03年10月1日より個人保険に移行。F型は18年10月1日をもって取扱中止。J型と業務災害は18年10月1日から取扱開始。

第4章 | 定款その他関係資料

1	一般財団法人 日本消防設備安全センター定款	163
2	役員等名簿.....	172
3	賛助会員名簿.....	179
4	組織図及び事務局各部等分掌事務.....	181
5	決算の推移.....	184

1 一般財団法人日本消防設備安全センター定款

制定 平成25年4月1日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本消防設備安全センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消防防災の用に供する設備等の品質管理、設置及び維持管理の適正化並びに消防防災に関する基礎的な調査研究を行うとともに、火災予防思想の普及啓発に努めることによって、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、財産の被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災技術者の養成のための研修及び講習
- (2) 消防防災用設備機器等の認定、評定、評価、推奨等
- (3) 消防防災に関連した情報通信システムの調査、設計及び監理
- (4) 消防防災に係る国際協力
- (5) 消防防災に関する調査研究、調査研究等への助成及び技術開発の推進
- (6) 消防法令に関する違反是正の支援
- (7) 防火防災意識の啓発及び普及
- (8) 消防防災関係団体等への助言及び情報提供
- (9) 前各号の事業に附帯する事業及び前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産とする。

第4章 定款その他関係資料

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評 議 員

(評議員)

第10条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が2百万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、前項に規定する報酬のほかに、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長又は専務理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を報告した場合において、当該事項の評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から議長が指定した評議員1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項に定める理事以外の理事のうち1名を常務理事、1名を執行理事とすることができる。
- 4 第2項の理事長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、前項の常務理事及び執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の

合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。
- また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して、業務を総括執行する。
- 4 常務理事及び執行理事は、理事長及び専務理事を補佐して、業務を分担執行する。
- 5 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事が他の理事の任期の途中で新しく選任された場合、新しく選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の理事の任期と同じとする。

（役員の解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、前項に規定する報酬等のほかに、その職務を行うために要する費用を支

払うことができる。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から同法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員（同法同条同項第2号ロに規定する外部理事及び同法第198条で準用する同法第115条第1項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限度とする契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、前項の最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事、常務理事及び執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該案件について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会 員

(会員)

第37条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者で、毎年所定の賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関する必要な事項は理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 会長、顧問及び事務局等

(会長)

第42条 この法人に、必要に応じ、会長を置くことができる。

2 会長は、理事会の選定を受けて、理事長が委嘱する。

3 会長は、理事長の諮問に応じ、この法人の運営の基本に関する事項について意見を述べることができる。

(顧問)

第43条 この法人に、必要に応じ、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の選定を受けて、理事長が委嘱する。

3 顧問は、特定の事項について理事長の諮問に応ずる。

(会長及び顧問の任期)

第44条 会長及び顧問の任期は、2年以内とし、その期限を明示するものとする。

(委員会)

第45条 この法人は、理事長の諮問に応じるため、必要に応じ、委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

第12章 補 則

(実施細則)

第47条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(準拠法)

第48条 この定款に定めのない事項は、法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、襲田正徳及び長澤良治とする。

2 役員等名簿

(1) 役員

① 現行役員

令和7年9月12日現在
(五十音順)

役 名	氏 名	役 職 名
〔理 事 長〕	西 藤 公 司	
〔専務理事〕	鈴 木 康 幸	
〔常務理事〕	青 木 浩	
〔執行理事〕	板 東 正 樹	
〔理 事〕	安 藤 俊 雄	都道府県消防設備協会連絡協議会会長 (公財) 東京防災救急協会理事長
	板 倉 秀 樹	(一社) 全国消防機器協会会長 (一社) 日本火災報知機工業会会長
	稲 垣 隆 司	都道府県消防設備協会連絡協議会副会長 (一財) 愛知県消防設備安全協会理事長
	岡 村 武 士	(一社) 全国消防機器協会副会長 (一社) 日本消火装置工業会会長
	小 西 一 功	消防防災事業団体連絡協議会会長 (一財) 大阪消防振興協会理事長
	土 橋 律	東京理科大学創域理工学研究科国際火災科学専攻教授
	鳴 田 謙 二	全国消防長会事務総長
	初 田 和 弘	(一社) 全国消防機器協会副会長 (一社) 日本消火器工業会会長
	林 明	消防設備協会九州ブロック連絡協議会会長 (一社) 熊本県消防設備協会会長
	松 田 浩	東北・北海道消防設備協会連絡協議会会長 (一社) 山形県消防設備協会会長
	小 野 修	(一社) 東京防災設備保守協会理事長
	菊 池 信	(一社) 全国避難設備工業会会長
〔監 事〕		

② 歴代常勤理事

役 名	氏 名	就任年月	退任年月
理 事 長	山 崎 達 三	昭和50年 8 月	昭和55年 6 月
	熊 野 陽 平	昭和55年 6 月	昭和59年 6 月
	曾 根 晃 平	昭和59年 6 月	昭和63年 6 月
	花 塚 辰 夫	昭和63年 6 月	平成 2 年 6 月
	山 越 芳 男	平成 2 年 6 月	平成14年 1 月
	成 瀬 宣 孝	平成14年 2 月	平成18年11月
	朝 日 信 夫	平成18年12月	平成20年 6 月
	長 澤 純 一	平成20年 7 月	平成24年 6 月
	襲 田 正 徳	平成24年 6 月	平成27年 7 月
	原 田 正 司	平成27年 8 月	平成30年 8 月
	門 山 泰 明	平成30年 8 月	令和 3 年 7 月
	北 崎 秀 一	令和 3 年 8 月	令和 5 年 6 月
常 務 理 事	青 山 満 夫	昭和50年 8 月	昭和55年10月
	本 田 行 世	昭和55年10月	昭和59年 6 月
	浮 須 誠	昭和59年 6 月	平成 2 年 3 月
	梶 原 勝 美	平成 2 年 4 月	平成 4 年 3 月
	沓 拔 覚	平成 4 年 4 月	平成12年11月
	磐 城 博 司	平成12年12月	平成14年 1 月
	小 林 弘 明	平成14年 2 月	平成15年 3 月
専 務 理 事	藤 原 利 紘	平成15年 4 月	平成17年 9 月
	東 尾 正	平成17年11月	平成18年 9 月
	武 田 文 男	平成18年10月	平成20年 6 月
	佐 野 忠 史	平成20年 6 月	平成23年12月
	長 澤 良 治	平成24年 1 月	平成27年 3 月
	木 原 正 則	平成27年 4 月	令和 4 年10月
	平 口 愛一郎	令和 4 年11月	令和 6 年10月
理 事 (技術担当)	村 上 保 富	平成 4 年 6 月	平成 7 年 6 月
常務理事 (技術担当)	藤 田 眞 一	平成 7 年 6 月	平成10年 6 月
	大 熊 順 三	平成10年 6 月	平成15年 6 月
	小 林 茂 昭	平成15年 6 月	平成20年 3 月
	齋 藤 隆 雄	平成20年 4 月	平成25年 6 月
	木 原 正 則	平成25年 7 月	平成27年 3 月
執 行 理 事	徳 留 壽 一	平成27年 4 月	令和 3 年 3 月
	長 澤 良 治	平成21年 7 月	平成23年12月

役 名	氏 名	就任年月	退任年月
執 行 理 事	重 松 秀 行	平成24年 1 月	平成29年 3 月
	福 元 幸 徳	平成29年 4 月	令和 1 年 6 月
	杉 原 隆 光	令和 1 年 7 月	令和 4 年 6 月
	田 中 経 康	令和 4 年 6 月	令和 6 年 6 月

③ 歴代非常勤役員

役 名	氏 名	就任年月	退任年月
理 事（非常勤）	菅 原 進 一	平成14年 6 月	令和 6 年 6 月
	北 爪 敬 治	平成25年 6 月	平成29年 6 月
	岡 武 男	平成25年 6 月	平成30年 6 月
	橋 爪 毅	平成25年 6 月	令和 3 年 6 月
	遠 山 榮 一	平成25年 6 月	令和 6 年 6 月
	深 田 一 政	平成25年 9 月	平成28年 6 月
	金 城 稔	平成26年 6 月	平成28年 6 月
	鶴 田 勝 重	平成26年 6 月	平成28年 6 月
	八 木 健 眞	平成26年 6 月	平成28年 6 月
	新 井 雄 治	平成27年 7 月	平成29年 7 月
	須 貝 俊 司	平成28年 6 月	平成29年 6 月
	稲 垣 隆 司	平成28年 6 月	平成30年 6 月
	瀬 谷 利 雄	平成28年 6 月	平成30年 6 月
	目 黒 丈 雄	平成28年 6 月	平成30年 6 月
	金 森 賢 治	平成29年 6 月	令和 7 年 6 月
	北 村 吉 男	平成29年 9 月	令和 1 年 6 月
	坂 野 恵 三	平成29年 9 月	令和 1 年 7 月
	和 田 健 義	平成30年 6 月	令和 1 年 7 月
	志 賀 義 平	平成30年 6 月	令和 2 年 7 月
	西 野 正 則	平成30年 6 月	令和 2 年 7 月
	藤 井 茂 樹	平成30年 6 月	令和 5 年 7 月
	松 川 茂 夫	令和 1 年 8 月	令和 3 年 6 月
	竹 本 卓	令和 1 年 8 月	令和 1 年11月
	吉 田 敏 治	令和 1 年 8 月	令和 6 年 6 月
	枇 島 繁 實	令和 1 年12月	令和 2 年 7 月
	稲 垣 隆 司	令和 2 年 7 月	令和 4 年 6 月
	佐 藤 佳 生	令和 2 年 7 月	令和 4 年 6 月

役 名	氏 名	就任年月	退任年月
理 事（非常勤）	藤 沢 一 三	令和2年7月	令和4年6月
	伊 藤 龍 典	令和3年6月	令和7年6月
	高 橋 淳	令和3年7月	令和5年6月
	野 呂 潤	令和4年6月	令和5年7月
	岩 永 堅之進	令和4年6月	令和6年1月
	永 井 健 三	令和4年6月	令和6年9月
	千 葉 進	令和5年8月	令和6年9月
	村 上 研 一	令和5年8月	令和7年6月
監 事（非常勤）	矢 野 正 剛	平成22年6月	平成28年6月
	佐 藤 直 記	平成24年6月	平成30年6月
	深 田 一 政	平成28年6月	平成29年6月
	鈴 木 毅	平成29年9月	平成30年4月
	伊 東 祐 次	平成30年5月	令和2年7月
	西 村 隆 明	平成30年6月	令和6年6月

(2) 評議員

令和7年9月12日現在
(五十音順)

① 現行評議員

氏 名	役 職 名
池 上 三喜子	(公財) 市民防災研究所理事
市 川 博 三	全国消防長会会長 東京消防庁消防総監
井 上 光 啓	四国消防設備協会連絡協議会会長 (一社) 高知県消防設備協会会長
白 井 潔	(一社) 全国消防機器販売業協会理事長
小 林 恭 一	元東京理科大学総合研究院教授
財 津 裕 真	(一社) 日本消防ホース工業会会長
齊 藤 鉄 也	関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会会長 (一社) 山梨県消防設備協会会長
齊 藤 浩	消防防災事業団体連絡協議会副会長 (一財) 広島市都市整備公社常務理事
佐々木 敦 朗	(一財) 救急振興財団理事長 元消防庁長官
白 石 一 広	消防防災事業団体連絡協議会副会長 (公財) 千葉市防災普及公社理事長
城 田 伸 夫	中国地区消防設備協会連絡協議会会長 (一財) 広島県消防設備協会理事長
杉 藤 崇	(一財) 日本建築防災協会理事長
高 津 昇	消防設備協会近畿ブロック連絡協議会会長 (一財) 大阪府消防防災協会理事長
流 友 之	(一社) 日本損害保険協会業務企画部長
新 野 拓 二	損害保険料率算出機構理事
日 向 勇 美	(一社) 日本消防ポンプ協会会長
森 田 勉	(一社) 日本消防放水器具工業会会長

② 歴代評議員

役 名	氏 名	就任年月	退任年月
評 議 員	金 子 満	平成25年 4 月	平成29年 6 月
	鈴 木 正 明	平成25年 4 月	平成29年 6 月
	田 島 正 登	平成25年 6 月	平成28年 3 月
	今 本 武	平成25年 6 月	平成28年 6 月
	小 口 泰 史	平成25年 6 月	平成28年 6 月
	菊 池 信	平成25年 6 月	令和 2 年 6 月
	大 江 秀 敏	平成25年 9 月	平成27年 9 月
	神 田 重 信	平成26年 5 月	平成30年10月
	竹 森 久 男	平成26年 6 月	平成28年 6 月
	稲 垣 隆 司	平成26年 6 月	平成28年 6 月
	西 野 正 則	平成26年 6 月	平成30年 6 月
	尾 上 和 宜	平成26年 8 月	平成30年 7 月
	白 岩 強	平成27年 6 月	平成29年 5 月
	上 関 克 也	平成27年 9 月	平成29年 6 月
	高 橋 淳	平成27年 9 月	平成29年 7 月
	和 田 雅 巳	平成27年 9 月	令和 1 年 7 月
	梶 岡 正 一	平成28年 5 月	令和 3 年 6 月
	金 城 稔	平成28年 6 月	平成29年10月
	猿 田 五知夫	平成28年 6 月	平成30年 6 月
	中 尾 昭 一	平成28年 6 月	平成30年 6 月
	村 上 善 一	平成28年 6 月	令和 3 年 6 月
	中 村 浩 士	平成29年 6 月	令和 1 年 5 月
	氏 家 英 喜	平成29年 6 月	令和 1 年 6 月
	河 野 栄	平成29年 6 月	令和 3 年 6 月
	中 島 正 博	平成29年 6 月	令和 7 年 6 月
	村 上 研 一	平成29年 9 月	平成31年 3 月
	和 田 健 義	平成29年12月	平成30年 6 月
	稲 垣 隆 司	平成30年 6 月	令和 2 年 6 月
	梅 澤 將 明	平成30年 6 月	令和 2 年 6 月
	目 黒 丈 雄	平成30年 6 月	令和 2 年 6 月
	黒 田 和 夫	平成30年 6 月	令和 2 年 6 月
	市 川 泰 彦	平成30年 7 月	令和 2 年 7 月
	石 崎 和 志	平成30年11月	令和 6 年 3 月

第4章 定款その他関係資料

役 名	氏 名	就任年月	退任年月
評 議 員	安 藤 俊 雄	令和1年6月	令和3年3月
	鷺 尾 成 行	令和1年6月	令和3年6月
	石 塚 正 徳	令和1年8月	令和4年6月
	宇田川 智 弘	令和2年7月	令和3年6月
	栴 島 繁 實	令和2年7月	令和3年10月
	菊 池 正 敏	令和2年7月	令和4年6月
	永 井 健 三	令和2年7月	令和4年6月
	西 野 正 則	令和2年7月	令和5年7月
	松 本 隆	令和2年8月	令和7年6月
	斉 藤 浩	令和3年6月	令和5年3月
	清 水 洋 文	令和3年6月	令和5年3月
	白 岩 強	令和3年6月	令和5年5月
	横 井 亮	令和3年6月	令和5年5月
	佐々木 修	令和3年6月	令和6年6月
	岩 永 堅之進	令和4年3月	令和4年6月
	稲 垣 隆 司	令和4年6月	令和6年9月
	黒 澤 麻 志	令和4年6月	令和6年9月
	鶴 田 勝 重	令和4年6月	令和6年9月
	兼 卷 重 義	令和4年6月	令和7年3月
	金 山 健 三	令和5年5月	令和6年3月
	吉 田 義 実	令和5年5月	令和7年7月
	中 村 浩 士	令和5年8月	令和7年6月
	中 尾 昭 一	令和6年9月	令和7年6月

(注) 歴代非常勤理事、監事及び評議員については平成27年8月以降在任の方を掲載。

3 賛助会員名簿

令和7年8月1日現在

会 員 名	代 表 者
セコム株式会社	吉 田 保 幸
ニッタン株式会社	板 倉 秀 樹
日本フェンオール株式会社	中 野 誉 将
能美防災株式会社	長谷川 雅 弘
ホーチキ株式会社	細 井 元
パナソニック株式会社エレクトリックワークス社	大 瀧 清
三興化工機株式会社	廣 瀬 攻
日本ドライケミカル株式会社	亀 井 正 文
株式会社初田製作所	初 田 和 弘
三津浜工業株式会社	富 岡 陽
モリタ宮田工業株式会社	中 川 龍太郎
ヤマトプロテック株式会社	乾 雅 俊
トーハツ株式会社	日 向 勇 美
株式会社シバウラ防災製作所	上 條 哲 男
株式会社モリタ	中 島 正 博
株式会社立売堀製作所	森 田 勉
エア・ウォーター防災株式会社	酒 井 勇 次
株式会社コーアツ	橋 爪 毅
株式会社三東工業所東京店	川 崎 憲 夫
千住スプリングラー株式会社	長谷川 友 秀
中央理化工業株式会社	岡 卓 也
一般社団法人東京防災設備保守協会	小 野 修
深田工業株式会社	深 田 史 朗
芦森工業株式会社	財 津 裕 真
櫻護謨株式会社	中 村 浩 士
帝国繊維株式会社	白 岩 強
東京サイレン株式会社	石 川 裕 一
オリロー株式会社	今 井 正 幸
株式会社消防科学研究所	菊 池 信
株式会社タカオカ	孝 岡 正 久
トーヨー消火器工業株式会社	小 池 秀 太
株式会社赤尾	赤 尾 隆
株式会社重松製作所	重 松 宣 雄
東京都消防設備協同組合	堀 川 正 弘
一般社団法人日本照明工業会	熊 澤 龍 也
日本防災設備協同組合	水 落 洋 一
富士変速機株式会社	市 原 英 孝
一般社団法人北海道消防設備協会	下 出 元 明
一般社団法人青森県消防設備保守協会	千 葉 進
一般財団法人岩手県防災保安協会	岩 野 法 光
一般社団法人宮城県消防設備協会	櫻 井 勝 雄
一般社団法人秋田県消防設備協会	深 澤 功

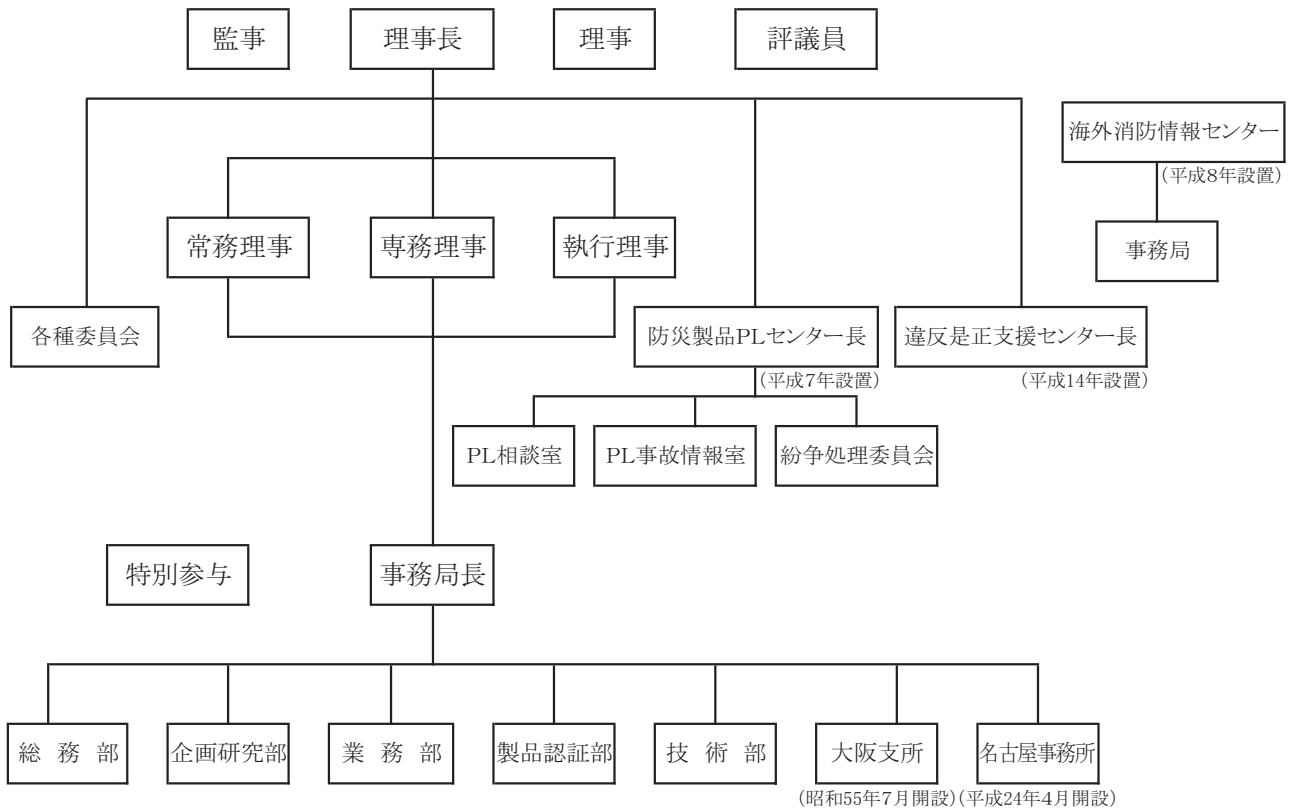
会 員 名	代 表 者
一般社団法人山形県消防設備協会	松 田 浩
一般社団法人福島県消防設備協会	山 田 賢 一
一般社団法人茨城県消防設備協会	入 江 元
一般財団法人栃木県消防設備保安協会	和 田 均
一般社団法人群馬県消防設備協会	唐 鎌 秀 夫
一般社団法人埼玉県消防設備協会	梅 澤 將 明
一般社団法人千葉県消防設備協会	松 本 好 司
公益財団法人東京防災救急協会	安 藤 俊 雄
一般財団法人神奈川県消防設備安全協会	黒 澤 麻 志
一般財団法人新潟県消防設備協会	横 山 晃 大
一般財団法人富山県消防設備保守協会	鹿 熊 正 一
一般社団法人石川県消防設備協会	長 野 幸 浩
一般社団法人福井県防災安全協会	岩 崎 新
一般社団法人山梨県消防設備協会	齊 籐 鉄 也
一般社団法人長野県消防設備協会	藤 沢 一 三
一般財団法人岐阜県消防設備協会	白 井 潔
一般財団法人静岡県消防設備協会	鈴 木 文 三
一般財団法人愛知県消防設備安全協会	稲 垣 隆 司
一般財団法人三重県消防設備安全協会	矢 野 正 剛
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会	家 森 茂 樹
一般社団法人京都消防設備協会	瀧 中 昇
一般財団法人大阪府消防防災協会	高 津 昇
一般社団法人兵庫県消防設備保守協会	小 塩 健 治
一般社団法人奈良県防災安全協会	福 井 清 紀
公益財団法人和歌山県消防設備保守協会	土 井 深
一般社団法人鳥取県消防設備協会	山 下 竜 一
一般社団法人島根県消防設備協会	出 雲 正 樹
一般社団法人岡山県消防設備協会	野 村 信 一
一般財団法人広島県消防設備協会	城 田 伸 夫
一般財団法人山口県消防設備協会	川 村 秀 樹
一般財団法人徳島県消防設備協会	鶴 田 勝 重
一般社団法人香川県消防設備協会	柘 植 敏 秀
一般財団法人愛媛県消防設備協会	鹿 島 茂 行
一般社団法人高知県消防設備協会	井 上 光 啓
一般財団法人福岡県消防設備安全協会	竹 本 卓
一般社団法人佐賀県消防設備安全協会	野 津 昌 彦
一般財団法人長崎県消防設備協会	梁 瀬 正 輝
一般社団法人熊本県消防設備協会	林 明
一般財団法人大分県消防設備安全協会	都 築 員 守
一般財団法人宮崎県消防設備協会	島 田 博 良
一般社団法人鹿児島県消防設備安全協会	中 園 勝 彦
一般社団法人沖縄県消防設備協会	喜 瀬 啓 二
公益財団法人札幌市防災協会	村 井 広 樹

第4章 定款その他関係資料

会 員 名	代 表 者
公益社団法人仙台市防災安全協会	藤 崎 三郎助
公益社団法人さいたま市防火安全協会	有 山 佳 男
公益財団法人千葉市防災普及公社	白 井 一 広
公益社団法人横浜市防火防災協会	鈴 木 正 光
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	原 田 俊 一
公益社団法人相模原市防災協会	小 川 喜 平
一般財団法人京都市防災協会	川 中 長 治
一般財団法人大阪消防振興協会	小 西 一 功
一般財団法人神戸住環境整備公社	碓 永 信 幸
一般財団法人広島市都市整備公社	油 野 裕 和
株式会社JVCケンウッド	江 口 祥一郎
株式会社国際電気	佐久間 嘉一郎
株式会社富士通ゼネラル	増 田 幸 司
パナソニックコネクト株式会社	樋 口 泰 行
アイコム株式会社	井 上 徳 造
アルインコ株式会社	小 林 宣 夫
株式会社CSR	高 梨 和 芳
東京システム特機株式会社	吉 田 健太郎
損害保険ジャパン株式会社	石 川 耕 治
東京海上日動火災保険株式会社	城 田 宏 明
三井住友海上火災保険株式会社	原 典 之

4 組織図及び事務局各部等分掌事務

(1) 組織図



(2) 事務局各部等分掌事務

令和7年8月1日

部等	分 掌 事 務
総務部	(1) 公印の保管に関すること。 (2) 秘書事務に関すること。 (3) 理事会及び評議員会に関すること。 (4) 組織並びに役職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (5) 諸規程の制定及び改廃に関すること。 (6) 文書の授受、発送、編集及び保存に関すること。 (7) 業務の総合調整に関すること。 (8) 事業計画及び予算の作成に関すること。 (9) 決算及び財務諸表の作成に関すること。 (10) 会計に関すること。 (11) 財産及び物品の管理に関すること。 (12) 広報に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。） (13) 他の部の所掌に属さない業務に関すること。
企画研究部	(1) 消防防災に関する調査、研究（国その他の団体からの委託に係るものを含む。以下「調査、研究」において同じ。）及び相談業務に関すること。 (2) 消防防災設備、消防防災のあり方等の企画、開発に関する調査、研究及び相談等に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。） (3) 消防機器の国際標準化に関すること。 (4) 消防防災に関する外国との情報、技術等の交換及び消防関係者の交流に関すること。 (5) 政府開発援助（ODA）に係る消防案件についての調査、実施促進その他のコンサルタント業務及び国際消防技術協力業務に関すること。 (6) 消防防災に関する海外援助活動に関すること。 (7) 諸外国、特に開発途上国における消防事情の調査に関すること。 (8) 住宅防火対策の推進に関すること。 (9) 住宅用防災機器等の推奨に関すること。 (10) 違反是正支援センターの事務に関すること。 (11) 防災製品PLセンターの事務に関すること。 (12) 海外消防情報センター事務局の事務に関すること。 (13) 機関誌の発行に関すること。 (14) 他の消防関係研究機関との連絡調整に関すること。 (15) 調査研究用資料等の収集、整理及び保管に関すること。 (16) 消防防災情報通信システム等に関する助言及び情報提供に関すること。
業務部	(1) 消防設備点検資格者講習及び再講習の実施並びに消防設備点検資格者免状の交付に関すること。 (2) 防火対象物点検資格者講習及び再講習の実施並びに防火対象物点検資格者免状の交付に関すること。 (3) 自衛消防業務講習及び再講習の実施並びに自衛消防業務講習修了証の交付に関すること。 (4) 防災管理点検資格者講習及び再講習の実施並びに防災管理点検資格者免状の交付に関すること。 (5) 消防設備士講習の実施及び消防設備士講習修了証の交付に関すること。 (6) 可搬消防ポンプ等整備資格者講習及び再講習の実施並びに可搬消防ポンプ等整備資格者免状の交付に関すること。

部等	分 掌 事 務
業 務 部	(7) 消防用設備等点検報告制度及び点検済表示制度の推進に関すること。 (8) 都道府県消防設備協会等に対する育成指導、連絡、情報の収集等に関すること。 (9) 都道府県消防設備協会等連絡議会の運営に関すること。 (10) 消防防災事業団体等に対する育成指導、連絡、情報の収集等に関すること。 (11) 消防設備保守関係功労者等の表彰に関すること。 (12) 消防設備業総合保険、消防設備共済及び防災製品PL総合補償制度等の普及促進に関すること。 (13) 消防用設備等の保守技術の研究、開発及び普及に関すること。 (14) 消防用設備等に関する刊行物等の作成及び頒布に関すること。 (15) 業務部の所掌に属する消防防災に関する調査及び研究に関すること。
製 品 認 証 部	(1) ISO/IEC17065の実施の基本に関すること。 (2) 消防防災設備等の認定（技術部の分掌に関する業務を除く。）に関すること。 (3) 製品認証部に属する消防防災に関する調査及び研究に関すること。
技 術 部	(1) 消防防災用設備等の技術基準に関すること。 (2) 消防防災用設備等の認定に係る試験等に関すること。 (3) 消防防災用設備等の性能評定に関すること。 (4) 特殊消防用設備等に係る評価に関すること。 (5) 防火対象物における消防防災システムの評価に関すること。 (6) 防火対象物に設置するガス系消火設備の評価に関すること。 (7) 地下街の防火・安全計画の評定に関すること。 (8) 災害用トイレ製品・施設及び災害用浄水装置の性能等の情報提供に関すること。 (9) 技術部の所掌に属する消防防災に関する調査及び研究に関すること。
大 阪 支 所	次に掲げる業務のうち、理事長が定めるものを行う。 (1) 消防防災用設備等の認定に係る試験等に関すること。 (2) 消防防災用設備等の性能評定に関すること。 (3) 防火対象物における消防防災システムの評価に関すること。
名 古 屋 事 務 所	次に掲げる業務のうち、理事長が定めるものを行う。 (1) 防火対象物点検資格者講習及び再講習の実施並びに防火対象物点検資格者免状の交付に関すること。 (2) 自衛消防業務講習及び再講習の実施並びに自衛消防業務講習修了証の交付に関すること。 (3) 防災管理点検資格者講習及び再講習の実施並びに防災管理点検資格者免状の交付に関すること。 (4) 消防用設備等に関する刊行物等の作成及び頒布に関すること。 (5) 防火管理研修施設等の管理・運営等に係る委託業務を行う。
違反 是正 支 援 セ ン タ ー	防火対象物における消防法令の違反是正に関する調査、研究及び市町村の消防機関に関する情報提供、相談、広報等の支援事業を行う。
防 災 製 品 P L セ ン タ ー	(1) 防災製品の欠陥により生じた被害に関する相談及び苦情処理並びに紛争解決のための斡旋、仲介等 (2) 防災製品のうち消防車両、装備品、消防用設備等の不具合又は事故及び各種製品に起因す火災事故に関する情報の収受等

5 決算の推移

① 昭和50年度～昭和59年度

収入

(単位：千円)

科 目\年 度	(昭和)50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
基 本 財 産 運 用 収 入	2,003	1,662	29,251	43,602	51,543	61,547	65,364	68,384	70,819	66,353
会 費 収 入	79,500	63,300	59,215	56,960	55,420	29,540	23,048	12,390	12,240	12,719
講 習 事 業 収 入	371,986	432,517	295,738	227,586	179,802	189,115	223,616	202,440	184,613	182,033
認定・評定・情報提供・評価		6,287	11,339	9,683	15,393	38,542	80,111	124,126	122,225	162,844
防 災 通 信 事 業 収 入								8,100	22,697	41,158
刊 行 物 頒 布 収 入	7,168	21,443	22,826	25,836	20,142	38,739	42,649	54,787	50,936	59,734
調査研究受託事業収入									27,687	17,351
住宅防火推進事業収入								14,000		
保 険・共 済 事 業 収 入				652	1,077	1,336	1,593	1,789	2,243	2,575
雑 収 入	780	1,084	844	8,750	1,492	3,088	8,918	1,613	3,632	1,335
借 入 金	25,000			603						
積 立 金 利 息		21,223								
繰 越 金		142,026				11,855	10,042	20,316	25,784	25,086
収 入 合 計	486,437	689,542	419,213	373,672	324,869	373,762	455,341	507,945	522,876	571,188

支出

(単位：千円)

科 目\年 度	(昭和)50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
講 習 事 業 費	96,507	192,973	134,776	91,883	54,551	88,920	99,885	125,148	103,164	105,592
認定・評定・情報提供・評価		6,546	7,973	7,851	14,345	22,547	28,234	39,697	39,492	47,591
防 災 通 信 事 業 費								8,019	16,001	14,793
国 際 協 力 事 業 費						4,163	3,613	5,318	2,806	3,487
刊 行 物 頒 布 費	150	6,414	7,922	7,745	5,259	38,425	37,195	37,327	39,962	42,511
調査研究受託事業費								23,159	27,141	13,224
企 画 研 究 事 業 費	312	4,825	12,488	12,883	9,439	10,016	10,303	9,400	9,996	7,206
保守業務適正化推進		16,665	30,562	26,066	26,712	5,930	15,190	11,701	13,226	14,778
保 険・共 済 事 業 費										
啓 発 広 報 事 業 費		2,295	7,864	9,199	6,644	5,558	5,274	19,098	14,854	14,485
管 理 費	52,141	93,927	122,736	125,206	141,063	159,161	178,331	191,294	215,149	221,453
寄 付 金			5,000							50,000
積 立 金	170,000	373,960	89,892	92,839	55,000	29,000	57,000			
償 還 金	25,301									
支 出 合 計	344,411	689,542	419,213	373,672	313,013	363,720	435,025	470,161	481,791	535,120
収 支 差 額	142,026	0	0	0	11,856	10,042	20,316	37,784	41,086	36,068
正 味 財 産	315,060	568,405	669,186	763,498	830,364	859,954	935,985	988,284	1,005,761	1,018,315

(注) 1. 収入支出科目について、平成4年度以前のものは、平成5年度以降の現行科目に置き換えてある。

2. 平成4年度以前の基本財産運用収入には、余裕資金の運用収入を含む。

② 昭和60年度～平成6年度
収入

(単位：千円)

科 目\年 度	(昭和)60	61	62	63	(平成)元年	2	3	4	5	6
基 本 財 産 運 用 収 入	67,509	68,071	74,159	68,704	78,300	103,032	124,416	103,918	75,220	55,319
会 費 収 入	14,617	14,150	13,900	13,900	13,750	14,900	16,400	17,050	17,100	17,100
講 習 事 業 収 入	257,664	284,395	252,512	242,583	226,662	274,416	299,247	365,036	429,253	403,763
認 定 事 業 収 入	132,759	137,262	180,063	209,873	223,861	259,564	298,999	349,478	329,068	372,951
防 災 通 信 事 業 収 入	84,631	75,781	83,849	68,934	122,971	106,474	117,325	112,092	158,757	198,665
国 際 協 力 事 業 収 入						19,449	12,475	116,814	146,810	85,210
刊 行 物 頒 布 収 入	64,552	87,707	79,780	80,497	80,352	109,039	106,771	129,214	158,260	238,341
調 査 研 究 受 託 事 業 収 入	21,296	46,769	37,782	36,745	20,747	13,639	115,106	32,178	26,139	32,247
住 宅 防 火 推 進 事 業 収 入							86,044	91,442	95,221	99,312
保 険 ・ 共 済 事 業 収 入	2,812	3,220	3,457	3,800	4,589	5,160	5,841	6,617	6,745	7,558
寄 付 金 収 入	4,000									
雑 収 入	2,340	4,050	4,086	5,610	6,607	6,653	368	5,195	39,157	35,625
収 入 合 計	652,180	721,405	729,588	730,646	777,839	912,326	1,182,992	1,329,034	1,481,730	1,546,091

支出

(単位：千円)

科 目\年 度	(昭和)60	61	62	63	(平成)元年	2	3	4	5	6
講 習 事 業 費	157,709	156,938	160,342	151,767	156,645	192,581	187,133	213,453	253,664	254,689
認 定 事 業 費	34,657	37,091	38,999	40,695	43,173	63,724	92,960	112,818	108,234	135,764
防 災 通 信 事 業 費	33,041	16,970	38,237	24,987	59,926	56,988	23,849	32,588	26,276	49,564
国 際 協 力 事 業 費	2,614	3,570	5,273	2,668	2,941	2,200	56,377	49,021	72,598	68,428
刊 行 物 頒 布 費	57,261	73,747	64,299	57,979	65,746	89,417	88,584	100,537	149,700	184,760
調 査 研 究 受 託 事 業 費	13,471	33,100	30,542	28,960	9,754	27,875	36,063	15,506	12,578	15,040
企 画 研 究 事 業 費	4,935	4,691	5,008	6,223	5,703	4,976	4,705	10,795	10,501	11,118
住 宅 防 火 推 進 事 業 費							86,957	83,732	85,071	92,106
保 守 業 務 適 正 化 推 進 事 業	13,008	15,331	16,350	16,806	21,388	17,792	24,486	25,595	24,784	31,365
啓 発 広 報 事 業 費	12,184	11,813	12,842	13,825	14,010	16,581	16,901	22,104	9,523	10,842
管 理 費	224,559	229,915	231,313	250,516	262,411	317,046	363,514	483,538	548,598	557,668
租 税 公 課					2,675	7,825	9,279	16,779		
固 定 資 産 取 得 支 出									11,784	6,023
記 念 事 業 費	4,737	986	2,730			5,219				
支 出 合 計	558,176	584,152	605,935	594,426	644,372	802,224	990,808	1,166,466	1,313,311	1,417,367
収 支 差 額	94,004	137,253	123,653	136,220	133,467	110,102	192,184	162,568	168,419	128,724
正 味 財 産	1,118,255	1,271,099	1,380,485	1,503,853	1,638,229	1,670,480	1,868,633	2,040,315	2,207,855	2,341,267

(注) 1. 収入支出科目について、平成4年度以前のものは、平成5年度以降の現行科目に置き換えてある。
2. 平成4年度以前の基本財産運用収入には、余裕資金の運用収入を含む。

第4章 定款その他関係資料

③ 平成7年度～平成16年度 収入

(単位：千円)

科 目\年 度	(平成) 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
基本財産運用収入	58,214	52,707	44,985	44,935	43,818	25,558	25,864	25,825	24,389	23,755
研究基金運用収入		15,827	15,415	15,680	15,437	15,107	15,555	15,648	15,892	
会費収入	25,000	22,650	22,649	21,500	21,950	28,250	27,450	27,400	25,600	25,150
事業収入								2,471,147	2,710,876	2,137,359
講 習 事 業 収 入	407,932	440,857	449,950	466,069	442,322	459,031	463,070	622,829	992,363	680,094
認 定・評 定・評 価 等	523,892	752,619	797,331	686,937	627,091	683,822	559,108	584,043	583,087	604,757
情 報 通 信 事 業 収 入	363,050	285,092	343,076	229,934	235,111	528,944	346,206	379,347	249,829	283,964
国 際 協 力 事 業 収 入	46,161	34,377	59,517	39,123	12,290	10,511	43,787	54,187	41,519	72,510
刊 行 物 頒 布 収 入	221,500	195,093	214,693	217,841	211,916	187,958	184,720	200,319	231,321	219,258
調査研究受託事業収入	61,108	32,772	41,222	248,216	105,485	65,656	413,726	423,296	427,327	102,039
住宅防火推進事業収入	90,050	93,858	93,559	88,154	84,423	75,122	80,924	71,348	70,952	58,762
違 反 是 正 支 援								114,000	94,000	94,000
保 険・共 済 事 業 収 入	8,468	22,979	24,882	22,216	22,229	21,868	21,947	21,778	20,479	21,974
補助金								5,250	5,250	5,250
負担金（P L）		6,160	5,960	5,960	5,960	5,960	5,770	5,770	5,770	5,770
寄付金収入					2,350	2,700	3,000			
雑収入	38,591	35,230	34,127	25,053	56,758	62,743	70,444	100,095	69,903	156,397
特定資産取崩収入等								164,489	21,811	20,315
当期収入合計						2,170,862	2,258,124	2,815,531	2,879,246	2,389,888
前期繰越収支金差額						136,346	213,742	464,342	528,727	548,651
収入合計	1,843,966	1,974,394	2,150,128	2,129,053	1,888,033	2,307,208	2,471,866	3,279,874	3,407,973	2,938,539

支出

(単位：千円)

科 目\年 度	(平成) 7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
事業費								1,940,495	2,315,916	1,895,533
講 習 事 業 費	258,243	271,579	289,762	299,399	285,199	317,927	301,595	457,871	720,722	523,539
認 定・評 定・評 価 等	224,878	304,073	308,091	265,690	246,330	262,762	208,526	370,483	468,756	488,425
情 報 通 信	118,448	91,851	95,981	82,548	80,715	130,493	124,197	266,353	223,391	239,144
国 際 協 力	50,375	42,745	47,313	31,587	18,122	14,866	45,321	78,295	86,931	101,615
刊 行 物 頒 布 費	191,515	176,363	174,755	185,845	166,414	164,411	152,817	165,416	194,837	189,873
調 査 研 究	34,520	31,402	30,590	174,935	36,314	23,556	274,238	348,749	387,473	122,792
住宅防火推進事業費	90,300	94,047	83,584	80,904	83,255	71,411	75,208	69,770	67,237	57,496
違 反 是 正 支 援 事 業			113,621	97,882	95,903			113,621	97,882	95,903
防災製品P L対策事業費		2,309	2,035	1,973	2,437	1,933	1,539	2,416	3,848	2,653
消 防 防 災 業 務 推 進	29,631	19,479	21,845	21,072	23,067	22,949	23,312	28,412	33,223	40,768
保 険・共 済 事 業 費		22,340	24,678	24,107	23,282	22,212	17,129	23,996	16,438	18,674
啓 発 広 報 等	32,475	13,910	10,614	23,745	12,617	9,805				
消防設備機器研究事業費			15,979	15,723	14,193	15,209	15,200	15,112	15,178	14,649
管理費	647,245	718,043	843,214	802,073	766,696	926,923	765,243	428,143	298,976	280,768
租税公課										
経営安定基金支出								300,000	200,000	100,000
固定資産取得支出	17,625	12,027	33,594	11,916	582	9,006	3,200	50,825	6,385	53,953
研究基金引当資産支出					100,000	100,000		31,683	38,045	43,663
支出合計	1,695,255	1,800,168	1,982,035	2,021,517	1,859,223	2,093,466	2,007,524	2,751,147	2,859,322	2,373,917
当期収支差額						77,396	250,600	64,385	19,924	15,971
次期繰越収支差額	148,711	174,226	168,093	107,536	28,810	213,743	464,342	528,727	548,651	564,622

(注) 科目は、平成16年度によっている。

④ 平成17年度～平成24年度

事業活動収支の部

(単位：千円)

科 目\年 度	(平成)17	18	19	20	21	22	23	24
事業活動収入								
基本財産運用収入	29,845	85,186	177,572	67,260	13,695	5,944	4,988	6,329
特定資産運用収入	19,762	54,320	161,580	37,846	14,420	5,215	81	1,126
会費収入	24,950	24,000	23,400	22,900	20,550	20,350	19,150	18,350
事業収入	2,138,565	2,124,334	1,755,967	1,705,094	2,230,655	2,026,987	1,888,802	2,096,369
講 習 事 業 収 入	536,262	500,276	487,245	587,131	1,048,433	923,334	734,364	796,931
認 定・評 定 等	604,232	617,731	633,984	550,756	483,029	545,333	555,578	562,906
情 報 通 信 事 業	458,764	490,498	306,542	220,720	373,725	277,368	354,046	453,131
国 際 協 力 事 業	68,771	22,611	21,254	33,524	34,913	46,655	33,384	37,164
刊 行 物 頒 布 事 業	203,576	218,322	223,580	229,156	209,456	204,481	178,167	212,465
調 査 研 究 事 業	87,821	110,747	53,553	56,571	53,987	2,100		
保 険 等 手 数 料	22,003	22,390	23,069	27,237	27,113	27,716	27,503	28,013
住 宅 防 火 推 進 事 業	63,135	47,759	6,739					
違 反 是 正 支 援 事 業	94,000	94,000						
防 災 製 品 P L 対 策						5,760	5,760	5,760
寄付金								
補助金・負担金等	10,695	10,260	80,060	69,760	59,760	9,760		
雑収入	81,192	58,878	6,677	7,089	640	8,057	3,375	1,215
敷金・保証金戻り収入	33,776							
特定資産取崩収入	37,124	283,404						
事業活動収入計	2,375,908	2,640,383	2,205,255	1,909,950	2,339,719	2,076,313	1,916,397	2,123,389

科 目\年 度	(平成)17	18	19	20	21	22	23	24
事業活動支出								
事業費支出	1,829,120	1,830,588	1,524,380	1,595,210	1,850,966	1,806,758	1,750,096	1,837,195
講 習 事 業 費	428,168	367,529	354,961	478,105	816,731	738,610	706,194	693,321
認 定・評 定 等	479,301	467,865	464,491	423,034	353,829	383,053	397,831	385,081
情 報 通 信 事 業 費	327,574	420,101	312,274	282,568	316,793	300,055	326,955	368,349
国 際 協 力 事 業 費	90,936	61,461	72,602	58,756	65,167	65,924	52,312	58,948
調 査 研 究 事 業 費	111,041	122,683	74,808	88,199	70,805	14,250	6,482	4,613
消 防 設 備 機 器 研 究	13,569	13,684	16,608	29,621	13,000	15,098	14,494	15,401
住 宅 防 火 推 進 事 業 費	63,012	48,476	5,886					
違 反 是 正 支 援	95,774	97,076				38,387	36,164	35,249
消 防 防 災 業 務 推 進	34,571	30,292	33,409	34,945	33,401	31,390	29,519	37,414
刊 行 物 頒 布 事 業 費	166,243	182,277	171,961	178,093	157,688	188,888	152,746	208,068
保 険 等 手 数 料 費	14,013	14,367	13,854	14,539	17,152	15,306	17,692	25,664
防 災 製 品 P L 対 策	4,918	4,777	3,528	7,350	6,399	15,796	9,706	5,086
助成金事業支出			89,317	81,647	72,072	13,574		
管理費支出	300,940	288,552	281,644	231,108	229,314	240,203	185,375	198,160
事業活動支出計	2,130,060	2,119,140	1,895,341	1,907,966	2,125,352	2,060,535	1,935,470	2,035,354
			309,914	1,984	187,368	15,778	△ 19,073	88,035

第4章 定款その他関係資料

投資活動収支の部

科 目\年 度	(平成)17	18	19	20	21	22	23	24
投資活動収入								
基 本 財 産 収 入			850					
特 定 資 産 収 入			26,663	61,066	54,870	14,771	19,583	43,888
敷金・保証金取崩収入			2,800					872
投資活動収入計			30,313	61,066	54,870	14,771	19,583	44,760

投資活動支出								
基 本 財 産 運 用 支 出		500,000	850					
特 定 資 産 運 用 支 出	80,000	2,014	301,869	229,929	224,773	27,467	27,979	28,514
固 定 資 産 取 得 支 出	46,447	8,132	29,224	8,251	35,353	31,350	31,723	11,950
敷 金 ・ 保 証 金 支 出	10,463				698	54	872	231
その他の固定資産支出	102,772							
投資活動支出計	239,682		331,943	238,181	260,823	58,870	60,574	40,696
投資活動収支差額			△301,630	△177,115	△205,953	△44,100	△40,990	4,064

財務活動収支の部

科 目\年 度	(平成)17	18	19	20	21	22	23	24
財務活動収入								
財務活動支出								
財務活動収支差額								

予備費支出								
当期収支差額	6,165	11,098	8,284	△175,131	△18,585	△28,322	△60,064	92,099
前期繰越収支差額	564,622	570,787	581,885	590,169	415,038	396,453	368,131	308,068
次期繰越収支差額	570,787	581,885	590,169	415,038	396,453	368,131	308,068	400,167

(注) 科目は、平成24年度によっている。

⑤ 平成25年度～令和6年度

一般正味財産の部

経常増減の部

(単位：千円)

科 目\年 度	(平成)25	26	27	28	29	30	(令和)元	2	3	4	5	6
経常収益												
基本財産運用益	22,666	89,864	24,457	18,076	20,681	17,846	17,851	17,842	17,838	21,093	20,783	27,833
特定資産運用益	8,543	109,702	46,819	15,598	16,282	15,860	15,702	13,534	13,523	13,523	13,522	16,329
受取会費	17,340	18,424	18,528	18,314	18,077	17,749	15,763	15,740	14,990	14,990	14,990	13,090
事業収益	2,121,923	2,249,683	2,035,319	1,838,120	1,905,605	1,897,422	1,924,631	1,747,806	1,749,814	1,791,150	1,819,345	1,859,761
調査研究事業							37,688	36,900				
違反是正支援・相談事業									79	79	73	
防火防災啓発普及事業						1,524	1,519	3,245	2,574	2,486	2,585	2,502
国際協力事業	33,631	7,500		12,095	16,503			8,307				2,316
講習事業	840,610	951,834	881,845	852,000	848,956	885,762	896,421	742,137	882,687	923,172	965,605	1,041,646
認定・評定・評価・推奨事業	597,783	619,803	601,584	549,044	655,519	670,728	623,317	569,490	600,921	624,979	601,196	575,978
情報通信事業	411,234	402,302	291,683	159,341	123,645	90,373	117,897	167,695	28,123	12,948		
刊行物事業	197,053	224,626	217,326	218,091	215,455	202,521	194,229	169,210	185,476	181,139	188,803	183,430
海外消防情報事業	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	2,600	2,600	2,600
委託研究事業		1,859	1,916	5,940	1,453	957	4,352	963		999	10,876	1,982
保険等手数料		29,200	28,404	29,050	31,515	32,998	36,649	37,300	37,394	37,187	42,047	43,747
防災製品P.L.対策事業		5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560
受取寄付金						12,000						
雑収入		1,240	890	1,206	875	2,262	768	657	751	3,142	2,399	933
経常収益計	2,171,338	2,468,913	2,126,012	1,891,314	1,973,520	1,951,139	1,974,714	1,795,579	1,796,915	1,843,897	1,871,039	1,917,946
経常費用												
事業費	1,832,533	1,936,310	1,952,921	1,825,177	1,785,798	1,749,221	1,740,626	1,571,694	1,559,265	1,641,588	1,660,460	1,695,145
調査研究事業	37,684	31,645	43,780	56,252	58,777	51,498	68,346	77,788	23,860	27,962	28,947	27,873
消防防災研究助成事業	15,095	7,379	25,133	25,103	20,809	18,733	9,858	7,964	7,198	4,668	13,902	25,203
違反是正支援・相談事業	31,643	34,111	29,576	28,989	28,208	27,637	33,283	30,344	37,554	45,651	42,386	46,548
防火防災啓発普及事業	56,329	57,693	64,331	63,681	59,538	60,520	65,194	63,880	72,136	87,822	97,938	88,422
国際協力事業	47,377	26,882	12,871	25,788	31,370	15,050	15,130	25,072	23,041	24,452	25,112	25,156
講習事業	758,393	877,684	821,374	792,441	793,100	821,224	797,628	695,932	772,023	833,712	850,196	879,604
認定・評定・評価・推奨事業	384,652	421,919	437,456	410,977	430,228	431,546	417,875	367,884	343,469	345,555	354,223	395,880
情報通信事業	297,105	274,970	305,082	213,046	160,826	140,603	134,553	147,338	106,407	94,455	48,085	16,782
刊行物事業	173,047	162,655	175,699	168,328	162,347	145,150	154,412	117,358	134,808	142,544	150,648	145,017
海外消防情報事業	8,286	8,294	8,308	8,418	9,381	9,091	9,008	8,916	8,904	3,535	3,678	3,560
委託研究事業	7,096	4,158	5,882	1,174	0	7,148	1,348		525	8,762	3,941	
保険等手数料	17,418	17,777	17,415	18,312	21,512	20,440	23,547	22,211	23,907	25,047	29,968	30,381
防災製品P.L.対策事業	5,505	8,205	7,737	7,959	8,526	7,729	4,644	5,660	5,958	5,660	6,615	6,779
管理費	190,135	287,065	255,335	236,226	243,961	240,770	211,026	203,839	157,890	162,667	167,012	185,935
経常費用計	2,022,667	2,223,375	2,208,255	2,061,403	2,029,759	1,989,991	1,951,653	1,775,533	1,717,155	1,804,255	1,827,472	1,881,081
評価損益等調整前当期経常増減額	148,671	245,538	△ 82,244	△ 170,089	△ 56,239	△ 38,852	23,062	20,046	79,760	39,642	43,567	36,865
特定資産評価損益		1,185,645	232,655		71,250							△ 8,832
評価損益等計		1,185,645	232,655		71,250							△ 8,832
当期経常増減額	148,671	1,431,183	150,411	△ 170,089	15,011	△ 38,852	23,062	20,046	79,760	39,642	43,567	28,033

第4章 定款その他関係資料

経常外増減の部

科 目\年 度	(平成)25	26	27	28	29	30	(令和)元	2	3	4	5	6
経常外収益												
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	151	2	0	1	0	64,697
経常外費用												
経常外費用計	15,064	13,201	14,244	12,194	17,231	7,789	33,600	22,511	28,391	0	9,410	1
当期経常外増減額	-15,064	-13,201	-14,244	-12,194	-17,231	-7,789	-33,448	-22,509	-28,391	1	-9,410	64,696
税引前当期一般正味財産増減額	133,608	1,417,983	136,167	-182,283	-2,220	-46,641	-10,386	-2,463	51,369	39,643	34,157	92,730
法人税等、住民税及び事業税	209	9,703	209	209	209	8,481	9,904	34,934	57,054	29,517	49,614	30,890
当期一般正味財産増減額	133,399	1,408,280	135,959	-182,491	-2,428	-55,122	-20,291	-37,396	-5,685	10,126	-15,456	61,839
一般正味財産期首残高	3,343,594	3,476,993	4,885,272	5,021,231	4,838,740	4,836,312	4,781,190	4,760,899	4,723,503	4,717,818	4,727,944	4,712,488
一般正味財産期末残高	3,476,993	4,885,272	5,021,231	4,838,740	4,836,312	4,781,190	4,760,899	4,723,503	4,717,818	4,727,944	4,712,488	4,774,327

指定正味財産の部

科 目\年 度	(平成)25	26	27	28	29	30	(令和)元	2	3	4	5	6
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
正味財産期末残高	3,486,993	4,895,272	5,031,231	4,848,740	4,846,312	4,791,190	4,770,899	4,733,503	4,727,818	4,737,944	4,722,488	4,784,327

(注) 科目は、令和6年度によっている。

令和6年度 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	470,228,532		
未収金	22,283,308		
貯蔵物在庫品	94,871,783		
仮払金	48,000		
前払金	11,743,826		
立替金	43,088		
流動資産合計		599,218,537	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,899,991,000		
基本財産預金	100,009,000		
基本財産合計	2,000,000,000		
(2) 特定資産			
研究基金引当資産	1,200,000,000		
経営安定基金引当資産	951,288,000		
役員退職慰労引当資産	12,762,400		
退職給付引当資産	124,533,900		
減価償却引当資産	100,000,000		
特定資産合計	2,388,584,300		
(3) その他固定資産			
建物附属設備	6,950,239		
構築物	12		
什器備品	21,697,285		
ソフトウェア	33,096,834		
リース資産	10,766,470		
電話加入権	16,500		
敷金・保証金	41,410,000		
関係会社株式	22,050,000		
その他固定資産合計	135,987,340		
固定資産合計		4,524,571,640	
資産合計			5,123,790,177
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	119,260,623		
前受金	29,421,678		
預り金	11,025,424		
賞与引当金	31,228,127		
リース債務	3,508,010		
流動負債合計		194,443,862	
2 固定負債			
役員退職慰労引当金	12,762,400		
退職給付引当金	124,533,900		
長期リース債務	7,723,210		
固定負債合計		145,019,510	
負債合計			339,463,372
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			10,000,000
寄付金			
指定正味財産合計			10,000,000
(うち基本財産への充当額)			(10,000,000)
2 一般正味財産			4,774,326,805
(うち基本財産への充当額)			(1,990,000,000)
(うち特定資産への充当額)			(2,251,288,000)
正味財産合計			4,784,326,805
負債及び正味財産合計			5,123,790,177

(注) 実施事業資産はなし。

一般財団法人 日本消防設備安全センター 50 年のあゆみ

発 行 令和 7 年10月

編 集／発行所

一般財団法人 日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2 - 9 - 6

印 刷 株式会社 丸井工文社

